

和歌山県
人権に関する県民意識調査報告書

平成26年 1月

和歌山県



はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

和歌山県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき平成16年8月に県の人権施策の基本的な方向を示す「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、平成22年2月には改定を行い、さまざまな人権施策に取り組んでまいりました。

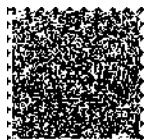
近年、社会情勢が急速に変化するなか、県民の皆さんの人権意識の変化や、企業等における人権尊重の取組等を把握するために、「和歌山県人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査」を平成20年度に引き続き実施し、その結果を報告書としてまとめました。

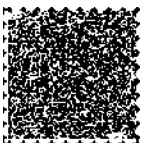
調査の結果については、人権が尊重される社会の実現に向けて、今後の人権施策の推進に活用していくこととしています。

最後に、報告書の作成にあたりまして、貴重なご助言をいただきました和歌山県人権施策推進審議会委員並びに調査にご協力いただきました県民の皆さんに、厚くお礼申し上げます。

平成26年 1月

和歌山県企画部長 野田 寛芳





目 次

I 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査の項目	1
3. 調査設計	1
4. 回収結果	2
5. 報告書の見方	3
6. 調査の精度	3

II 調査結果

II-1 回答者の基本属性

1. 性別	5
2. 年齢	5
3. 職業	6
4. 居住地域	7

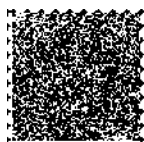
II-2 調査結果の概要

II-3 調査結果

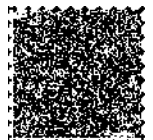
1. 人権全般について	21
1-1. 人権に関するとらえ方	21
1-2. 和歌山県の人権に関する評価について	24
1-3. 関心のある人権課題	35
1-4. 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験	40
1-5. 人権に関する評価及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識	67
1-6. 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応	75
1-7. 「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組	79
2. 女性の人権について	83
2-1. 女性に対する事柄で、人権上、特に問題のあること	83
2-2. 女性の人権を守るために特に必要なこと	90
3. 子どもの人権について	97
3-1. 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること	97
3-2. 子どもの人権を守るために特に必要なこと	104
4. 高齢者の人権について	111
4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	111
4-2. 高齢者の人権を守るために特に必要なこと	117
5. 障害のある人の人権について	124
5-1. 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	124
5-2. 障害のある人への配慮や工夫についての考え	131
5-3. 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと	134

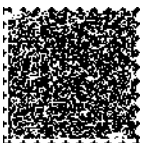


6. 同和問題について	141
6-1. 同和問題を知ったきっかけ	141
6-2. 同和問題に関しての問題点	146
6-3. 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身者であるとわかったときの対応	152
7. 外国人の人権について	155
7-1. 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	155
7-2. 外国人の人権を守るために特に必要なこと	160
8. HIV感染者やかかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について	165
8-1. HIV感染者やかかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	165
8-2. HIV感染者やかかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと	170
9. 犯罪被害者とその家族の人権について	175
9-1. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	175
9-2. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと	180
10. 情報化社会における人権侵害について	185
10-1. インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること	185
10-2. インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと	191
11. 医療の現場における患者の人権について	197
11-1. 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること	197
11-2. 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと	202
12. 働く人の人権について	207
12-1. 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること	207
12-2. 働く人の人権を守るために特に必要なこと	212
II-4 自由意見	217
資料	
人権に関する県民意識調査票	223



I 調査の概要





I 調査の概要

1. 調査の目的

県民の人権に関する意識等の実態を把握し、和歌山県の人権関係施策の基本的方向を検討するための基礎資料とする。

2. 調査の項目

- (1) 回答者の属性について
- (2) 人権全般について
- (3) 女性の人権について
- (4) 子どもの人権について
- (5) 高齢者の人権について
- (6) 障害のある人の人権について
- (7) 同和問題について
- (8) 外国人の人権について
- (9) HIV感染者やかかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権について
- (11) 情報化社会における人権侵害について
- (12) 医療の現場における患者の人権について
- (13) 働く人の人権について

3. 調査設計

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 調査地域 | 和歌山県全般 |
| (2) 調査対象 | 満20歳以上の県民3,000人 |
| (3) 抽出方法 | 層化二段無作為抽出 |
| (4) 抽出台帳 | 住民基本台帳から抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送における調査の配布・回収 |
| (6) 調査期間 | 平成25年6月1日～6月21日 |



4. 回収結果

(1) 結果詳細

(1) 発送数	3,000
(2) 未着返送数 (住所不明・転送先不明等)	15
(3) 実発送数	2,985
(4) 回収数	1,363
(5) 無効票 (白票等の無効回答)	2
(6) 有効回答数	1,361
(7) 有効回答率	45.6%

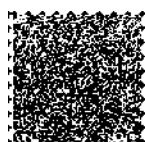
(2) 回収結果の内訳

[居住地域別]

地域別	発送数	未着返送数	実発送数	回収数	無効票	有効回答数	有効回答率
	a	b	c=a-b	d	e	f=d-e	f/c
和歌山市	1,118	7	1,111	471	1	470	42.3%
海南市・海草郡	193	1	192	79	0	79	41.1%
紀の川市・岩出市	360	1	359	163	0	163	45.4%
橋本市・伊都郡	277	0	277	129	0	129	46.6%
有田市・有田郡	234	2	232	120	0	120	51.7%
御坊市・日高郡	240	0	240	109	0	109	45.4%
田辺市・西牟婁郡	362	3	359	151	0	151	42.1%
新宮市・東牟婁郡	216	1	215	91	0	91	42.3%
*地域不明	—	—	—	50	1	49	—
計	3,000	15	2,985	1,363	2	1,361	45.6%

[男女別の回答]

		発送数	男女別の回答数	男女別の回答率
和歌山市	男性	519	200	38.5%
	女性	599	268	44.7%
海南市・海草郡	男性	97	29	29.9%
	女性	96	50	52.1%
紀の川市・岩出市	男性	182	71	39.0%
	女性	178	91	51.1%
橋本市・伊都郡	男性	124	44	35.5%
	女性	153	84	54.9%
有田市・有田郡	男性	109	53	48.6%
	女性	125	67	53.6%
御坊市・日高郡	男性	111	43	38.7%
	女性	129	65	50.4%
田辺市・西牟婁郡	男性	171	60	35.1%
	女性	191	91	47.6%
新宮市・東牟婁郡	男性	113	40	35.4%
	女性	103	51	49.5%
計	男性	1,426	540	37.9%
	女性	1,574	767	48.7%



5. 報告書の見方

- (1) 回答は各質問の回答者数 (N) を基数とした百分率 (%) で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%を上下することがある。回答者数 (N) が少ない場合は比率の数字が動きやすいため、厳密な比較をすることはむずかしいので、回答の傾向をみる程度になる。回答者数 (N) が 30 以下を含む図表には“※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要”と記している。
- (2) 複数回答を依頼した質問では、回答比率の合計が 100%を超える。
- (3) 図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢を短縮している場合がある。
- (4) 本文中、表やグラフに次にあげるような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。
 - ・ MA% (Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 3 LA% (3 Limited Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものを3つまで選択する場合

6. 調査の精度

この調査は標本調査であり、今回得られた結果から和歌山県全体としての意見を推測することができる。この場合、標本誤差は次の式より近似値を求めることができる。
(ただし、信頼度 95%とする)

$$\varepsilon = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(100-P)}{n}}$$

ε = 標本誤差

N = 母集団 (満20歳以上の県民 840,446人)

n = 回答者総数 (1,361人)

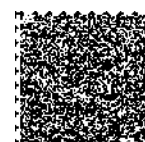
P = 回答比率

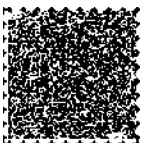
たとえば

回答者総数 (1,361人) を 100%とする質問で、ある回答選択肢に対する回答比率が 50%であったとすると、母集団 (満20歳以上の県民全体) における回答比率は、47.5~52.5%の間であると推測される。信頼度 95%というのは、同じ方法で 100回調査すれば、95回は母集団の真の値から、上式で求められた誤差の範囲内に入ることである (下記参照)。

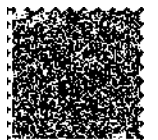
【標本誤差】

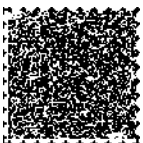
回答比率 (P)	県民標本誤差 (ε)
10%または90%	±1.5%
20%または80%	±2.0%
30%または70%	±2.3%
40%または60%	±2.4%
50%	±2.5%





Ⅱ－１ 回答者の基本属性

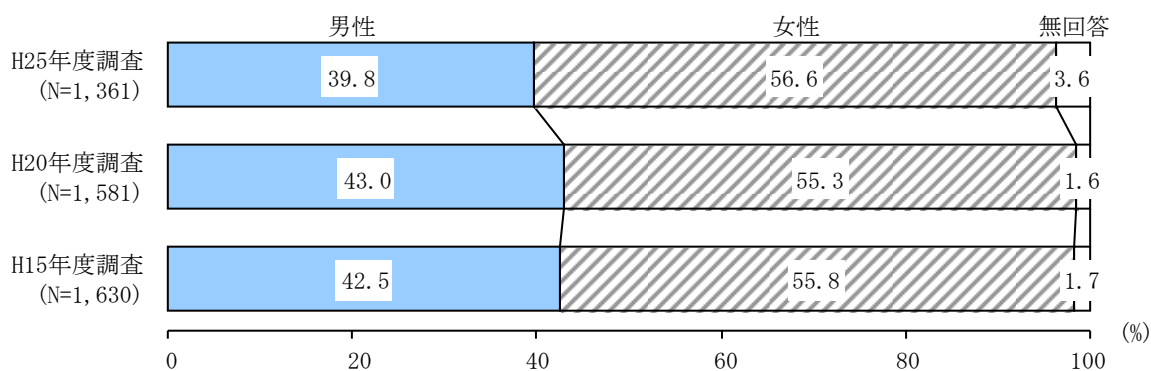




Ⅱ－１ 回答者の基本属性

1. 性別

【図表 1－1 性別】



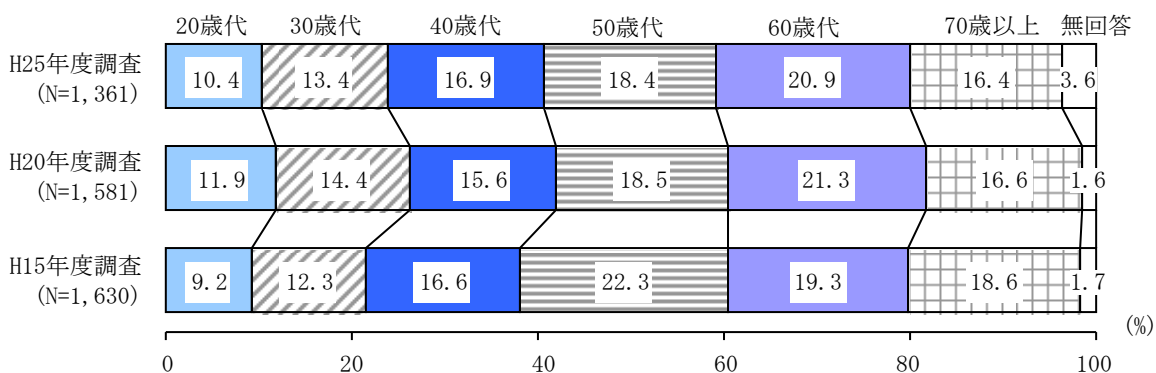
回答者の属性は、「男性」が39.8%、「女性」が56.6%で、「女性」の方が16.8ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、男性は平成20年度より3.2ポイント低く、女性は1.3ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、男性は平成15年度より2.7ポイント低く、女性は0.8ポイント高くなっている。(図表 1－1)

2. 年齢

【図表 1－2 年齢】



回答者の年齢は、「60歳代」が20.9%で最も割合が高く、次いで「50歳代」が18.4%、「40歳代」が16.9%となっている。

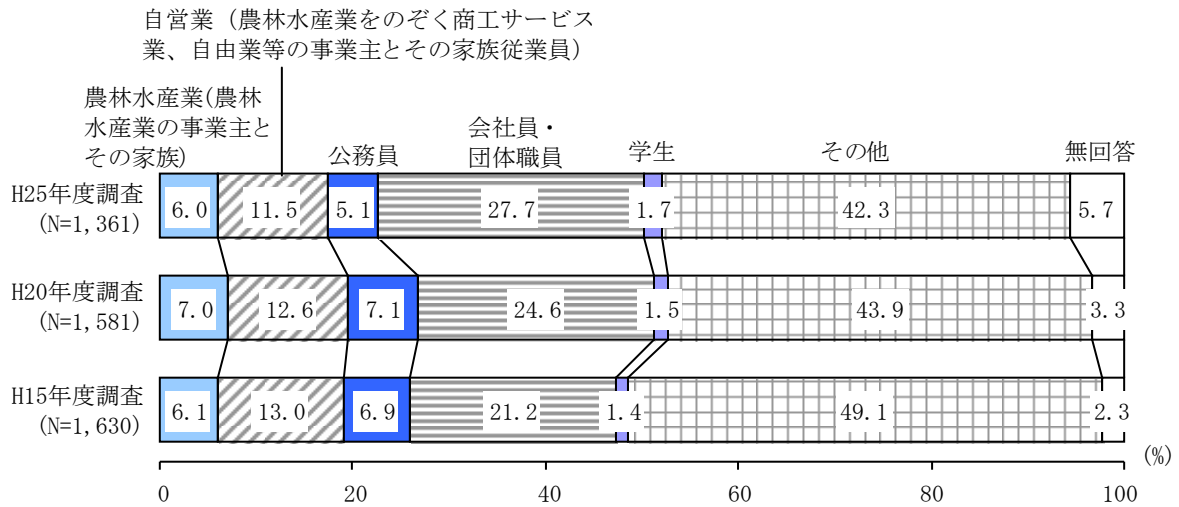
平成20年度調査と比較すると、「40歳代」は平成20年度より割合が高くなっており、それ以外の年代では低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「50歳代」と「70歳以上」は平成15年度より割合が低くなっており、それ以外の年代では高くなっている。(図表 1－2)



3. 職業

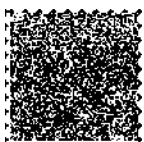
【図表1-3 職業】



回答者の職業は、無職も含まれると思われる「その他」が42.3%で最も割合が高いが、それ以外では「会社員・団体職員」が27.7%で最も割合が高く、次いで「自営業（農林水産業をのぞく商工サービス業、自由業等の事業主とその家族従業員）」が11.5%となっている。

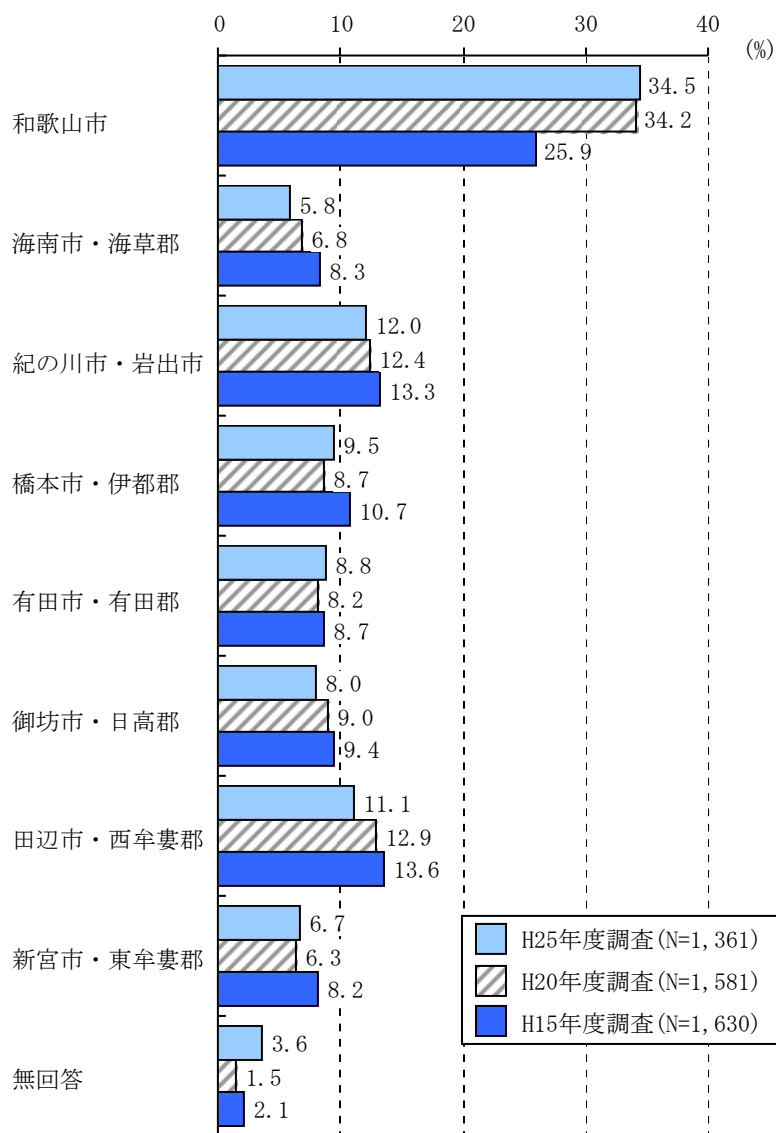
平成20年度調査と比較すると、「会社員・団体職員」は平成20年度より3.1ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「会社員・団体職員」は平成15年度より6.5ポイント高くなっている。(図表1-3)



4. 居住地域

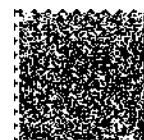
【図表1-4 居住地域】

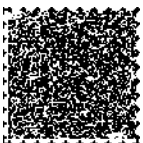


回答者の居住地域は、「和歌山市」が34.5%で最も割合が高く、次いで「紀の川市・岩出市」が12.0%、「田辺市・西牟婁郡」が11.1%となっている。

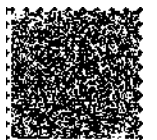
平成20年度調査と比較すると、「和歌山市」は平成20年度より0.3ポイント高い。「田辺市・西牟婁郡」が1.8ポイント低くなっている。

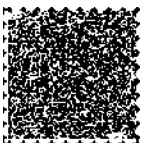
平成15年度調査と比較すると、「和歌山市」は平成15年度より8.6ポイント高い。「田辺市・西牟婁郡」と「海南市・海草郡」がともに2.5ポイント低くなっている。(図表1-4)





Ⅱ－２ 調査結果の概要





Ⅱ－２ 調査結果の概要

1. 人権全般について

1－1. 人権に関する考え方

人権に関する考え方については、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が42.2%で最も割合が高く、次いで「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が38.4%となっており、この2項目で約8割を占めている。

平成20年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が5.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が、6.4ポイント低くなっている。(P21 図表1－1)

1－2. 和歌山県の人権に関する評価について

和歌山県の人権に関する評価については、“A 今の和歌山県では人権は、十分守られている”について、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）の割合は47.9%に対し、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計）は12.3%で人権が十分に守られていると考えている人が多い。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』が5.1ポイント高く、『そう思わない』が2.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』が5.9ポイント高く、『そう思わない』が4.9ポイント低くなっている。

“B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われている”について、『そう思う』は33.6%に対し、『そう思わない』が20.2%となっている。

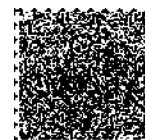
平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は1.3ポイント高く、『そう思わない』は4.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は2.7ポイント低く、『そう思わない』も4.4ポイント低くなっている。

“C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている”について、『そう思う』は27.5%に対し、『そうは思わない』は21.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は9.0ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は16.5ポイント低くなっている。(P.24 図表1－2)



1-3. 関心のある人権課題

関心のある人権課題については、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」が39.2%で最も割合が高く、次いで、平成25年度からの項目の「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働）」が31.4%、「情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）」が29.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「高齢者の人権」が7.4ポイント低く、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」が6.7ポイント、「子どもの人権」が5.5ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「環境問題」が9.9ポイント、「同和問題」が8.2ポイント、「医療の現場における患者の人権」が8.1ポイント、「犯罪被害者とその家族の人権」が7.7ポイント、「HIV感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権」が5.5ポイント低く、「子どもの人権」が6.8ポイント高くなっている。（P.35 図表1-3）

1-4. 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験

(1) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験

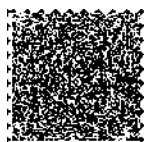
人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験については、「受けたことがある」が5.4%、「身の回りで見たり聞いたりしたことがある」が16.2%であり、一方で「ない」が64.4%と過半数を占めている。（P.40 図表1-4）

(2) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、その内容をたずねると、平成25年度からの項目の「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」が36.1%で最も割合が高く、次いで「子どもの人権」が24.8%、「女性の人権」が19.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「同和問題」は6.5ポイント、「女性の人権」は5.5ポイント低くなっている。

選択肢は若干異なるが平成15年度調査と比較すると、「子どもの人権」は16.4ポイント、「高齢者の人権」は14.5ポイント、「情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）」は9.0ポイント、「同和問題」は6.5ポイント高く、「公権力（国や地方公共団体）による人権侵害」は6.3ポイント、「医療の現場における患者の人権」は5.4ポイント低くなっている。（P.43 図表1-5）



(3) 人権侵害の具体的な内容

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、人権侵害の具体的な内容についてたずねると、“2. 子どもの人権”、“3. 高齢者の人権”は「育児や介護・世話の放棄、放任」がそれぞれ39.7%、30.8%と割合が最も高く、“1. 女性の人権”は「性的行為の強要や不快な性的言動」と「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」が25.9%で最も高い。“4. 障害のある人の人権”は「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が18.9%、“5. 同和問題”は「出生地・居住地による差別」が45.0%、“16. 働く人の人権”は「職場におけるハラスメント」が70.8%でそれぞれ最も高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、“1. 女性の人権”は「性的行為の強要や不快な性的言動」が7.5ポイント、「結婚時における差別」が8.7ポイント、「プライバシーの侵害」が10.4ポイント高くなっている。「育児や介護・世話の放棄、放任」は“2. 子どもの人権”が16.9ポイント、“3. 高齢者の人権”が10.6ポイント低くなっている。“4. 障害のある人の人権”は「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」が21.8ポイント、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が10.1ポイント低くなっている。“5. 同和問題”は「結婚時における差別」が13.7ポイント低くなっている。(P.47～P.55 図表1-6)

(4) 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応

人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応について、人権侵害を受けたことがある人では、「家族と親せきに相談した」が36.5%で最も割合が高く、次いで「黙って我慢した」が27.0%、「友達や先輩に相談した」が23.0%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「黙って我慢した」が20.4ポイント、「相手に直接抗議した」が11.3ポイント、「何もしなかった」が9.1ポイント、「市町村に相談した」が5.1ポイント低くなっている。(P.62 図表1-7-1)

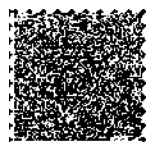
人権侵害を身の回りで見たり聞いたりしたことがある人では、「友人や先輩に相談した」が20.5%で最も割合が高く、次いで「家族や親せきに相談した」が17.7%、「相手に直接抗議した」が15.0%となっている。また「何もしなかった」が22.7%と高い割合になっている。(P.63 図表1-7-2)

1-5. 人権に関する評価及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識

今の和歌山県では人権は、十分守られていると思っている人もどちらともいえないという人も「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の割合が最も高いが、人権は十分守られていると思わない人は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が最も高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、人権は十分守られていると思っている人は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が9.0ポイント低く、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が7.5ポイント高くなっている。

(P.67 図表1-8-1①)



『今の和歌山県では人権は、十分に守られている』について、人権侵害の経験の有無別で見ると、人権侵害を受けたことがある人は、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）の割合は21.6%で、受けたことがない人の54.3%より32.7ポイント低くなっている。

一方、受けたことがある人の『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計）の割合は27.0%で、受けたことがない人の8.2%より18.8ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は受けたことがある人もない人も平成20年度より割合が高くなっており、『そう思わない』は受けたことがある人もない人も平成20年度より割合が低くなっている。（P.69 図表1-8-2①）

関心のある人権課題について、人権は十分守られていると思う・思わないにかかわらず、いずれも「障害のある人の人権」の割合が最も高く、次いで人権は十分守られていると思う人と、どちらともいえない人では「働く人の人権」、守られていると思わない人では「女性の人権」となっている。

平成20年度調査と比較すると、守られていると思う人では平成20年度は第1位であった「高齢者の人権」が第4位に順位を下げ、割合が8.1ポイント低くなっている。一方で、「障害のある人の人権」は平成20年度より9.1ポイント高くなっている。（P.74 図表1-8-3）

1-6. 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応

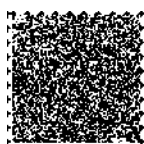
子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応について、「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が55.3%で最も割合が高く、次いで「県、市町村、法務局、人権擁護委員に相談する」が36.7%、「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」が32.7%となっている。

平成20年度調査と比べると、「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が17.9ポイント高い。「何もしない」が7.8ポイント、「県、市町村、法務局、人権擁護委員に相談する」が7.1ポイント、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が6.5ポイント低くなっている。（P.75 図表1-9）

1-7. 「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組

「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組については、「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」が62.2%で最も割合が高く、次いで「ラジオやテレビ、ホームページなどのメディアを使った啓発活動」が31.2%、「人権啓発イベント（ふれあい人権フェスタなど）を開催する」が16.8%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「NPOなどと連携を深め、自主的・主体的な活動を支援していく」が5.5ポイント、「ワークショップのような少人数を対象とした研修会を開催する」が4.3ポイント低くなっている。（P.79 図表1-10）



2. 女性の人権について

2-1. 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が46.6%で最も割合が高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識」が33.4%、「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が26.6%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「夫や恋人などから暴力・暴言、脅迫や行動制限をうける(DV)」は、5.8ポイント高いが、「妊娠や出産など母性健康管理について、十分に保障されていない」は5.6ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「夫や恋人などから暴力・暴言、脅迫や行動制限をうける(DV)」は11.9ポイント、「レイプ(強姦)などの女性への性暴力が発生している」は5.1ポイント高いが、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」は6.9ポイント、「商品の広告などで、内容に関係なく女性の水着姿・裸体などの使用」は6.5ポイント低くなっている。(P.83 図表2-1)

2-2. 女性の人権を守るために特に必要なこと

女性の人権を守るために必要なことについては、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が48.6%で最も割合が高く、次いで「採用や昇進時等であつかいを平等にするように企業に働きかける」が25.8%、「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」が24.0%となっている。

平成15年度調査と比較すると、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が4.1ポイント、「ドメスティック・バイオレンスへの対応を強化する」は7.2ポイント高くなっている。(P.90 図表2-2)

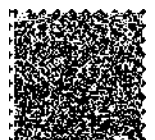
3. 子どもの人権について

3-1. 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること

子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が67.7%で最も割合が高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が51.0%、「子どもを成績や学歴だけで判断する」が27.6%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が7.6ポイント高いが、「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある」は6.4ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」は11.3ポイント、「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」は7.0ポイント高くなっている。一方、「子どもを成績や学歴だけで判断する」は13.7ポイント、「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある」は14.9ポイント、「買春、援助交際が行われている」は12.9ポイント、それぞれ低くなっている。(P.97 図表3-1)



3-2. 子どもの人権を守るために特に必要なこと

子どもの人権を守るために特に必要なことについては、「子どもに自分を大切にし、他人も大切に思いやりを教える」が51.4%で最も割合が高く、次いで「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が45.0%、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躾方や教育力を向上させる」が33.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躾方や教育力を向上させる」が7.7ポイント、「教師の人権意識、指導力を高める」が5.9ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躾方や教育力を向上させる」が12.3ポイント、「教師の人権意識、指導力を高める」が10.2ポイント低くなっているが、「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」は6.5ポイント高くなっている。（P.104 図表3-2）

4. 高齢者の人権について

4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「悪質商法などの消費者被害が多い」が40.5%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が35.9%、「在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない」が28.1%となっている。

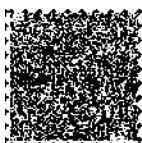
平成20年度調査と比較すると、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が5.3ポイント、「在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない」が4.7ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「建物や製品が、高齢者の利用しやすいようにつくられていない」が7.3ポイント、「仕事やボランティアを通して自分の能力を発揮する機会が少ない」が5.2ポイント、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が5.1ポイント低いが、「病院や施設等、家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある」は5.6ポイント高くなっている。（P.111 図表4-1）

4-2. 高齢者の人権を守るために特に必要なこと

高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が45.6%で最も割合が高く、次いで「学校や家庭で、高齢者への理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」が40.0%、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が35.3%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が6.2ポイント、「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」が5.8ポイント低いが、「民生委員など身近な地域の人たちによる見守り体制を充実させる」は4.8ポイント高くなっている。



平成15年度調査と比較すると、「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」が10.5ポイント、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が6.8ポイント、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が5.9ポイント、「駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる」が5.5ポイント低い、「病院や施設における高齢者への虐待等を防止する取組を徹底する」は4.4ポイント高くなっている。(P. 117 図表4-2)

5. 障害のある人の人権について

5-1. 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

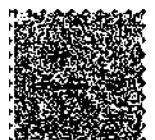
障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が61.2%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境が十分でない」が44.5%、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」が21.4%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「学校の受入体制が十分ではない」が3.2ポイント、「身近な地域での福祉サービスが十分でない」が3.1ポイント、「身近な地域にバリアフリー化された住宅がない」が2.8ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」が13.4ポイント、「身近な地域にバリアフリー化された住宅がない」が8.3ポイント、「身近な地域での福祉サービスが十分でない」が5.6ポイント低い、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」は12.6ポイント高くなっている。(P. 124 図表5-1)

5-2. 障害のある人への配慮や工夫についての考え

障害のある人への配慮や工夫については、「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が42.2%で最も割合が高く、次いで「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」が16.6%、「不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない」が13.4%となっている。(P. 131 図表5-2)



5-3. 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと

障害のある人の人権を守るために特に必要なことについては、「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が53.7%で最も割合が高く、次いで「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が27.1%、「卒業後も一貫して支援を行うため関連機関とのネットワークの構築」が24.9%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「精神科への偏見をなくし誰もが精神疾患の治療できる社会の実現」が10.2ポイント低い、「卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを構築」は6.2ポイント、「学校における特別支援学級を充実させる」は5.0ポイント高い。

平成15年度調査と比較すると、「バリアフリー化をすすめる、活動に参加しやすい環境を整える」が25.4ポイント、「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が7.6ポイント、「障害のある人と障害のない人の交流をすすめる」が6.4ポイント、「ひとりではできないことを補うため、周囲の者が常に手助けをする」が5.3ポイント低く、「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が5.4ポイント高くなっている。(P.134 図表5-3)

6. 同和問題について

6-1. 同和問題を知ったきっかけ

同和問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が34.7%で最も割合が高く、次いで「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が19.1%、「家族から聞いた」が18.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が4.4ポイント低くなっている。(P.141 図表6-1)

6-2. 同和問題に関しての問題点

同和問題に関しての問題点については、「結婚の時に周囲の人が反対する」が43.6%で最も割合が高く、次いで「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が21.5%、「身元調査が行われている」が17.2%となっている。(P.146 図表6-2)

6-3. 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応

仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応については、「当然、子どもの意思を尊重する」が52.1%で最も割合が高く、次いで「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が16.9%、「わからない」が22.9%となっている。(P.152 図表6-3)



7. 外国人の人権について

7-1. 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が51.2%で最も割合が高く、次いで「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が28.4%、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が21.0%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が7.5ポイント高いが、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」は6.0ポイント低い。

平成15年度調査と比較すると、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が9.0ポイント、「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が8.0ポイント、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が7.6ポイント高い。(P.155 図表7-1)

7-2. 外国人の人権を守るために特に必要なこと

外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が49.4%で最も割合が高く、次いで「日本人と外国人の交流の機会を増やす」が31.7%、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が24.2%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が9.0ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が7.4ポイント高くなっている。(P.160 図表7-2)

8. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について

8-1. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「病気についての理解や認識が十分でない」が67.0%で最も割合が高く、次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が36.4%、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が25.1%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療施設や療養環境が十分でない」が5.6ポイント、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が5.5ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「病気についての理解や認識が十分でない」は16.3ポイント高くなっているが、「興味本位の報道がなされる」が4.9ポイント、「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が3.5ポイント低くなっている。(P.165 図表8-1)



8-2. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと

HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るために特に必要なことについて、「医療保険制度を充実させる」が35.3%で割合が最も高く、次いで「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が34.8%、「病気に対する予防策を充実する」が28.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療保険制度を充実させる」が4.5ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が7.7ポイント高いが、「医療行為の十分な説明を行い、本人の納得を得て医療行為を行う」は6.3ポイント低くなっている。(P.170 図表8-2)

9. 犯罪被害者とその家族の人権について

9-1. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が55.8%で最も割合が高く、次いで「被害者の写真や履歴などが公表されプライバシーが侵害されている」が37.3%、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が32.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない」が5.6ポイント低くなっている。

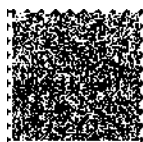
平成15年度調査と比較すると、「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が11.7ポイント、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が11.2ポイント高い。(P.175 図表9-1)

9-2. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと

犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なことについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が60.2%で半数以上を占めている、次いで「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が26.7%、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が24.8%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える」が7.2ポイント、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が5.5ポイント高い。

平成15年度調査と比較すると、「加害者に対する捜査や裁判について、十分な情報が得られること」が14.9ポイント、「被害者のための相談・支援体制を充実する」が8.2ポイント、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が5.9ポイント、「被害者の人権を守るための啓発活動を行う」が5.9ポイント低くなっている。(P.180 図表9-2)



10. 情報化社会における人権侵害について

10-1. インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること

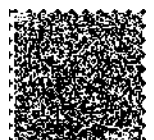
インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあることについては、「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が57.8%で最も割合が高く、次いで「子ども間のインターネットで「いじめ問題」が発生していること」が42.1%、平成25年度調査からの項目「個人情報の流出によりDMが届いたり、訪問や電話勧誘があること」が32.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、平成20年度で過半数を占めていた「出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること」が22.8ポイント、「ネット上にわいせつ画像や残虐画像など有害な情報を掲載すること」が10.1ポイント、「個人情報の不正調査や取扱い、横流し、流出等が発生していること」が7.1ポイント、「子ども間のインターネットで「いじめ問題」が発生していること」が6.0ポイント低くなっている。一方、「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」は8.8ポイント高くなっている。(P. 185 図表10-1)

10-2. インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと

インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なことについては、「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が47.0%で最も割合が高く、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」が35.2%、「ネット利用者やプロバイダ等に対し教育・啓発広報活動を推進する」が30.3%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「インターネットで人権侵害を受けた者のための相談体制を充実する」が6.1ポイント、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」が5.2ポイント高いが、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が5.2ポイント低くなっている。(P. 191 図表10-2)



11. 医療の現場における患者の人権について

11-1. 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること

医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあることについては、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームドコンセント）」が45.0%で最も割合が高く、次いで「救急患者の受け入れ拒否」が40.5%、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）」が37.2%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療過誤（医療ミス）」が9.3ポイント、「救急外来の安易な利用で重症患者が適切な処置を受けられない状態」が5.7ポイント低いが、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）」は6.0ポイント高くなっている。（P.197 図表11-1）

11-2. 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと

医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なことについては、「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が68.7%で最も割合が高く、次いで「患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる」が36.6%、「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」が35.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」が15.3ポイント、「救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できる取り組みを行う」が7.2ポイント、「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が5.7ポイント低くなっている。（P.202 図表11-2）

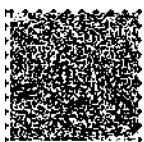
12. 働く人の人権について

12-1. 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

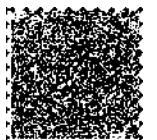
働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」が43.9%で最も割合が高く、次いで「育児や介護との両立に必要な休暇がとりづらい」が31.2%、「不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる」が28.6%となっている。（P.207 図表12-1）

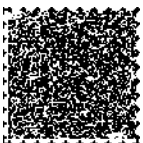
12-2. 働く人の人権を守るために特に必要なこと

働く人の人権を守るために特に必要なことについて、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が51.2%で最も割合が高く、次いで「育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する」が36.9%、「定年の引き上げなど高齢者が働きやすい制度を充実する」が27.8%となっている。（P.212 図表12-2）



II-3 調查結果

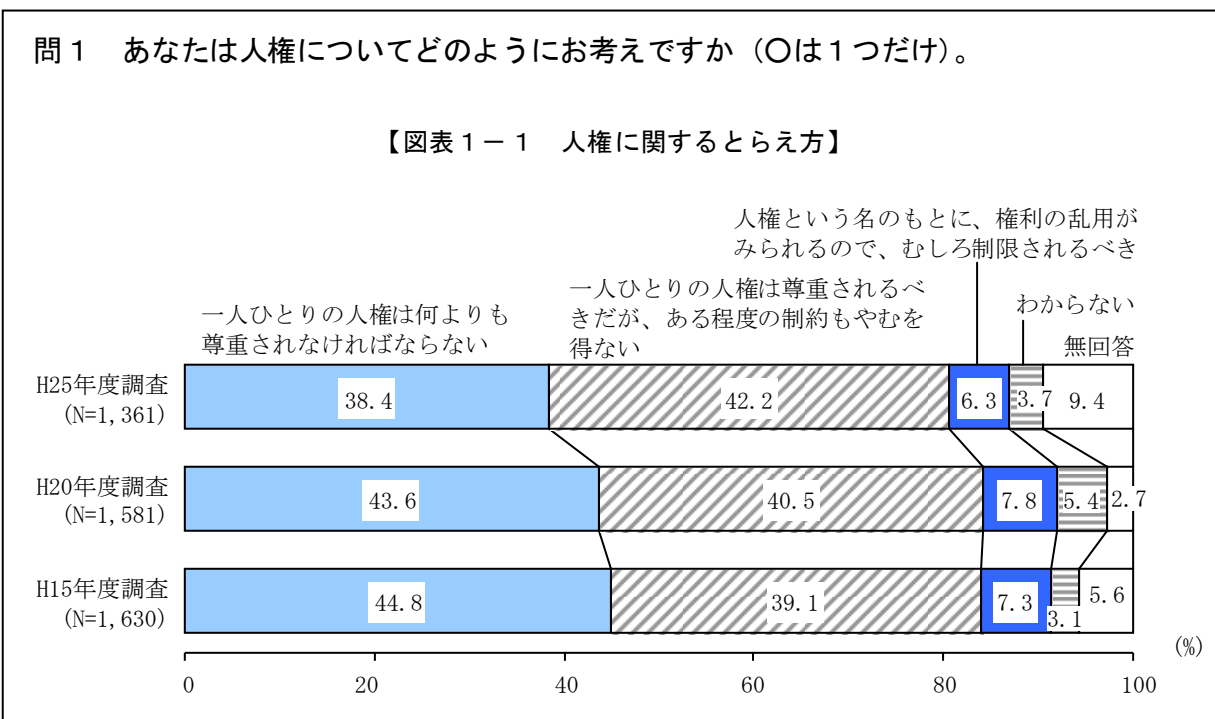




Ⅱ－3 調査結果

1. 人権全般について

1－1. 人権に関する考え方



人権に関する考え方については、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が42.2%で最も割合が高く、次いで「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が38.4%となっており、この2項目で約8割を占めている。

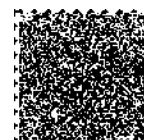
平成20年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が5.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が、6.4ポイント低くなっている。(図表1－1)

【性別】

性別でみると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」は男性の34.3%より女性の40.9%のほうが6.6ポイント高いが、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」や「人権という名のもとに、権利の乱用がみられるので、むしろ制限されるべき」は男性の方が割合が高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、男女とも「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合は平成20年度より低くなっており、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は男性が平成20年度の38.4%より6.6ポイント高くなっている。(図表1－1－1)

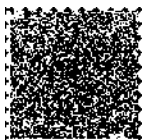
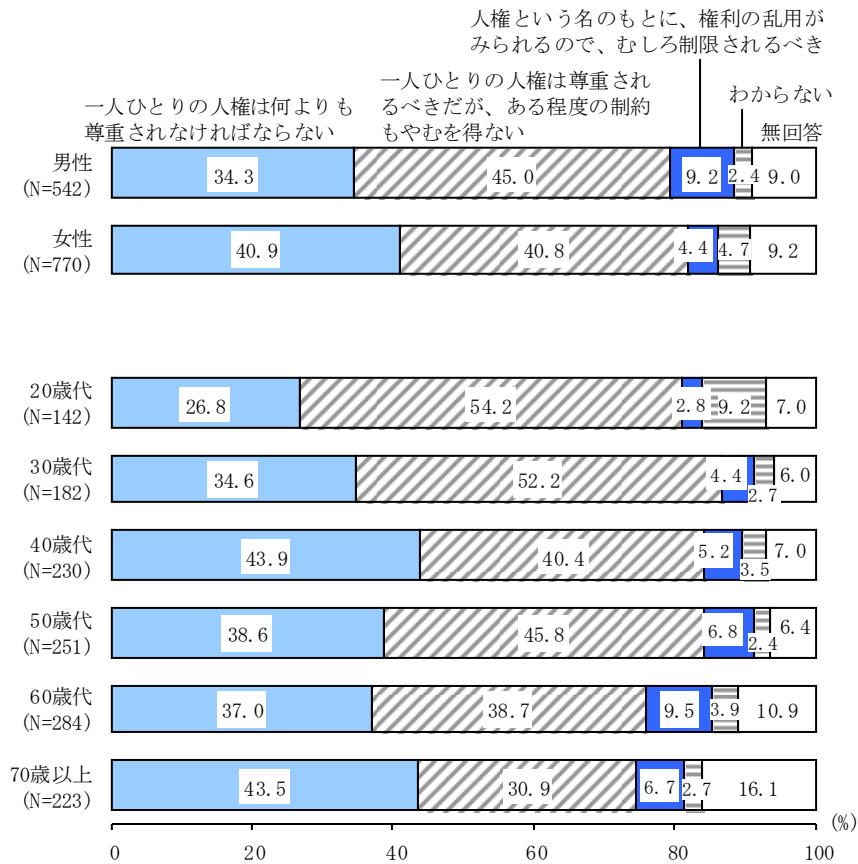


【年齢別】

年齢別でみると、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は20歳代が54.2%で最も割合が高く、高齢になるほど割合が低くなる傾向となっている。

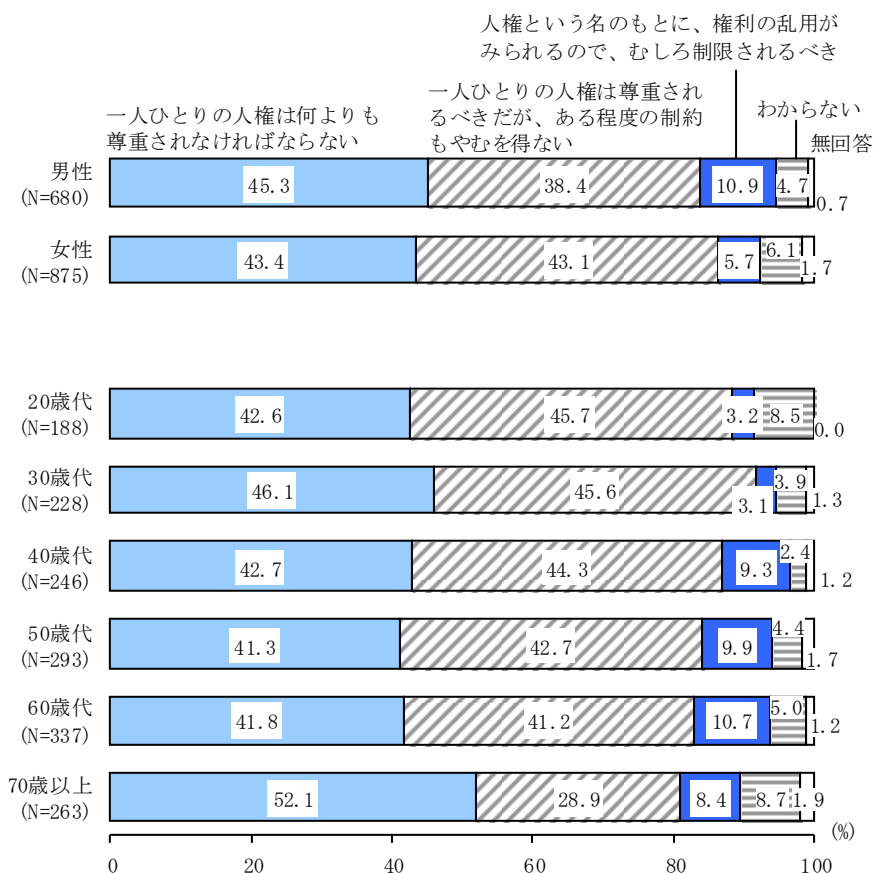
平成20年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は20・30・50歳代、70歳以上で平成20年度より割合が高くなっている。
(図表1-1-1)

【図表1-1-1 性別・年齢別・人権に関する考え方】
〔平成25年度調査〕



【図表 1-1-1 性別・年齢別・人権に関する考え方】

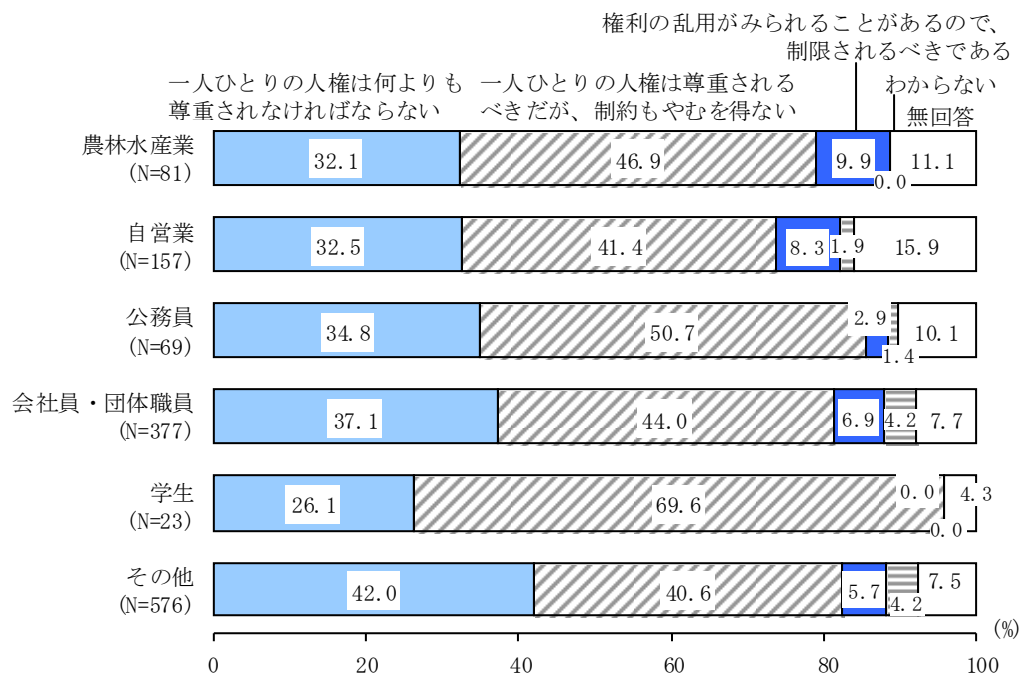
〔平成20年度調査〕



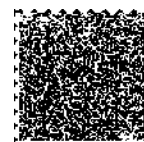
【職業別】

職業別でみると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」は会社員・団体職員が37.1%で最も割合が高く、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」は学生が69.6%で最も割合が高くなっている。(図表 1-1-2)

【図表 1-1-2 職業別 人権に関する考え方】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

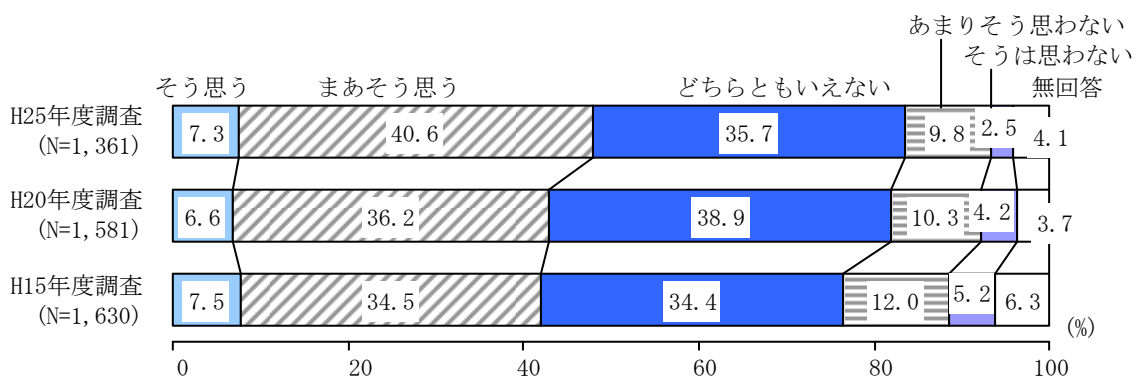


1-2. 和歌山県の人権に関する評価について

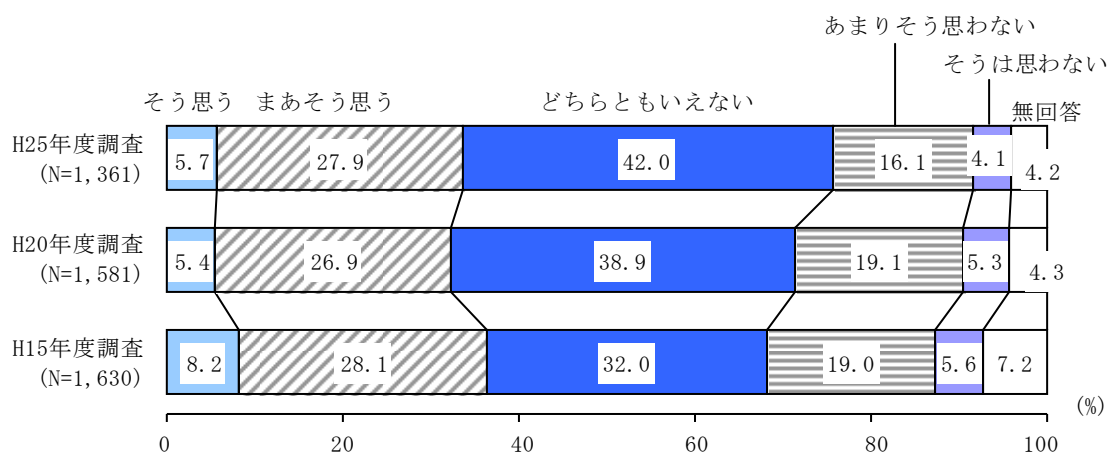
問2 「人権」に関するAからCの各設問について、あなたはどのようにお考えですか（○はそれぞれ1つずつ）。

【図表1-2 和歌山県の人権に関する評価について】

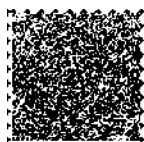
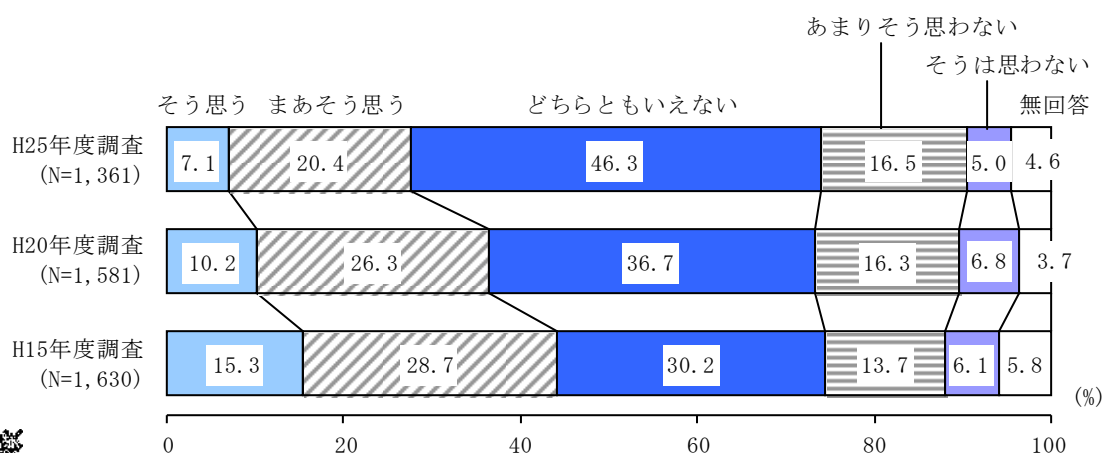
A 今の和歌山県では人権は、十分守られていると思いますか。



B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われていると思いますか。



C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきていると思いますか。



和歌山県の人権に関する評価については、“A 今の和歌山県では人権は、十分守られている”について、『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）の割合は47.9%に対し、『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計）は12.3%で人権が十分に守られていると考えている人が多い。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』が5.1ポイント高く、『そう思わない』が2.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』が5.9ポイント高く、『そう思わない』が4.9ポイント低くなっている。

“B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われている”について、『そう思う』は33.6%に対し、『そう思わない』が20.2%となっている。

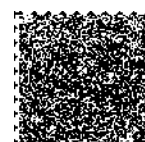
平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は1.3ポイント高く、『そう思わない』は4.2ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は2.7ポイント低く、『そう思わない』も4.4ポイント低くなっている。

“C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている”について、『そう思う』は27.5%に対し、『そうは思わない』は21.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は9.0ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、『そう思う』は16.5ポイント低くなっている。（図表1-2）



“A 今の和歌山県では人権は、十分に守られている” に対する意見

【性別】

性別でみると、『そう思う』は女性の45.5%より男性の50.0%のほうが4.5ポイント高く、『そう思わない』は男性の10.1%より女性の14.1%のほうが4.0ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、男女とも『そう思う』の割合は平成20年度より高く、女性は平成20年度より5.9ポイント高くなっている。(図表1-2-1)

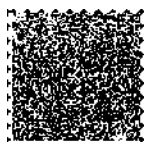
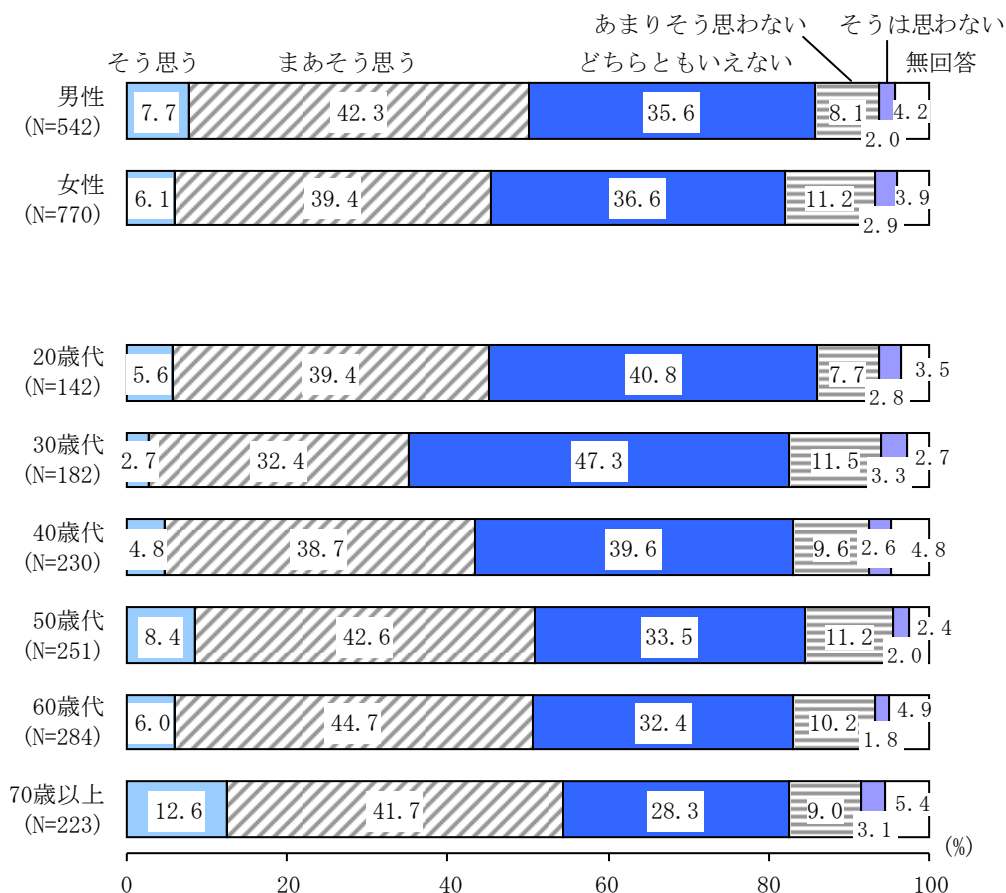
【年齢別】

年齢別でみると、『そう思う』は70歳以上が54.3%と最も割合が高く、30歳代が35.1%で最も低い。一方、『そう思わない』は30歳代が14.8%で最も割合が高く、20歳代が10.5%で最も低くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は30歳代と70歳以上を除く年代で平成20年度より高い割合となっている。(図表1-2-1)

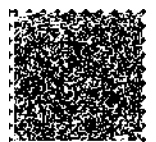
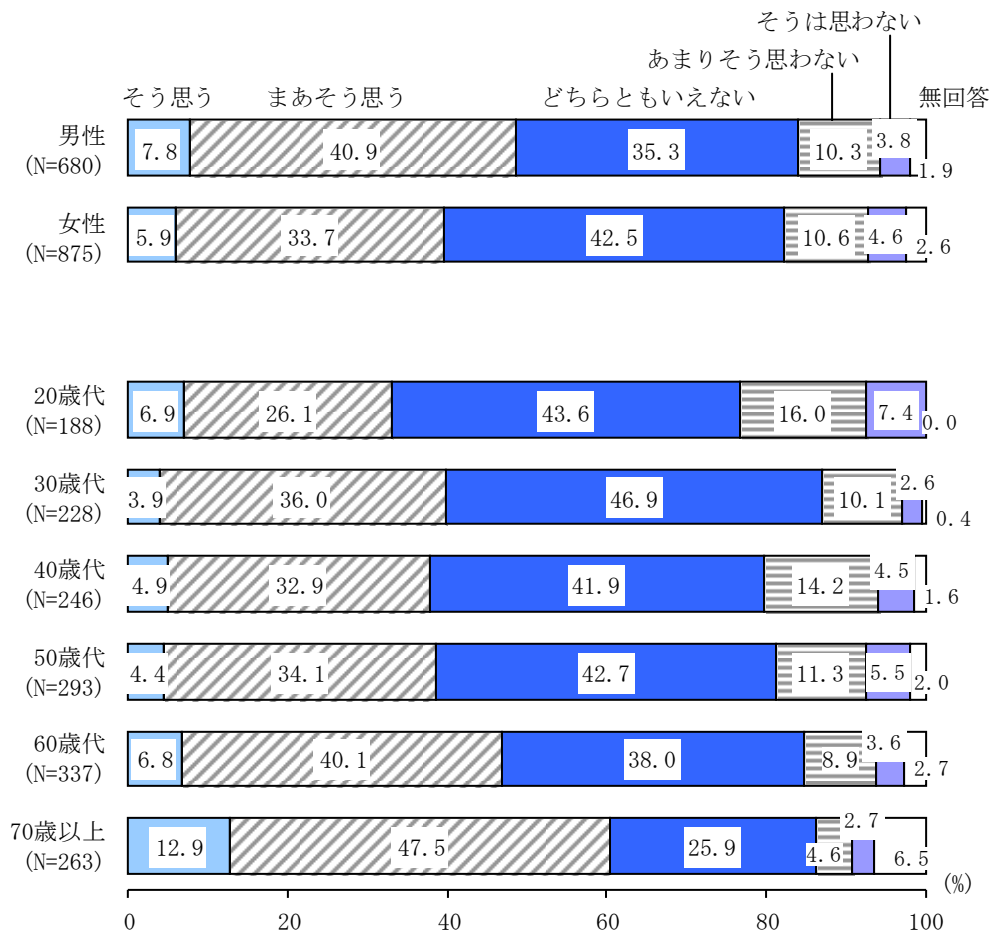
【図表1-2-1 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “A 今の和歌山県では人権は、十分に守られている” に対する意見】

〔平成25年度調査〕



【図表 1-2-1 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “A 今の和歌山県では人権は、十分に守られている” に対する意見】

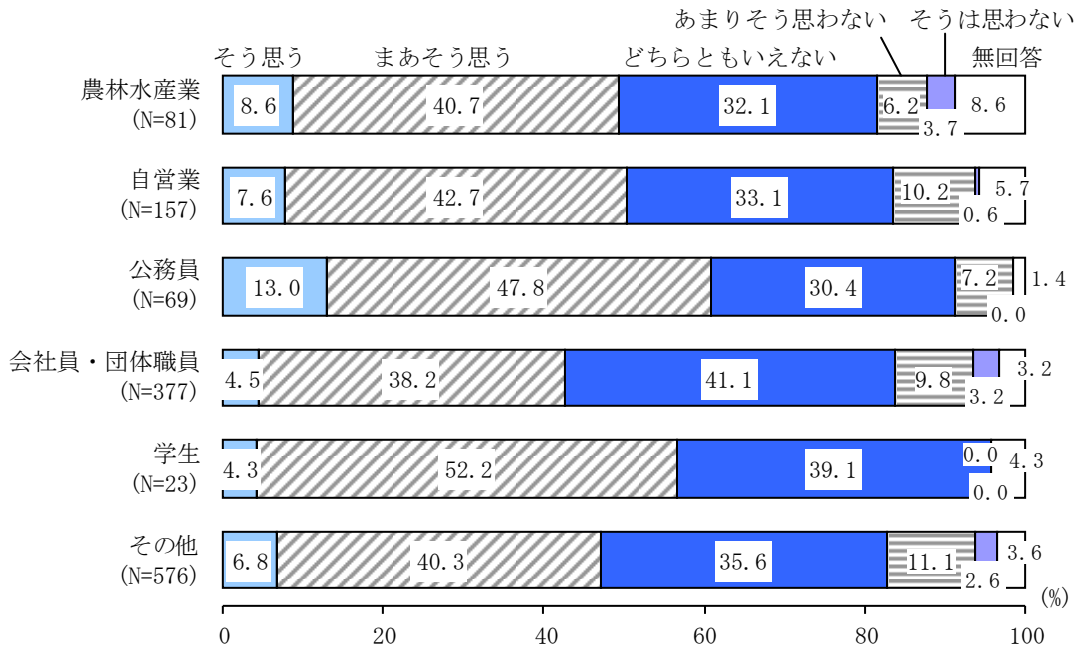
〔平成20年度調査〕



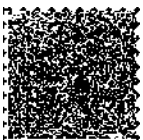
【職業別】

職業別でみると、『そう思う』は公務員が60.8%と最も割合が高く、会社員・団体職員が42.7%で最も低い。一方、『そう思わない』は会社員・団体職員が13.0%で、自営業が10.8%となっている。(図表1-2-2)

【図表1-2-2 職業別 和歌山県の人権に関する評価について“A 今の和歌山県では人権は、十分に守られている”に対する意見】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



“B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分に行われている”に対する意見

【性別】

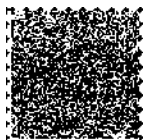
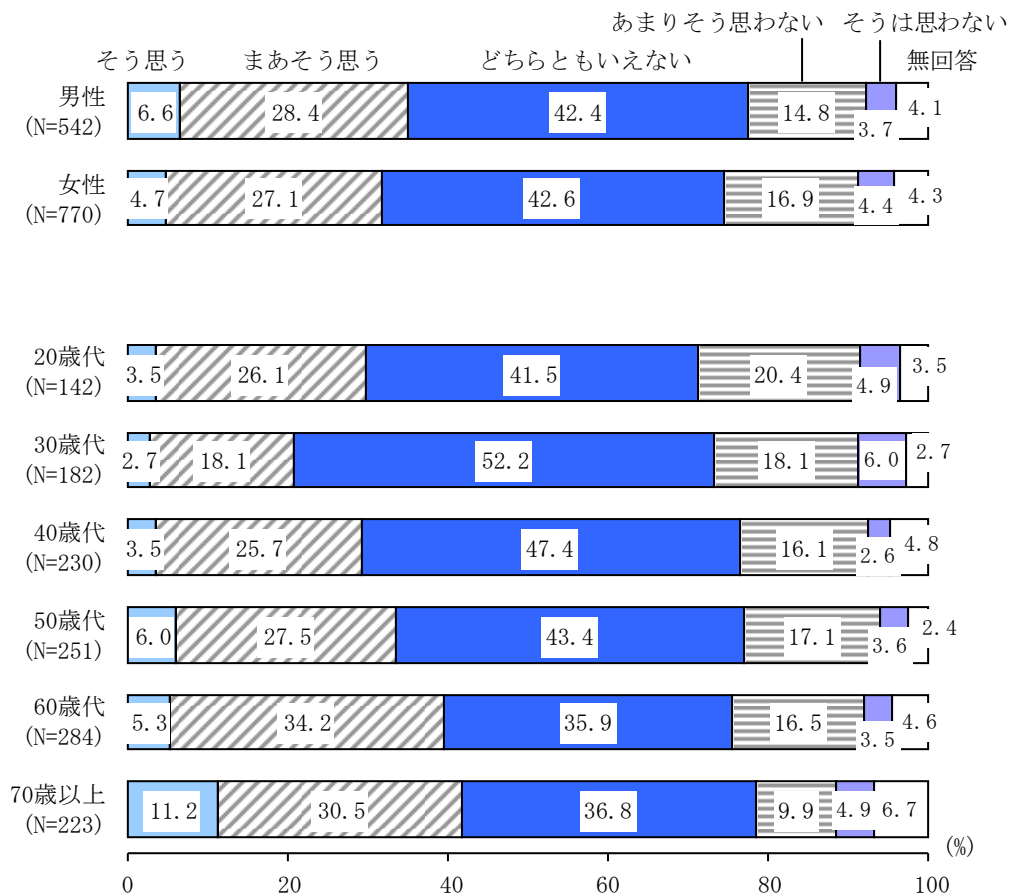
性別でみると、『そう思う』は女性の31.8%より男性の35.0%のほうが3.2ポイント高く、『そう思わない』は男性の18.5%より女性の21.3%のほうが2.8ポイント高くなっている。平成20年度調査と比較すると、『そう思わない』は男女とも平成20年度より割合が低くなっている。(図表1-2-3)

【年齢別】

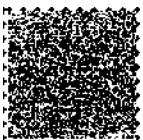
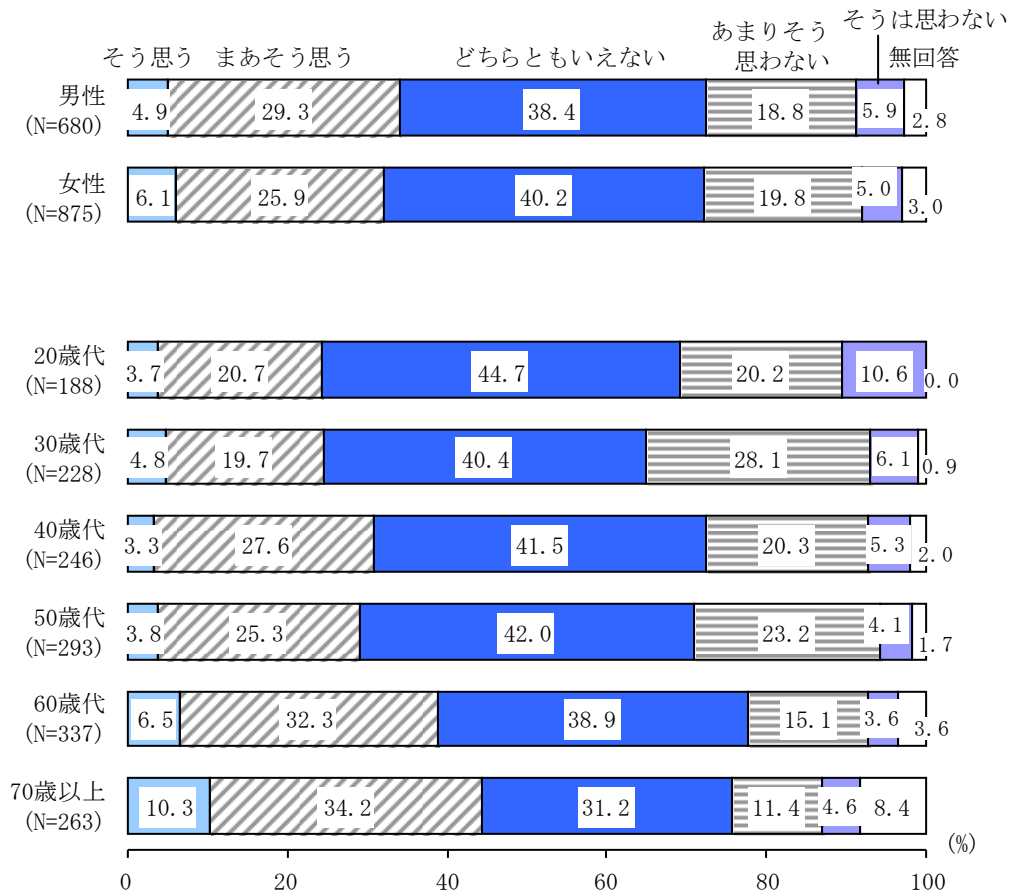
年齢別でみると、『そう思う』は70歳以上が41.7%と最も割合が高く、30歳代が20.8%で最も低い。一方、『そう思わない』は20歳代が25.3%で最も割合が高く、70歳以上が14.8%で最も低くなっている。

平成20年度調査と比較すると、20・50・60歳代は『そう思う』が平成20年度より高い割合となっている。(図表1-2-3)

【図表1-2-3 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分に行われている”に対する意見】
〔平成25年度調査〕



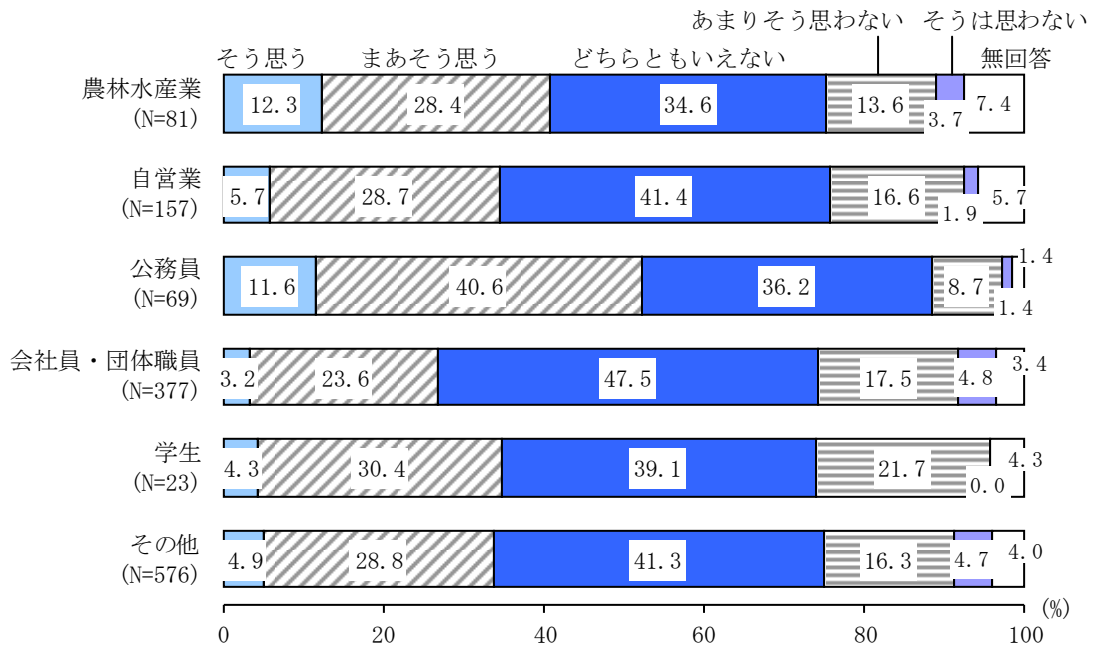
【図表 1-2-3 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われている” に対する意見】
〔平成20年度調査〕



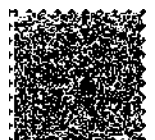
【職業別】

職業別でみると、『そう思う』は公務員が52.2%と最も割合が高く、会社員・団体職員が26.8%で最も低い。一方、『そう思わない』は会社員・団体職員が22.3%で最も割合が高く、公務員が10.1%で最も低くなっている。(図表1-2-4)

【図表1-2-4 職業別 和歌山県の人権に関する評価について “B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われている” に対する意見】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



“C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている”に対する意見

【性別】

性別でみると、『そう思う』は女性の25.0%より男性の30.2%のほうが5.2ポイント高く、『そう思わない』は男性の20.1%より女性の22.8%のほうが2.7ポイント高くなっている。

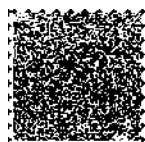
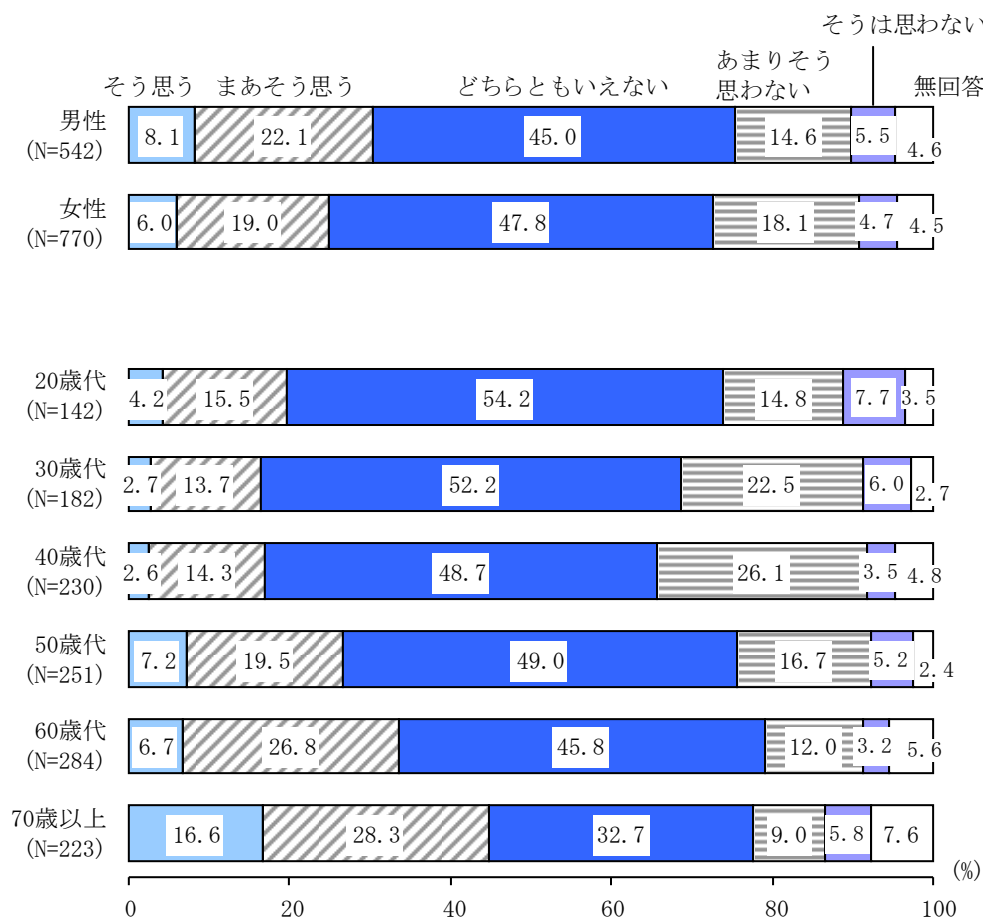
平成20年度調査と比較すると、男女とも『そう思う』の割合は平成20年度より低く、女性は11.1ポイント低くなっている。(図表1-2-5)

【年齢別】

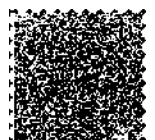
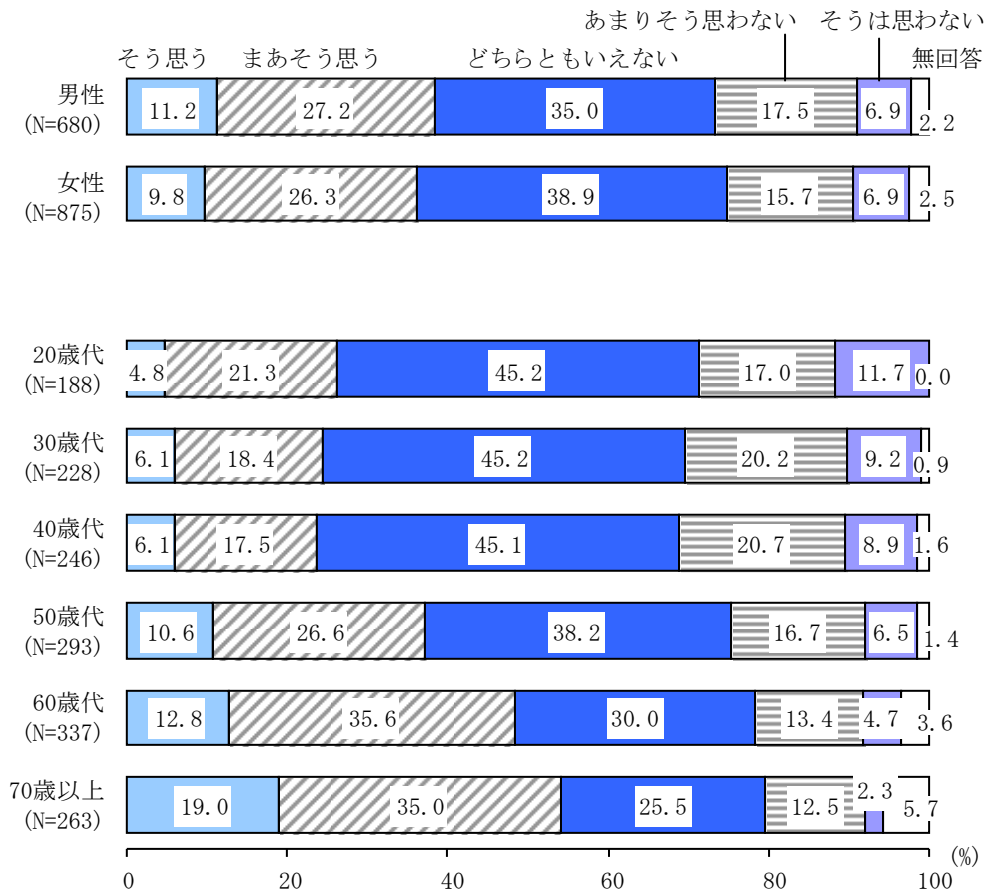
年齢別でみると、『そう思う』は70歳以上が44.9%と最も割合が高く、30歳代が16.4%で最も低い。一方、『そう思わない』は40歳代が29.6%で最も割合が高く、70歳以上が14.8%で最も低くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』はいずれの年代も平成20年度より低く、なかでも60歳代は平成20年度より14.9ポイント低くなっている。(図表1-2-5)

【図表1-2-5 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている”に対する意見】
〔平成25年度調査〕



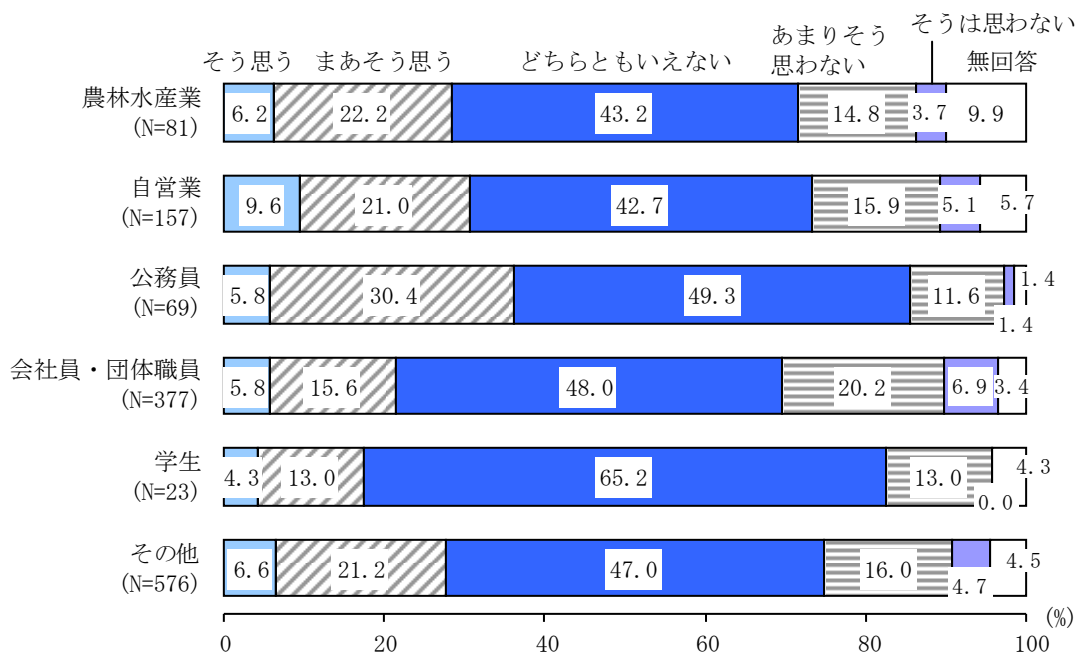
【図表 1-2-5 性別・年齢別 和歌山県の人権に関する評価について “5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている” に対する意見】
〔平成20年度調査〕



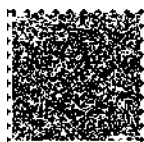
【職業別】

職業別でみると、『そう思う』は公務員が36.2%と最も割合が高く、学生が17.3%で最も低い。一方、『そう思わない』は会社員・団体職員が27.1%で最も割合が高く、公務員と学生がともに13.0%で最も低くなっている。(図表1-2-6)

【図表1-2-6 職業別 和歌山県の人権に関する評価について“C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきている”に対する意見】



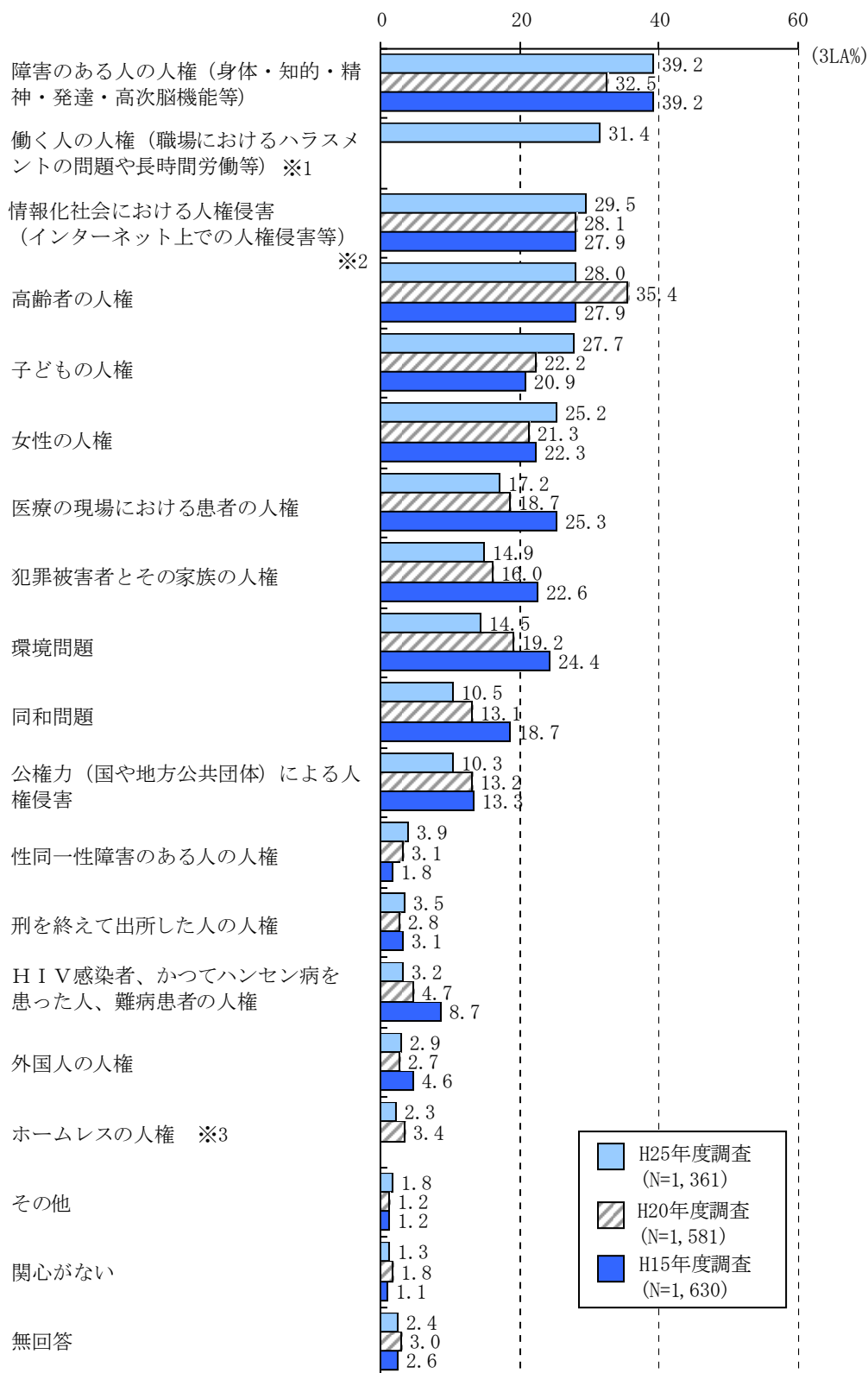
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



1-3. 関心のある人権課題

問3 次にあげる人権課題の中で、あなたが特に関心をもっているものは何ですか（〇は3つまで）。

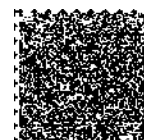
【図表1-3 関心のある人権課題】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※2 H15・20年度は「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」

※3 H20年度調査で新たに設けた選択肢



関心のある人権課題については、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」が39.2%で最も割合が高く、次いで、平成25年度からの項目の「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働）」が31.4%、「情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）」が29.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「高齢者の人権」が7.4ポイント低く、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」が6.7ポイント、「子どもの人権」が5.5ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「環境問題」が9.9ポイント、「同和問題」が8.2ポイント、「医療の現場における患者の人権」が8.1ポイント、「犯罪被害者とその家族の人権」が7.7ポイント、「HIV感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権」が5.5ポイント低く、「子どもの人権」が6.8ポイント高くなっている。（図表1-3）

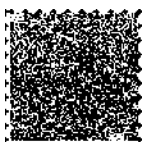
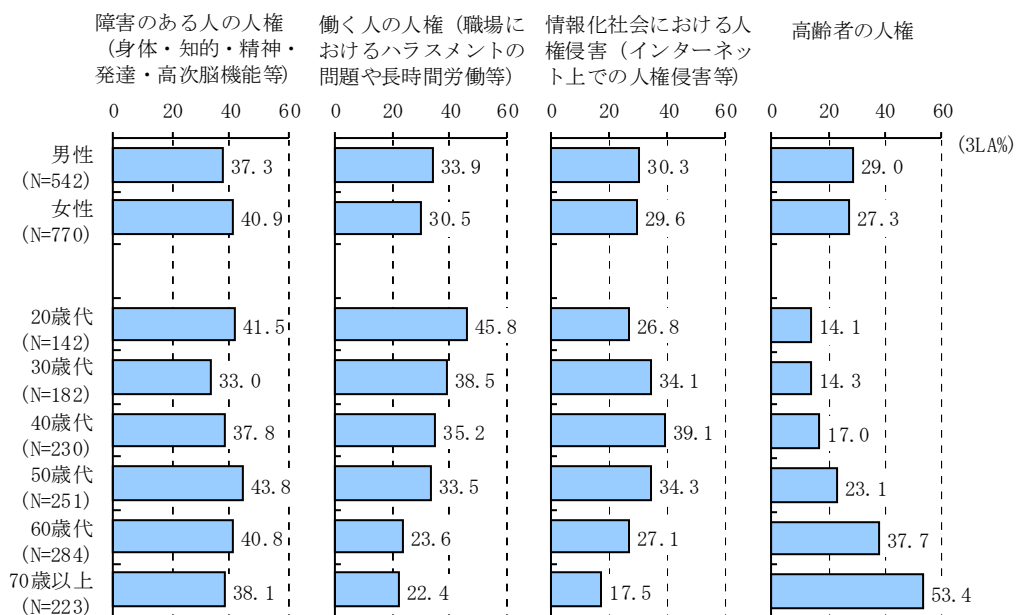
【性別】

性別でみると、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」、「子どもの人権」、「女性の人権」、「環境問題」、「性同一性障害のある人の人権」、「外国人の人権」は男性より女性のほうが割合が高く、なかでも「女性の人権」は18.2ポイント、「子どもの人権」は6.4ポイント、男性より女性のほうが高く、差が大きくなっている。（図表1-3-1）

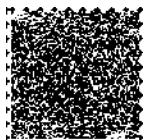
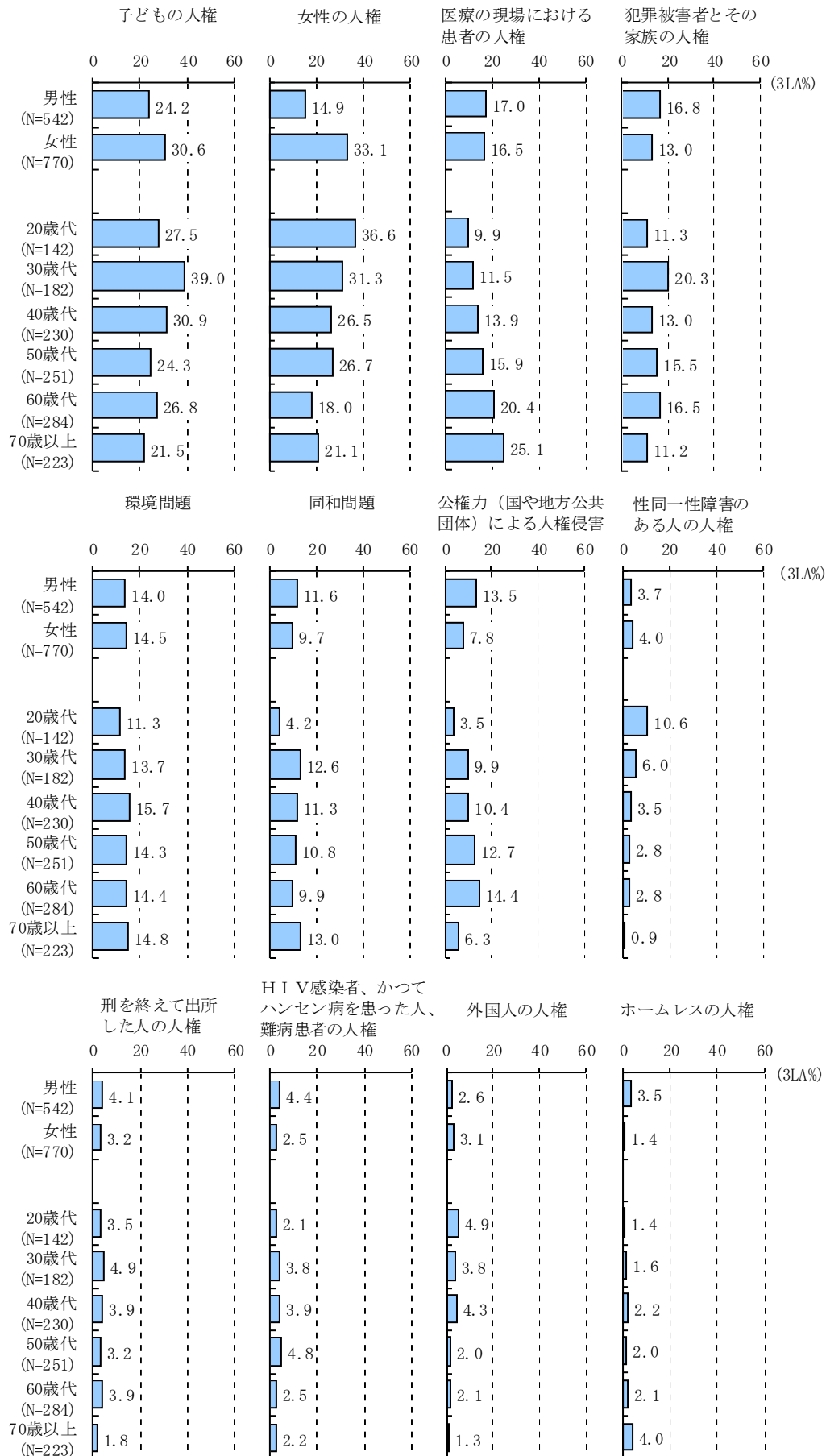
【年齢】

年齢別でみると、「高齢者の人権」、「医療の現場における患者の人権」、「ホームレスの人権」は高齢になるほど割合が高く、一方で、「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」、「女性の人権」、「性同一性障害のある人の人権」、「外国人の人権」は若い年代ほど割合が高い傾向となっている。（図表1-3-1）

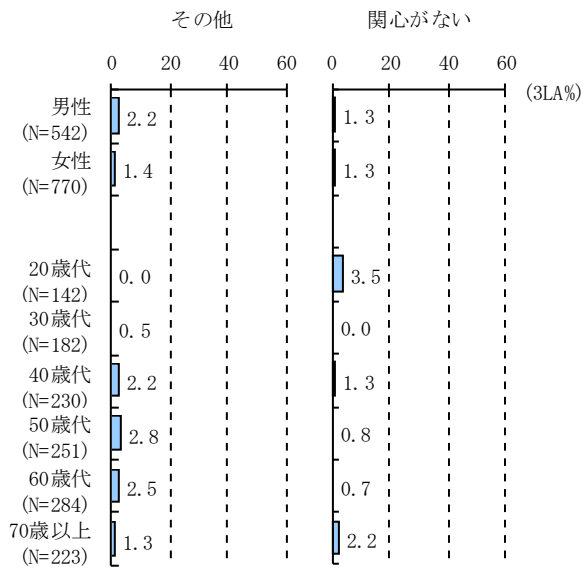
【図表1-3-1 性別・年齢別 関心のある人権課題】



【図表 1-3-1 性別・年齢別 関心のある人権課題】



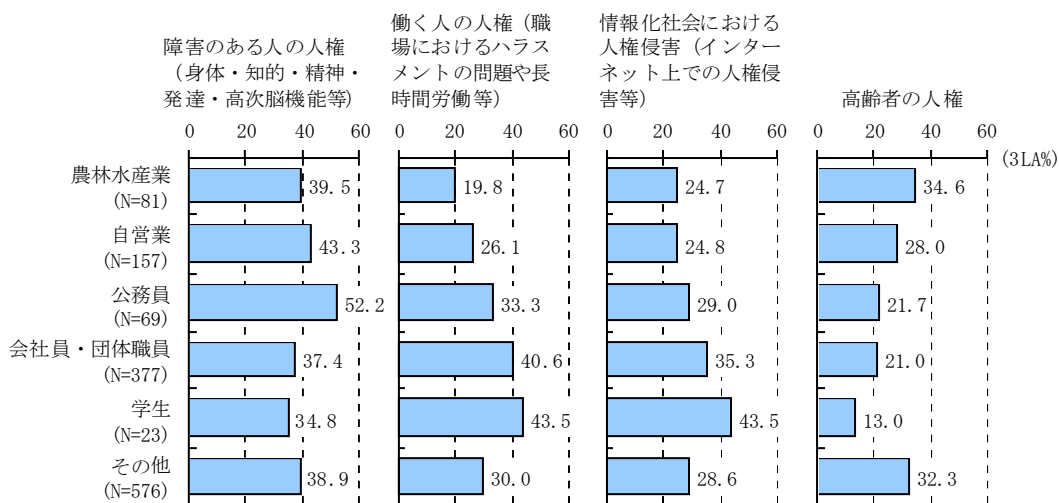
【図表 1-3-1 性別・年齢別 関心のある人権課題】



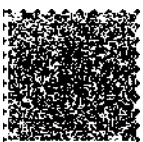
【職業別】

職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員は「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）」が最も割合が高く、なかでも公務員が52.2%と最も高くなっている。会社員・団体職員は「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」、学生は「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」と「情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）」が最も高くなっている。（図表 1-3-2）

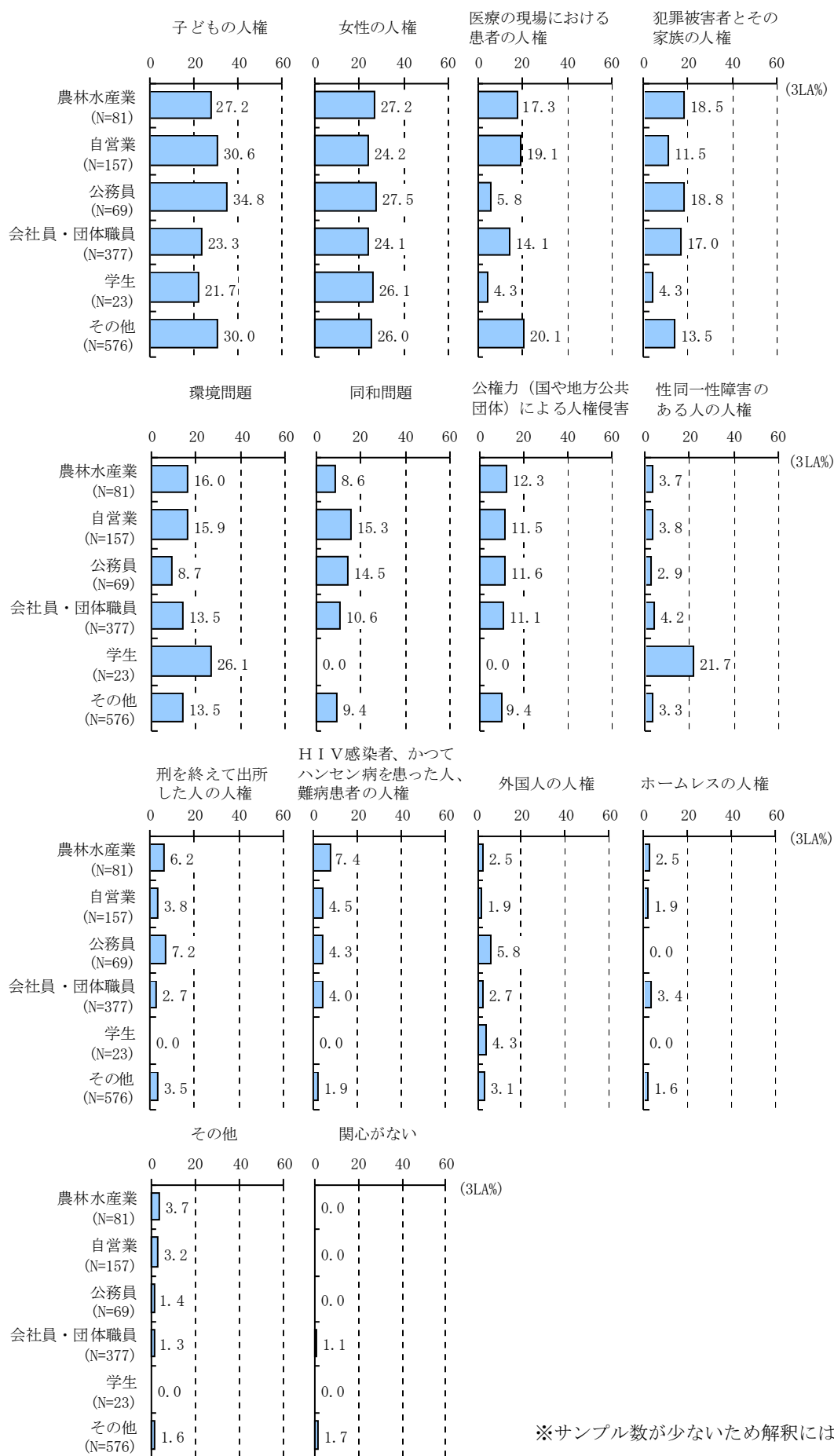
【図表 1-3-2 職業別 関心のある人権課題】



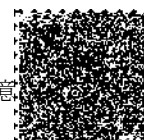
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表1-3-2 職業別 関心のある人権課題】



※サンプル数が少ないため解釈には注意



1-4. 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験

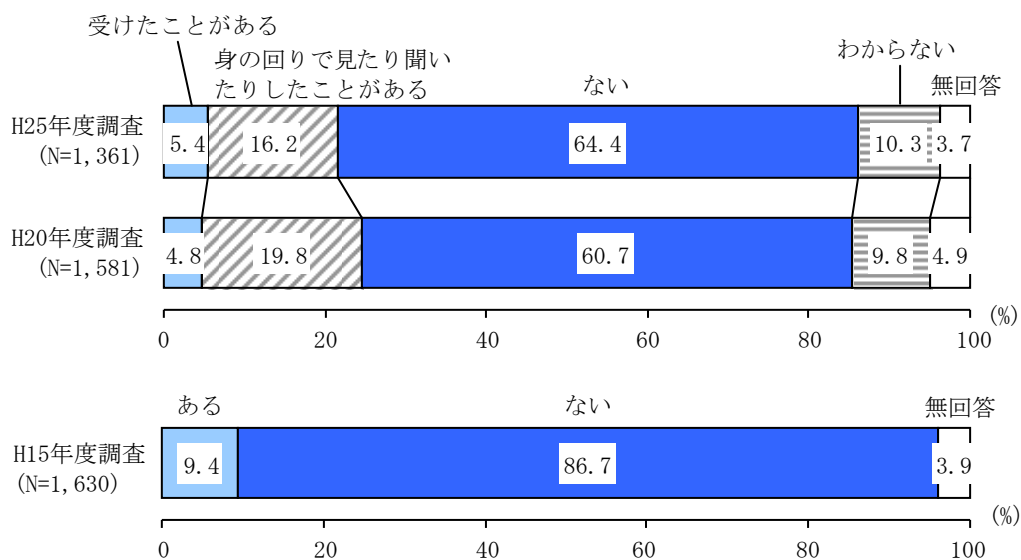
(1) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験

問4 あなたは、過去5年間に、人権侵害（差別・虐待など）を受けたことや身の回りで見たり聞いたりしたことがありますか（○は1つだけ）。

※「1 受けたことがある」、「2 身の回りで見たり聞いたりしたことがある」と回答された方は次のA～Cについてもご回答ください。

（平成15年度調査）問4 あなたは、ここ数年に、自身やご家族のことで人権侵害（差別・虐待など）を受けたと感じたことがありますか。どちらか1つに○をつけてください。

【図表1-4 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験】



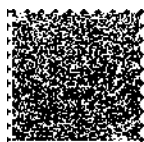
人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験については、「受けたことがある」が5.4%、「身の回りで見たり聞いたりしたことがある」が16.2%であり、一方で「ない」が64.4%と過半数を占めている。

平成20年度調査と比較すると、「身の回りで見たり聞いたりしたことがある」の割合は3.6ポイント低く、「ない」の割合は3.7ポイント高くなっている。

選択肢は若干異なるが、平成15年度調査と比較すると、「ない」は22.3ポイント低くなっている。（図表1-4）

【性別】

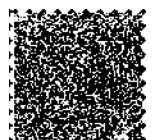
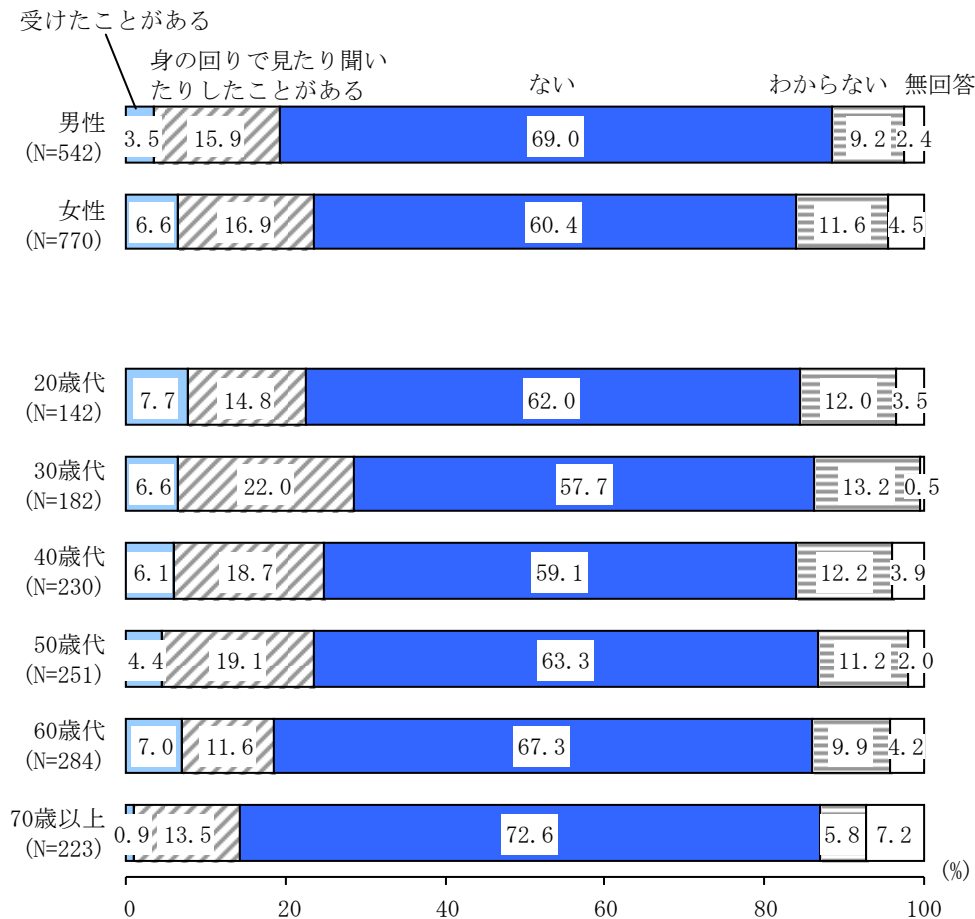
性別で見ると、「受けたことがある」、「身の回りで見たり聞いたりしたことがある」とも男性より女性のほうが割合が高くなっている。（図表1-4-1）



【年齢別】

年齢別でみると、「受けたことがある」は20歳代の7.7%が最も割合が高い。「見たり聞いたりしたことがある」は30歳代が22.0%で最も割合が高くなっている。(図表1-4-1)

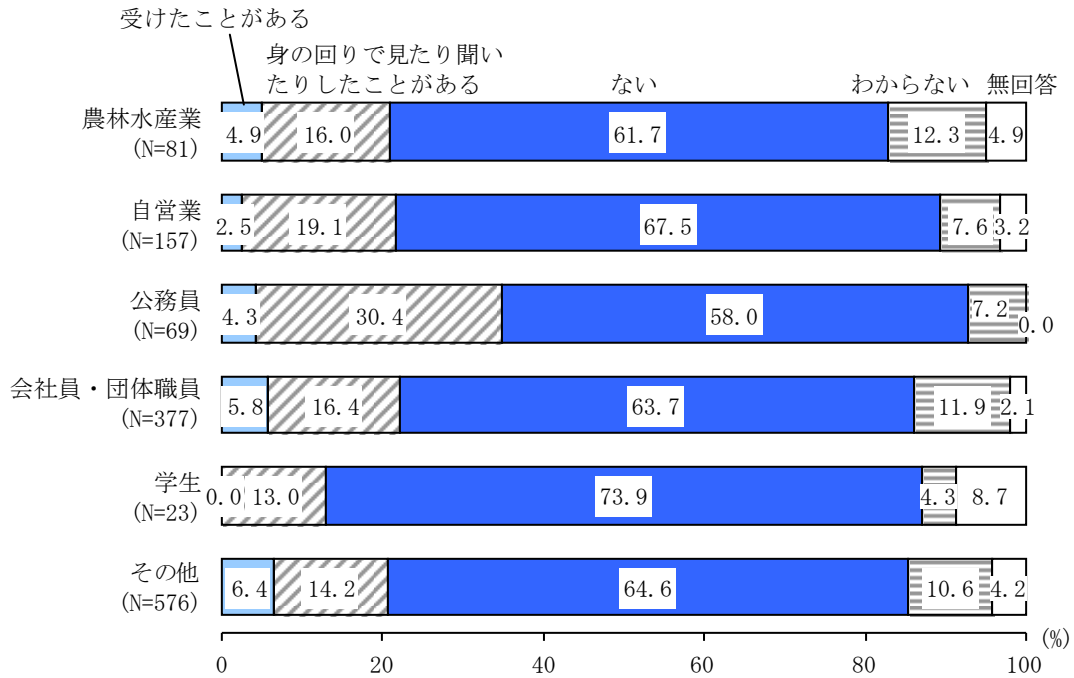
【図表1-4-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験】



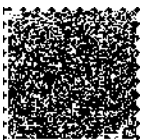
【職業別】

職業別でみると、「受けたことがある」は会社員・団体職員が5.8%で最も割合が高い。「身の回りで見たり聞いたりしたことがある」は公務員が30.4%で最も割合が高く、一方で公務員は「ない」が58.0%で最も低くなっている。(図表1-4-2)

【図表1-4-2 職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



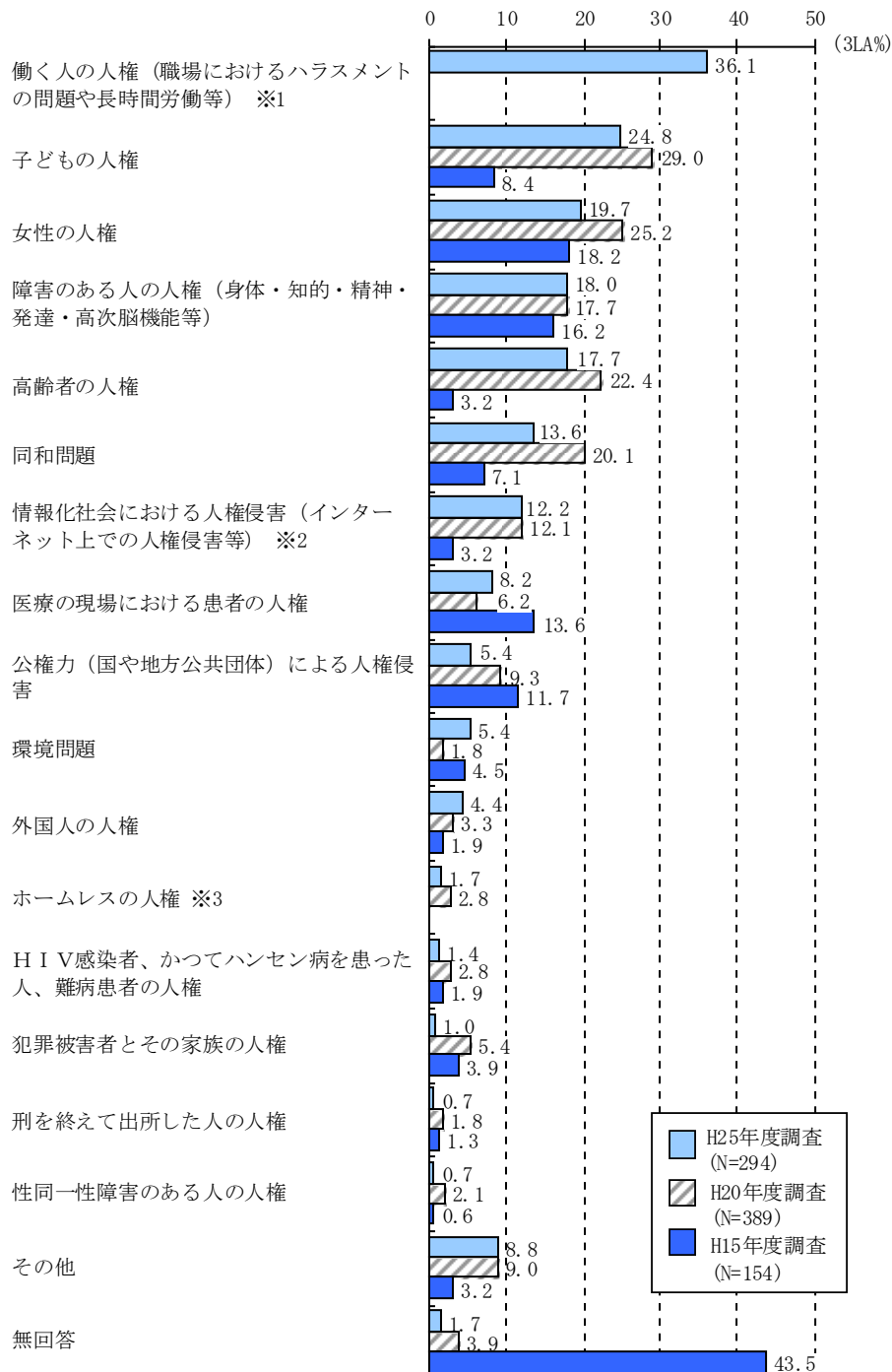
(2) 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容

問4で、「1 受けたことがある」「2 身の回りで見たり聞いたりしたことがある」と回答された方におききます。

A：どのような人権課題に関わる内容ですか（○は3つまで）。

（平成15年度調査）問4で「1ある」と回答された方におたずねします。どのような人権課題ですか。（いくつでも）

【図表1-5 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容】

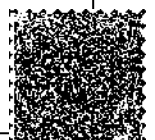


※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※2 H15・20年度は「インターネットやメディアによるプライバシーの侵害」

※3 H20年度調査で新たに設けた選択肢

※ 「その他」の主な内容：「地域社会における人権侵害」、「職場における人権侵害」、「夫婦間、家族間の人権侵害、DV」、「交通事故等のトラブルの際」などに関わる人権侵害



人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、その内容をたずねると、平成25年度からの項目の「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」が36.1%で最も割合が高く、次いで「子どもの人権」が24.8%、「女性の人権」が19.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「同和問題」は6.5ポイント、「女性の人権」は5.5ポイント低くなっている。

選択肢は若干異なるが平成15年度調査と比較すると、「子どもの人権」は16.4ポイント、「高齢者の人権」は14.5ポイント、「情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）」は9.0ポイント、「同和問題」は6.5ポイント高く、「公権力（国や地方公共団体）による人権侵害」は6.3ポイント、「医療の現場における患者の人権」は5.4ポイント低くなっている。（図表1-5）

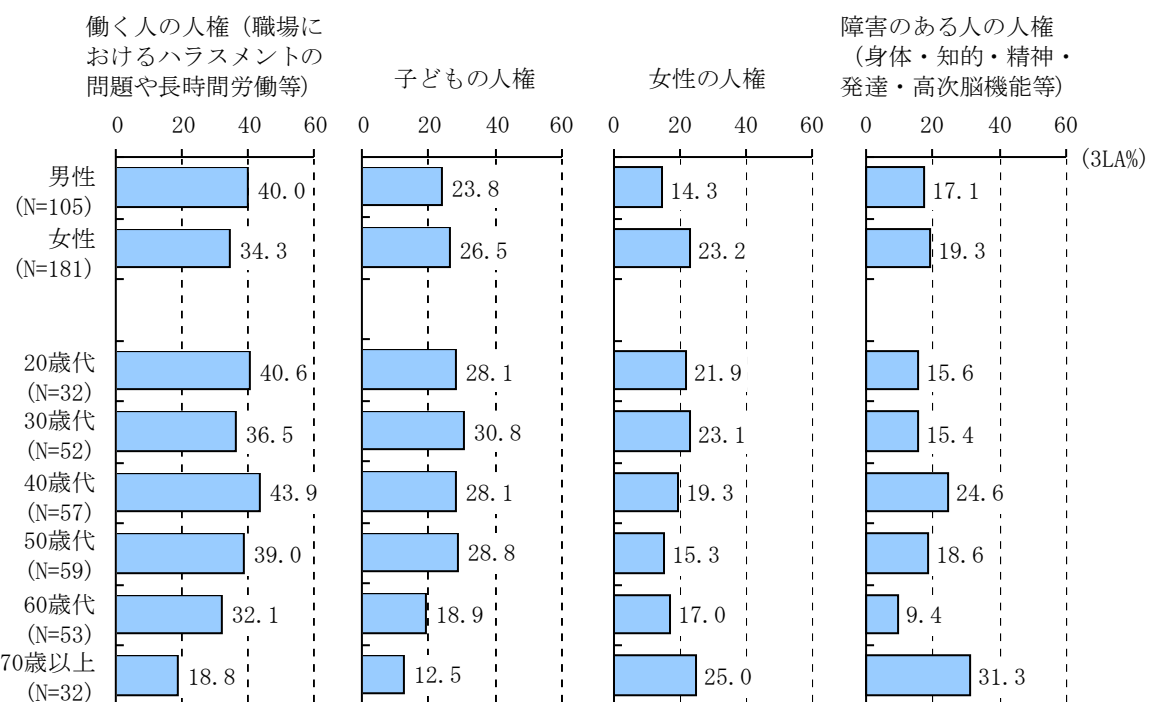
【性別】

性別でみると、「公権力（国や地方公共団体）による人権侵害」は女性の3.3%より男性の9.5%のほうが6.2ポイント、「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」は女性の34.3%より男性の40.0%のほうが5.7ポイント高くなっている。一方、「女性の人権」は男性の14.3%より女性の23.2%のほうが8.9ポイント高くなっている。（図表1-5-1）

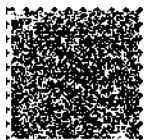
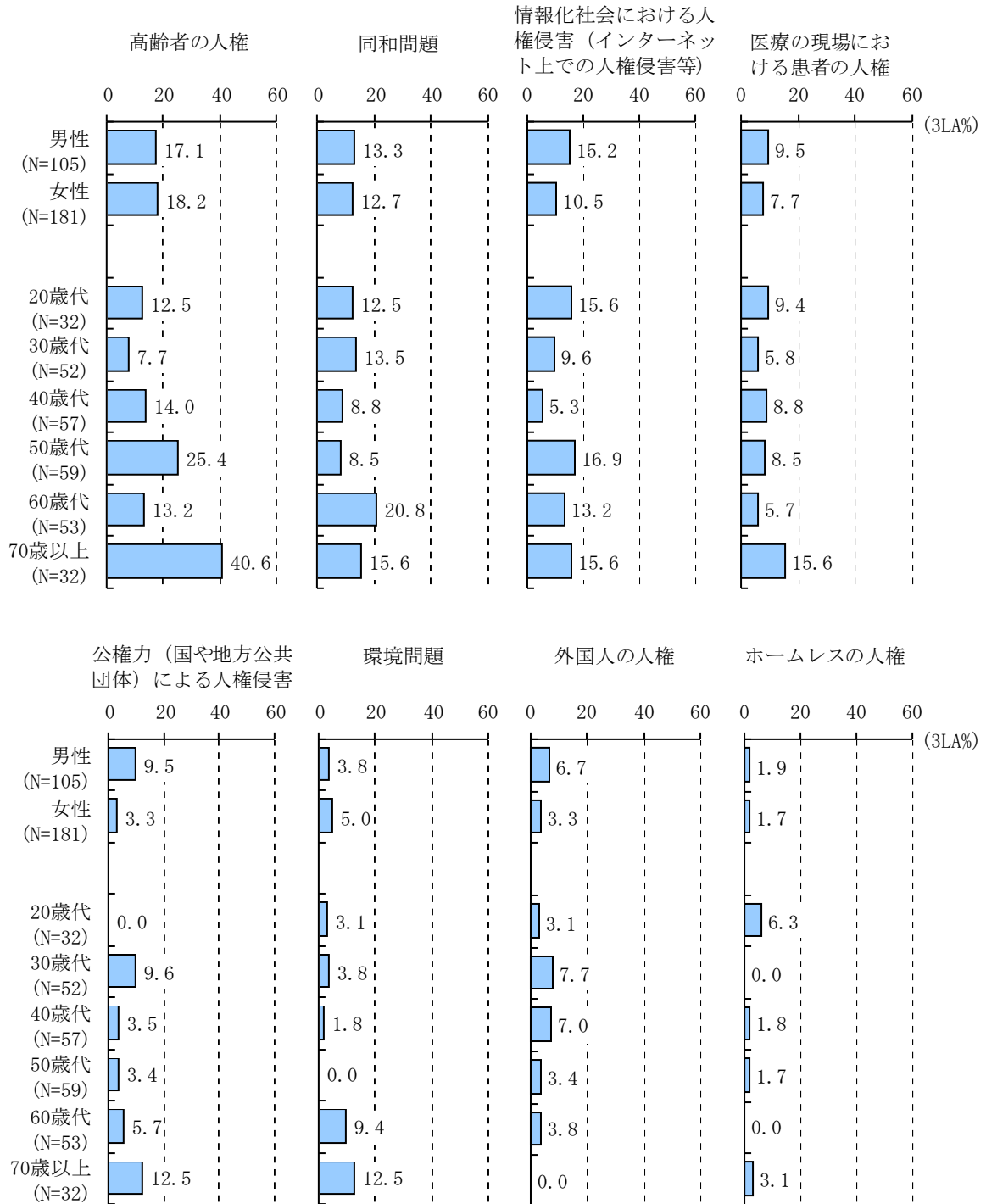
【年齢別】

年齢別でみると、60歳代までの年代は「働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働等）」が最も割合が高く、70歳以上は「高齢者の人権」が最も高くなっている。（図表1-5-1）

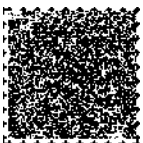
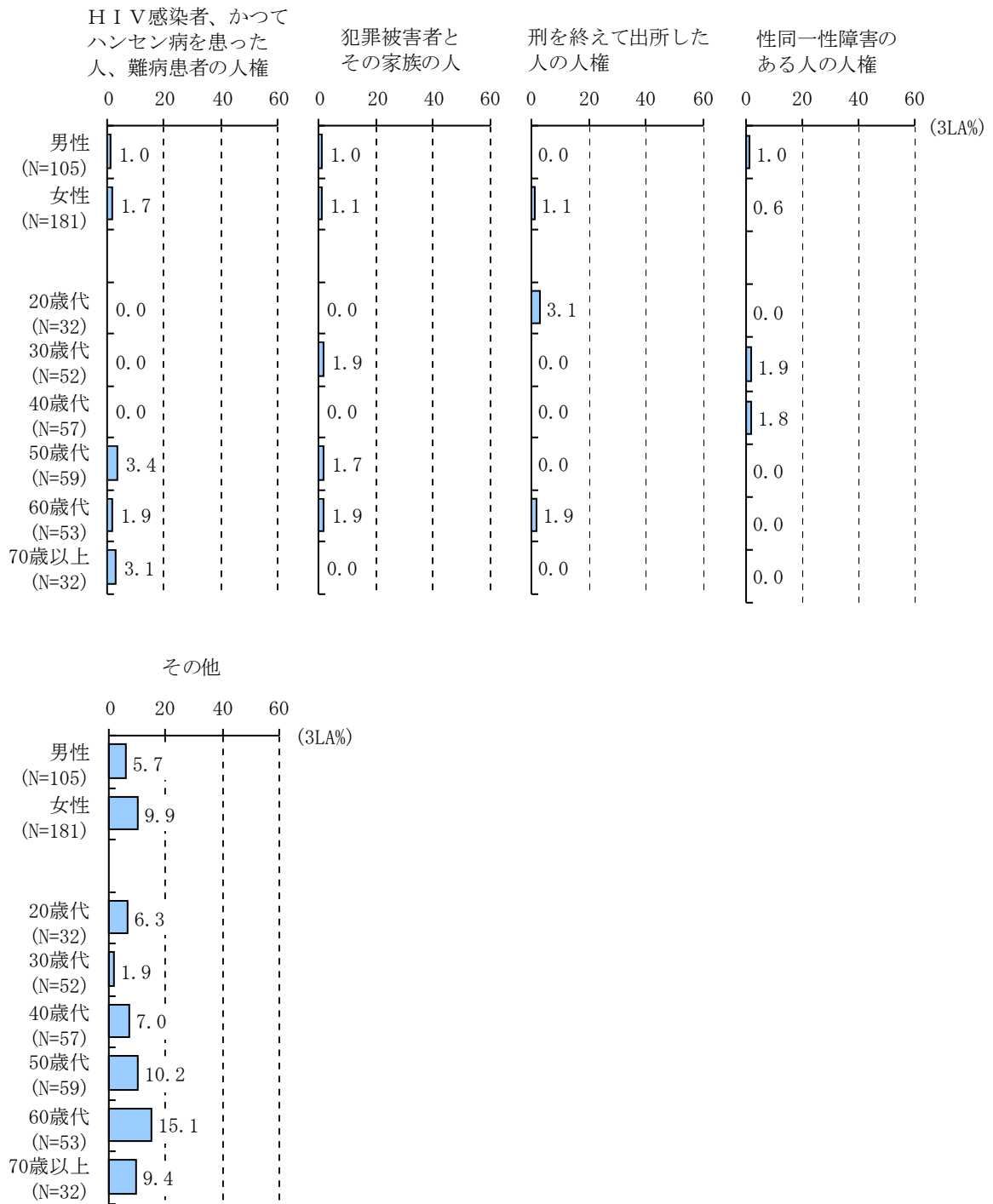
【図表1-5-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容】



【図表 1-5-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容】



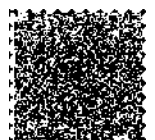
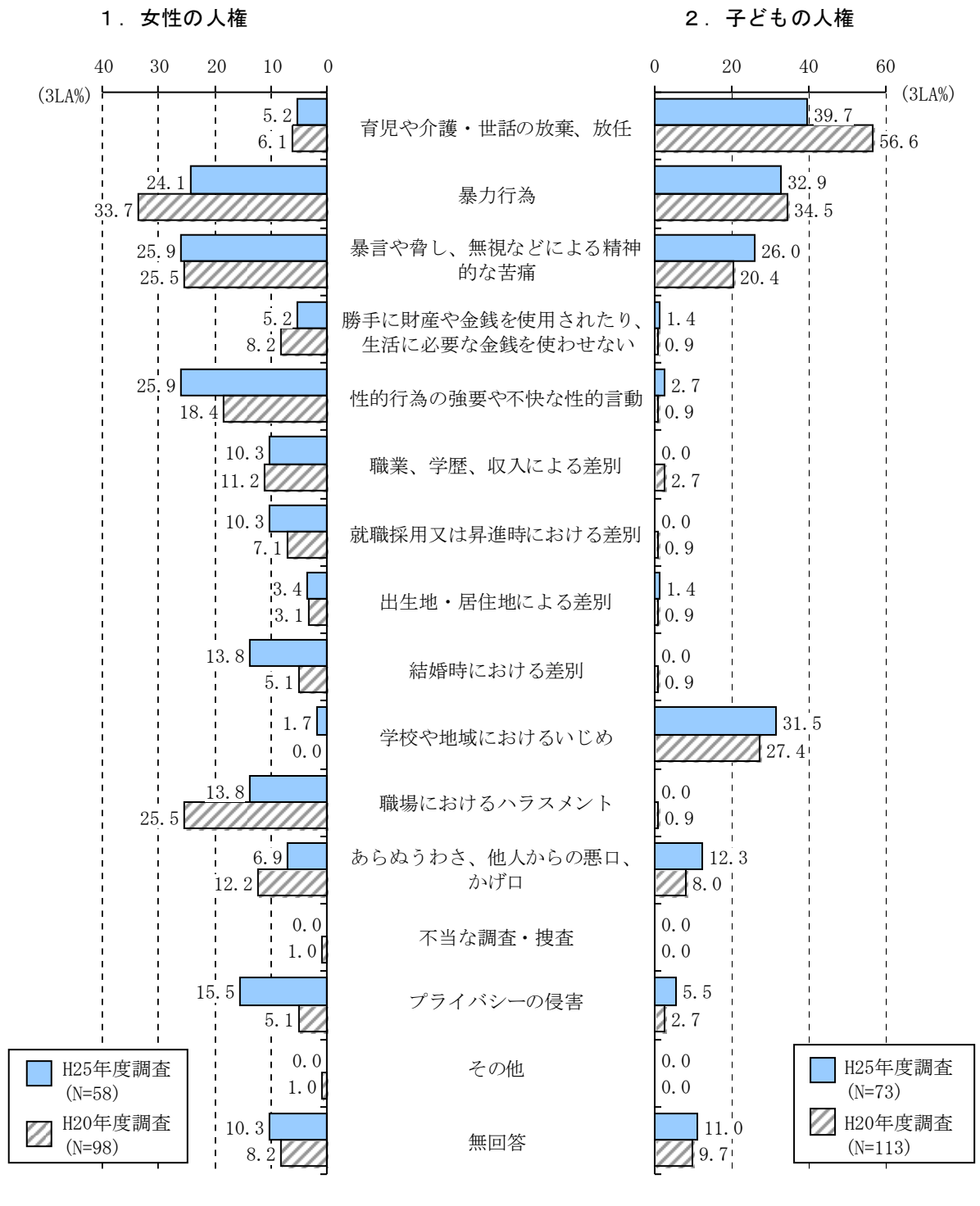
【図表 1-5-1 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人権課題の内容】



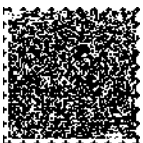
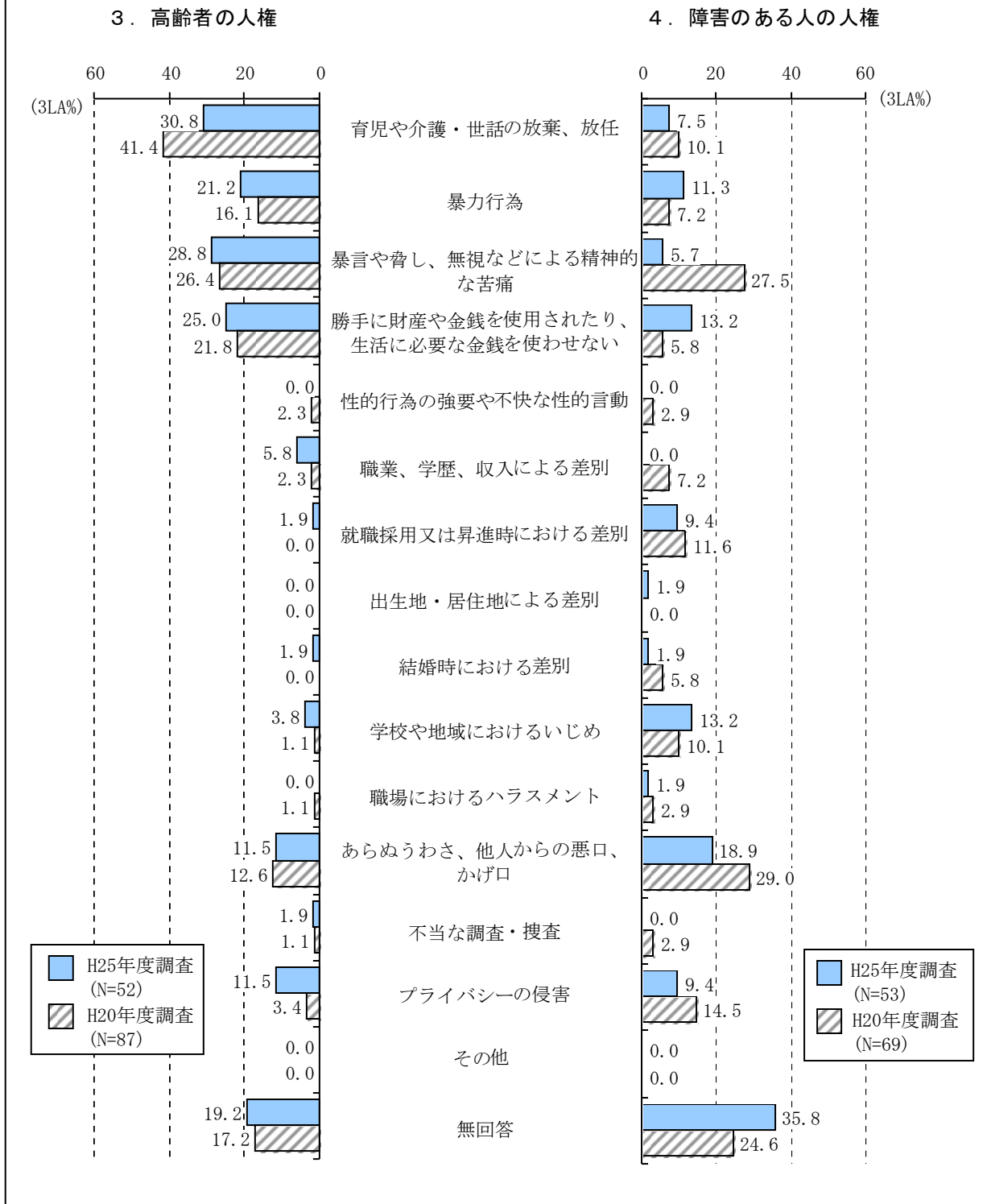
(3) 人権侵害の具体的な内容

B : Aで回答した人権侵害は、具体的にどのような内容のものでしたか。下記の1～14から選んで番号を上回答欄にご記入下さい。回答は、Aで選んだ回答に対応するように、下記の番号をそれぞれ3つまで記入してください。

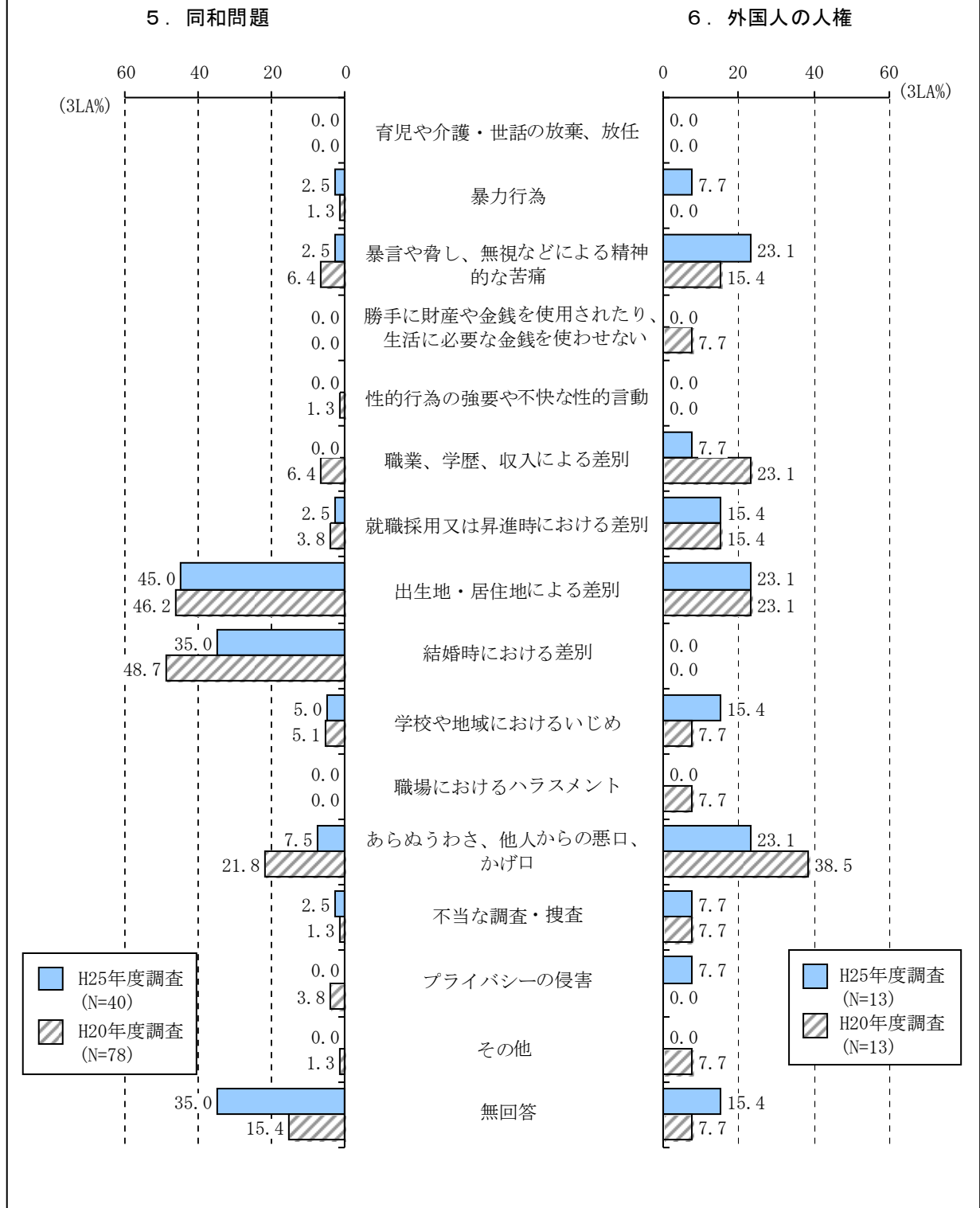
【図表1-6 人権侵害の具体的な内容】



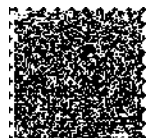
【図表 1-6 人権侵害の具体的な内容】



【図表 1 - 6 人権侵害の具体的な内容】



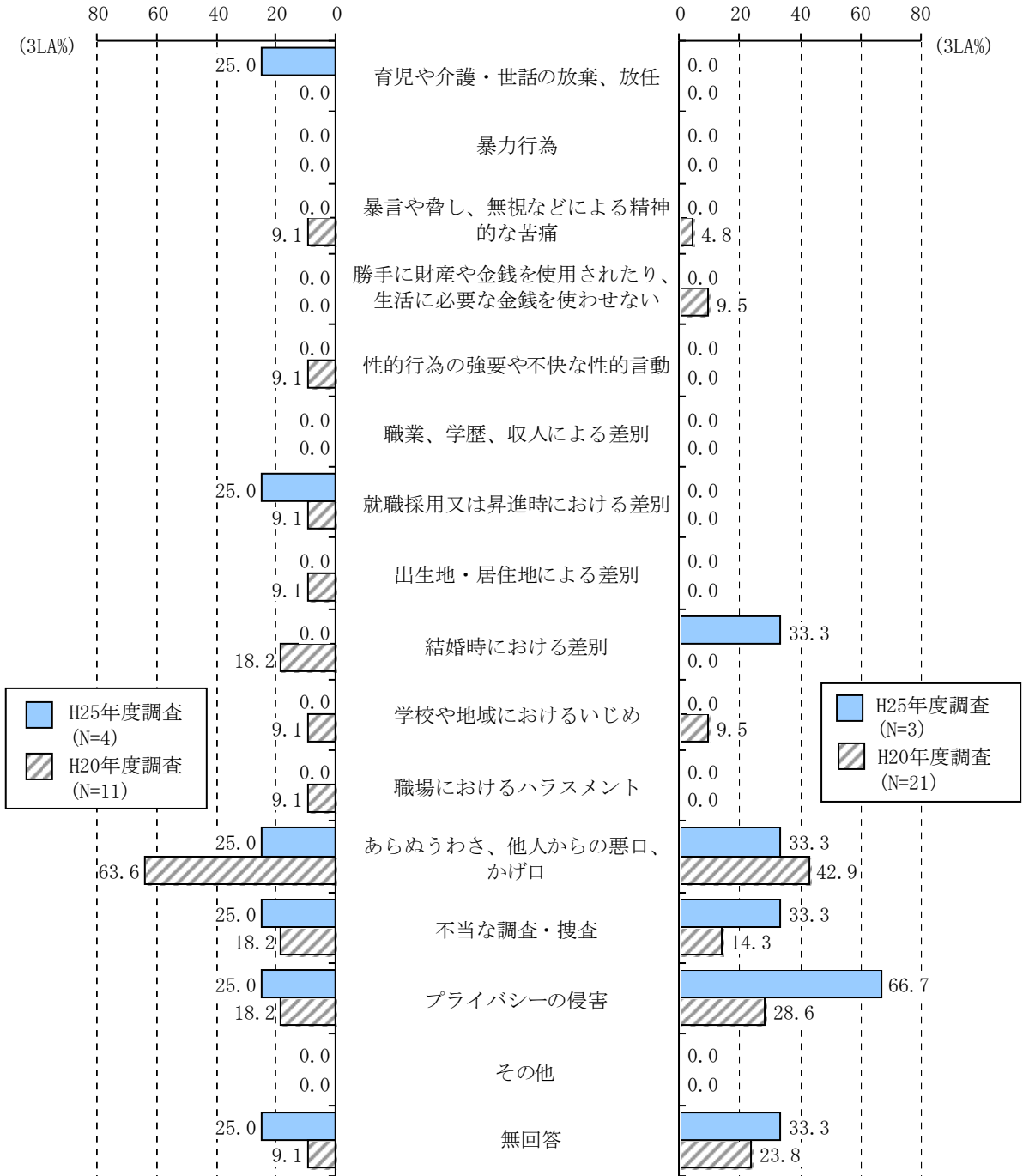
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



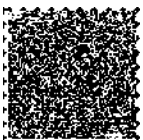
【図表 1-6 人権侵害の具体的な内容】

7. HIV（エイズウイルス）感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権

8. 犯罪被害者とその家族の人権



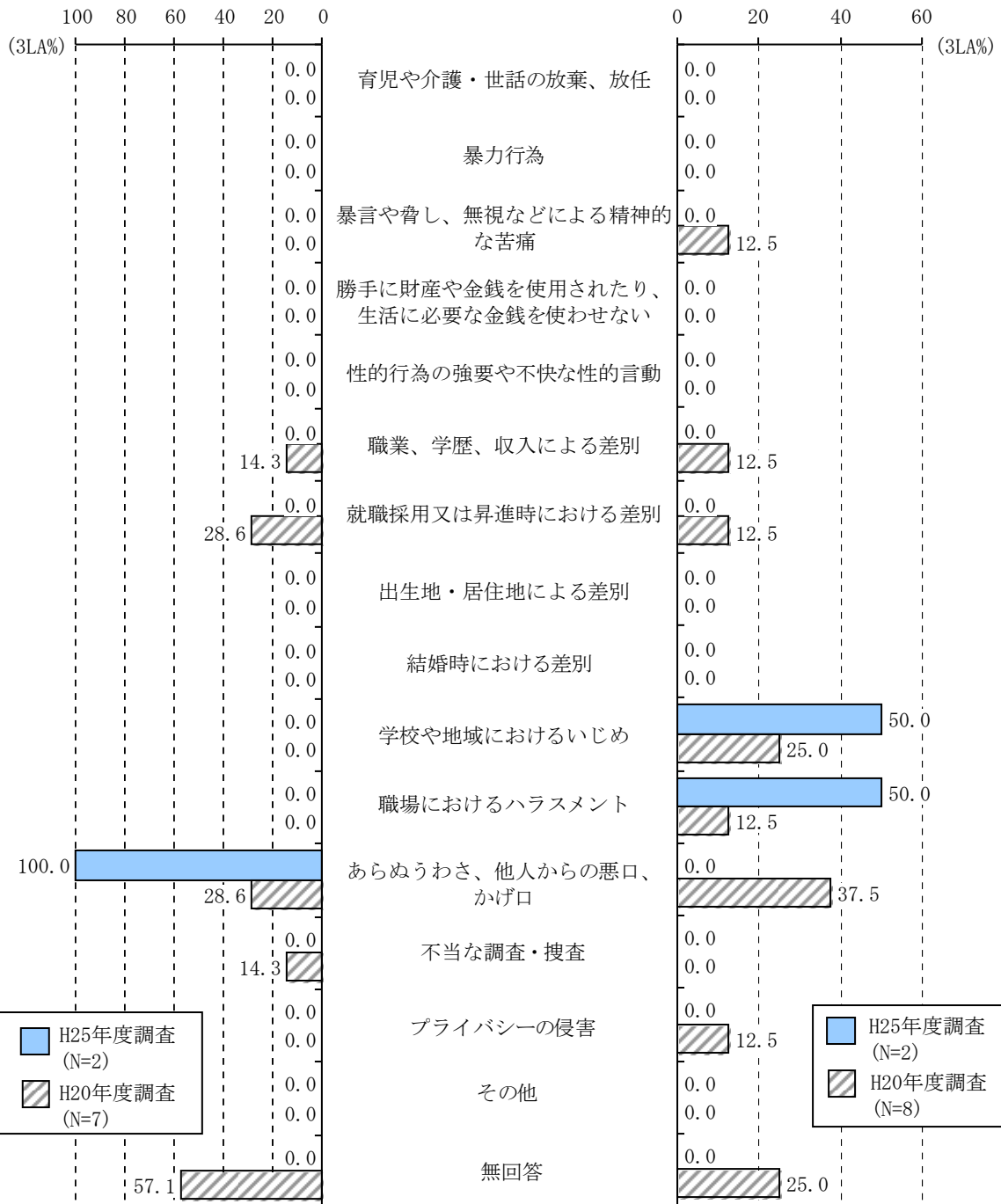
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



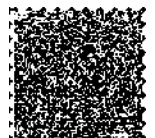
【図表 1 - 6 人権侵害の具体的な内容】

9. 刑を終えて出所した人の人権

10. 性同一性障害のある人の人権



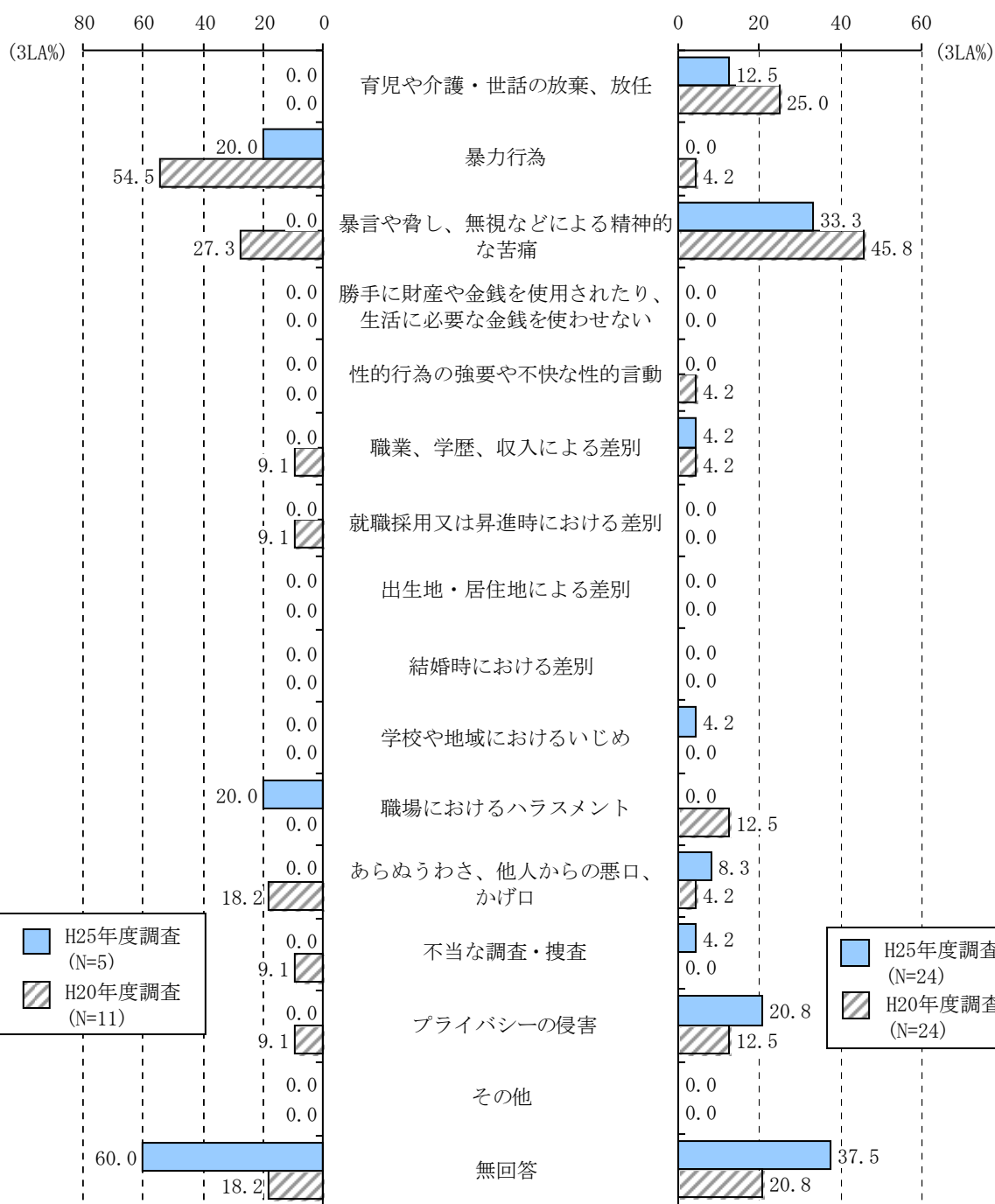
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



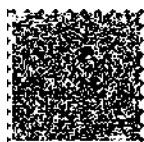
【図表 1-6 人権侵害の具体的な内容】

11. ホームレスの人権

12. 医療の現場における患者の人権



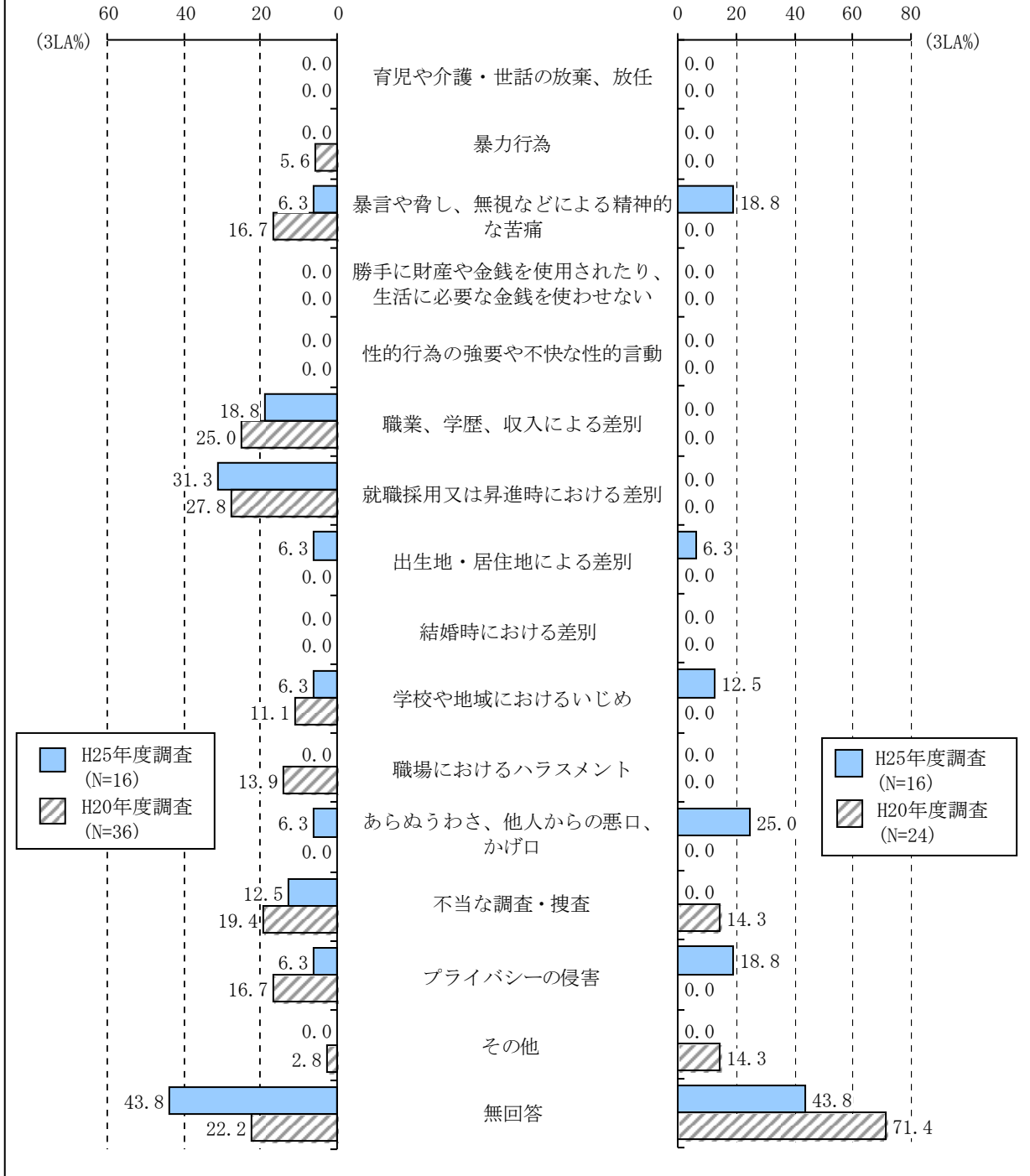
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



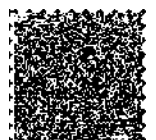
【図表 1 - 6 人権侵害の具体的な内容】

13. 公権力（国や地方公共団体）
による人権侵害

14. 環境問題



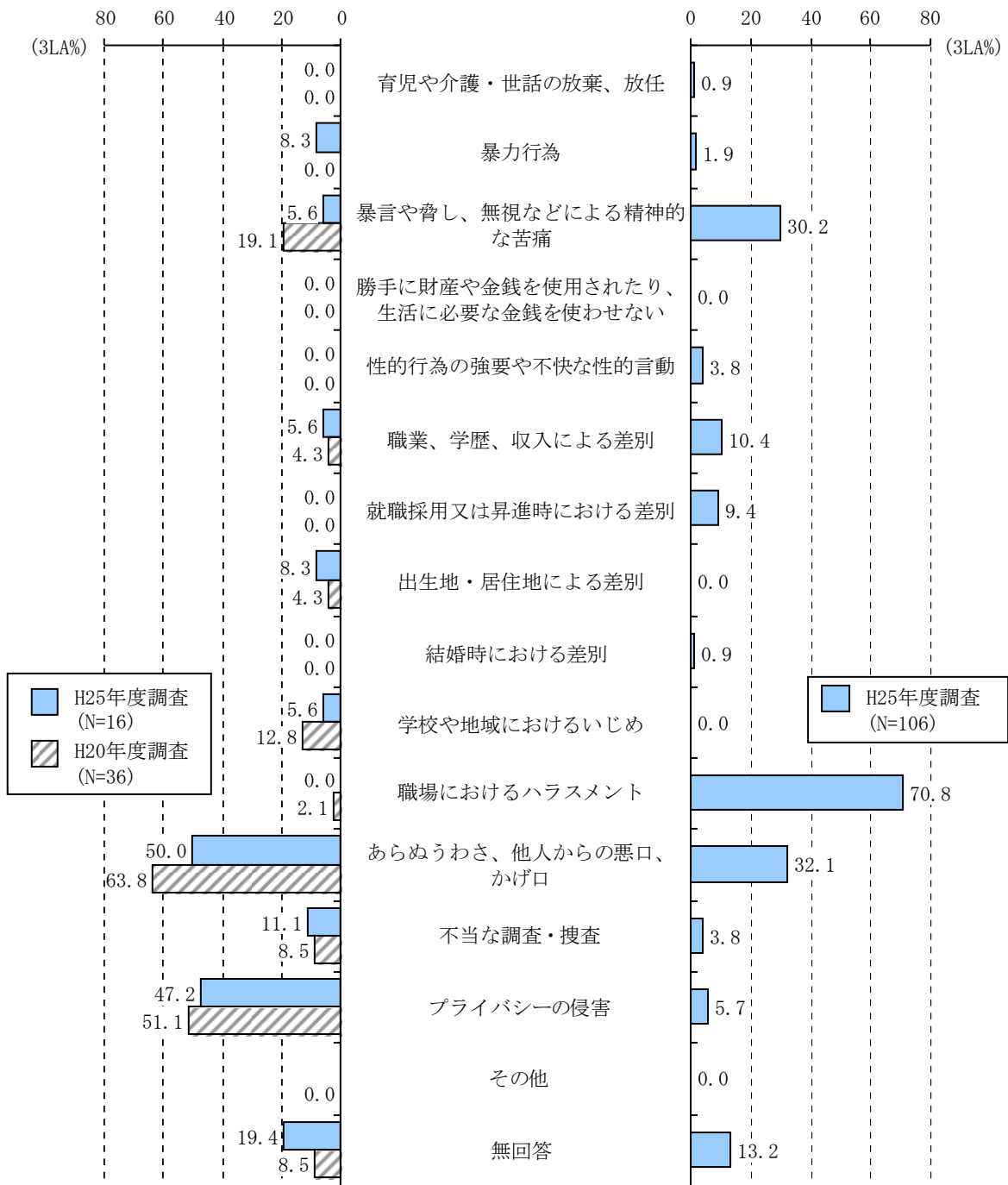
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



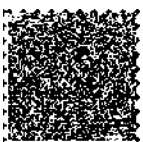
【図表 1-6 人権侵害の具体的な内容】

15. 情報化社会における人権侵害

16. 働く人の人権

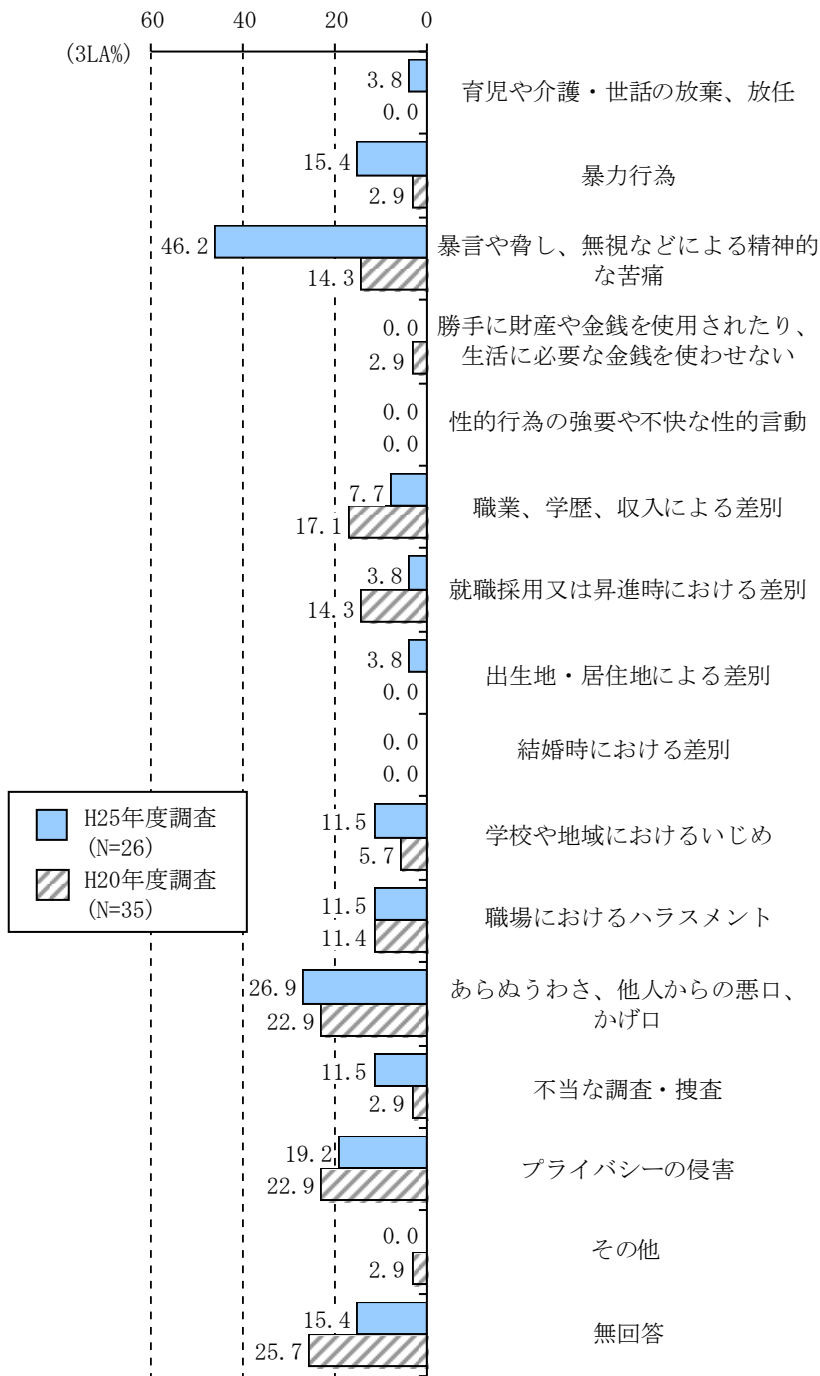


※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

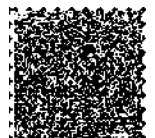


【図表 1 - 6 人権侵害の具体的な内容】

17. その他



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがあると回答した人に、人権侵害の具体的な内容についてたずねると、“2. 子どもの人権”、“3. 高齢者の人権”は「育児や介護・世話の放棄、放任」がそれぞれ39.7%、30.8%と割合が最も高く、“1. 女性の人権”は「性的行為の強要や不快な性的言動」と「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」が25.9%で最も高い。“4. 障害のある人の人権”は「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が18.9%、“5. 同和問題”は「出生地・居住地による差別」が45.0%、“16. 働く人の人権”は「職場におけるハラスメント」が70.8%がそれぞれ最も高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、“1. 女性の人権”は「性的行為の強要や不快な性的言動」が7.5ポイント、「結婚時における差別」が8.7ポイント、「プライバシーの侵害」が10.4ポイント高くなっている。「育児や介護・世話の放棄、放任」は“2. 子どもの人権”が16.9ポイント、“3. 高齢者の人権”が10.6ポイント低くなっている。“4. 障害のある人の人権”は「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」が21.8ポイント、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が10.1ポイント低くなっている。“5. 同和問題”は「結婚時における差別」が13.7ポイント低くなっている。(図表1-6)

【人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別】

人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別でみると、“1. 女性の人権”について、人権侵害を受けたことがあるが「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」が36.8%で最も高く、見たり聞いたりしたことがあるより16.3ポイント高い。一方、「性的行為の強要や不快な性的言動」は、見たり聞いたりしたことがあるが30.8%で最も高く、受けたことがあるより15.0ポイント高くなっている。

“2. 子どもの人権”については、受けたことがあるは「学校や地域におけるいじめ」が80.0%で最も割合が高く、次いで「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が60.0%で、ともに見たり聞いたりしたことがあるより50ポイント以上高くなっている。見たり聞いたりしたことがあるでは「育児や介護・世話の放棄、放任」が42.6%で最も高くなっている。

“3. 高齢者の人権”については、ともに「育児や介護・世話の放棄、放任」の割合が最も高く、受けたことがあるは同率の40.0%で「暴力行為」や「暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛」も最も高くなっている。

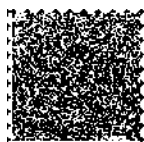
“4. 障害のある人の人権”については、受けたことがあるは「学校や地域におけるいじめ」と「プライバシーの侵害」がともに28.6%で最も高いが、見たり聞いたりしたことがあるは「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」が19.6%で高くなっている。

“5. 同和問題”については、ともに「出生地・居住地による差別」が最も多く、受けたことがあるのほうが5.3ポイント高くなっている。

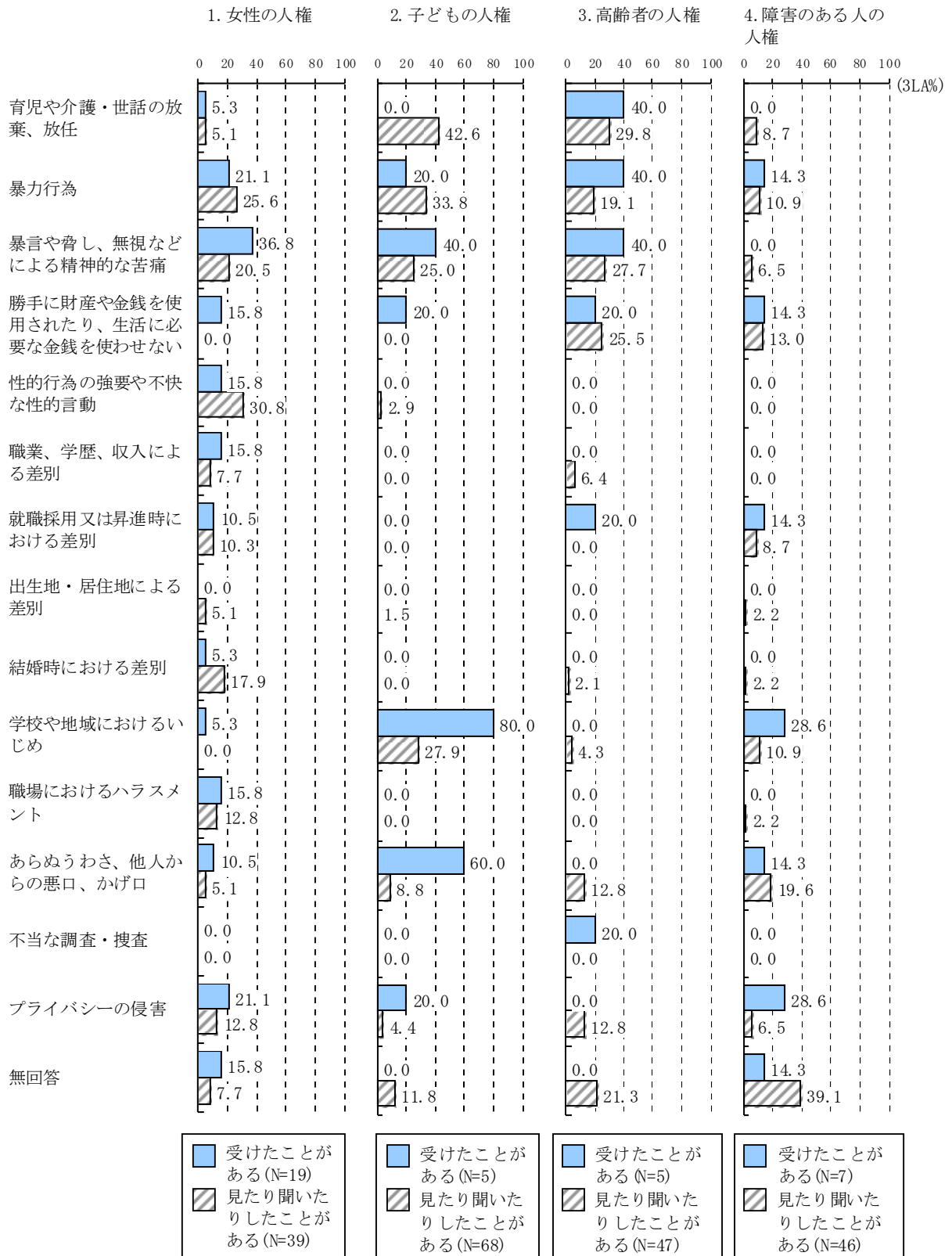
“15. 情報化社会における人権侵害”については、受けたことがあるは「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」と「プライバシーの侵害」の割合が最も高く、見たり聞いたりしたことがあるでは「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高い。

“16. 働く人の人権”については、ともに「職場におけるハラスメント」の割合が最も高く、見たり聞いたりしたことがあるのほうが10.4ポイント高くなっている。(図表1-6-

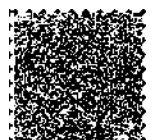
1)



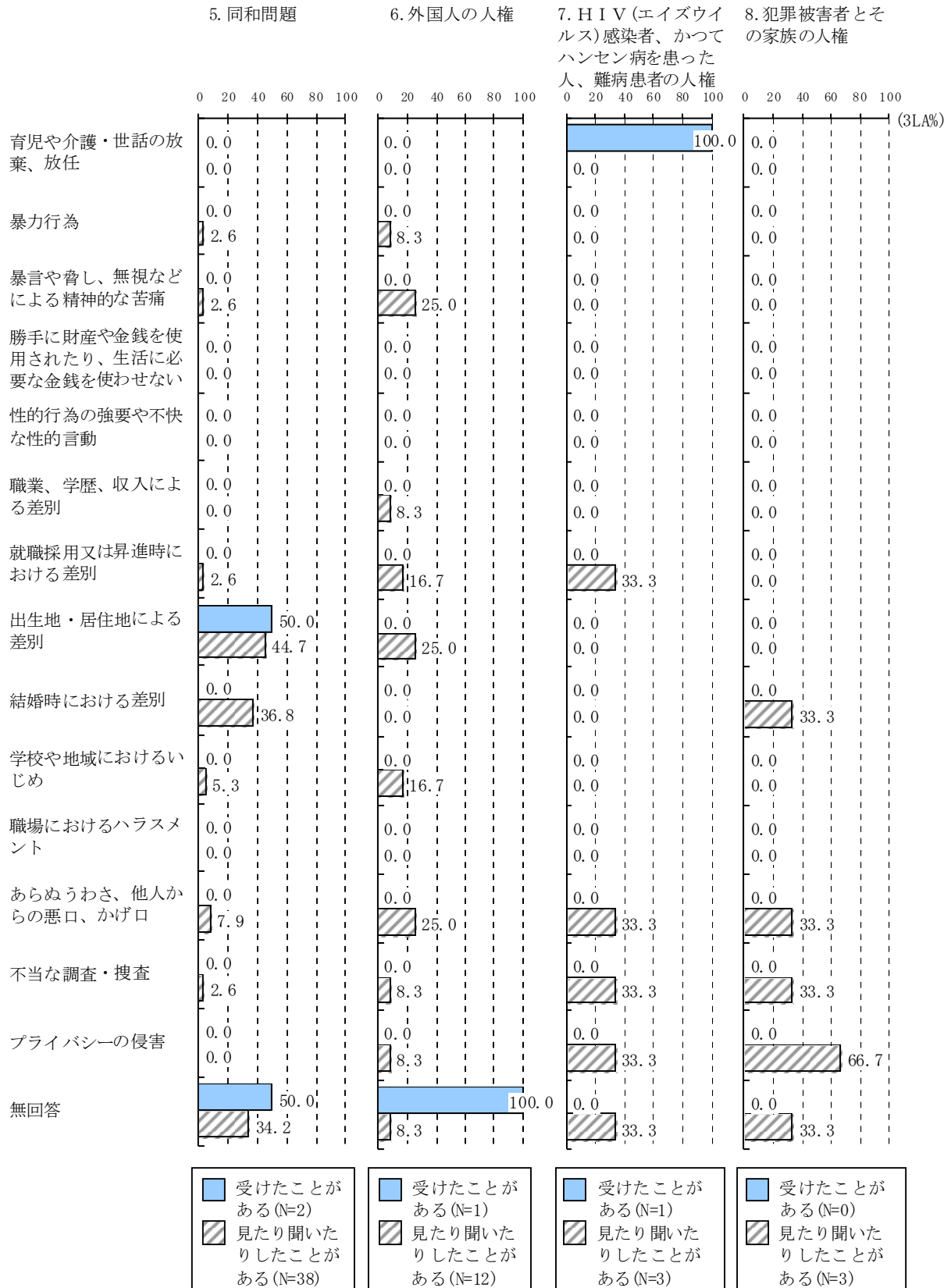
【図表1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別
人権侵害の具体的な内容】



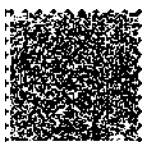
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



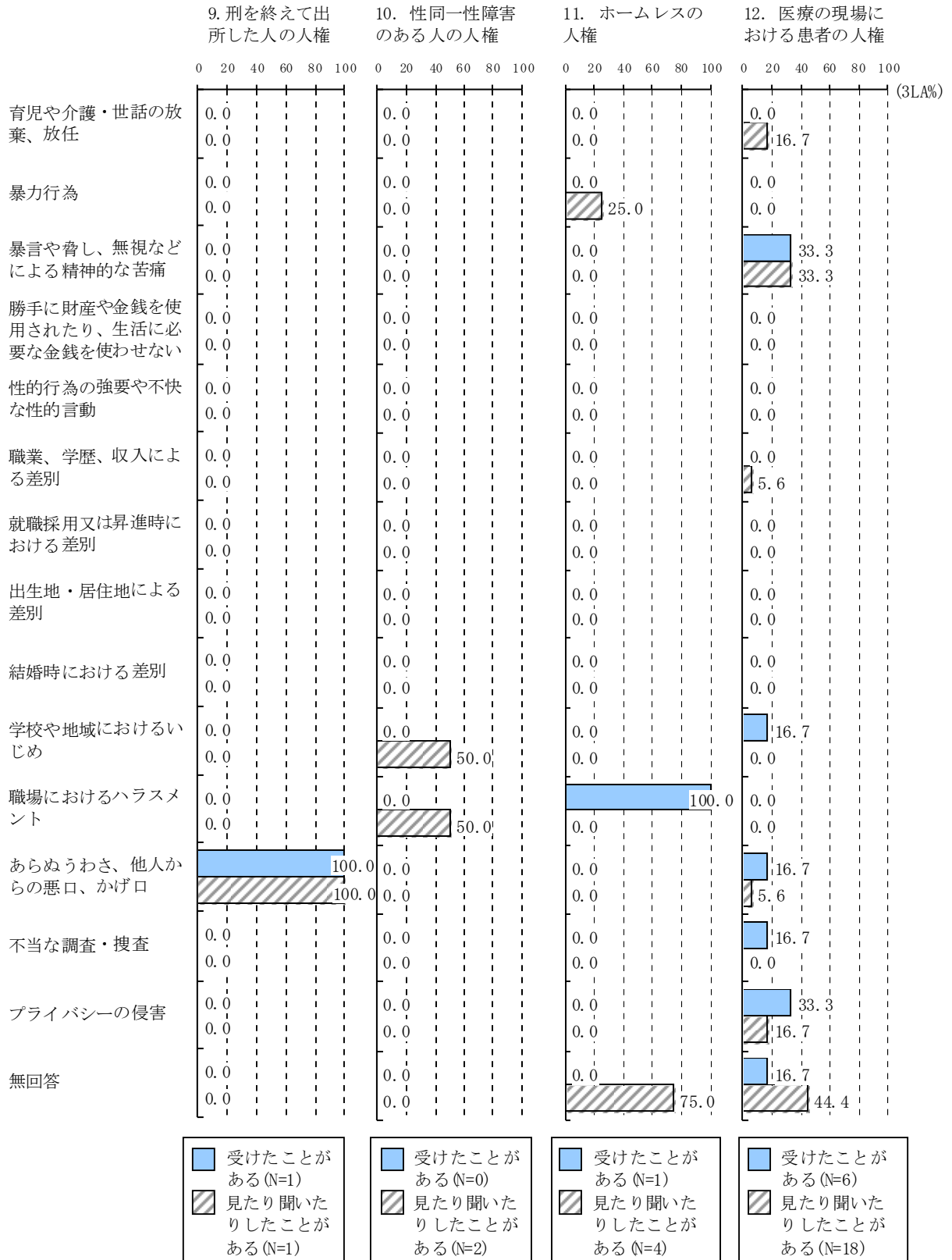
【図表 1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別
人権侵害の具体的な内容】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



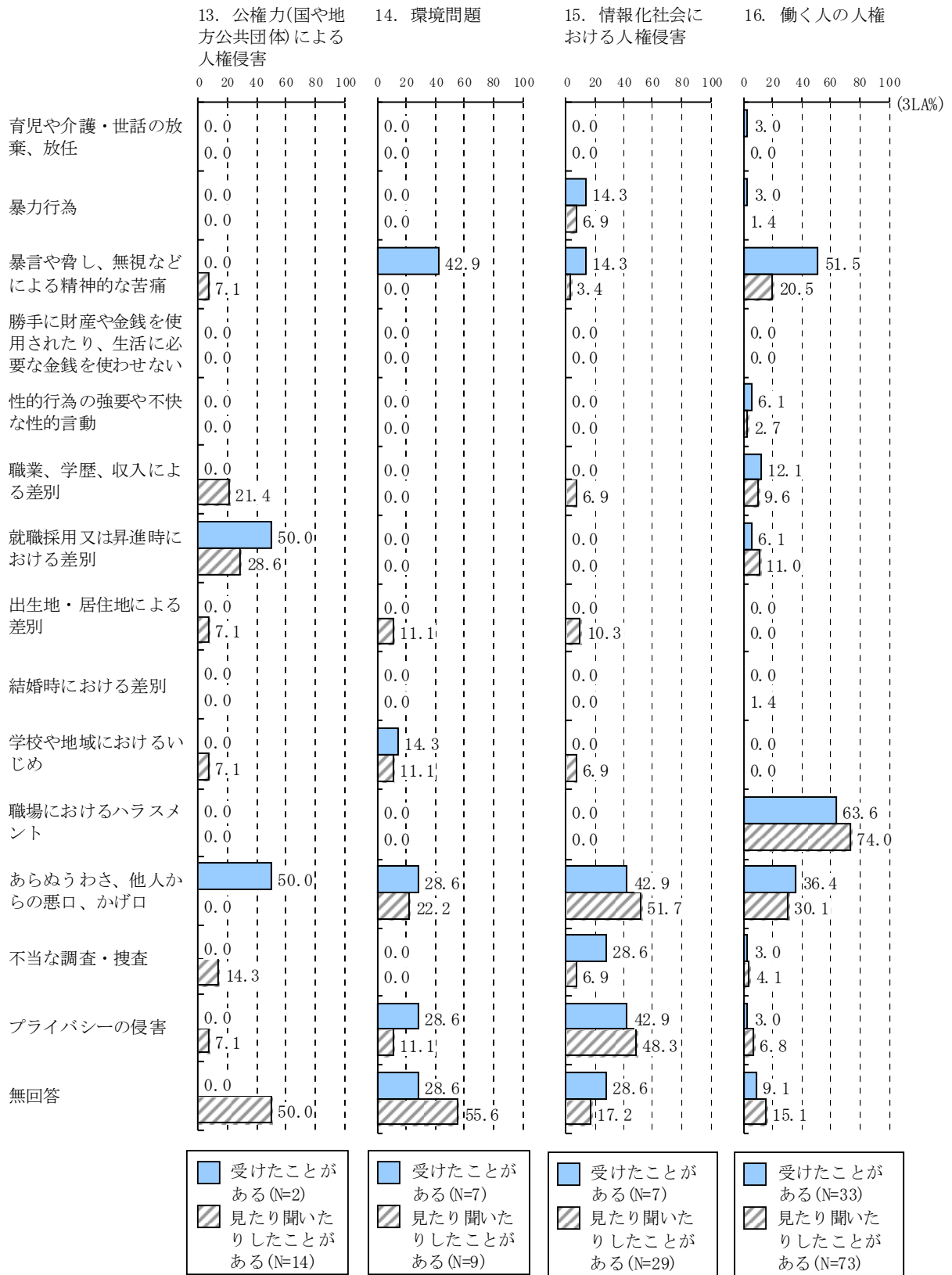
【図表 1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別
人権侵害の具体的な内容】



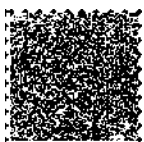
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



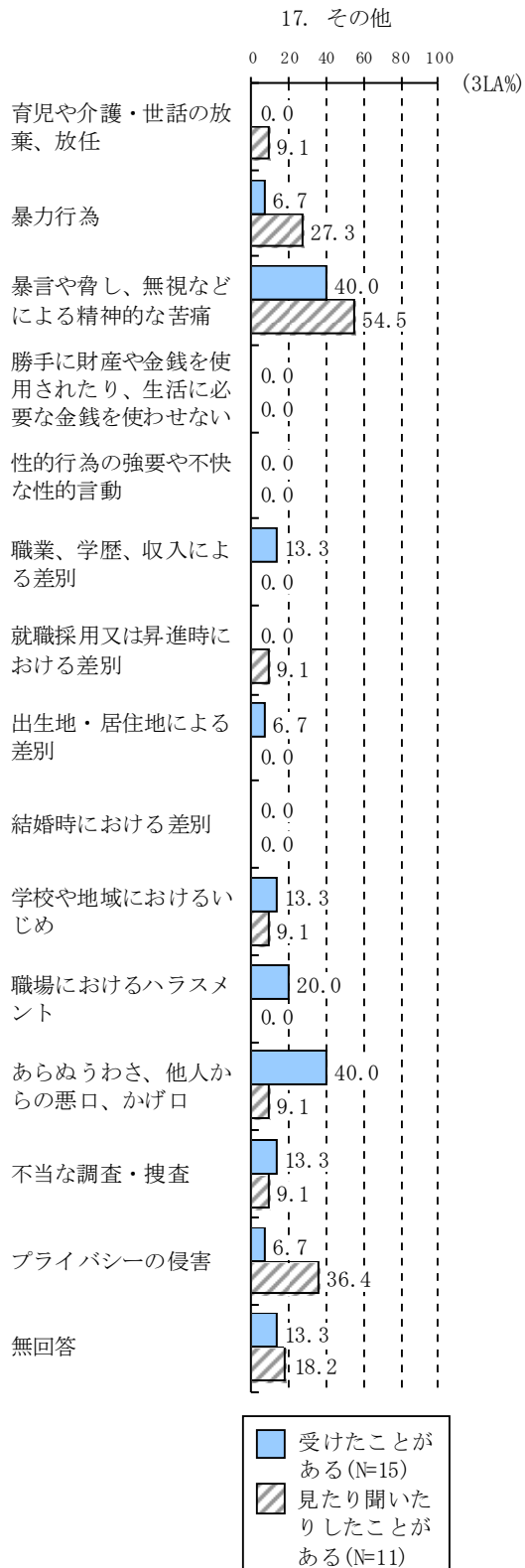
【図表1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別
人権侵害の具体的な内容】



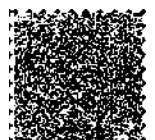
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表 1-6-1 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別
人権侵害の具体的な内容】



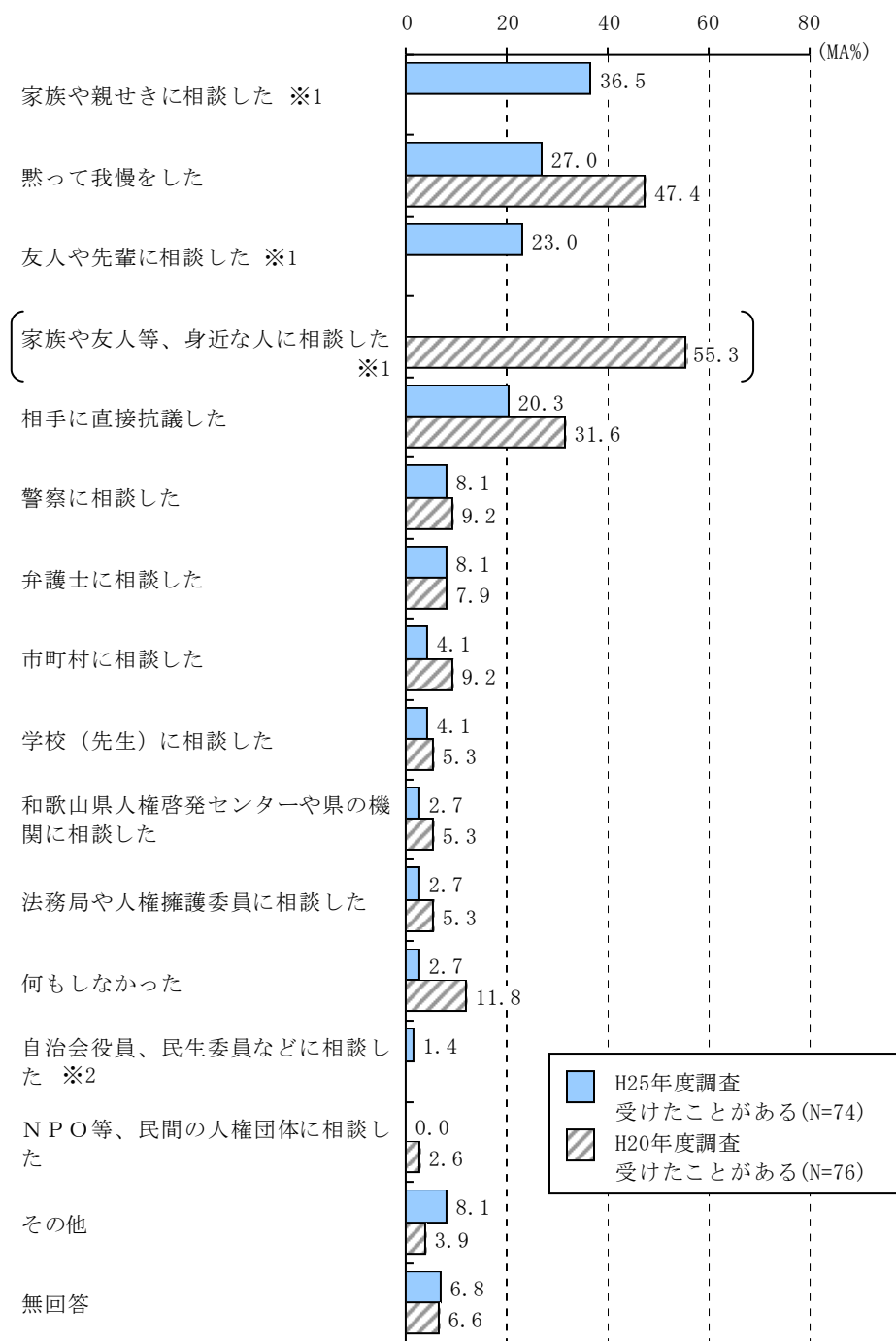
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



(4) 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応

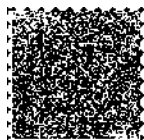
C：あなたは、人権侵害（差別・虐待など）を受けたときや身の回りで見たり聞いたりしたときにどうしましたか（〇はいくつでも）。

【図表 1-7-1 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応（人権侵害を受けたことがある）】



※1 平成20年度の「家族や友人等、身近な人に相談した」は、平成25年度では「家族や親せきに相談した」と「友人や先輩に相談した」に分けて調査を実施した。

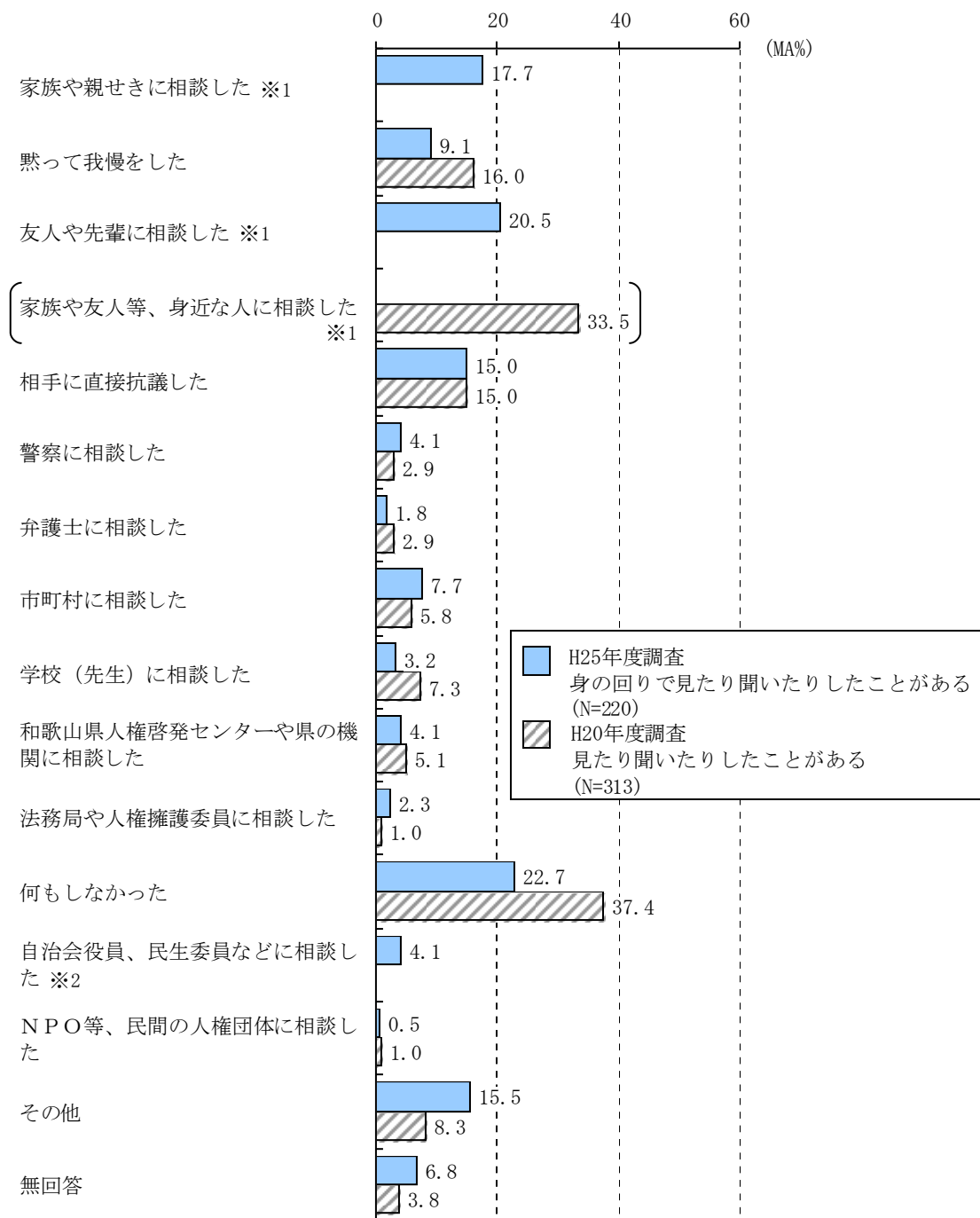
※2 H25年度調査で新たに設けた選択肢



人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応について、人権侵害を受けたことがある人では、「家族と親せきに相談した」が36.5%で最も割合が高く、次いで「黙って我慢した」が27.0%、「友達や先輩に相談した」が23.0%となっている。

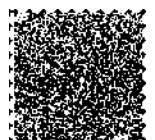
平成20年度調査と比較すると、「黙って我慢した」が20.4ポイント、「相手に直接抗議した」が11.3ポイント、「何もしなかった」が9.1ポイント、「市町村に相談した」が5.1ポイント低くなっている。(図表1-7-1)

【図表1-7-2 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応（人権侵害を身の回りで見たり聞いたりしたことがある）】



※1 平成20年度の「家族や友人等、身近な人に相談した」は、平成25年度では「家族や親せきに相談した」と「友人や先輩に相談した」に分けて調査を実施した。

※2 H25年度調査で新たに設けた選択肢



人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応について、人権侵害を身の回りで見たり聞いたりしたことがある人では、「友人や先輩に相談した」が20.5%で最も割合が高く、次いで「家族や親せきに相談した」が17.7%、「相手に直接抗議した」が15.0%となっている。また「何もしなかった」が22.7%と高い割合になっている。

選択肢は若干異なるが、平成20年度調査と比較すると、「黙って我慢をした」は6.9ポイント低くなっており、「何もしなかった」も14.7ポイント低くなっている。(図表1-7-2)

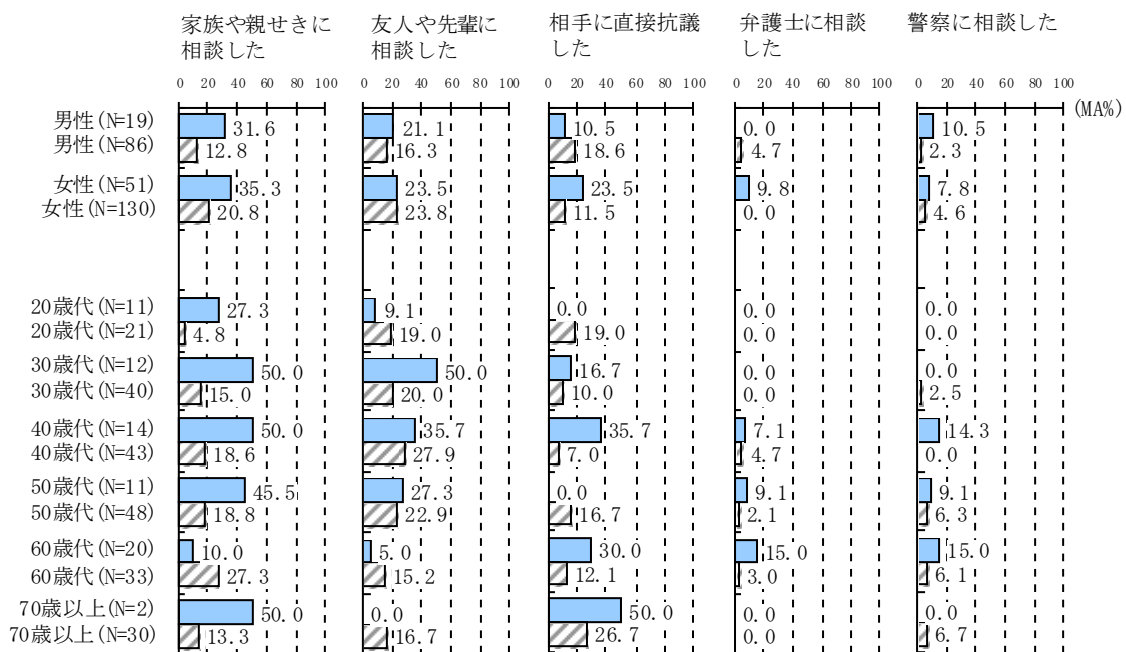
【性別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別】

性別でみると、男女とも受けたことがあるでは「家族や親せきに相談した」が最も割合が高く、男性は見たり聞いたりしたことがあるより18.8ポイント、女性は14.5ポイント高くなっている。また、男性は、受けたことがあるは「黙って我慢をした」も同率で最も高く、見たり聞いたりしたことがあるは「何もしなかった」が22.1%で最も高くなっている。(図表1-7-3①)

【年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別】

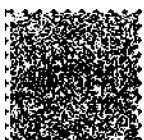
年齢別でみると、「家族や親せきに相談した」は60歳代を除く年代で受けたことがあるのほうが割合が高く、30、40歳代、70歳以上で30ポイント以上見たり聞いたりしたことがあるより高くなっている。「黙って我慢をした」は20歳代から60歳代までの年代で受けたことがあるのほうが高くなっている。(図表1-7-3①)

【図表1-7-3① 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応】

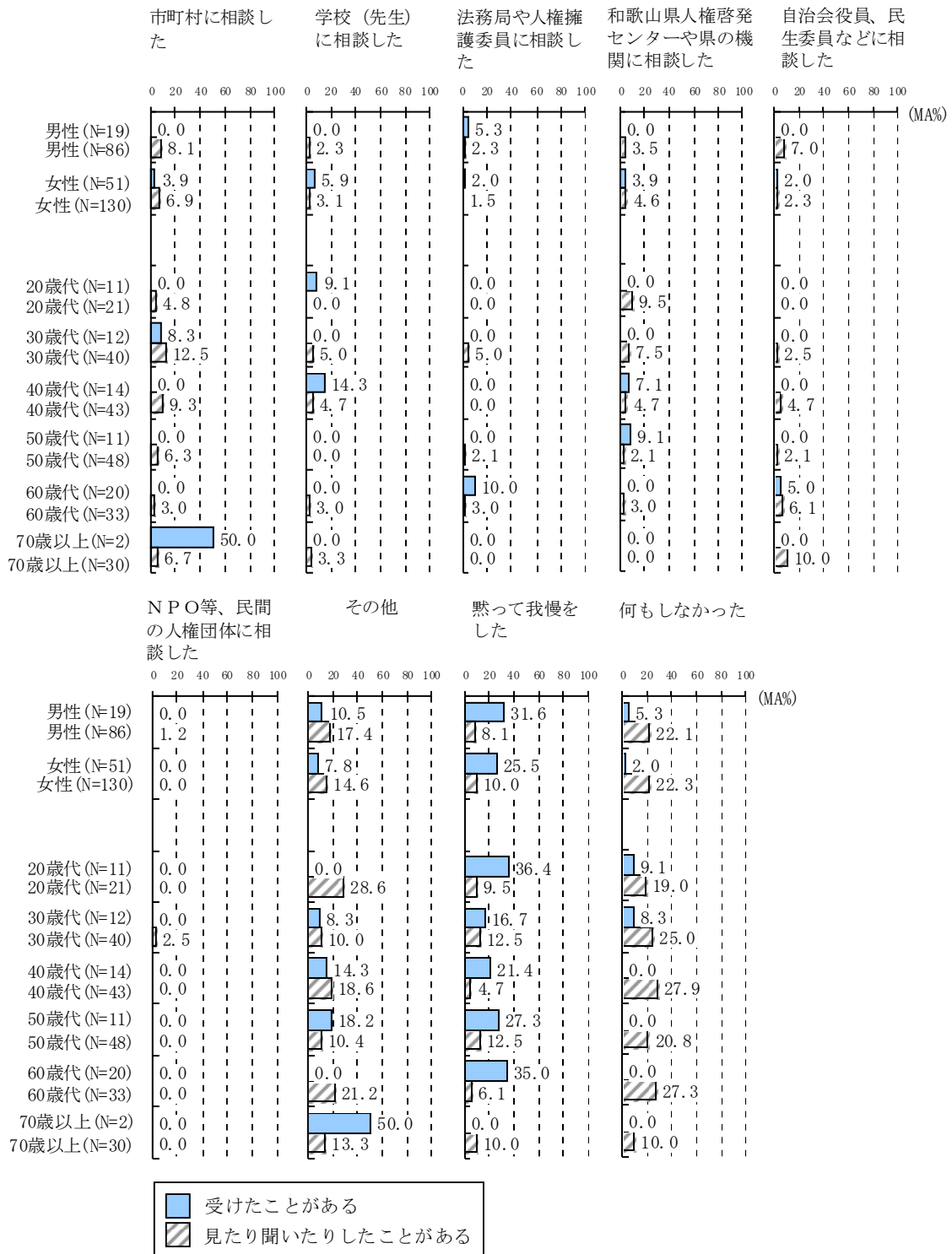


■ 受けたことがある
 ▨ 見たり聞いたりしたことがある

※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



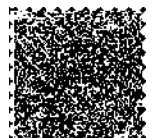
【図表 1-7-3① 性別・年齢別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応】



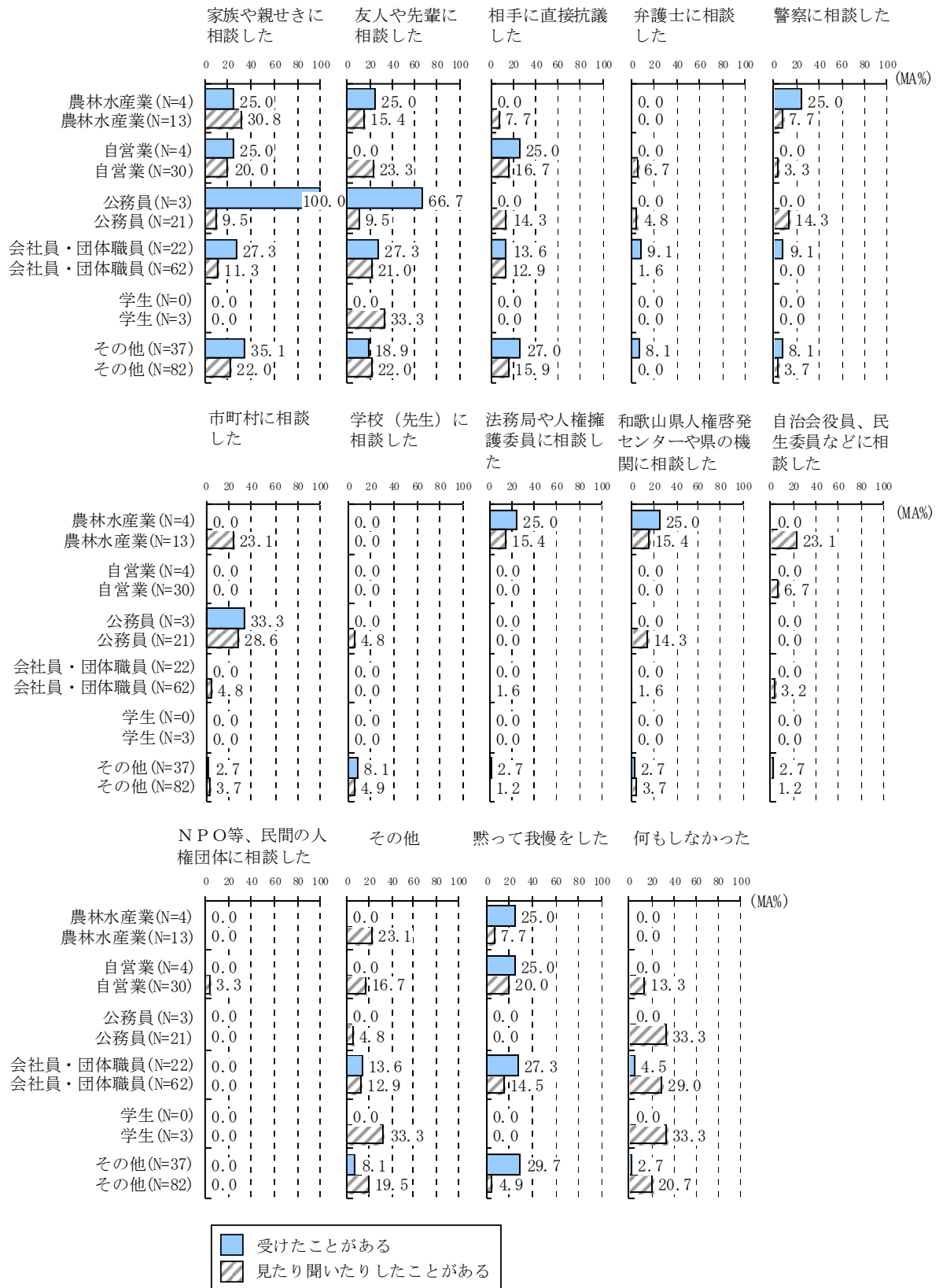
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別】

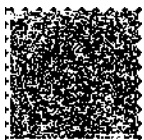
職業別でみると、「家族や親せきに相談した」は農林水産業は見たり聞いたりしたことがあるのほうが高いが、それ以外の職業では受けたことがあるのほうが高くなっている。「黙って我慢をした」についてもいずれの職業も受けたことがあるのほうが高い割合となっている。(図表 1-7-3②)



【図表1-7-3② 職業別 人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある経験別 人権侵害を受けたときや見たり聞いたりしたときの対応】



※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



1-5. 人権に関する評価及び人権侵害の経験別にみた県民の人権意識

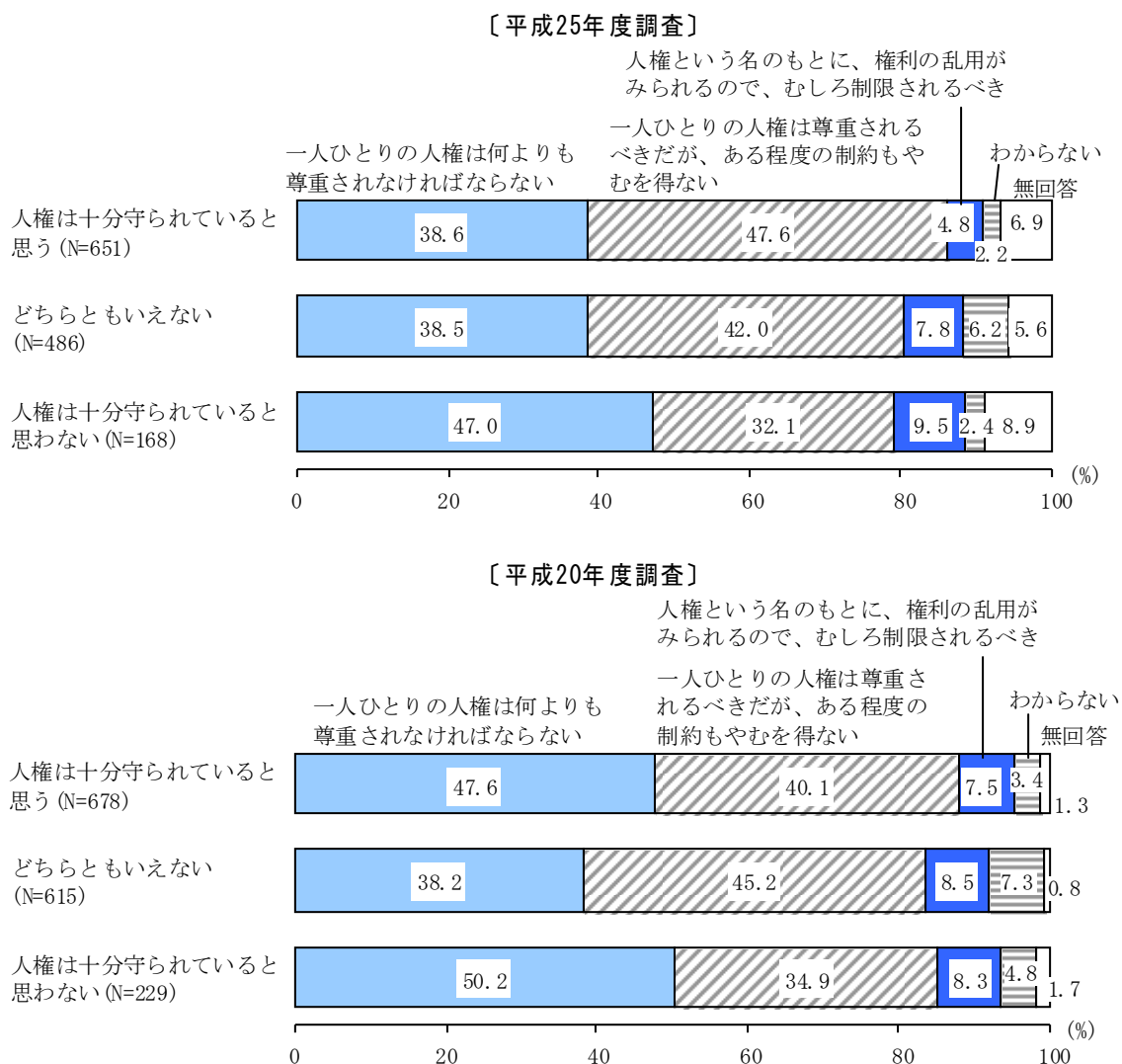
人権全般に関わる意識や実態（問1～4）について、人権が十分守られていると評価する人とならない人、及び人権侵害を受けたことがある、見たり聞いたりしたことがある人とならない人をそれぞれ分析軸に意識の違いをみた。その結果は次のとおりである。

(1) 人権に関する考え方（問1）

今の和歌山県では人権は、十分守られていると思っている人もどちらともいえないという人も「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の割合が最も高いが、人権は十分守られていると思わない人は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が最も高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、人権は十分守られていると思っている人は「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」の割合が9.0ポイント低く、「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が7.5ポイント高くなっている。（図表1-8-1①）

【図表1-8-1① 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 人権に関する考え方】

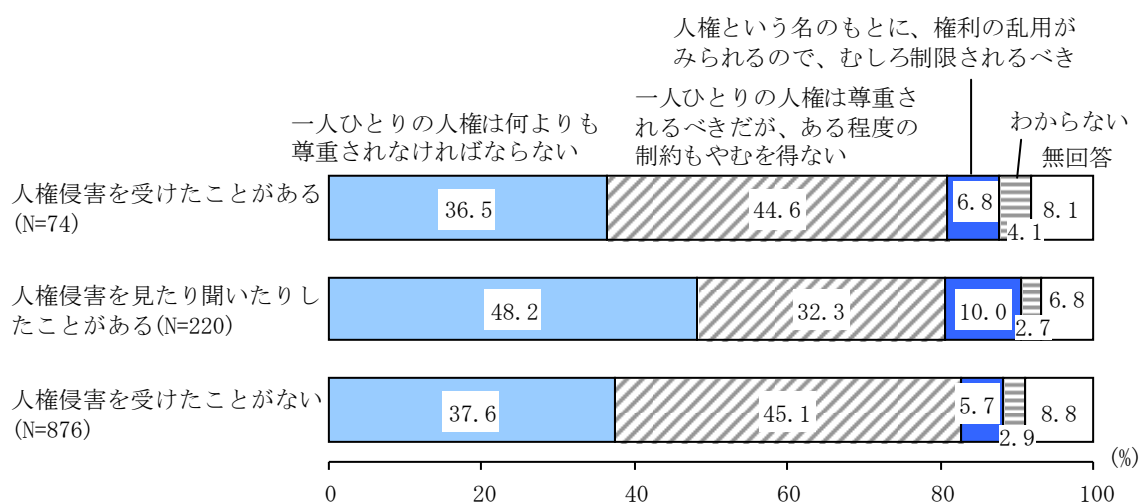


人権侵害を受けたことがある人もない人も「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」の割合が最も高く、大きな差はみられないが、人権侵害を見たり聞いたりしたことがある人では「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」が最も高くなっている。

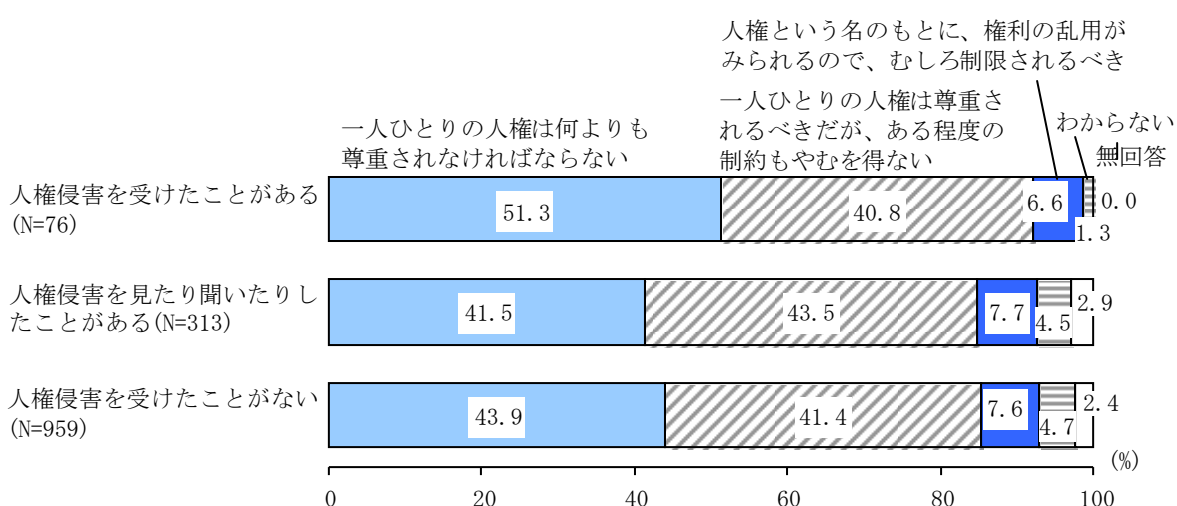
平成20年度調査と比較すると、「一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない」は人権侵害を受けたことがある人もない人も平成20年度より割合が低くなっているが、見たり聞いたりしたことがある人では平成20年度より6.7ポイント高くなっている。
(図表1-8-1②)

【図表1-8-1② 人権侵害の経験の有無別 人権に関する考え方】

〔平成25年度調査〕



〔平成20年度調査〕

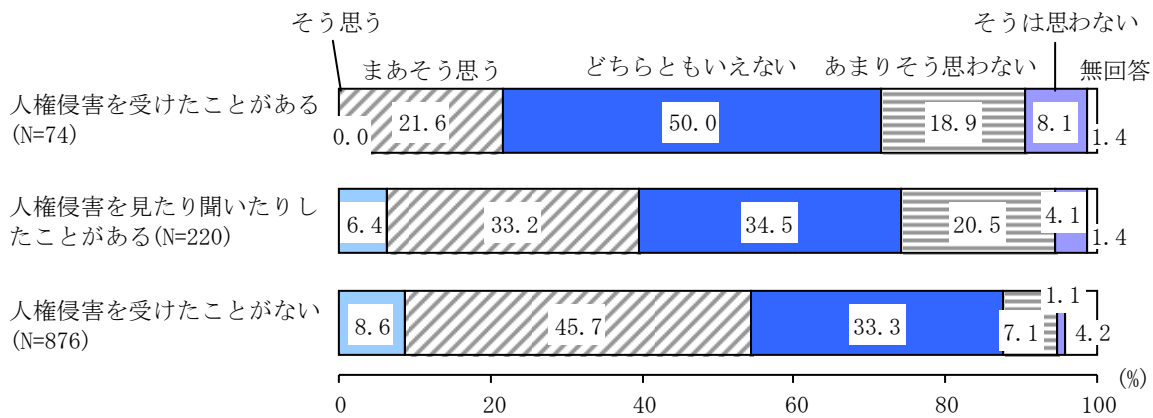


(2) 和歌山県の人権に関する評価について（問2）

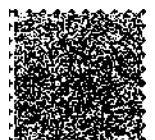
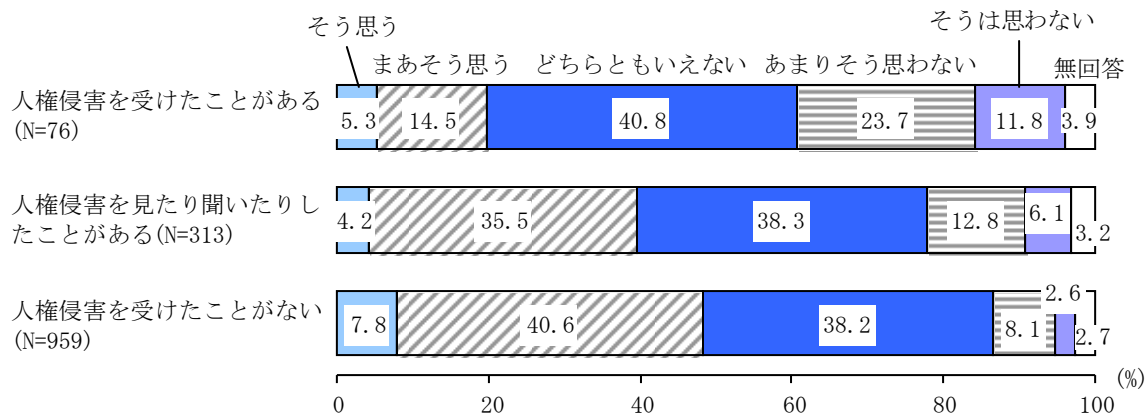
人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人は、今の和歌山県では人権は、十分に守られているについて『そう思う』（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）の割合は21.6%で、受けたことがない人の54.3%より32.7ポイント低くなっている。一方、受けたことがある人の『そう思わない』（「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計）の割合は27.0%で、受けたことがない人の8.2%より18.8ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は受けたことがある人もない人も平成20年度より割合が高くなっており、『そう思わない』は受けたことがある人もない人も平成20年度より割合が低くなっている。（図表1－8－2①）

【図表1－8－2① 人権侵害の経験の有無別 今の和歌山県では人権は、十分に守られているに対する意見】
〔平成25年度調査〕



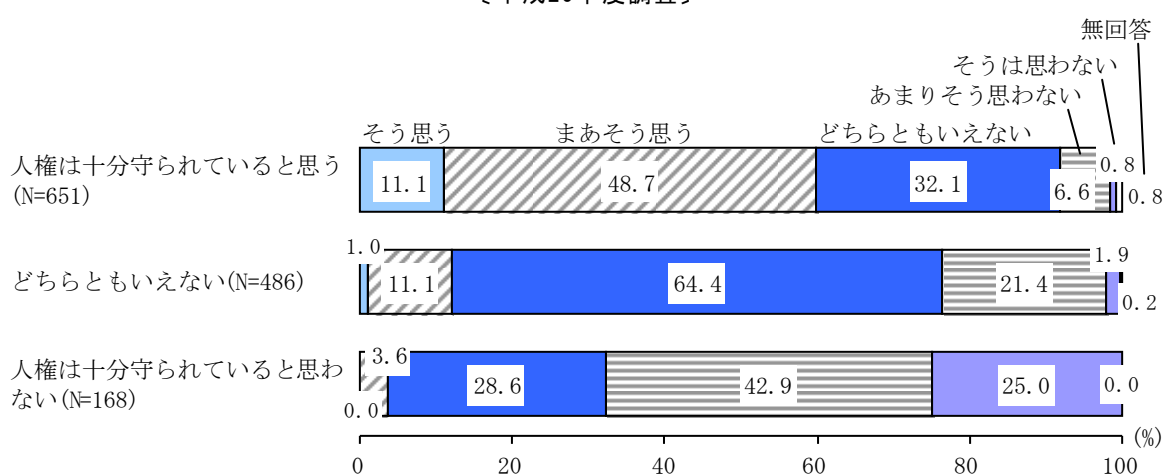
〔平成20年度調査〕



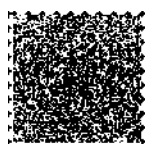
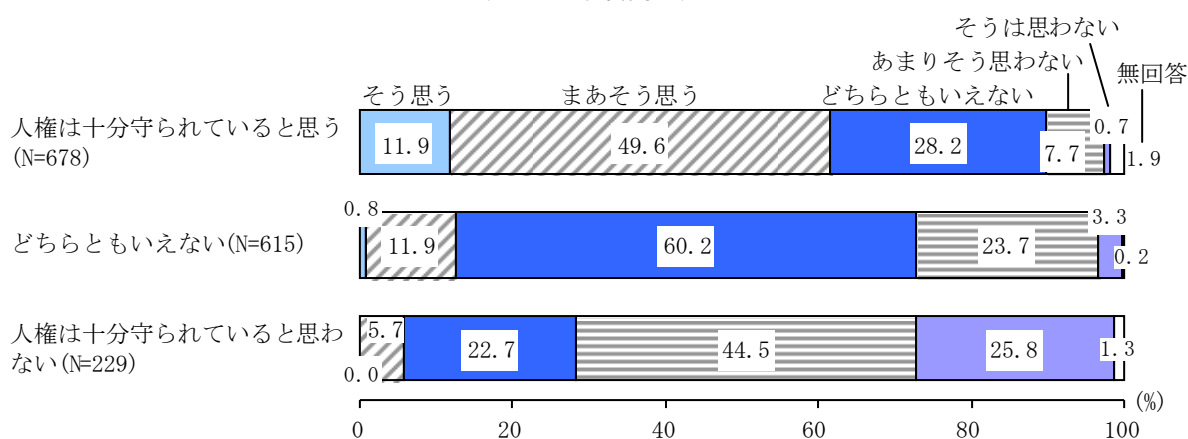
人権が十分に守られているという意見に対する考え方でみると、人権は十分守られていると思う人は、今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われているについて『そう思う』の割合は59.8%で、人権が十分守られていると思わない人の3.6%より56.2ポイント高くなっている。一方、人権が十分守られていると思わない人の『そう思わない』の割合は67.9%で、守られていると思う人の7.4%より60.5ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』、『そう思わない』とも、守られていると思う・思わないにかかわらず平成20年度より割合が低くなっている。(図表1-8-2②)

【図表1-8-2② 人権が十分に守られているという意見に対する考え別 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われているに対する意見】
〔平成25年度調査〕



〔平成20年度調査〕

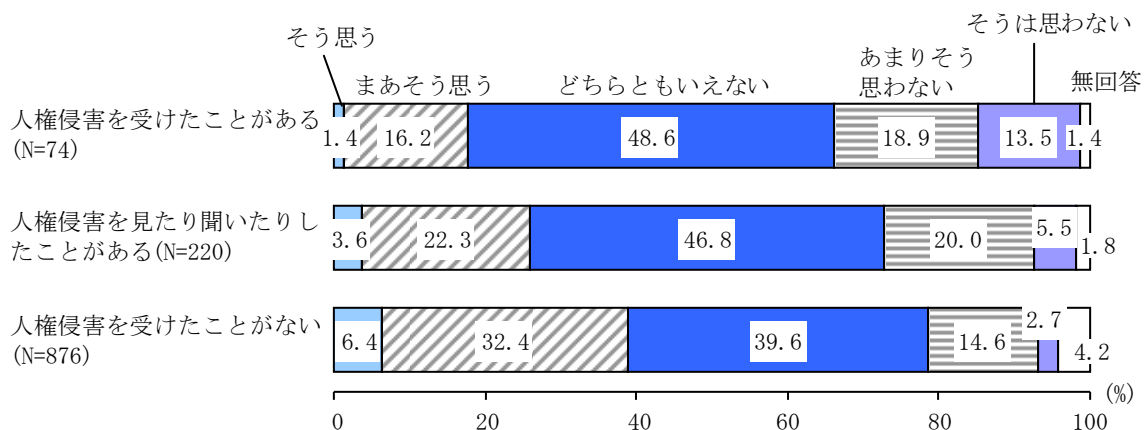


人権侵害の経験の有無別でみると、人権侵害を受けたことがある人は、今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われているについて『そう思う』の割合は17.6%で、人権侵害を受けたことがない人の38.8%より21.2ポイント低くなっている。一方、人権侵害を受けたことがある人の『そう思わない』の割合は32.4%で、受けたことがない人の17.3%より15.1ポイント高くなっている。

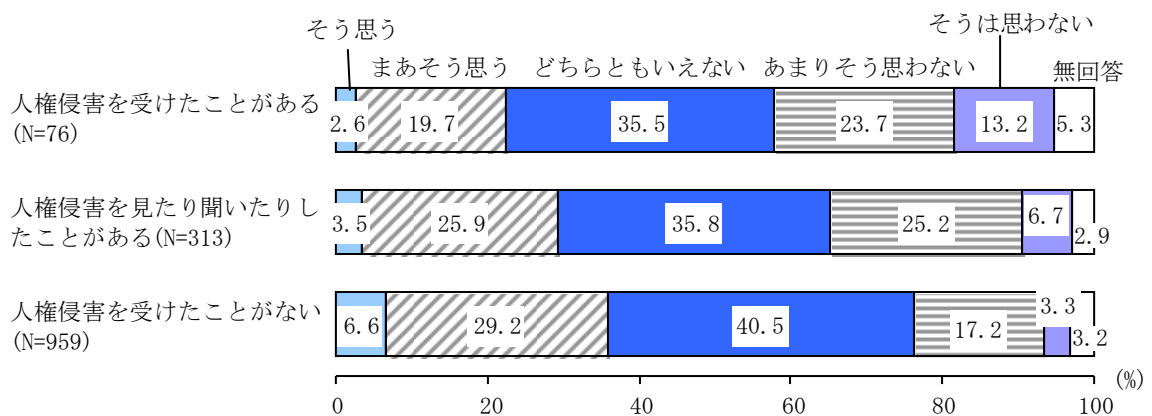
平成20年度調査と比較すると、『そう思わない』は、受けたことがある・ないにかかわらず平成20年度より割合が低くなっている。(図表1-8-2③)

【図表1-8-2③ 人権侵害の経験の有無別 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われているに対する意見】

〔平成25年度調査〕



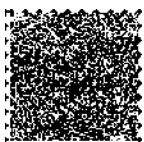
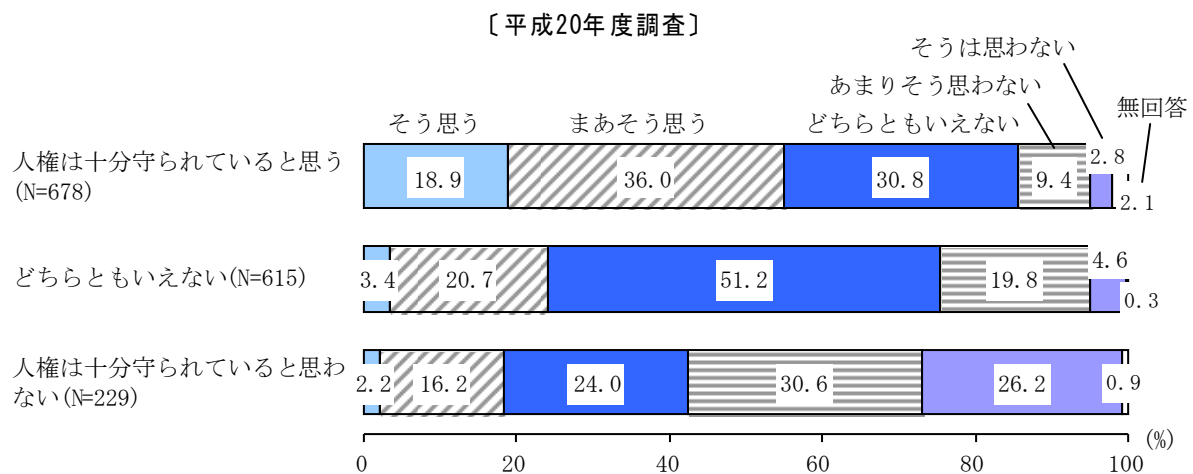
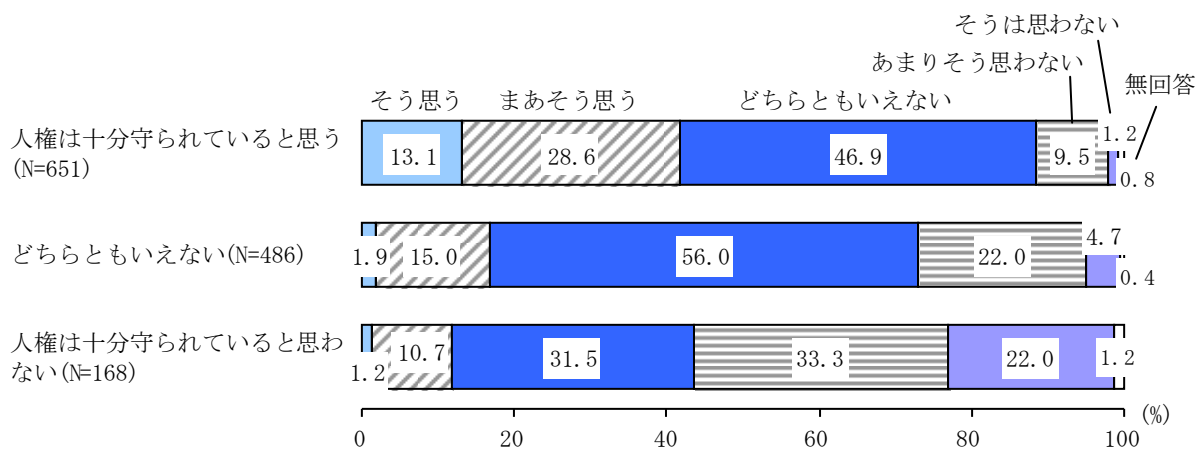
〔平成20年度調査〕



人権が十分に守られているという意見に対する考え方でみると、人権は十分守られていると思う人は、5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているについて『そう思う』の割合は41.7%で、人権が十分守られていると思わない人の11.9%より29.8ポイント高くなっている。一方、人権が十分守られていると思わない人の『そう思わない』の割合は55.3%で、守られていると思う人の10.7%より44.6ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は、守られていると思う・思わないにかかわらず平成20年度より割合が低く、守られていると思う人では平成20年度の54.9%より13.2ポイント低くなっている。(図表1-8-2④)

【図表1-8-2④】 人権が十分に守られているという意見に対する考え方で
5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているに対する意見
〔平成25年度調査〕



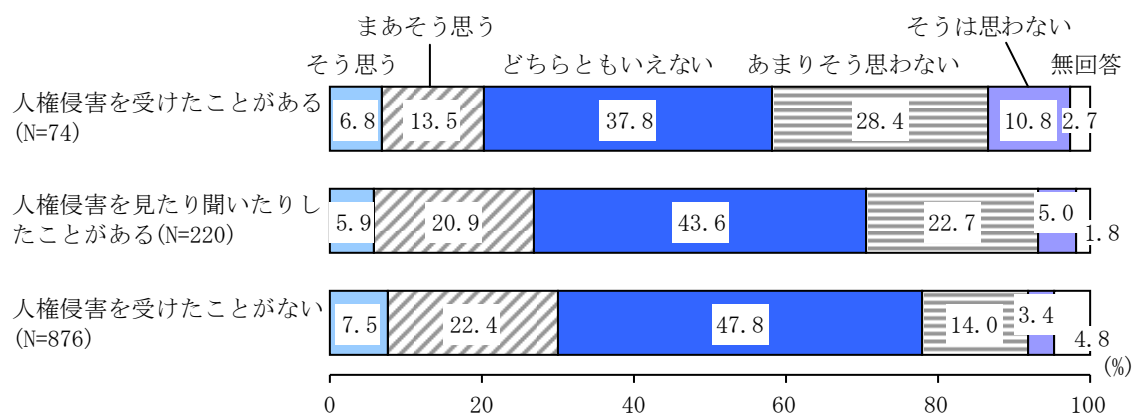
人権侵害の経験の有無別で見ると、人権侵害を受けたことがある人は、5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているについて『そう思う』の割合は20.3%で、受けたことがない人の29.9%より9.6ポイント低くなっている。一方、人権侵害を受けたことがある人の『そう思わない』の割合は39.2%で、受けたことがない人の17.4%より21.8ポイント高くなっている。

平成20年度調査と比較すると、『そう思う』は人権侵害を受けたことがある・ないにかかわらず平成20年度より割合が低くなっており、受けたことがない人では平成20年度の39.7%より9.8ポイント低くなっている。(図表1-8-2⑤)

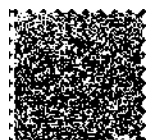
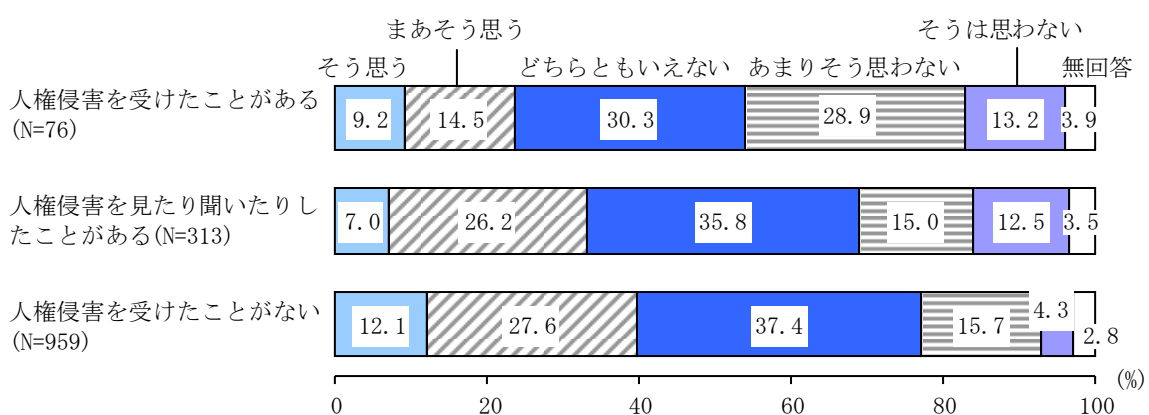
【図表1-8-2⑤】 人権侵害の経験の有無別

5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきているに対する意見】

〔平成25年度調査〕



〔平成20年度調査〕



(3) 関心のある人権課題（問3）

関心のある人権課題について、人権は十分守られていると思う・思わないにかかわらず、いずれも「障害のある人の人権」の割合が最も高く、次いで人権は十分守られていると思う人と、どちらともいえない人では「働く人の人権」、守られていると思わない人では「女性の人権」となっている。

平成20年度調査と比較すると、守られていると思う人では平成20年度は第1位であった「高齢者の人権」が第4位に順位を下げ、割合が8.1ポイント低くなっている。一方で、「障害のある人の人権」は平成20年度より9.1ポイント高くなっている。（図表1-8-3）

【図表1-8-3 人権が十分に守られているという意見に対する考え方別 関心のある人権課題】
〔平成25年度調査〕

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
人権は十分守られていると思う (N=651)	障害のある人の人権 41.5	働く人の人権 30.3	情報化社会における人権侵害 30.0	高齢者の人権 29.8	子どもの人権 28.1
どちらともいえない (N=486)	障害のある人の人権 38.1	働く人の人権 35.0	情報化社会における人権侵害 31.9	子どもの人権 29.4	高齢者の人権 27.6
人権は十分守られていると思わない (N=168)	障害のある人の人権 41.7	女性の人権 33.3	情報化社会における人権侵害 32.7	子どもの人権 27.4	高齢者の人権 26.8

〔平成20年度調査〕

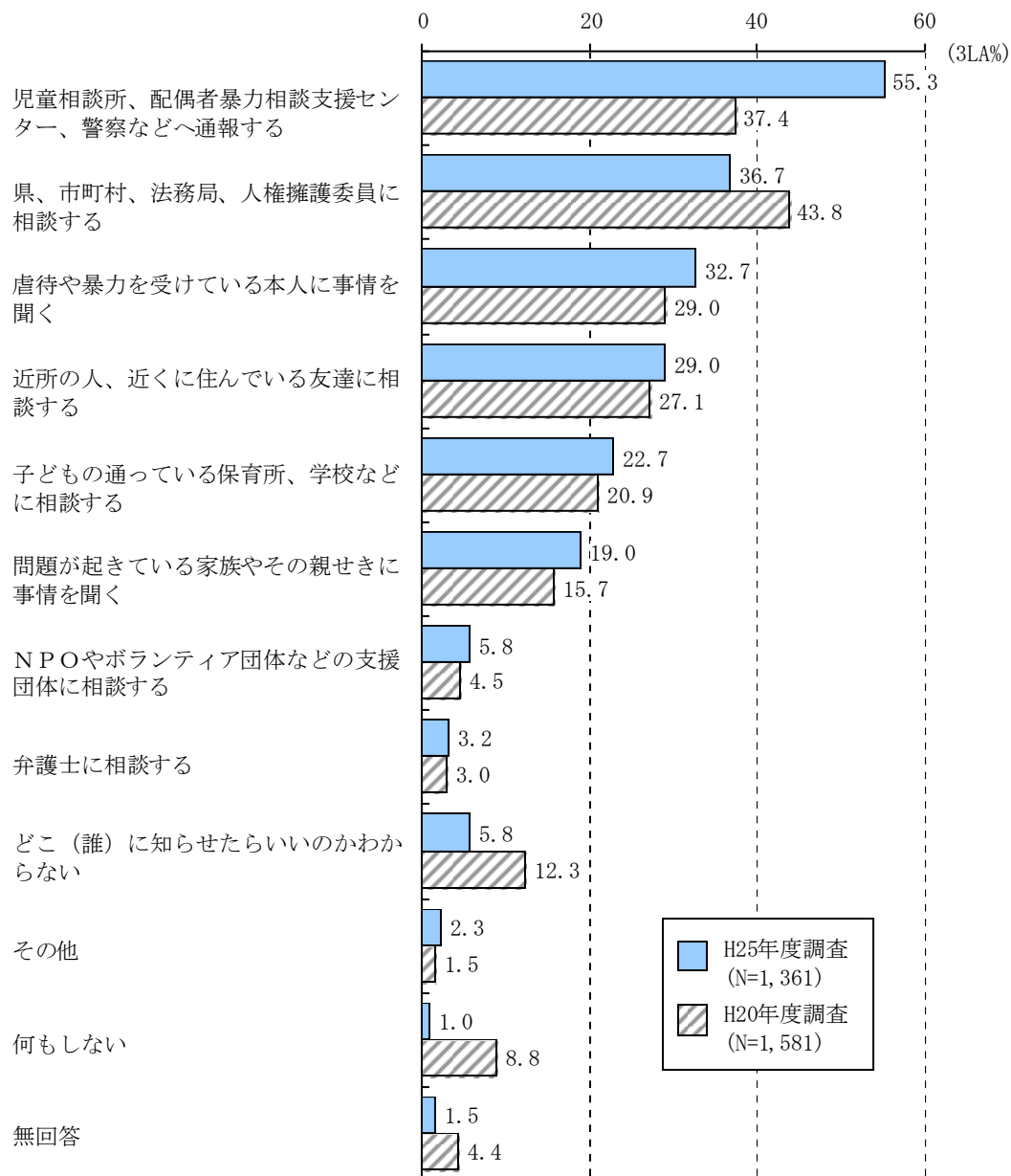
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
人権は十分守られていると思う (N=678)	高齢者の人権 37.9	障害のある人の人権 32.4	インターネットやメディアによるプライバシーの侵害 30.2	子どもの人権 23.3	環境汚染 19.8
どちらともいえない (N=615)	障害のある人の人権 32.4	高齢者の人権 31.9	インターネットやメディアによるプライバシーの侵害 28.1	女性の人権 21.5	子どもの人権 21.3
人権は十分守られていると思わない (N=229)	障害のある人の人権 34.1	高齢者の人権 33.6	女性の人権 26.6	インターネットやメディアによるプライバシーの侵害 26.2	子どもの人権 21.8



1-6. 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応

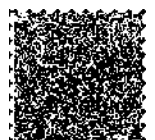
問5 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、あなたならどのように対応したいと思いますか（〇は3つまで）。

【図表1-9 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】



子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応について、「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が55.3%で最も割合が高く、次いで「県、市町村、法務局、人権擁護委員に相談する」が36.7%、「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」が32.7%となっている。

平成20年度調査と比べると、「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が17.9ポイント高い。「何もしない」が7.8ポイント、「県、市町村、



法務局、人権擁護委員に相談する」が7.1ポイント、「どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない」が6.5ポイント低くなっている。（図表1-9）

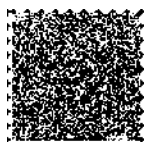
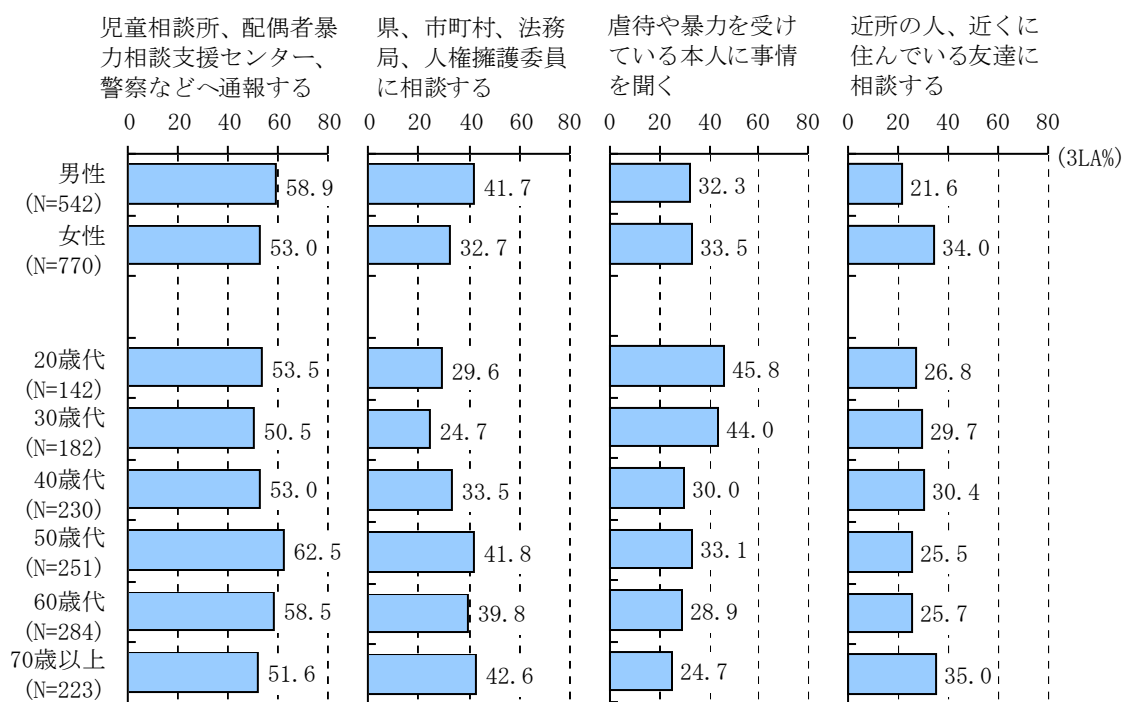
【性別】

性別でみると、「県、市町村、法務局、人権擁護委員に相談する」は女性の32.7%より男性の41.7%のほうが9.0ポイント高いが、「近所の人、近くに住んでいる友達に相談する」は男性の21.6%より女性の34.0%のほうが12.4ポイント高くなっている。（図表1-9-1）

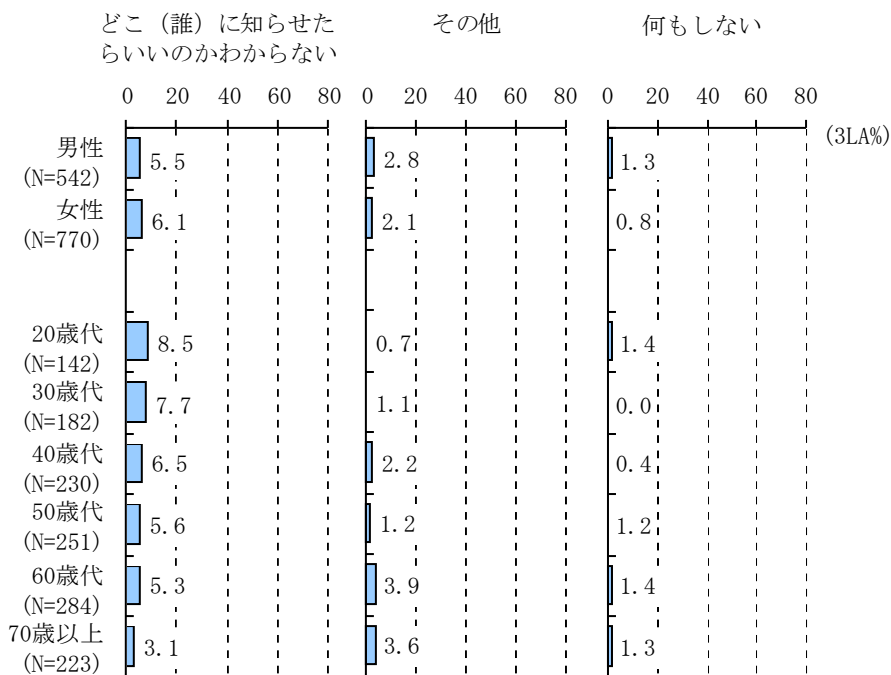
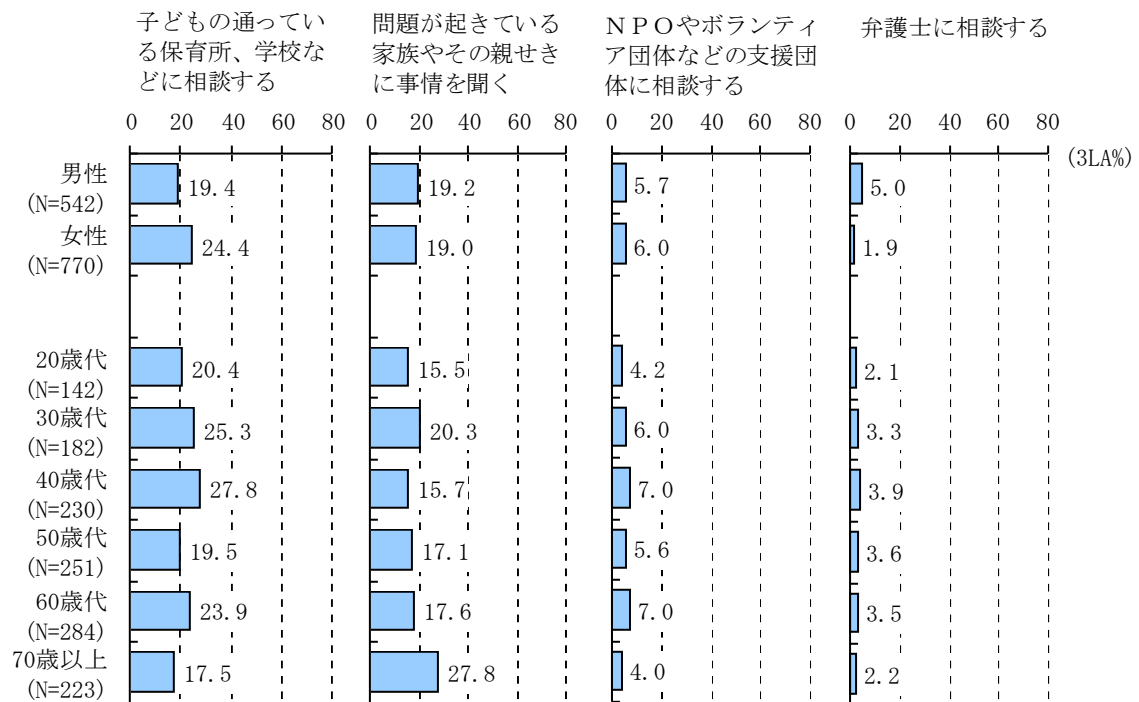
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が最も割合が高く、なかでも50歳代が62.5%で最も高くなっている。（図表1-9-1）

【図表1-9-1 性別・年齢別 子ども、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】



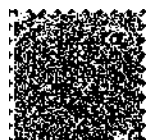
【図表1-9-1 性別・年齢別 子ども、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】



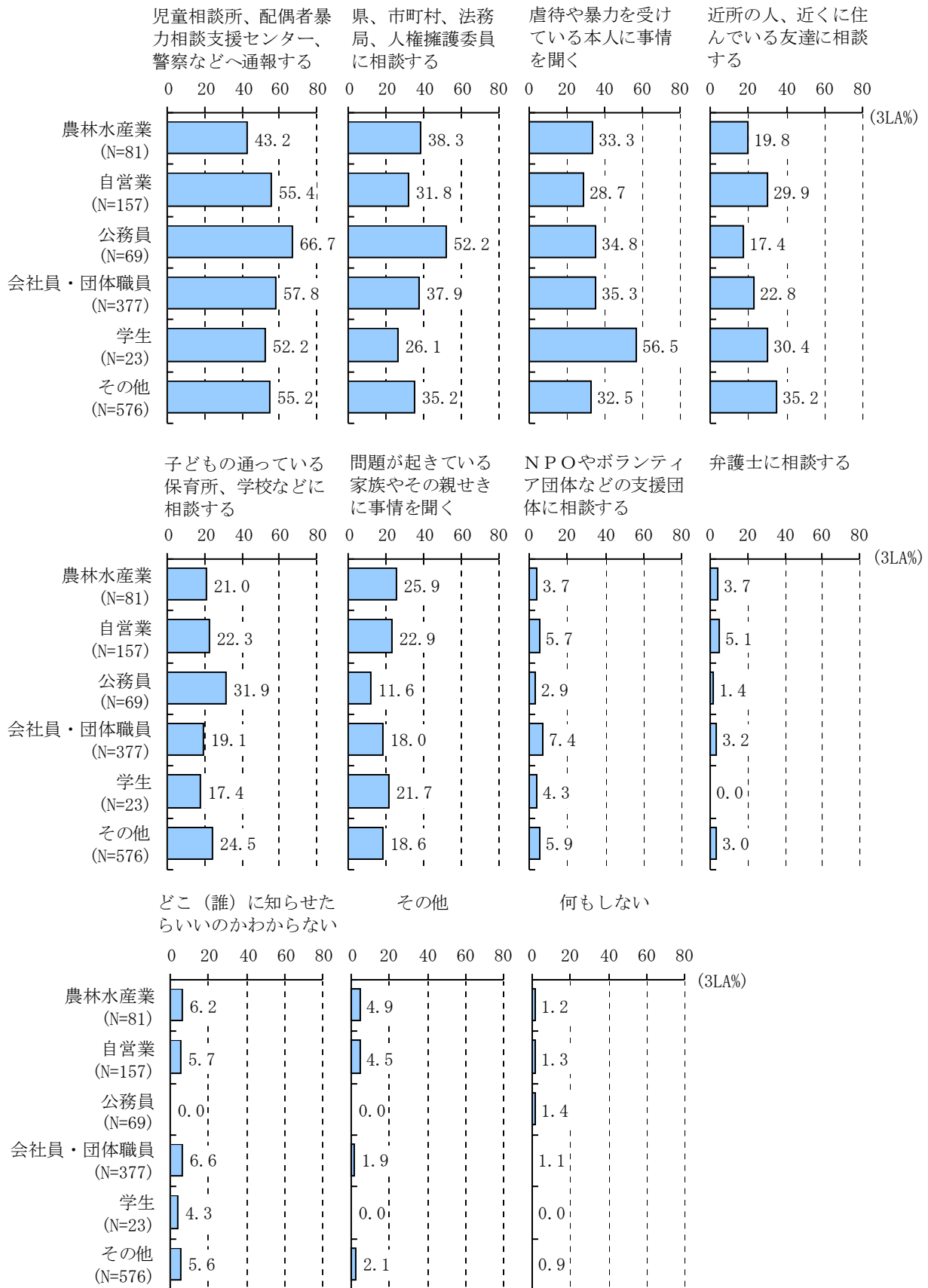
【職業別】

職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員は、いずれも「児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察などへ通報する」が最も割合が高く、学生は「虐待や暴力を受けている本人に事情を聞く」が56.5%で最も割合が高くなっている。

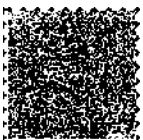
(図表1-9-2)



【図表 1-9-2 職業別 子ども、高齢者、障害のある人等への虐待や暴力を知った場合の対応】



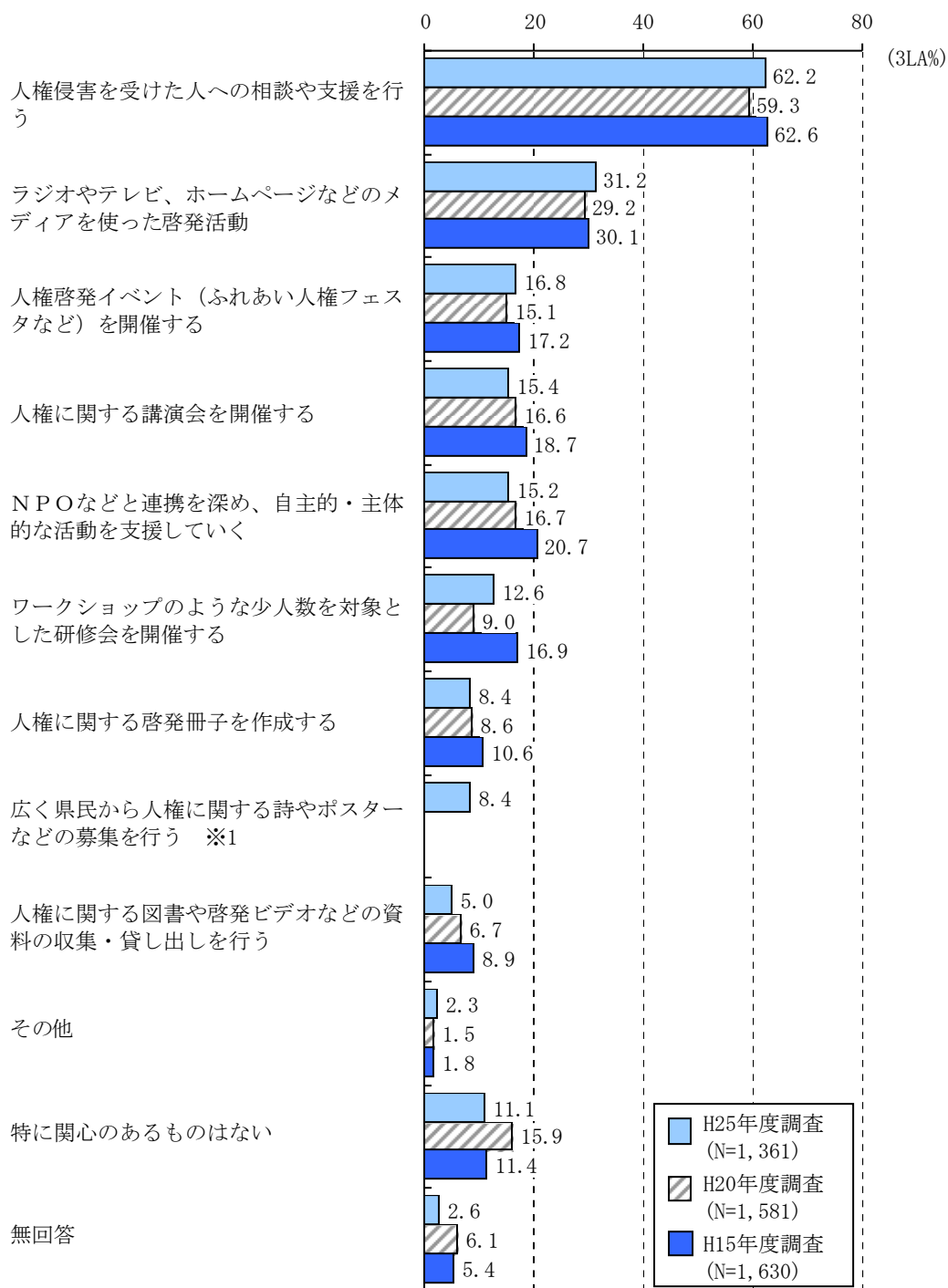
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



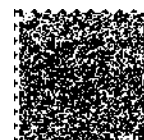
1-7. 「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組

問6 すべての人権が尊重される社会の実現のため、和歌山県や（公財）和歌山県人権啓発センターでは次のような取組を行っていますが、その中で関心があるのはどの取組ですか（〇は3つまで）。

【図表1-10 「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢



「和歌山県人権啓発センター」で関心のある取組については、「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」が62.2%で最も割合が高く、次いで「ラジオやテレビ、ホームページなどのメディアを使った啓発活動」が31.2%、「人権啓発イベント（ふれあい人権フェスタなど）を開催する」が16.8%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「ワークショップのような少人数を対象とした研修会を開催する」が3.6ポイント、「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」が2.9ポイント高い。

「特に関心のあるものはない」が4.8ポイント低くなっている。平成20年度調査は順位・ポイントともに平成25年度調査とあまり変化はみられない。

平成15年度調査と比較すると、「NPOなどと連携を深め、自主的・主体的な活動を支援していく」が5.5ポイント、「ワークショップのような少人数を対象とした研修会を開催する」が4.3ポイント低くなっている。（図表1-10）

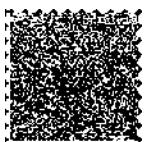
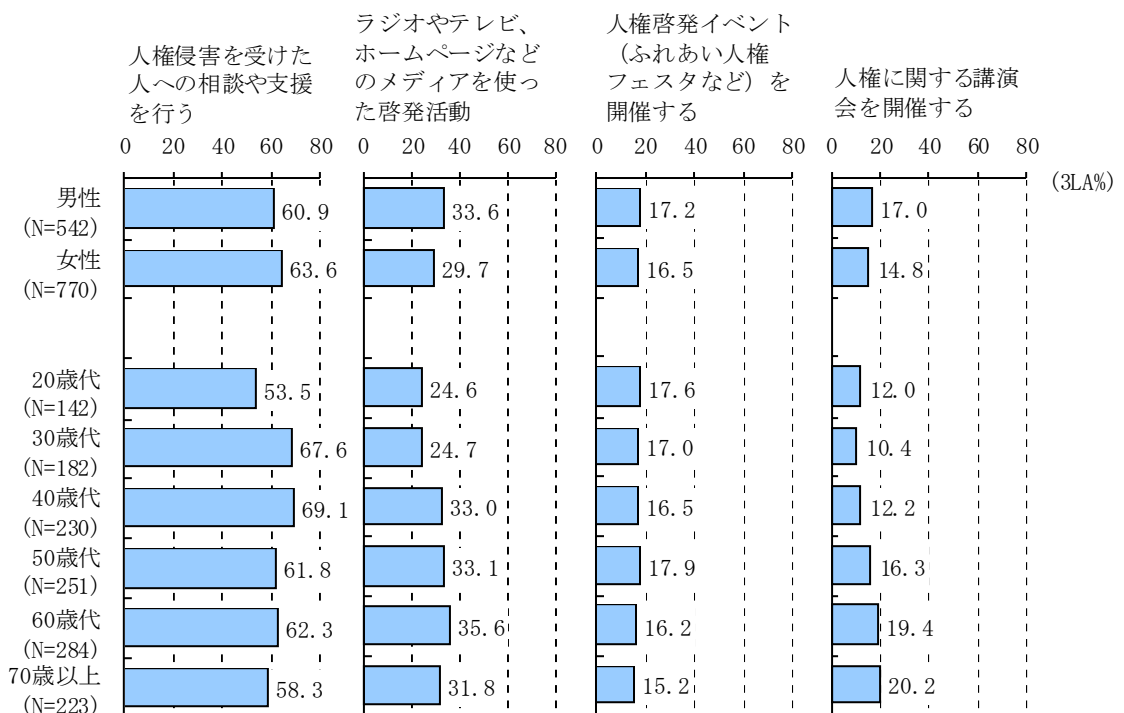
【性別】

性別でみると、「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」と「ワークショップのような少人数を対象とした研修会を開催する」は男性より女性のほうが割合が高いが、それ以外の項目では男性のほうが高く、「NPOなどと連携を深め、自主的・主体的な活動を支援していく」は男性のほうが4.4ポイント高くなっている。（図表1-10-1）

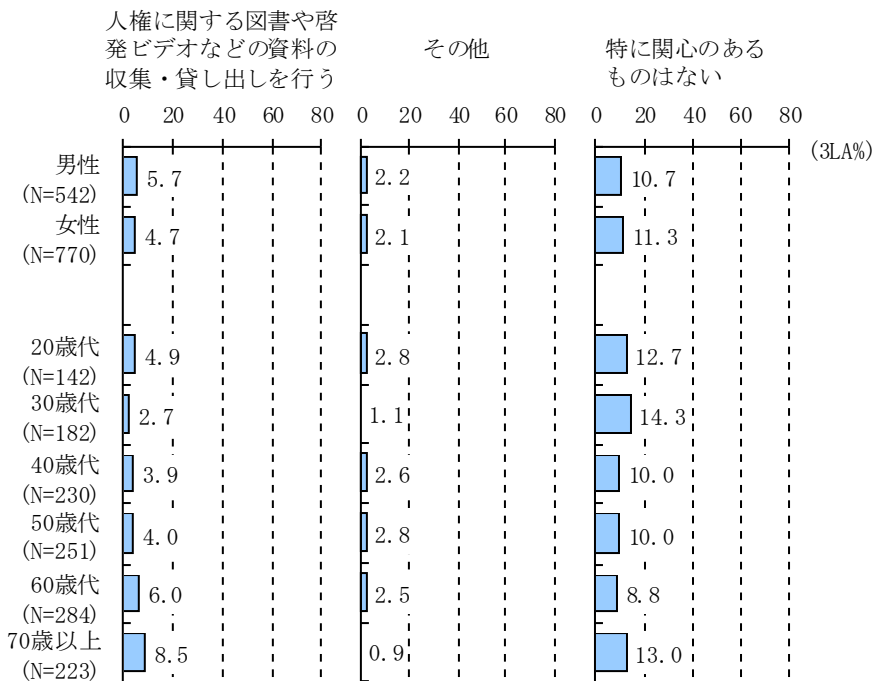
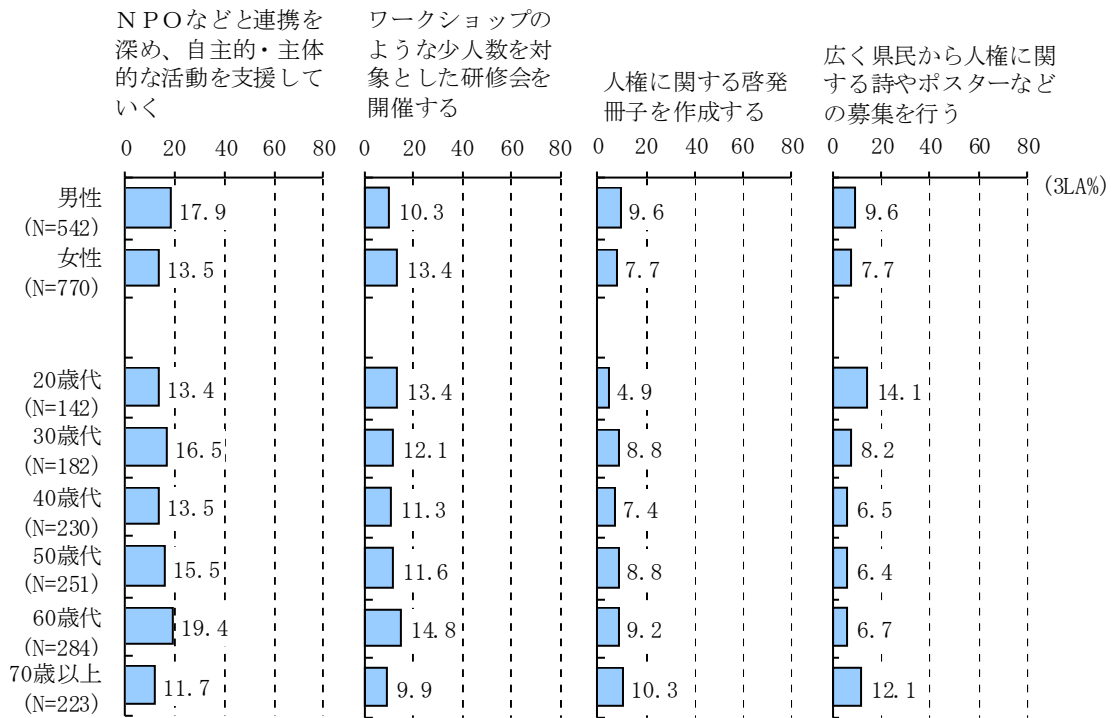
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」が最も割合が高く、いずれも過半数を占めている。（図表1-10-1）

【図表1-10-1 性別・年齢別 「和歌山人権啓発センター」で関心のある取組】

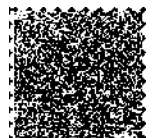


【図表 1-10-1 性別・年齢別 「和歌山人権啓発センター」で関心のある取組】

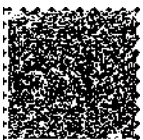
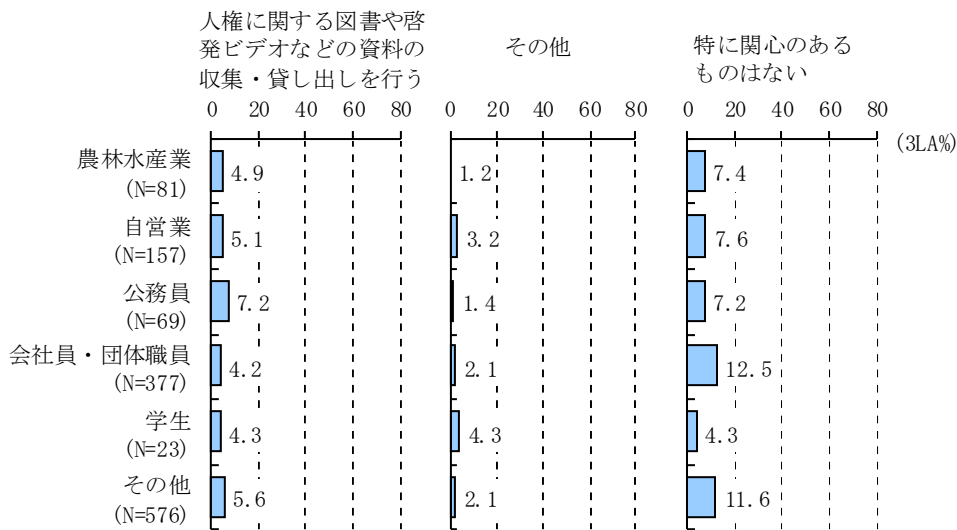
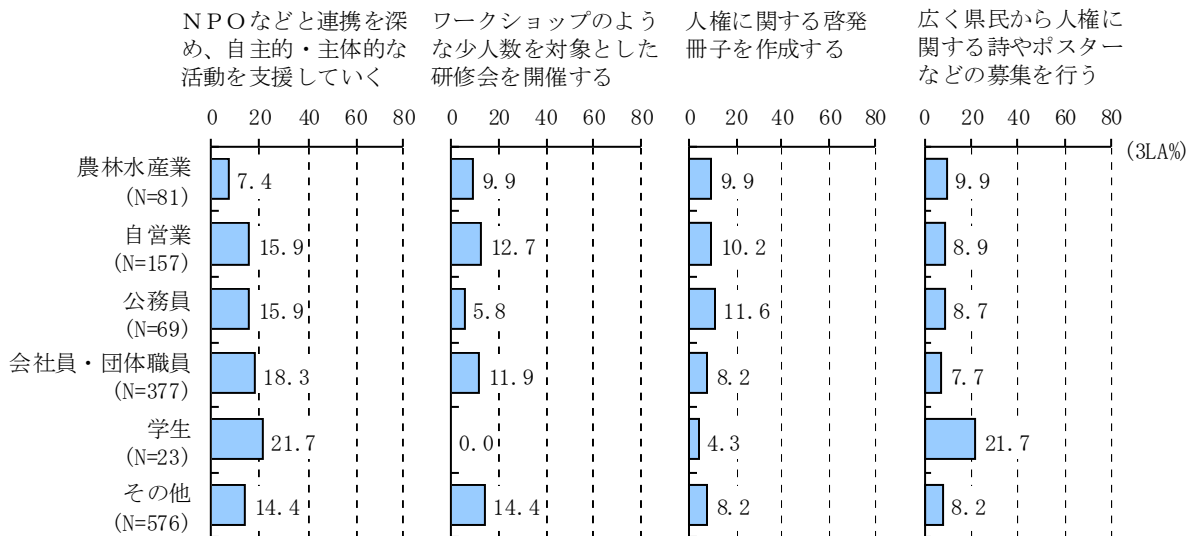
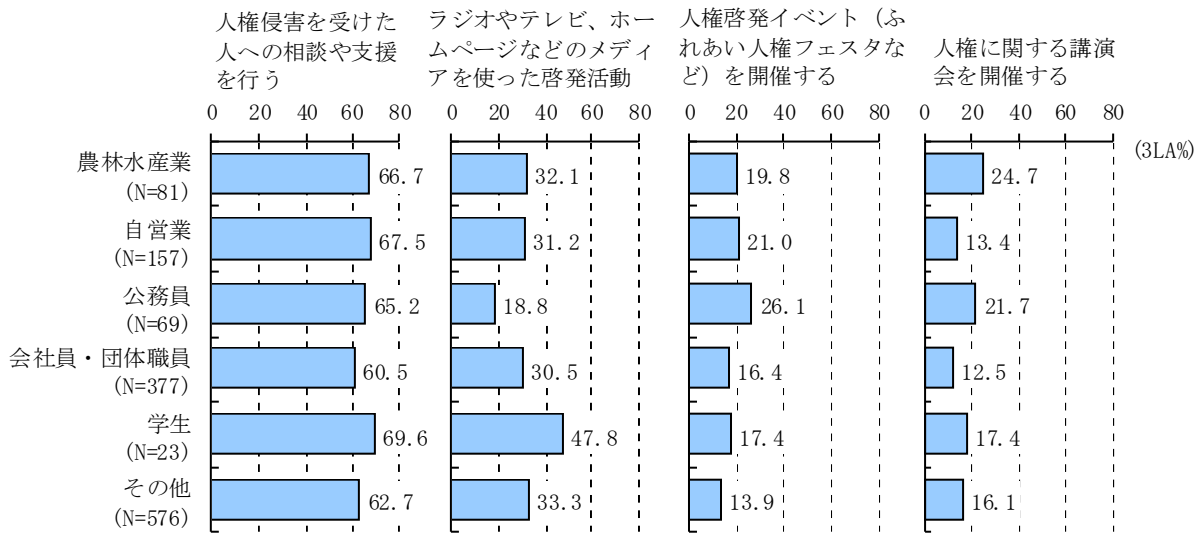


【職業別】

職業別でみると、いずれも「人権侵害を受けた人への相談や支援を行う」が最も割合が高く、6割台となっている。「ラジオやテレビ、ホームページなどのメディアを使った啓発活動」と「NPOなどと連携を深め、自主的・主体的な活動を支援していく」、「広く県民から人権に関する詩やポスターなどの募集を行う」はいずれも学生の割合が最も高くなっている。(図表 1-10-2)



【図表 1-10-2 職業別 「和歌山人権啓発センター」で関心のある取組】



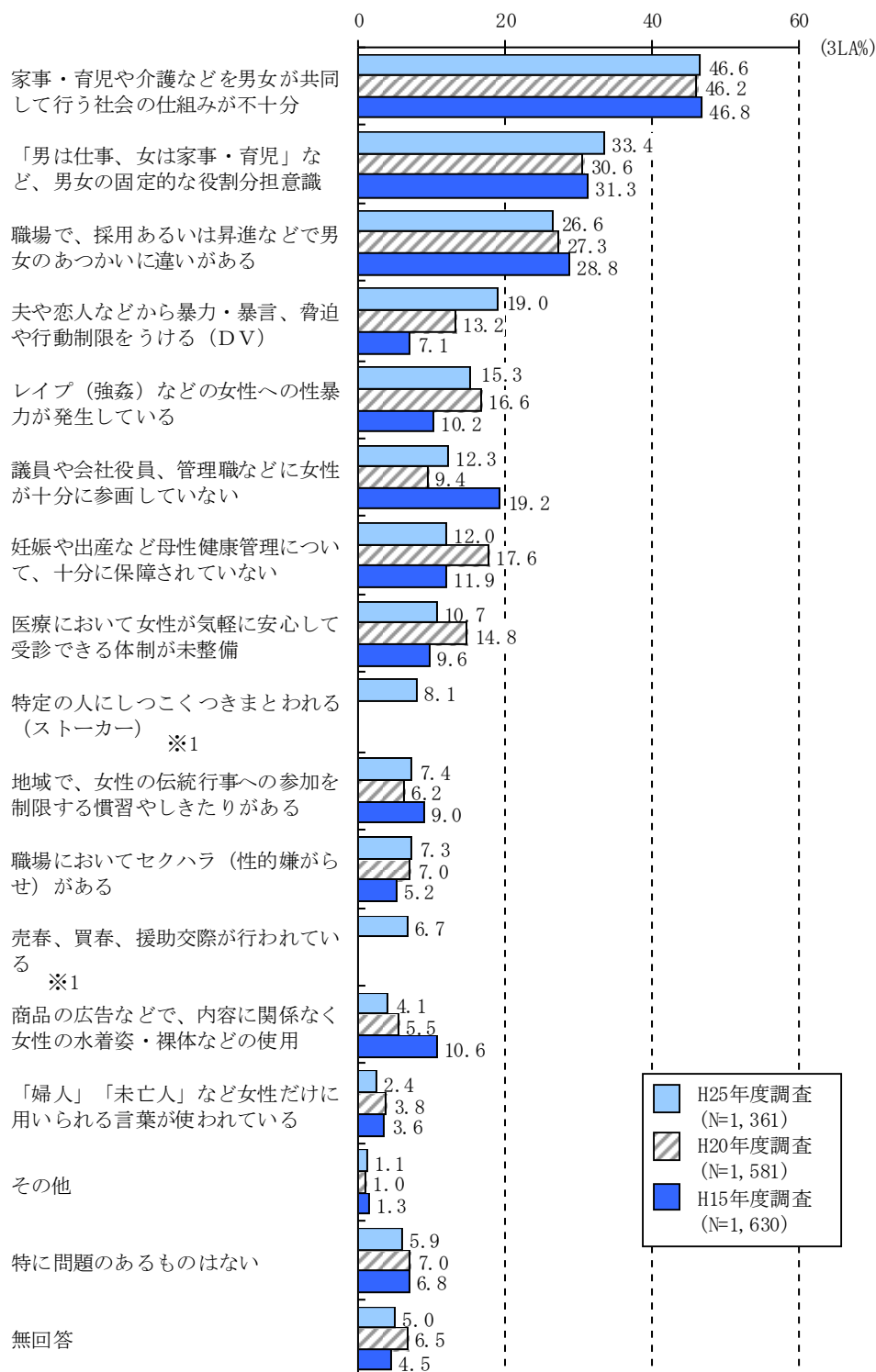
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

2. 女性の人権について

2-1. 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問7 女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表2-1 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問

女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が46.6%で最も割合が高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識」が33.4%、「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が26.6%となっている。

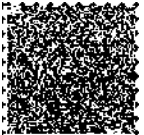
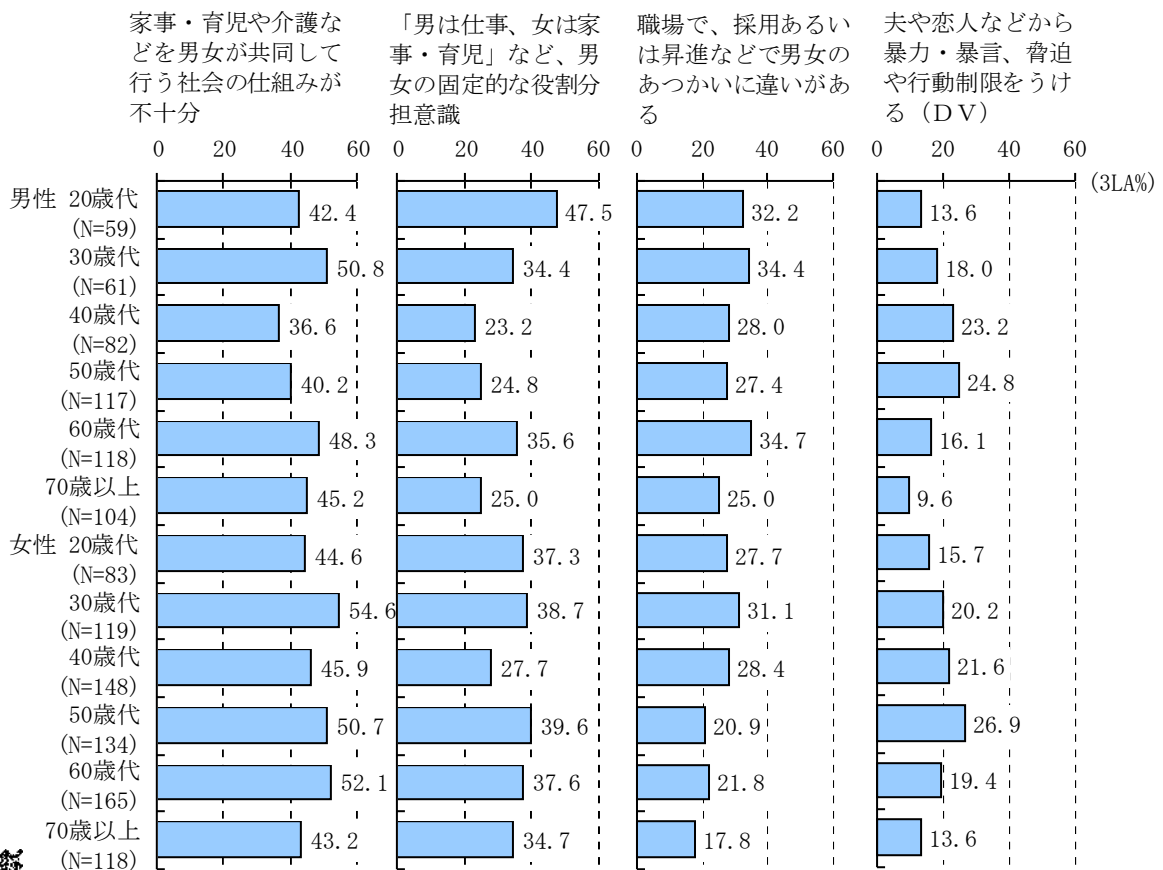
平成20年度調査と比較すると、「夫や恋人などから暴力・暴言、脅迫や行動制限をうける(DV)」は、5.8ポイント高いが、「妊娠や出産など母性健康管理について、十分に保障されていない」は5.6ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「夫や恋人などから暴力・暴言、脅迫や行動制限をうける(DV)」は11.9ポイント、「レイプ(強姦)などの女性への性暴力が発生している」は5.1ポイント高いが、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」は6.9ポイント、「商品の広告などで、内容に関係なく女性の水着姿・裸体などの使用」は6.5ポイント低くなっている。(図表2-1)

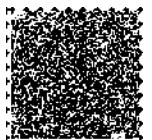
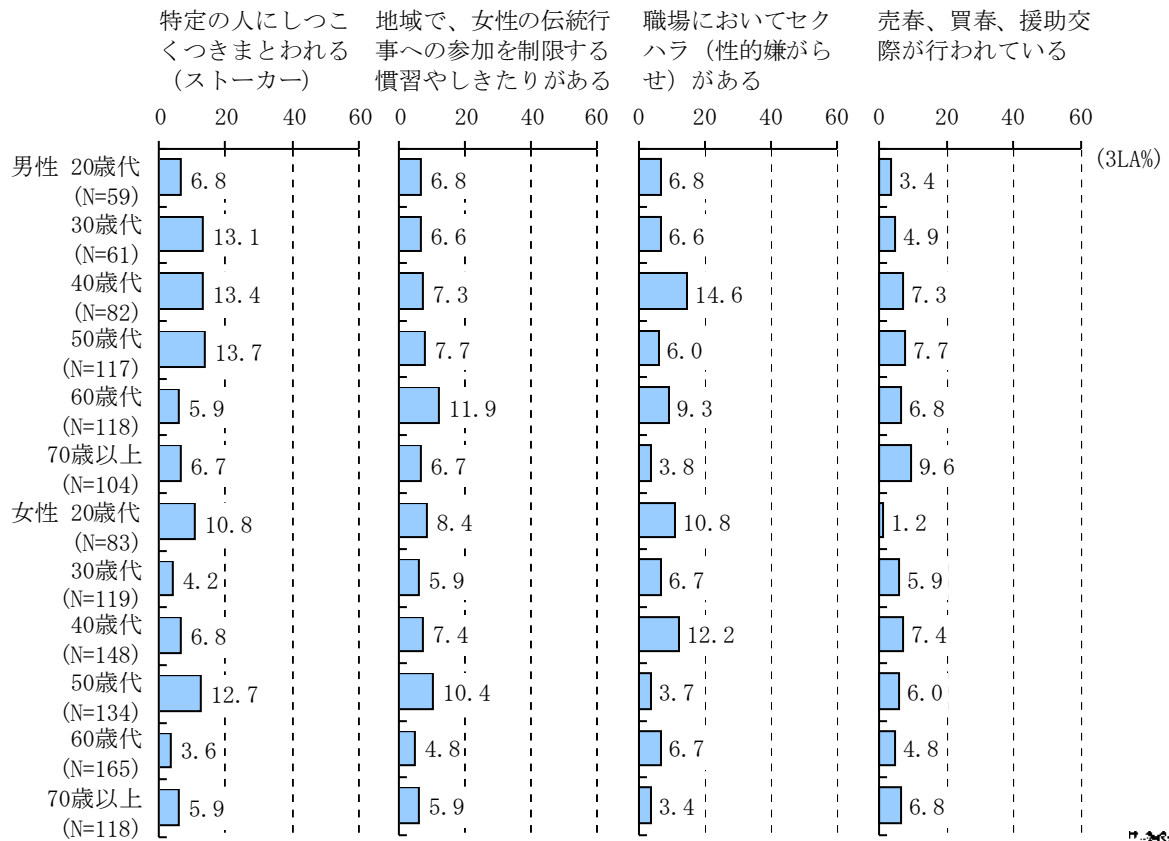
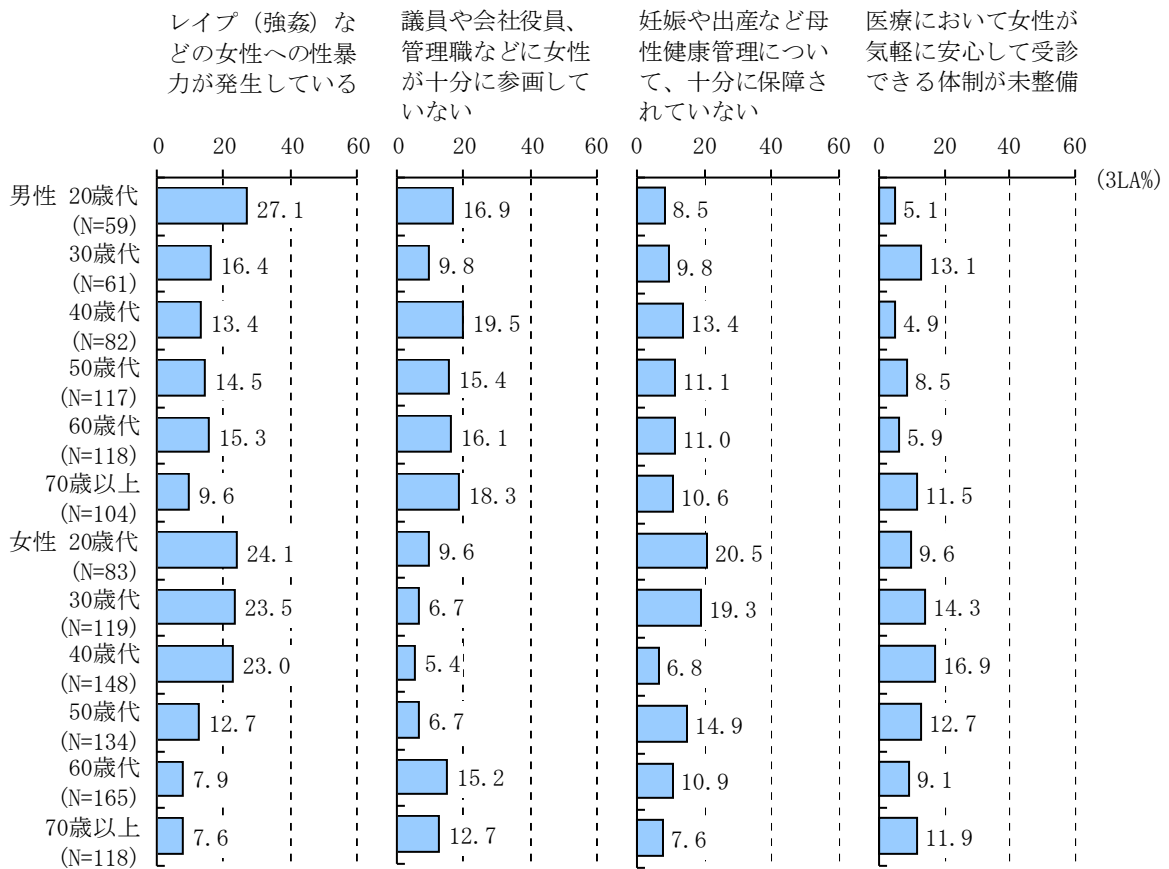
【性年齢別】

性年齢別で見ると、男性の20歳代は「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識」が47.5%で最も割合が高いが、男性の30歳代以上及び女性のすべての年代は「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が最も高くなっている。(図表2-1-1)

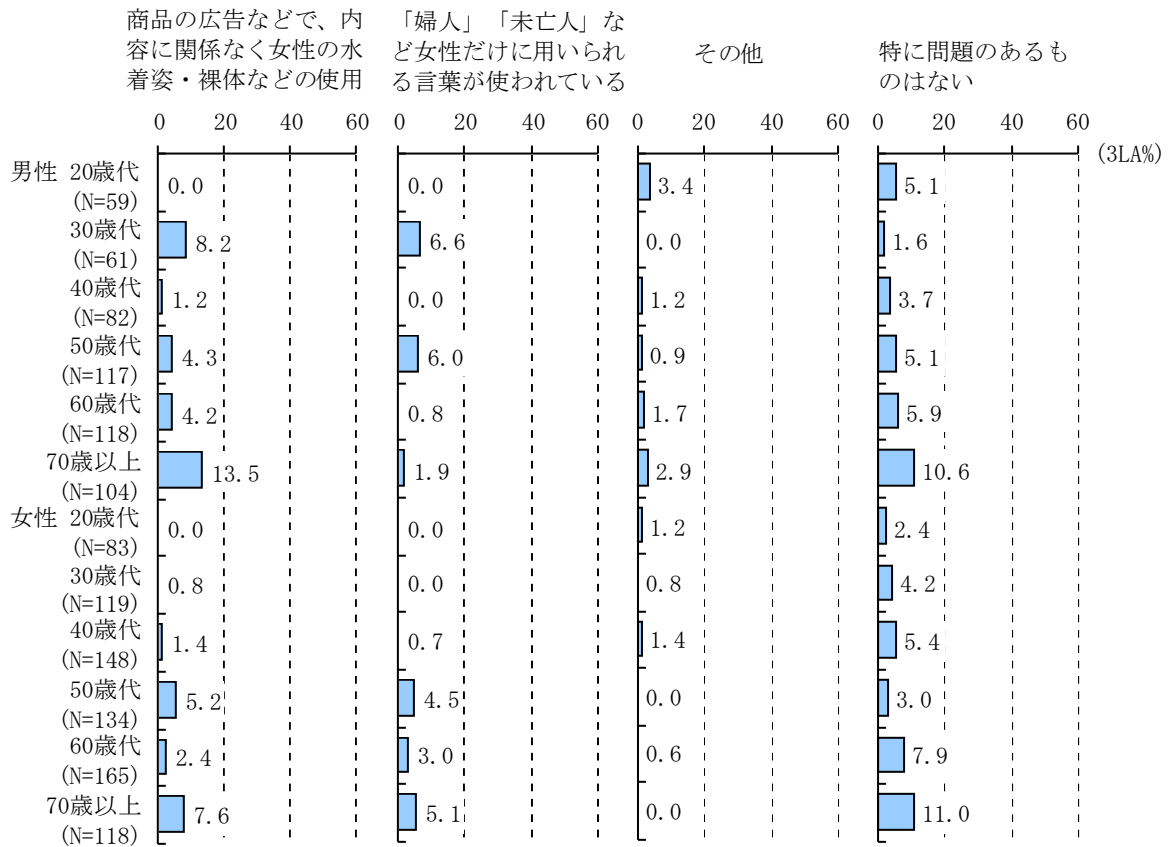
【図表2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【図表2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



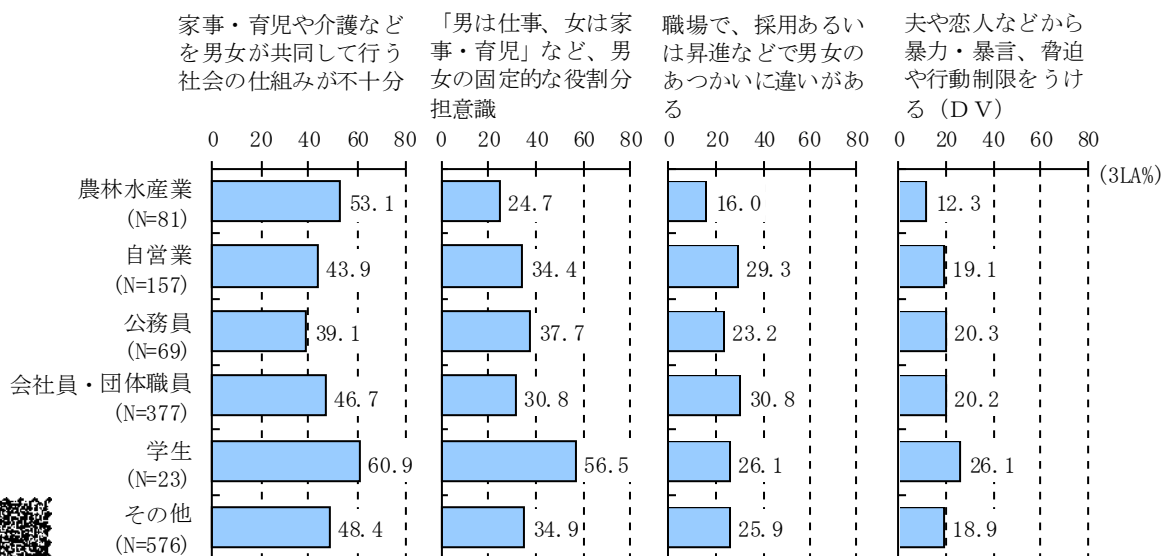
【図表 2-1-1 性年齢別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



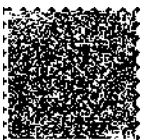
【職業別】

職業別でみると、いずれも「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が最も割合が高くなっている。「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識」は学生が56.5%で最も割合が高くなっている。(図表 2-1-2)

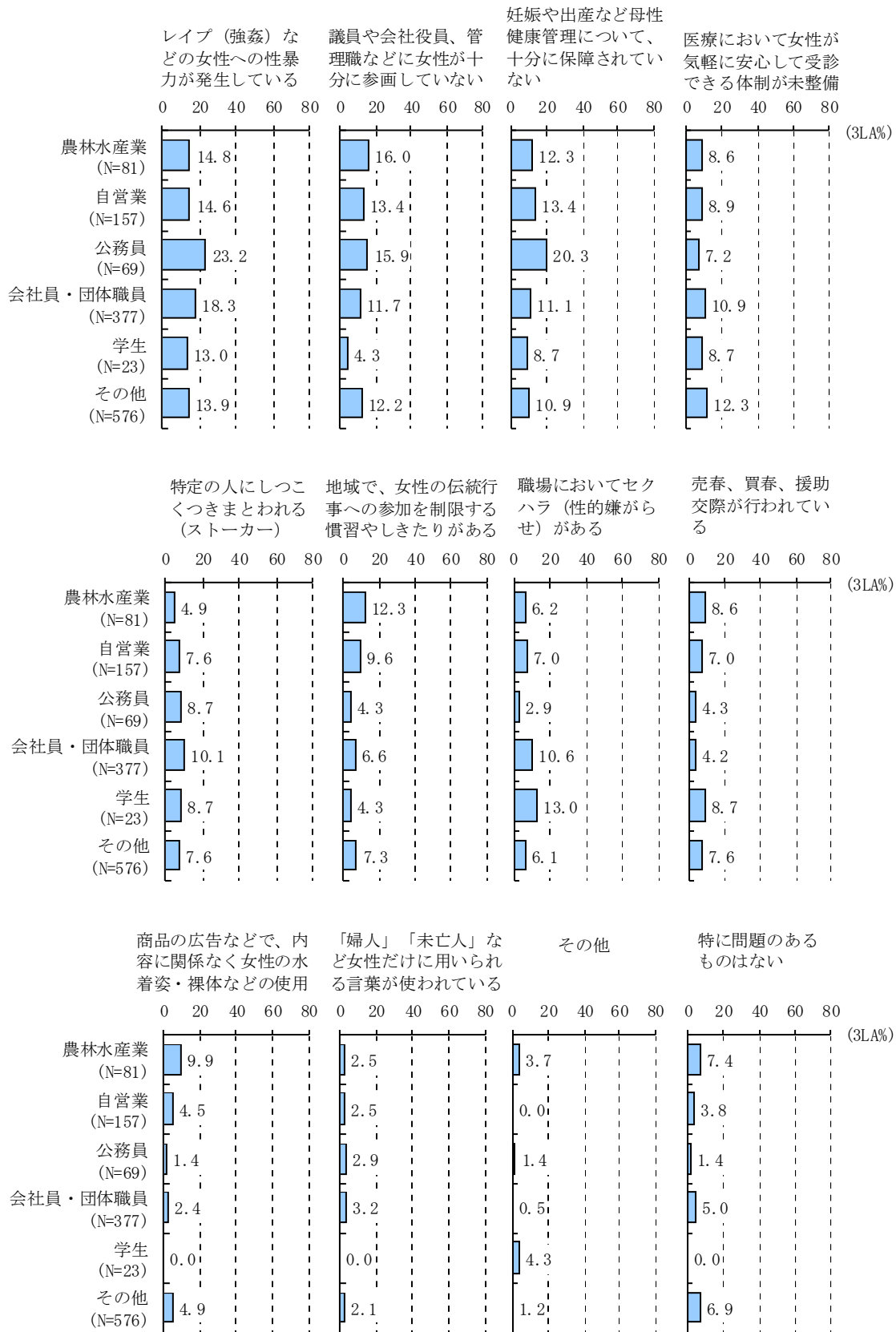
【図表 2-1-2 職業別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



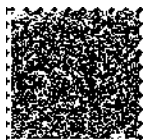
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表2-1-2 職業別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



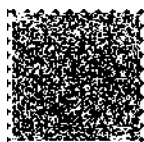
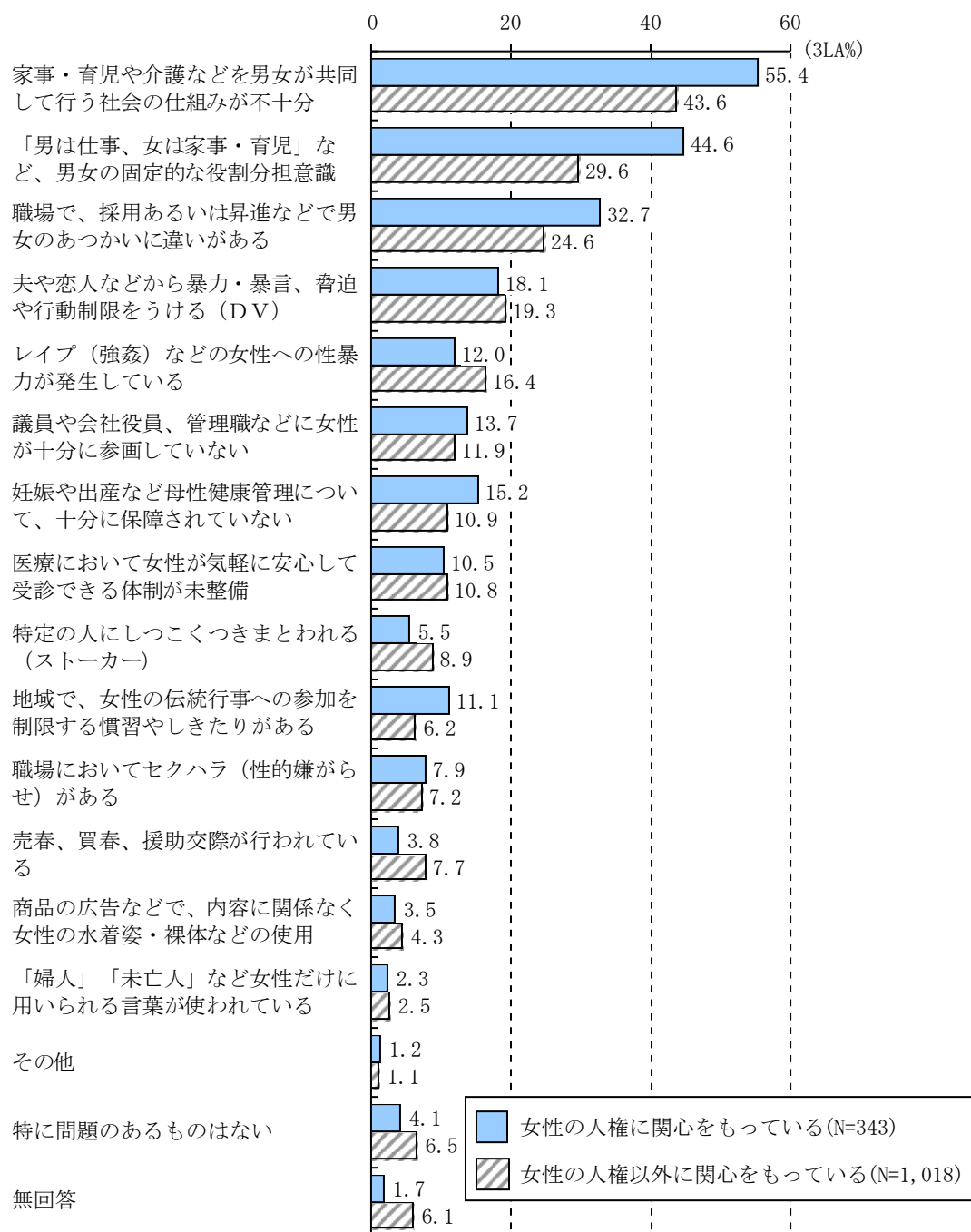
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（女性の人権への関心の有無別）でみると、女性の人権に関心をもっている人は、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが不十分」が女性の人権以外に関心をもっている人より11.8ポイント高く、「男は仕事、女は家事・育児」など男女の固定的な役割分担意識」が女性の人権以外に関心をもっている人より15.0ポイント高くなっている。（図表2-1-3）

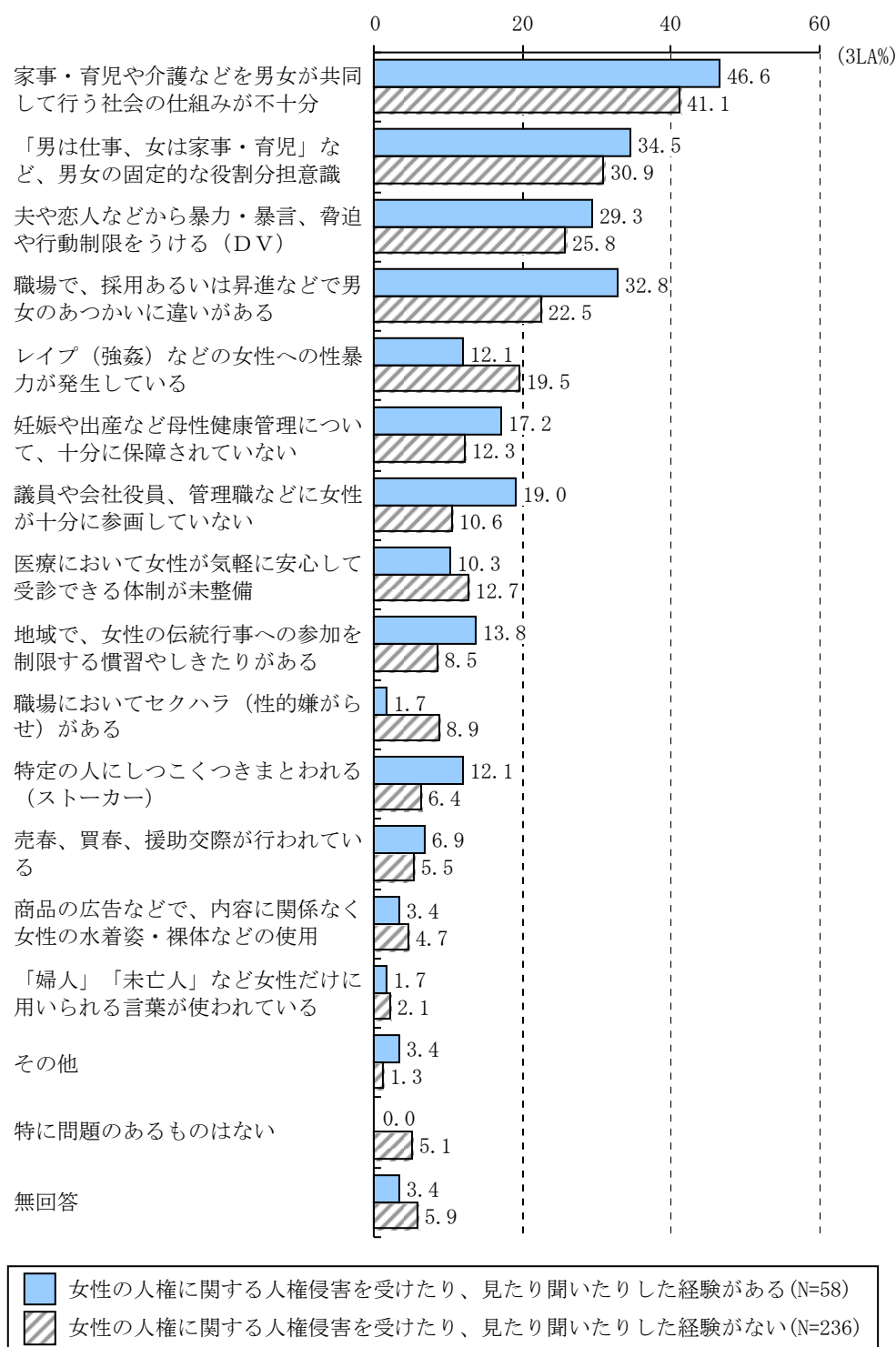
【図表2-1-3 関心のある人権課題別 女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、女性の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「職場で、採用あるいは昇進などで男女のあつかいに違いがある」が経験のない人より10.3ポイント高く、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」も経験のない人より8.4ポイント高くなっている。(図表2-1-4)

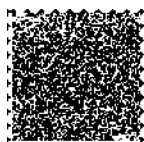
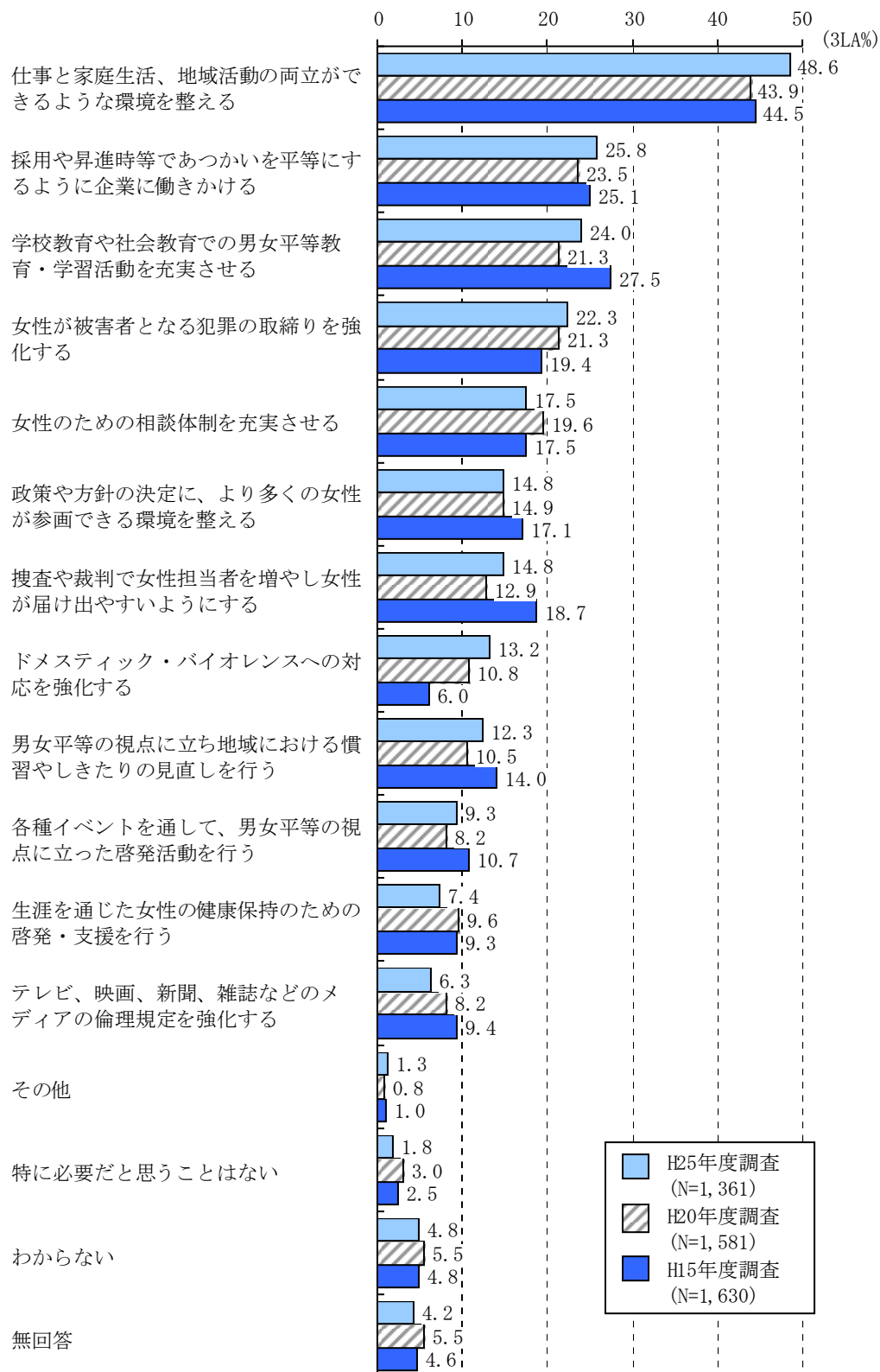
【図表2-1-4 「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
女性に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



2-2. 女性の人権を守るために特に必要なこと

問8 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表2-2 女性の人権を守るために必要なこと】



女性の人権を守るために必要なことについては、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が48.6%で最も割合が高く、次いで「採用や昇進時等であつかいを平等にするように企業に働きかける」が25.8%、「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」が24.0%となっている。

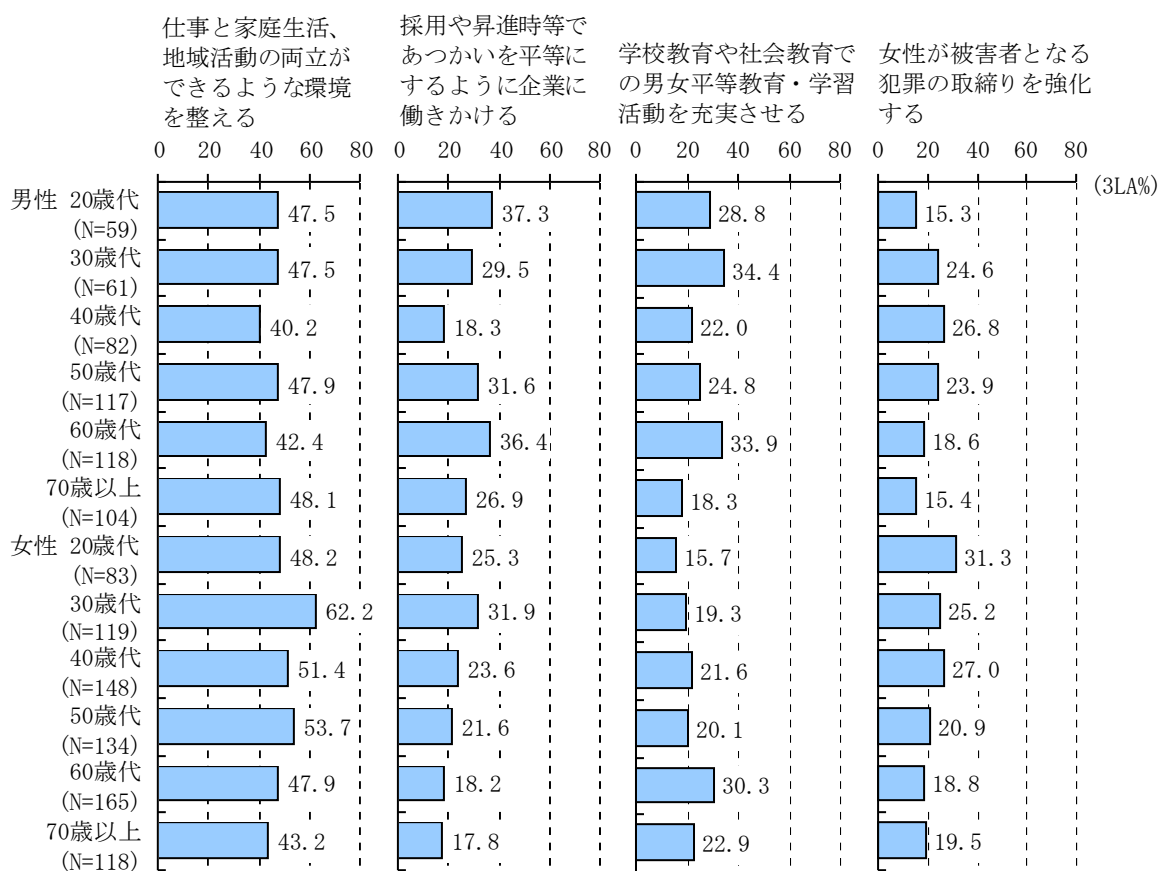
平成20年度調査と比較すると、上位4項目にあまり変動はないが、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が4.7ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が4.1ポイント、「ドメスティック・バイオレンスへの対応を強化する」が7.2ポイント高くなっている。「学校教育や社会教育での男女平等教育・学習活動を充実させる」が3.5ポイント低くなっている。(図表2-2)

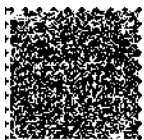
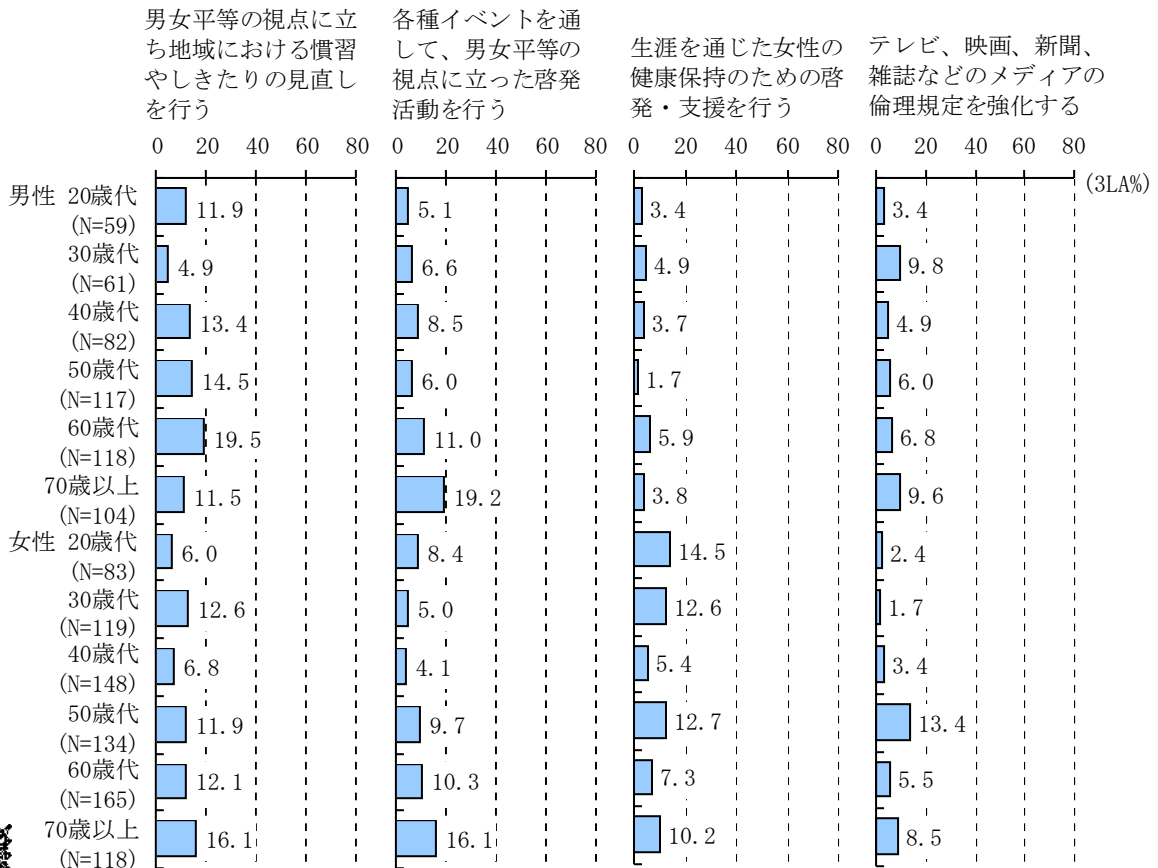
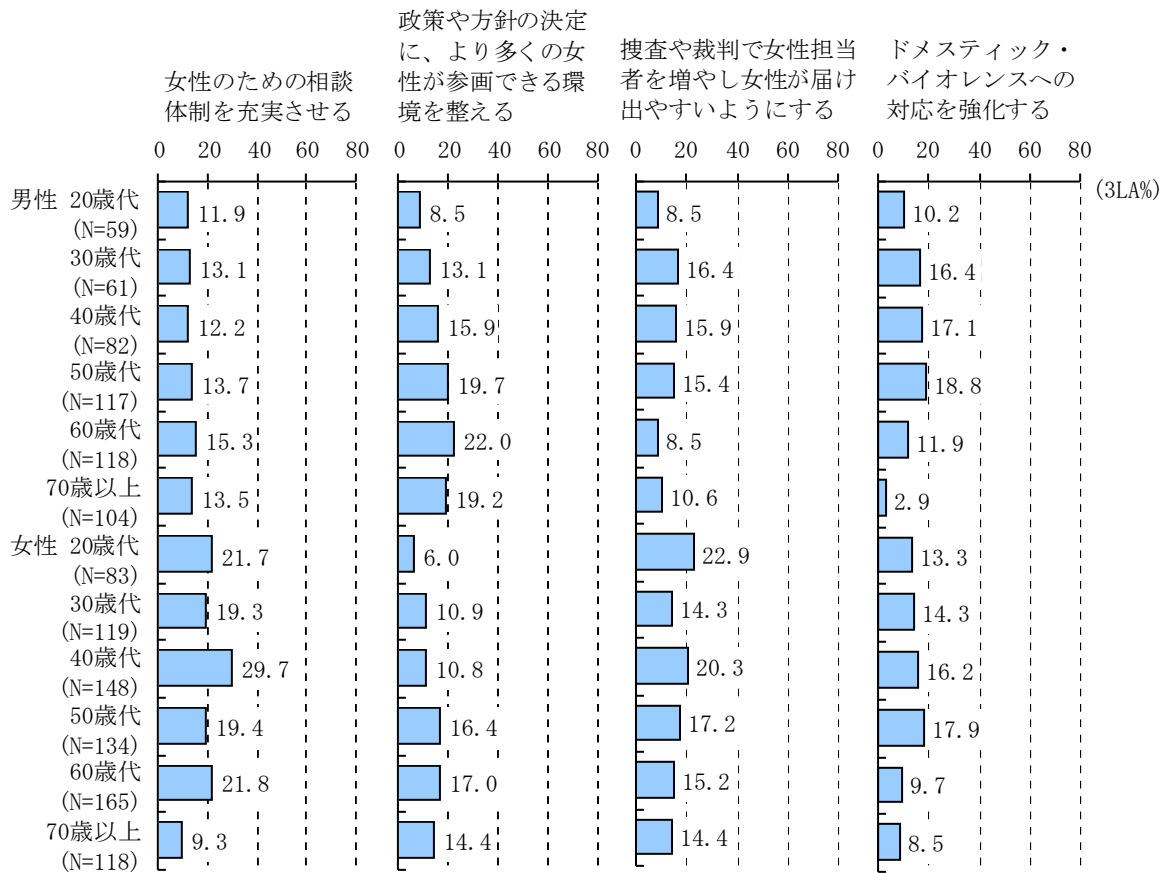
【性年齢別】

性年齢別でみると、男女ともいずれの年代も「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も割合が高くなっている。「採用や昇進時等であつかいを平等にするように企業に働きかける」は男性では20歳代が、女性では30歳代の割合が最も高くなっている。(図表2-2-1)

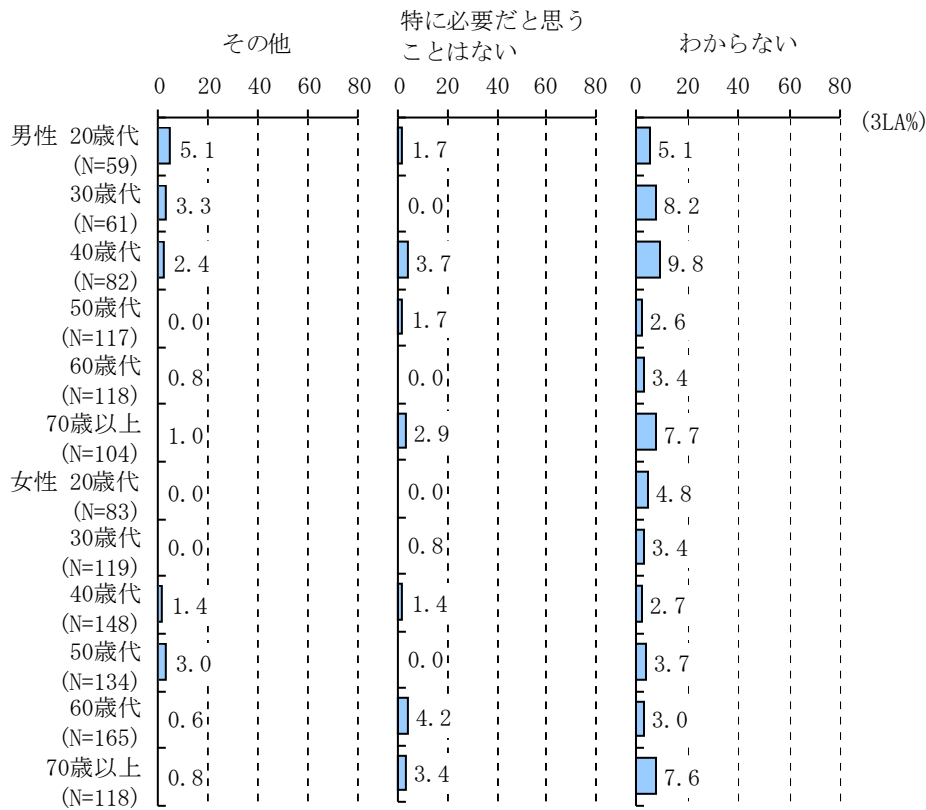
【図表2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



【図表 2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



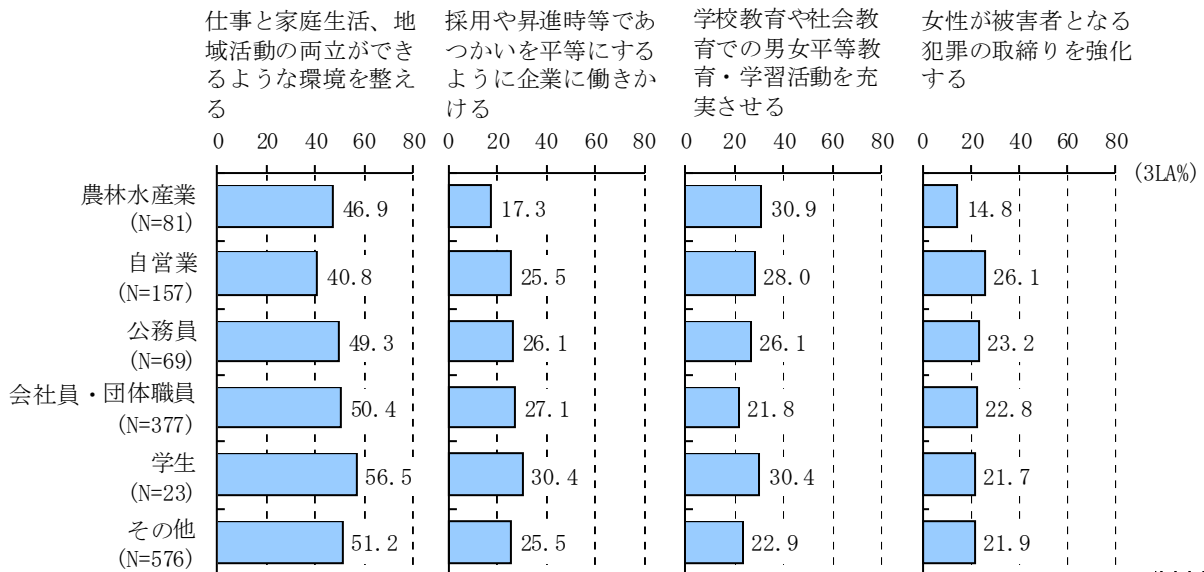
【図表 2-2-1 性年齢別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



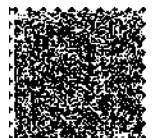
【職業別】

職業別でみると、いずれも「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も割合が高くなっている。(図表 2-2-2)

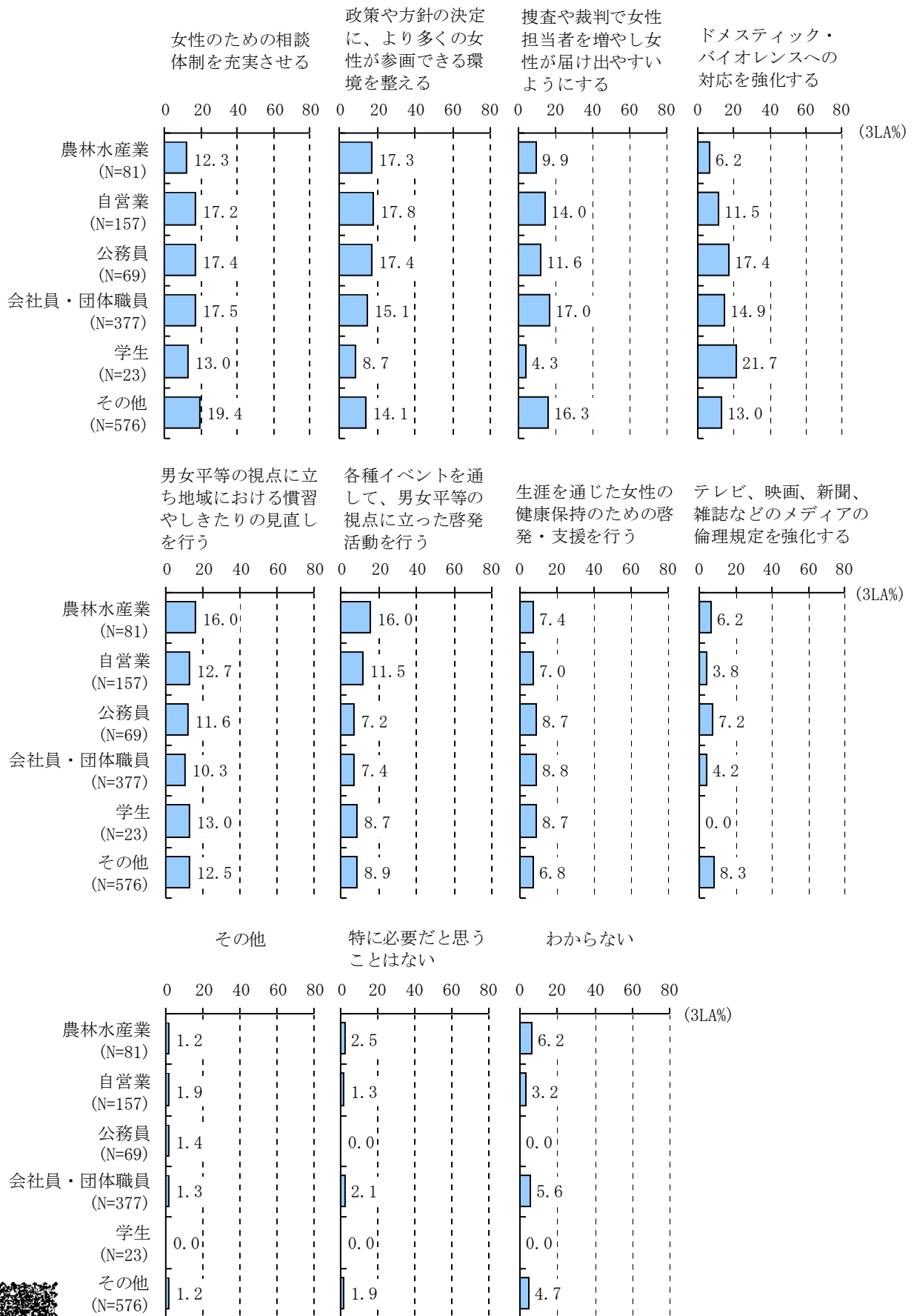
【図表 2-2-2 職業別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



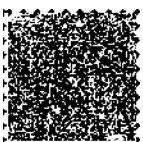
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表 2-2-2 職業別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



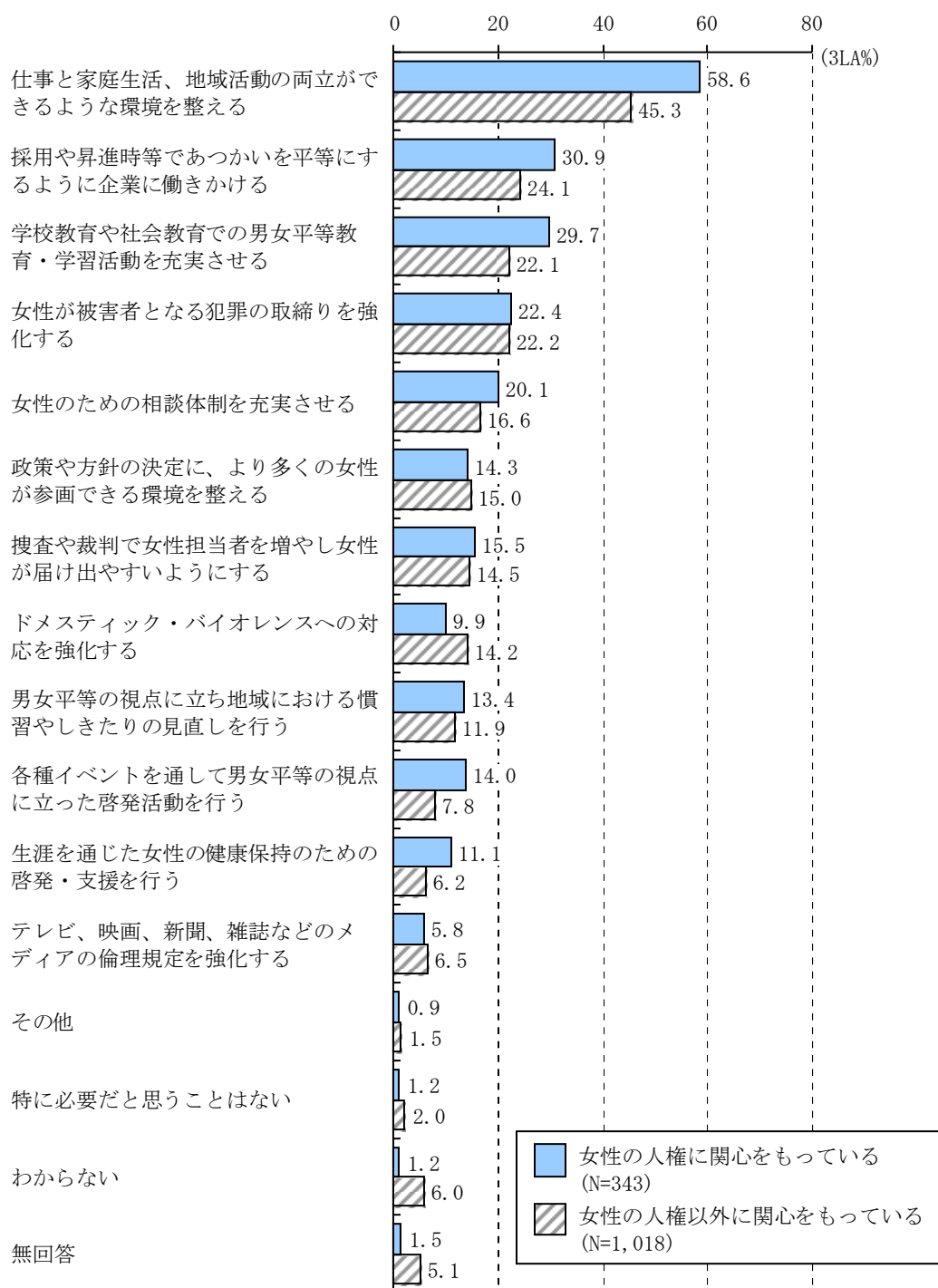
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（女性の人権への関心の有無別）でみると、女性の人権に関心をもっている人は、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が女性の人権以外に関心をもっている人より13.3ポイント高く、上位5項目は女性の人権以外に関心をもっている人より割合が高くなっている。（図表2-2-3）

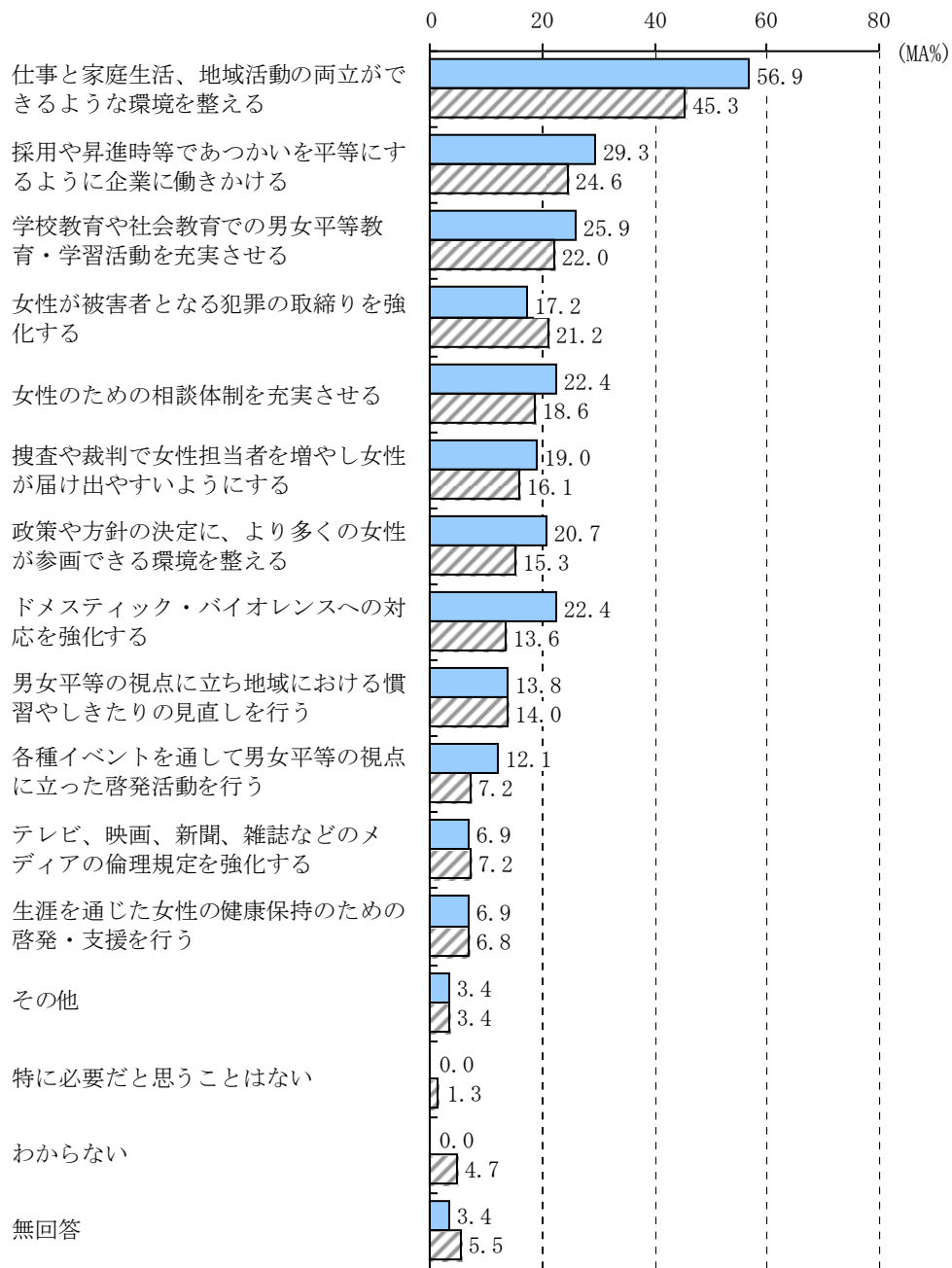
【図表2-2-3 関心のある人権課題別 女性の人権を守るために特に必要なこと】



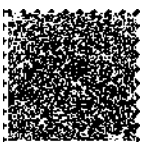
【「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、女性の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が経験のない人より11.6ポイント高く、「ドメスティック・バイオレンスへの対応を強化する」も経験のない人より8.8ポイント高くなっている。（図表 2-2-4）

【図表 2-2-4 「女性の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
女性の人権を守るために特に必要なこと】



■ 女性の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある (N=58)
 ■ 女性の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がない (N=236)

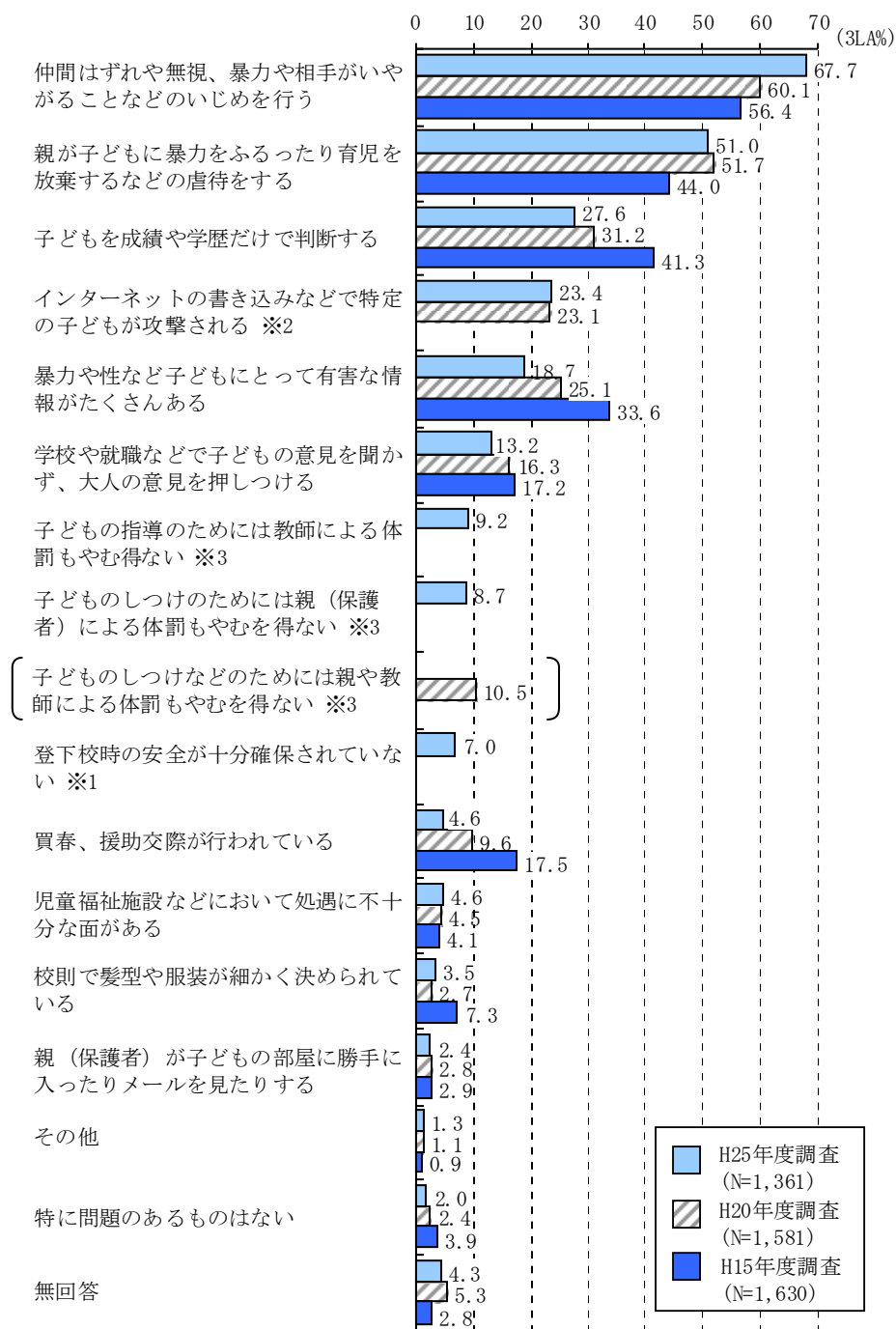


3. 子どもの人権について

3-1. 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問9 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表3-1 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢 ※2 H20年度調査で新たに設けた選択肢

※3 平成20年度の「子どものしつけなどのためには親や教師による体罰もやむを得ない」は、平成25年度は「子どもの指導のためには教師による体罰もやむを得ない」と「子どものしつけのためには親（保護者）による体罰もやむを得ない」に分けて調査した。

※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が67.7%で最も割合が高く、次いで「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が51.0%、「子どもを成績や学歴だけで判断する」が27.6%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が7.6ポイント高いが、「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある」は6.4ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」は11.3ポイント、「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」は7.0ポイント高くなっている。一方、「子どもを成績や学歴だけで判断する」は13.7ポイント、「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある」は14.9ポイント、「買春、援助交際が行われている」は12.9ポイント、それぞれ低くなっている。(図表3-1)

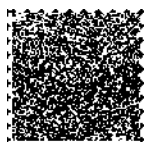
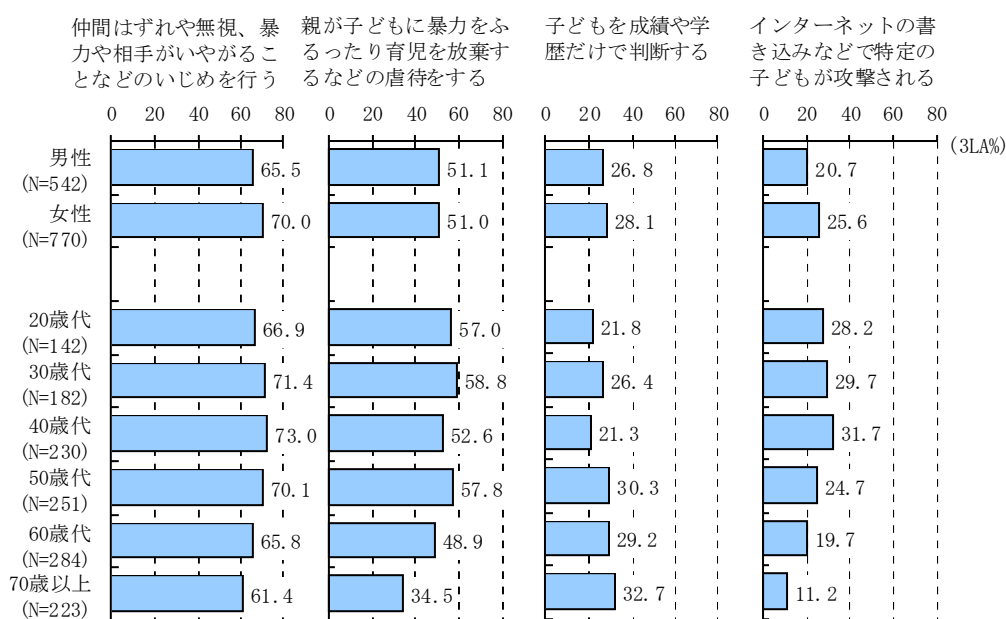
【性別】

性別でみると、「インターネットの書き込みなどで特定の子どもが攻撃される」は男性の20.7%より女性の25.6%のほうが4.9ポイント、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」は男性の65.5%より女性の70.0%のほうが4.5ポイント高くなっている。一方、「子どものしつけのためには親（保護者）による体罰もやむを得ない」は女性の6.5%より男性の11.1%のほうが4.6ポイント高くなっている。(図表3-1-1)

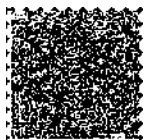
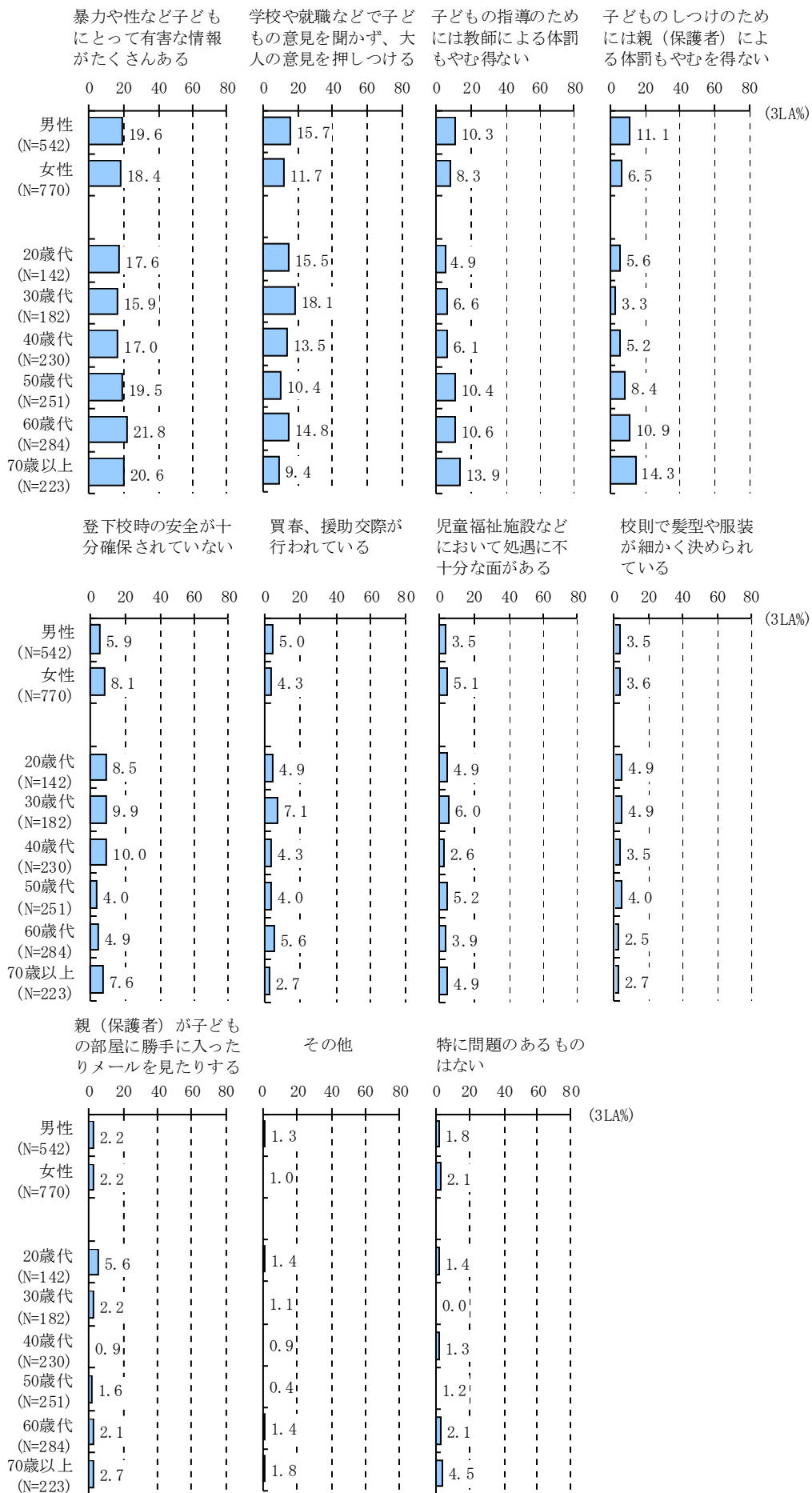
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が最も割合が高くなっている。(図表3-1-1)

【図表3-1-1 性別・年齢別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



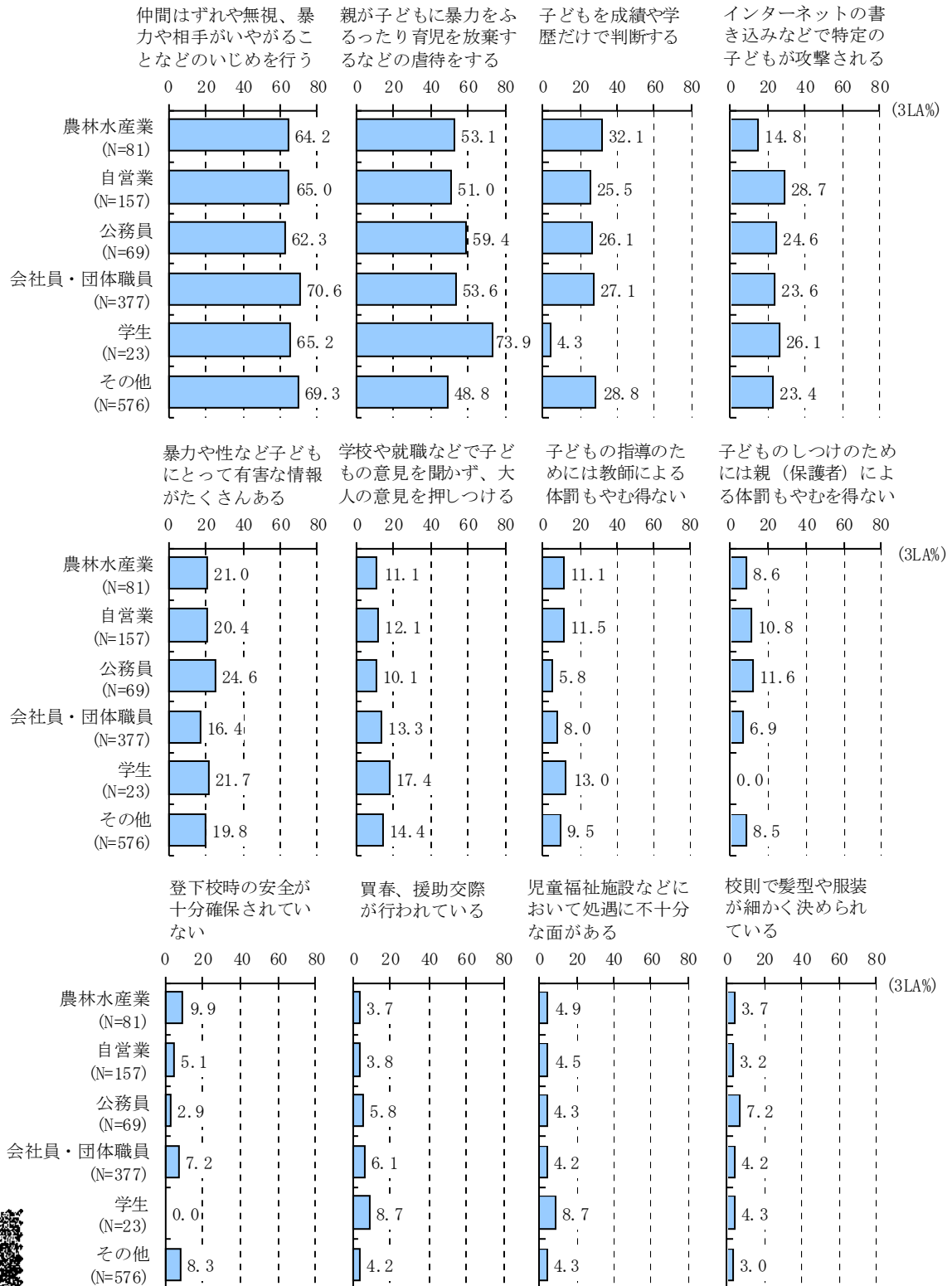
【図表3-1-1 性別・年齢別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【職業別】

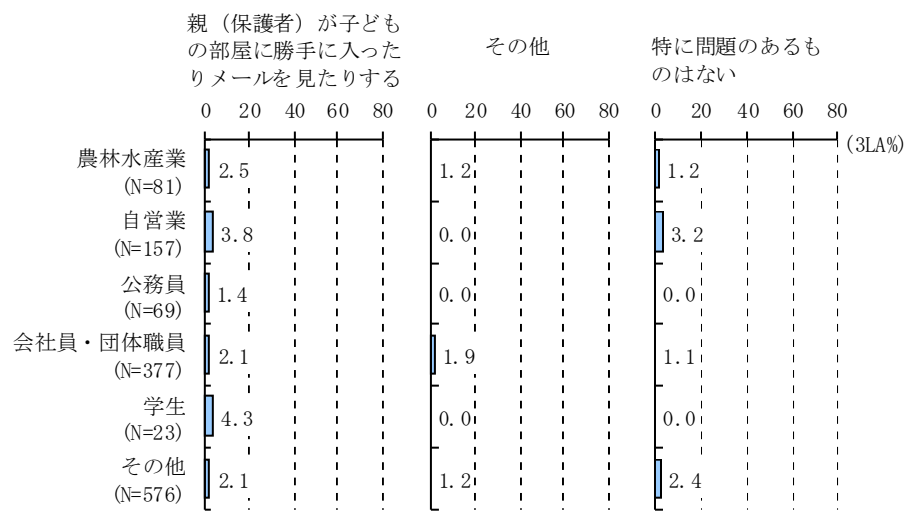
職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員はいずれも「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が最も割合が高く、学生は「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が最も高くなっている。(図表3-1-2)

【図表3-1-2 職業別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

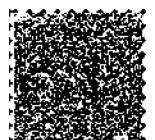


※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【図表3-1-2 職業別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



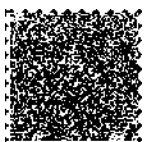
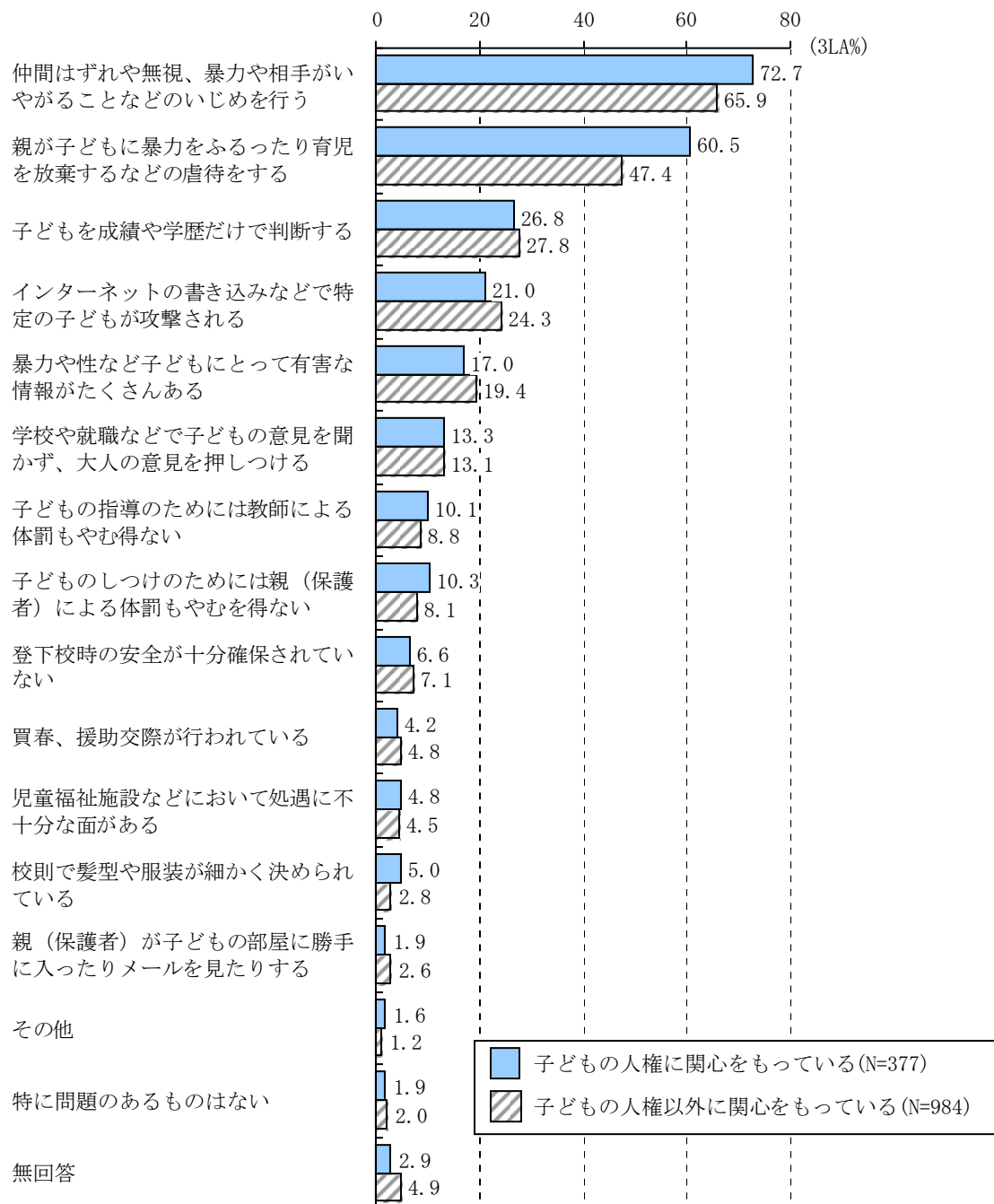
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（子どもの人権への関心の有無別）でみると、子どもの人権に関心をもっている人も子どもの人権以外に関心をもっている人も、「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が最も高く、「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」は子どもの人権以外に関心をもっている人より子どもの人権に関心をもっている人の方が13.1ポイント高くなっている。（図表3-1-3）

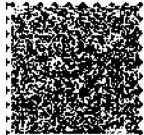
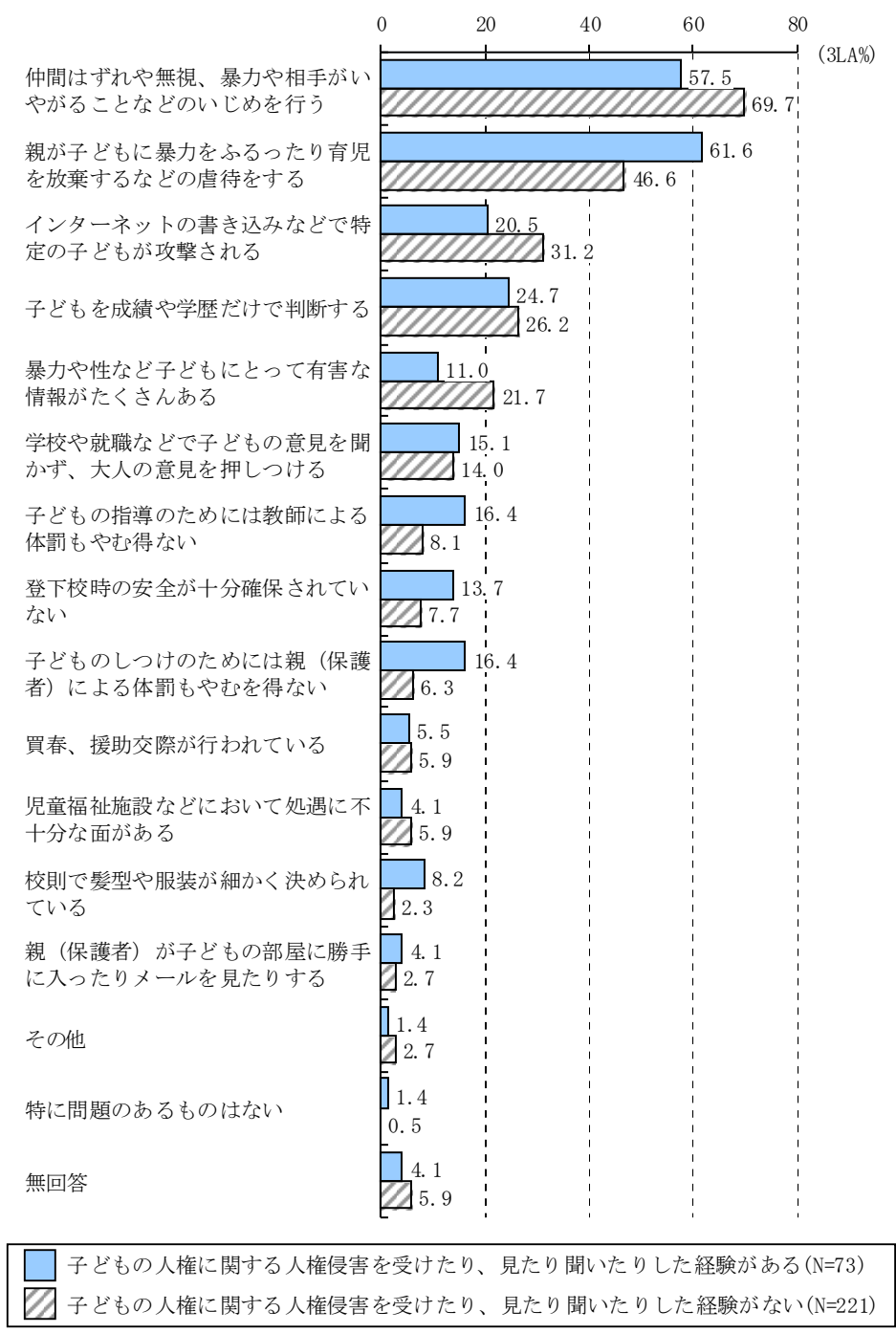
【図表3-1-3 関心のある人権課題別 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、子どもの人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「親が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする」が61.6%で最も高いが、経験のない人は「仲間はずれや無視、暴力や相手がいやがることなどのいじめを行う」が69.7%で最も高くなっている。「インターネットの書き込みなどで特定の子どもが攻撃される」や「暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある」は経験のある人より経験がない人のほうが10ポイント程度高くなっている。(図表3-1-4)

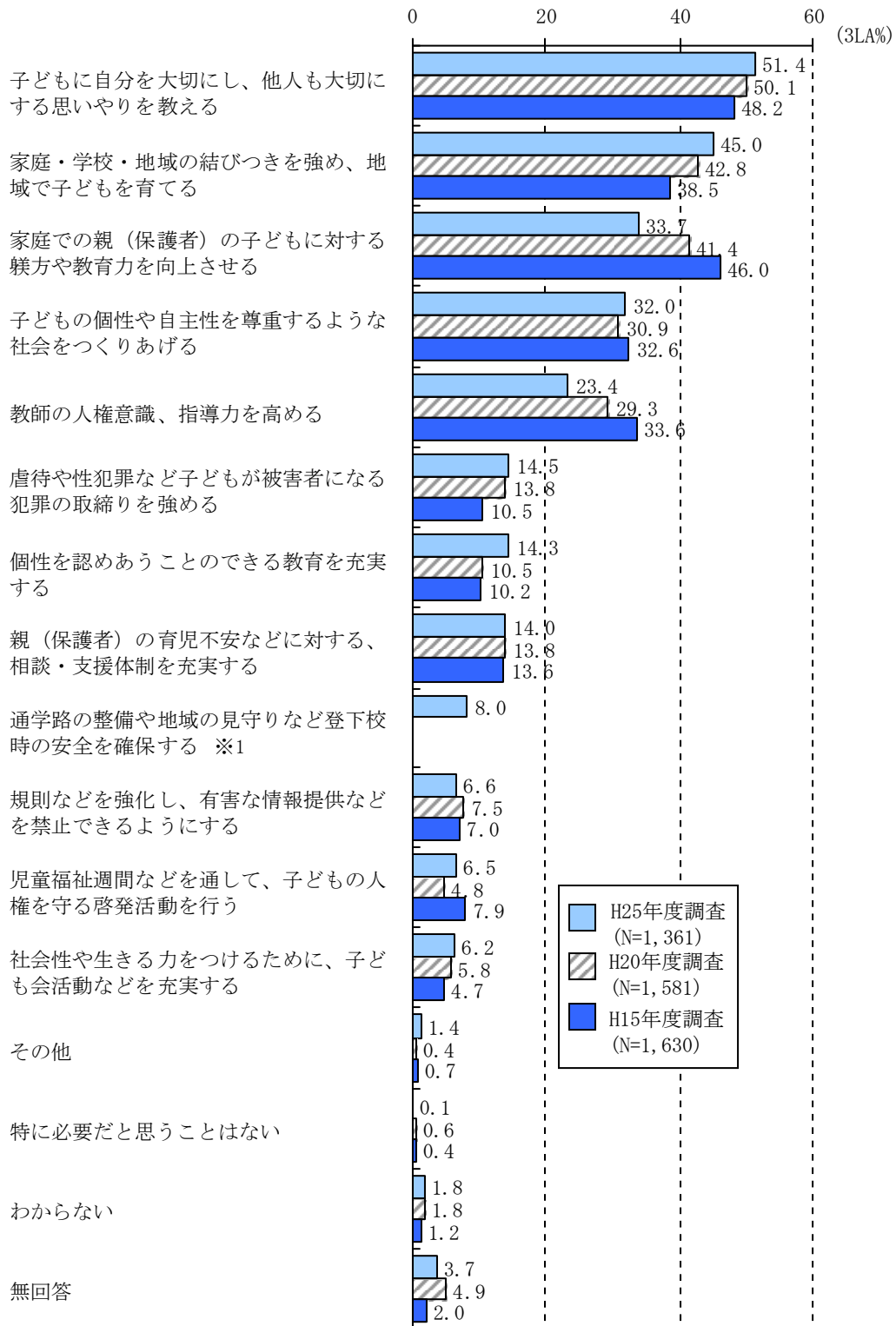
【図表3-1-4 「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
子どもに関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



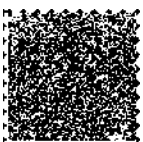
3-2. 子どもの人権を守るために特に必要なこと

問10 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表3-2 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢



子どもの人権を守るために特に必要なことについては、「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が51.4%で最も割合が高く、次いで「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が45.0%、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躰方や教育力を向上させる」が33.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躰方や教育力を向上させる」が7.7ポイント、「教師の人権意識、指導力を高める」が5.9ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「家庭での親（保護者）の子どもに対する躰方や教育力を向上させる」が12.3ポイント、「教師の人権意識、指導力を高める」が10.2ポイント低くなっているが、「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」は6.5ポイント高くなっている。（図表3-2）

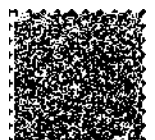
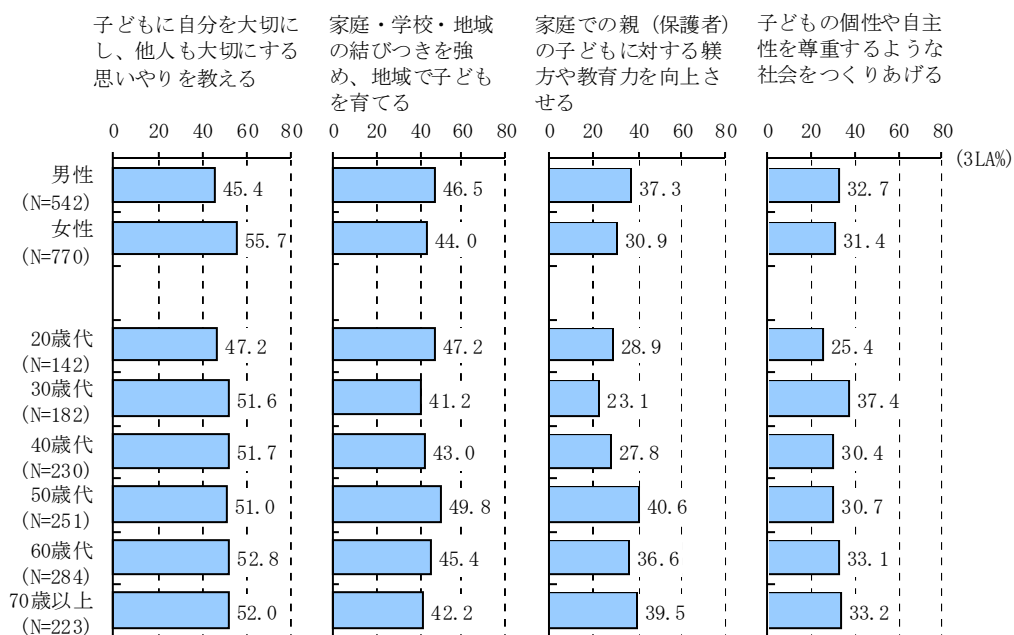
【性別】

性別でみると、男性は「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が46.5%で最も割合が高いが、女性は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が55.7%で最も高くなっている。（図表3-2-1）

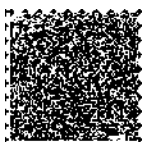
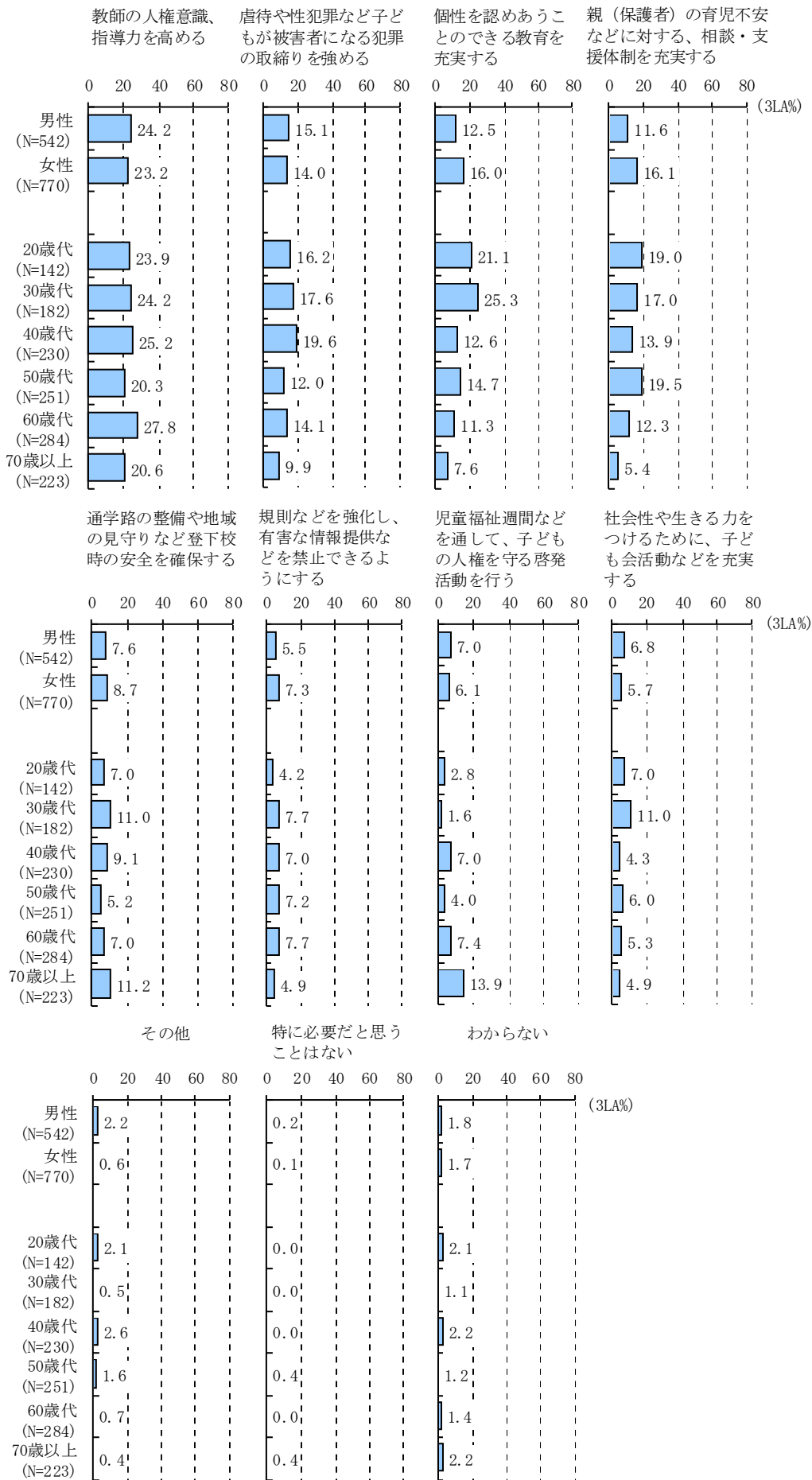
【年齢別】

年齢別でみると、20歳代は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」と「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」がともに47.2%で最も割合が高いが、30歳以上の年代はいずれも「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」が最も高く、5割台となっている。（図表3-2-1）

【図表3-2-1 性別・年齢別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



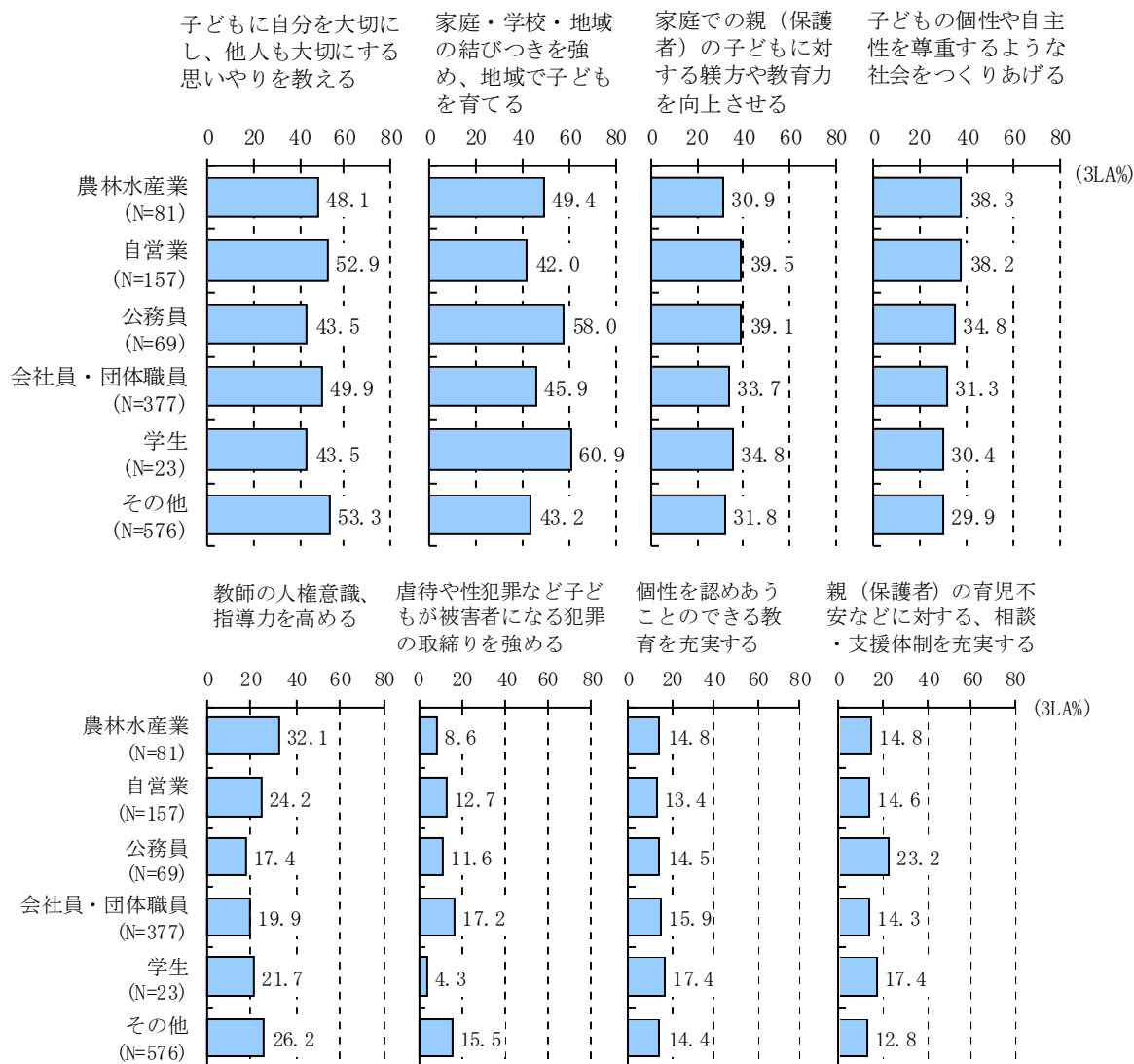
【図表3-2-1 性別・年齢別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



【職業別】

職業別でみると、自営業、会社員・団体職員は「子どもに自分を大切に、他人も大切に
する思いやりを教える」が、農林水産業、公務員、学生は「家庭・学校・地域の結びつきを
強め、地域で子どもを育てる」が最も割合が高くなっている。(図表3-2-2)

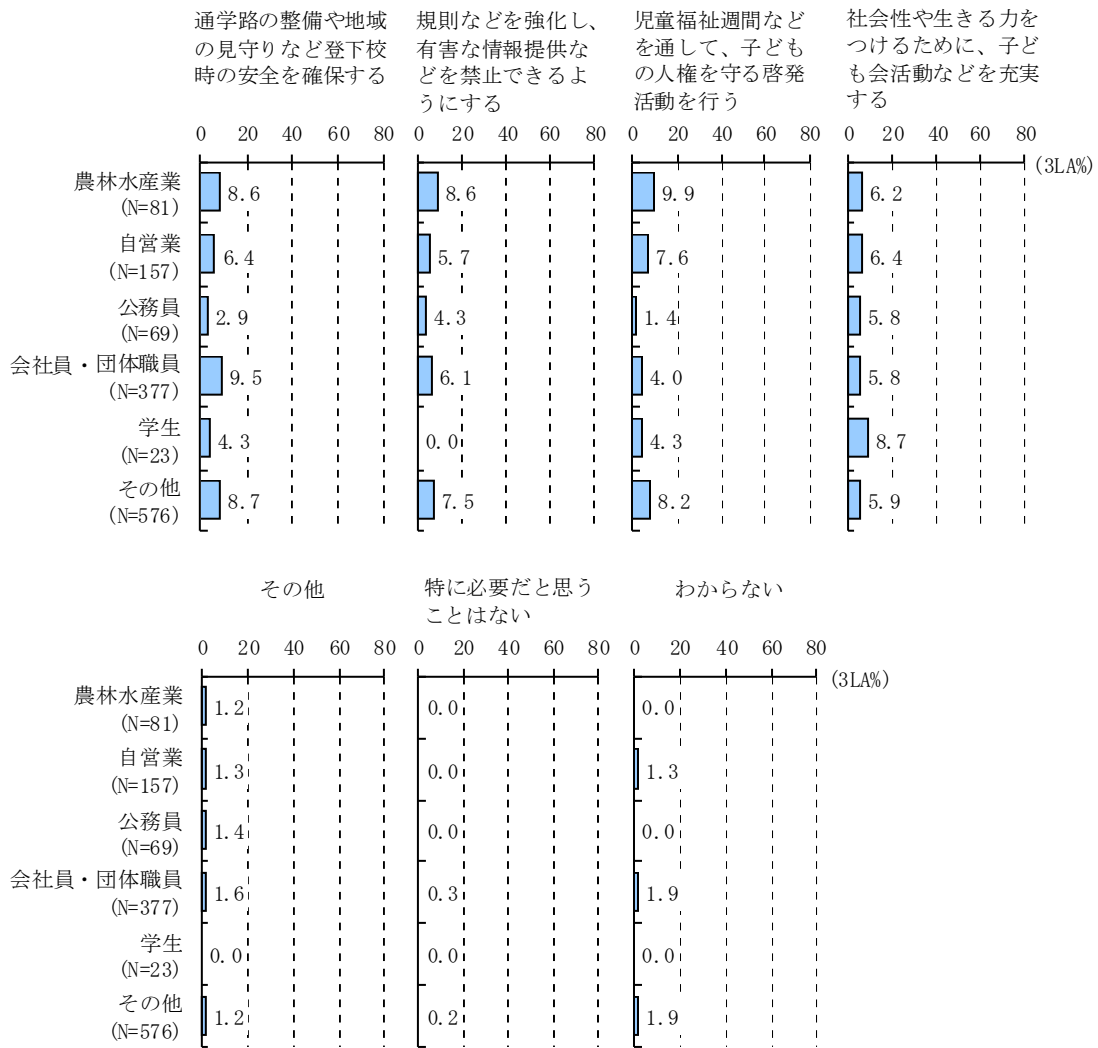
【図表3-2-2 職業別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



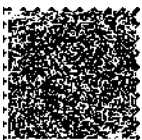
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表 3-2-2 職業別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



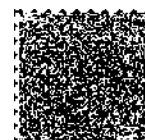
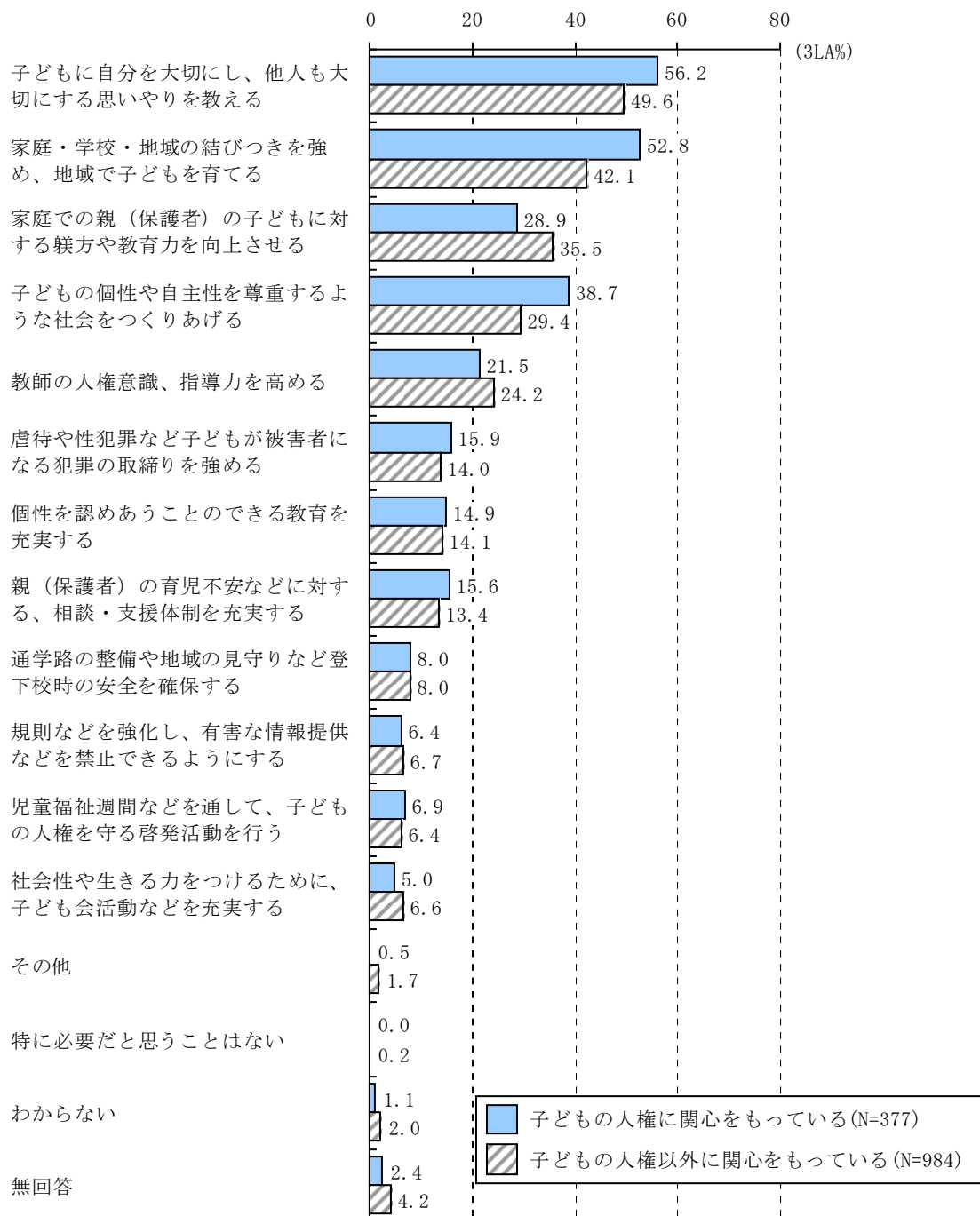
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（子どもの人権への関心の有無別）で見ると、子どもの人権に関心をもっている人は、「子どもに自分を大切にし、他人も大切にする思いやりを教える」と「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」で5割台を占めており、「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」は子どもの人権以外に関心がある人より10.7ポイント高くなっている。（図表3-2-3）

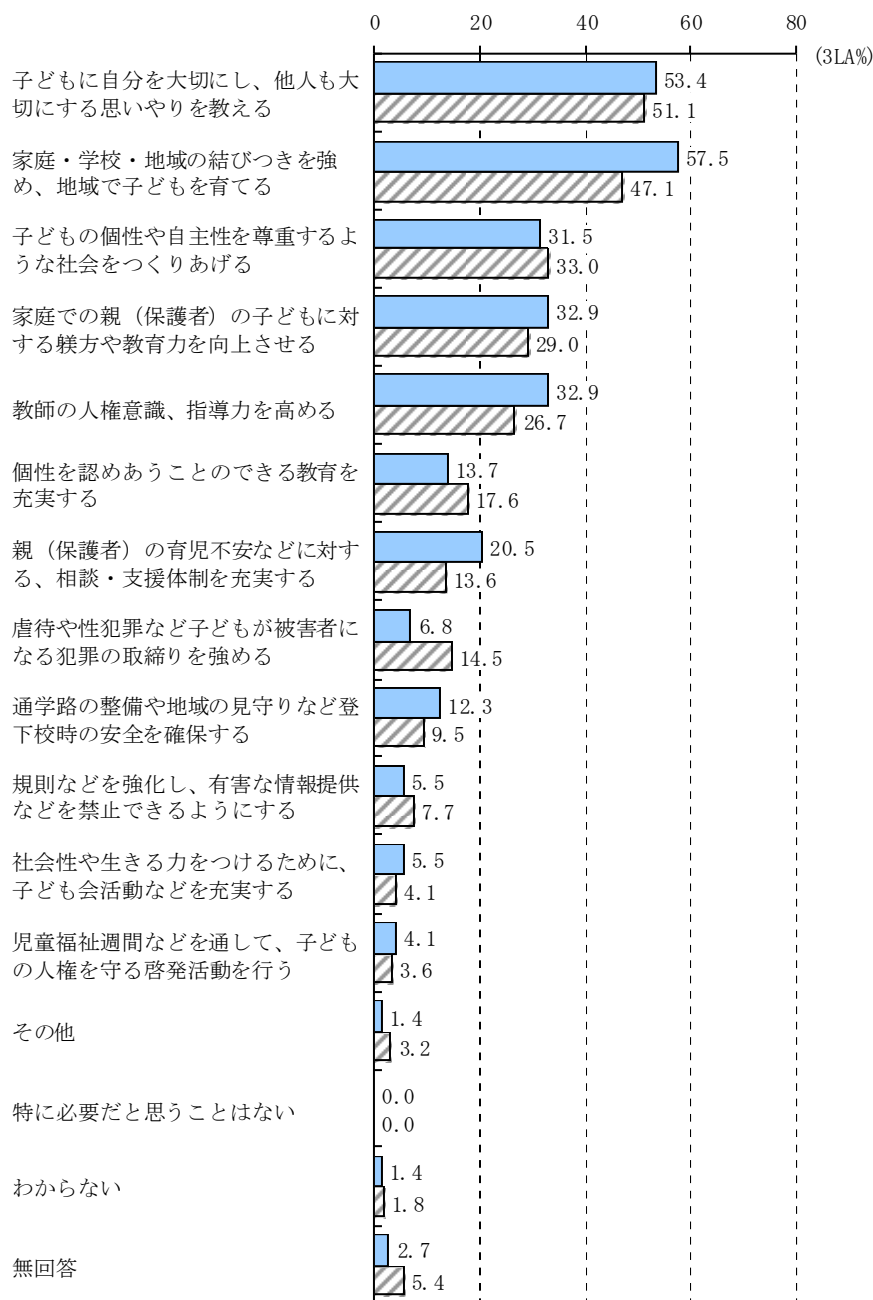
【図表3-2-3 関心のある人権課題別 子どもの人権を守るために特に必要なこと】



【「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

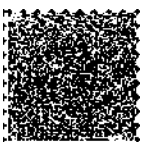
「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、子どもの人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」が57.5%で最も高いが、経験のない人は「子どもに自分を大切にし、他人も大切にすることを教える」が51.1%で最も高くなっている。「家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域で子どもを育てる」は経験のない人より経験がある人のほうが10.4ポイント高くなっている。(図表3-2-4)

【図表3-2-4 「子どもの人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
子どもの人権を守るために特に必要なこと】



子どもの人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある (N=73)

子どもの人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がない (N=221)

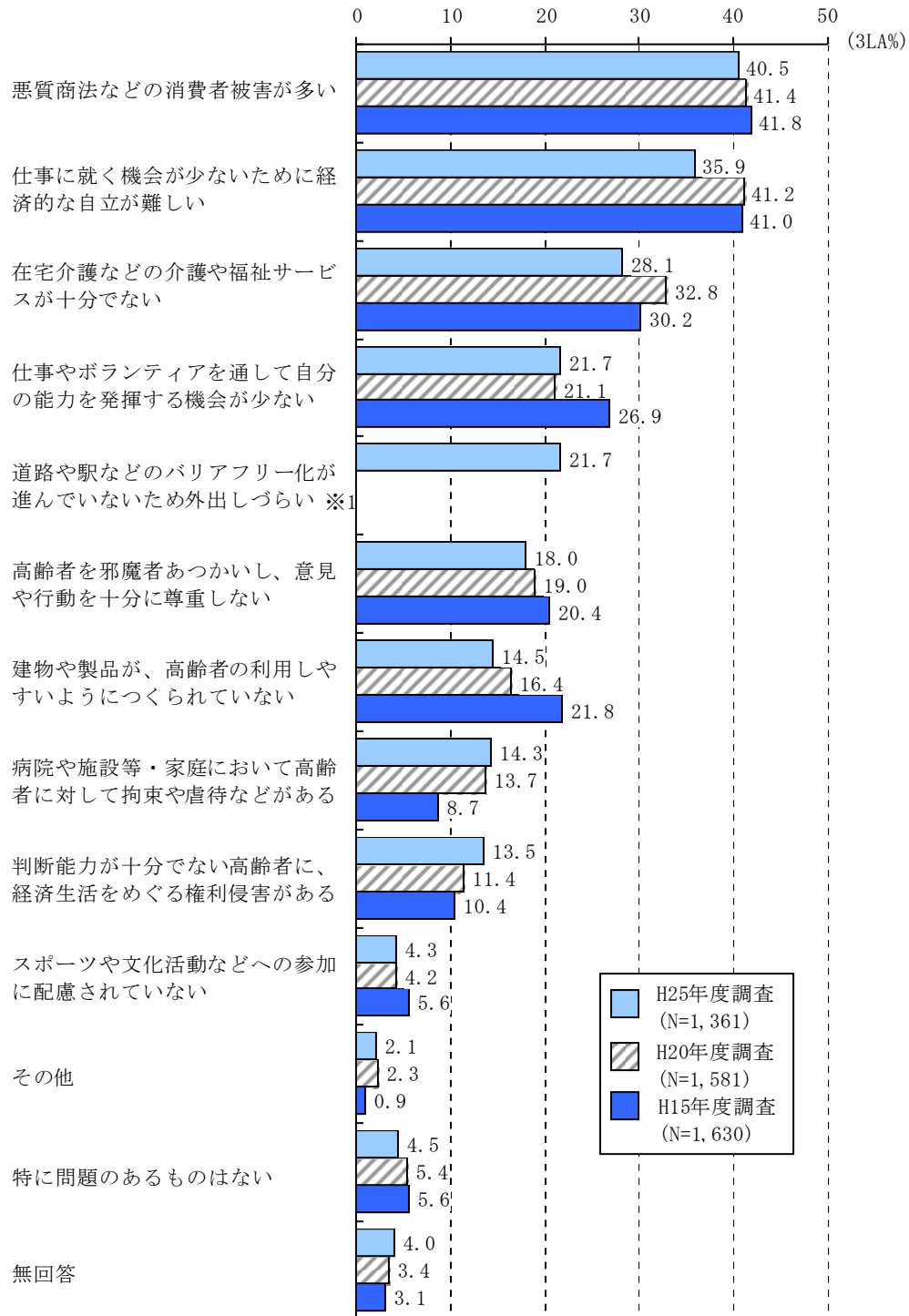


4. 高齢者の人権について

4-1. 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

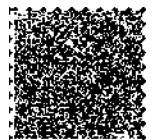
問11 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表4-1 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「悪質商法などの消費者被害が多い」が40.5%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が35.9%、「在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない」が28.1%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が5.3ポイント、「在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない」が4.7ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「建物や製品が、高齢者の利用しやすいようにつくられていない」が7.3ポイント、「仕事やボランティアを通して自分の能力を発揮する機会が少ない」が5.2ポイント、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が5.1ポイント低いが、「病院や施設等、家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある」は5.6ポイント高くなっている。(図表4-1)

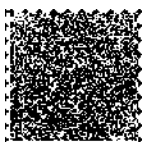
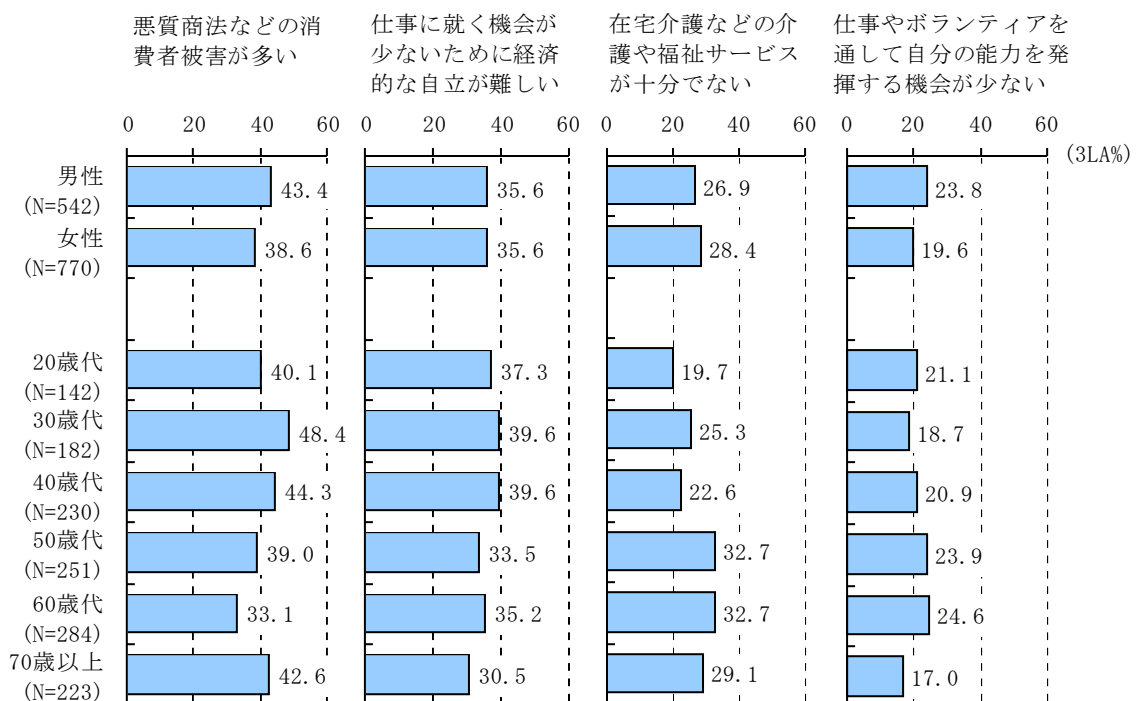
【性別】

性別でみると、男女とも「悪質商法などの消費者被害が多い」が最も割合が高く、女性の38.6%より男性の43.4%のほうが4.8ポイント高くなっている。(図表4-1-1)

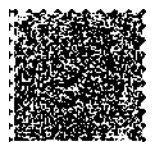
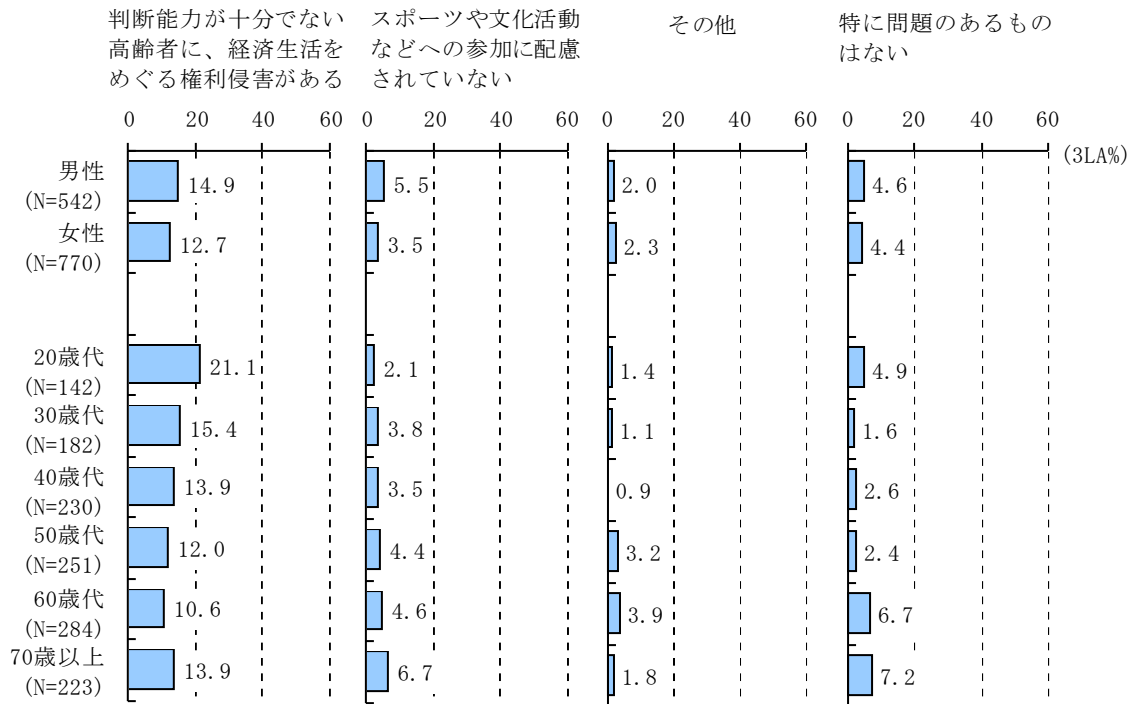
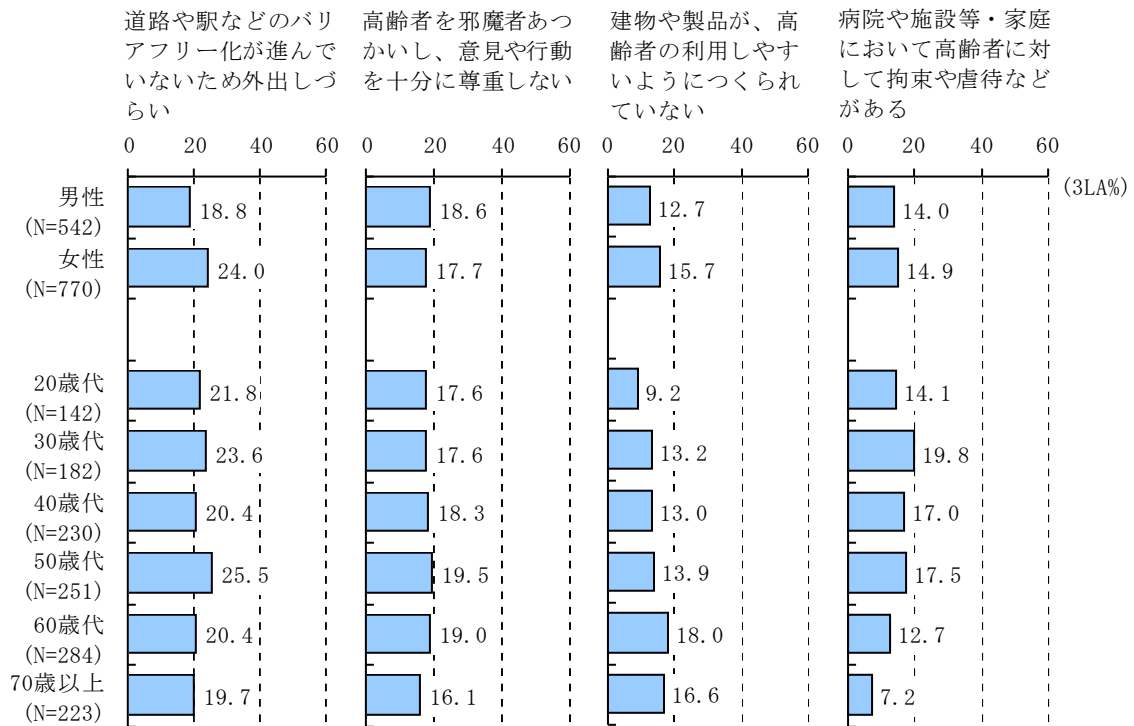
【年齢別】

年齢別でみると、60歳代は「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が35.2%で最も割合が高い。それ以外の年代では「悪質商法などの消費者被害が多い」が最も割合が高くなっている。(図表4-1-1)

【図表4-1-1 性別・年齢別 高齢者に関する問題で、人権上、特に問題のあること】



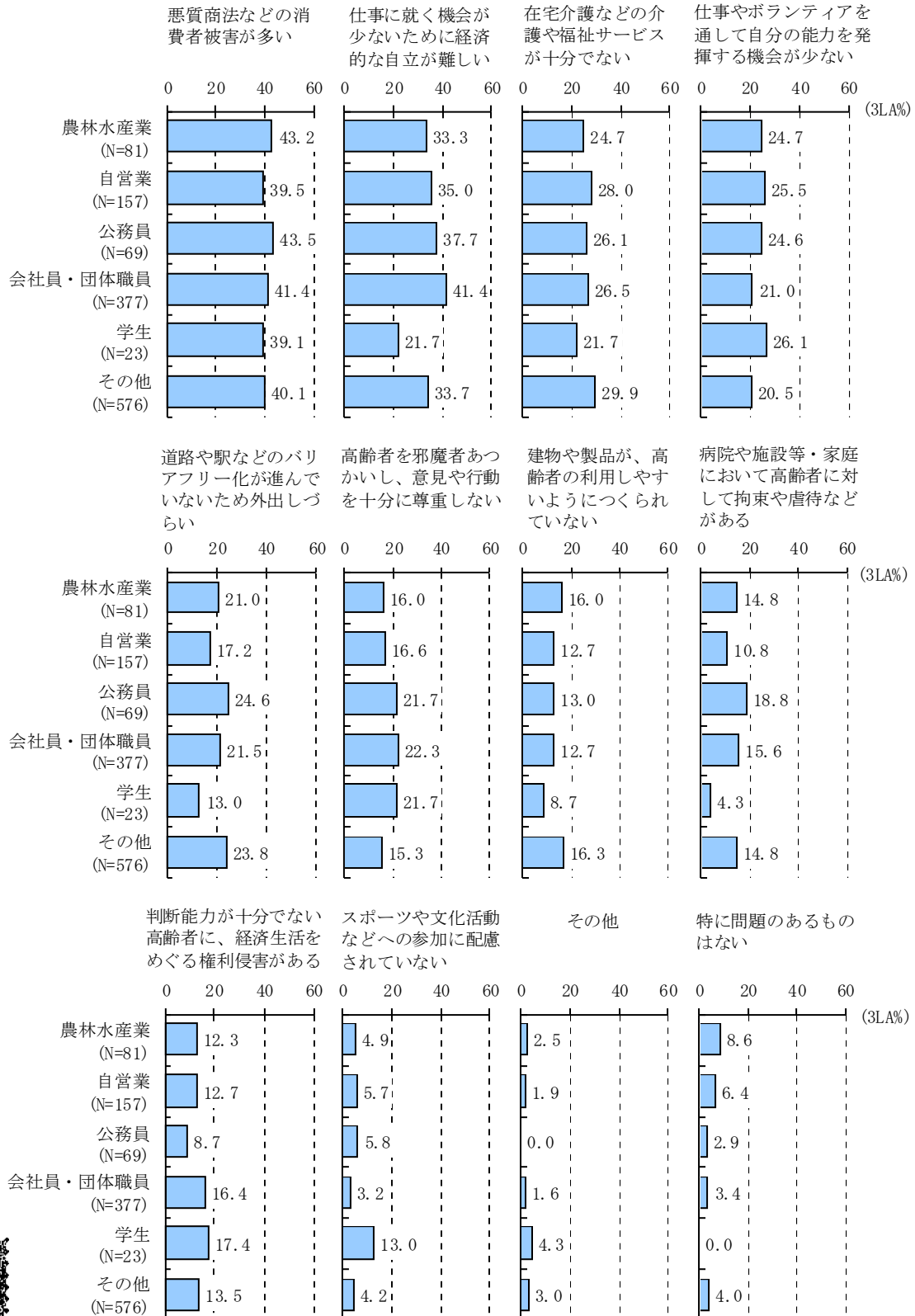
【図表4-1-1 性別・年齢別 高齢者に関する問題で、人権上、特に問題のあること】



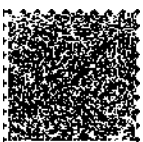
【職業別】

職業別でみると、いずれも「悪質商法などの消費者被害が多い」が最も割合が高く、会社員・団体職員は同率で「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」も最も割合が高くなっている。(図表4-1-2)

【図表4-1-2 職業別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



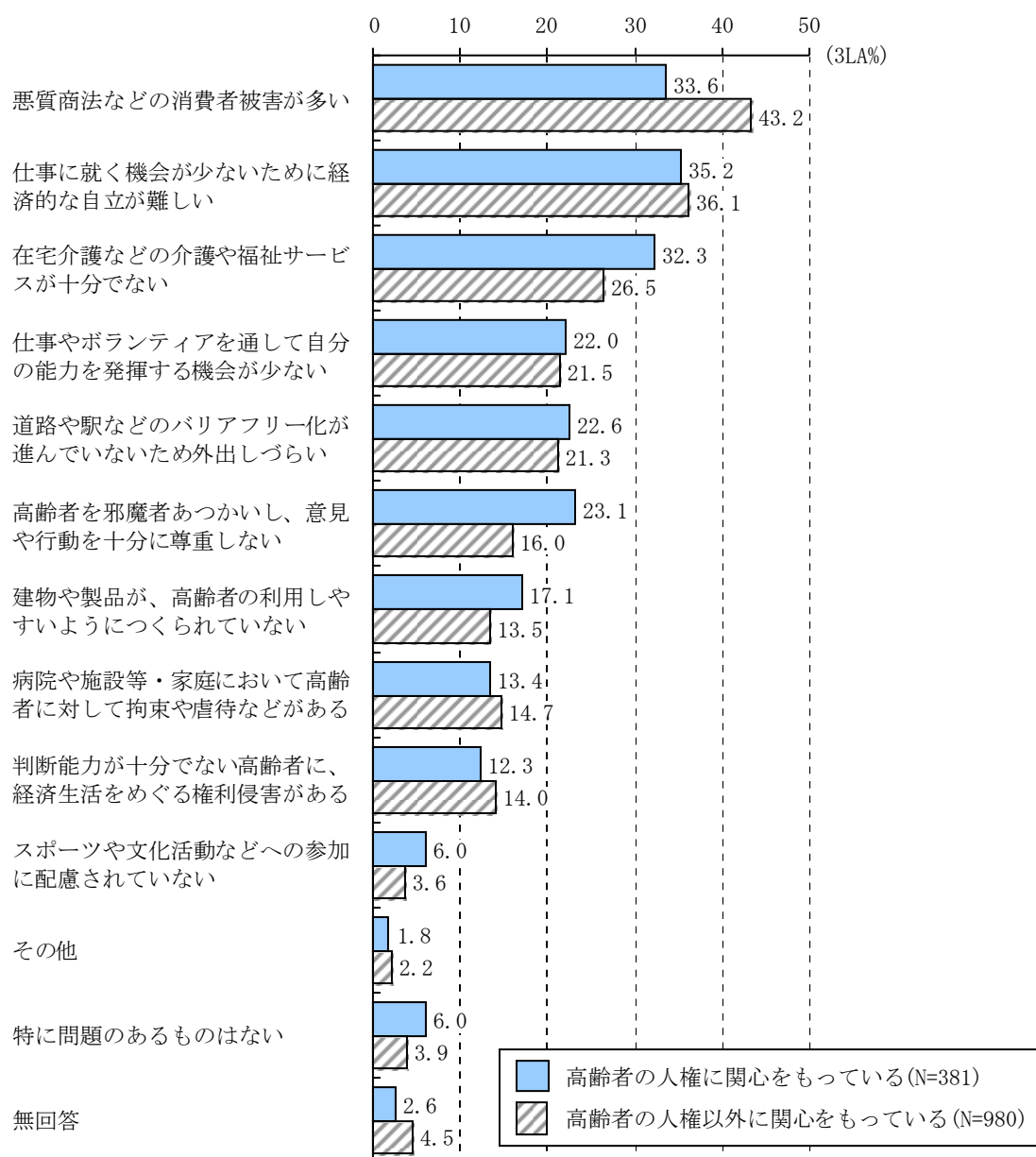
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（高齢者の人権への関心の有無別）でみると、高齢者の人権に関心をもっている人は、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」が35.2%で最も割合が高く、次いで「悪質商法などの消費者被害が多い」が33.6%となっている。高齢者の人権以外に関心をもっている人は「悪質商法などの消費者被害が多い」が43.2%で最も割合が高く、高齢者の人権に関心をもっている人より9.6ポイント高くなっている。（図表4-1-3）

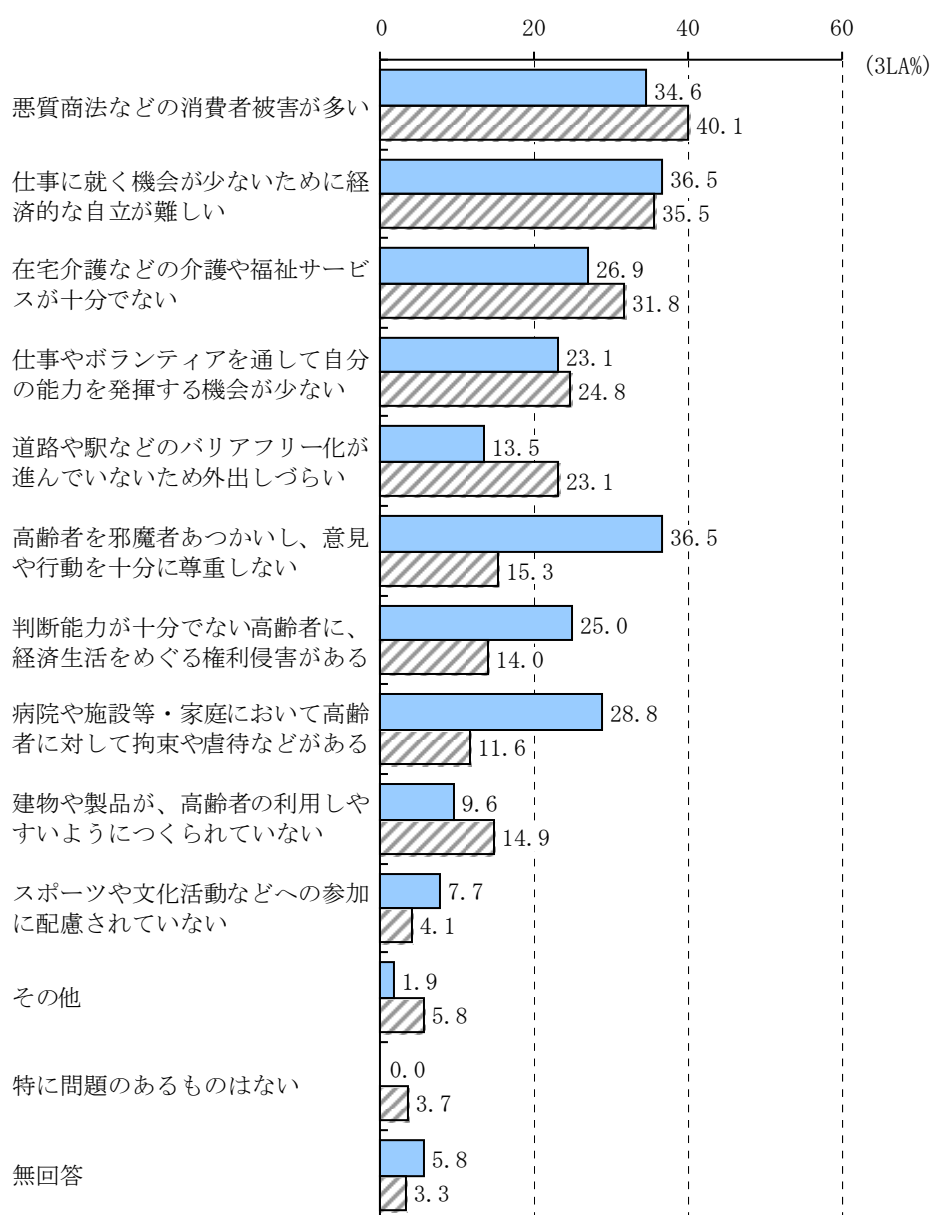
【図表4-1-3 関心のある人権課題別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、高齢者の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい」と「高齢者を邪魔者あつかいし、意見や行動を十分に尊重しない」がともに36.5%で最も割合が高い。一方、経験がない人は、「悪質商法などの消費者被害が多い」が40.1%で最も高くなっている。「高齢者を邪魔者あつかいし、意見や行動を十分に尊重しない」と「病院や施設等・家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある」は、経験のない人より経験のある人のほうが20ポイント前後高くなっている。(図表4-1-4)

【図表4-1-4 「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



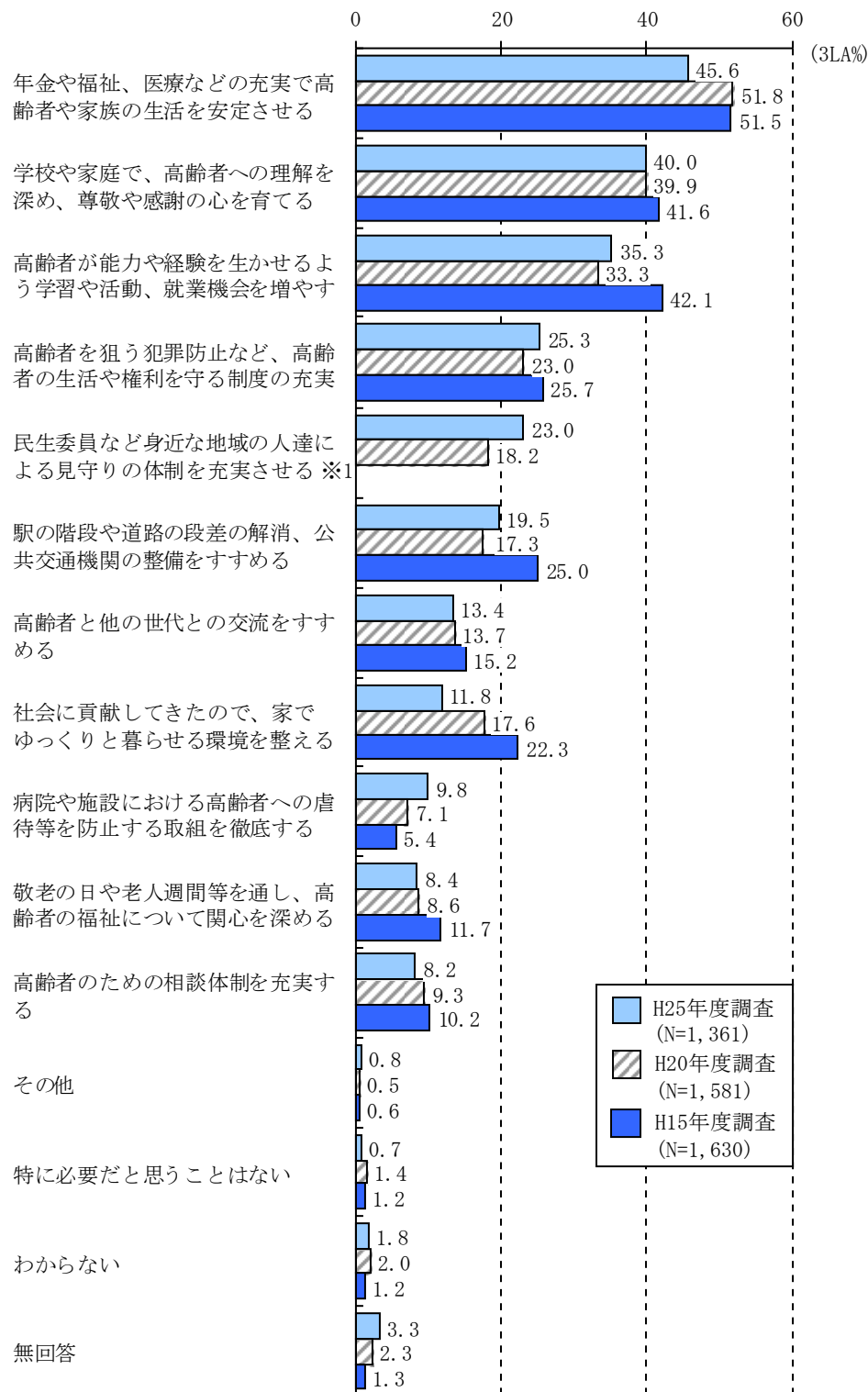
■ 高齢者の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある(N=52)
 ▨ 高齢者の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がない(N=242)



4-2. 高齢者の人権を守るために特に必要なこと

問12 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表4-2 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



※1 H20年度調査で新たに設けた選択肢



高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が45.6%で最も割合が高く、次いで「学校や家庭で、高齢者への理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」が40.0%、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が35.3%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が6.2ポイント、「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」が5.8ポイント低い、「民生委員など身近な地域の人たちによる見守り体制を充実させる」は4.8ポイント高くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」が10.5ポイント、「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が6.8ポイント、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が5.9ポイント、「駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる」が5.5ポイント低い、「病院や施設における高齢者への虐待等を防止する取組を徹底する」は4.4ポイント高くなっている。(図表4-2)

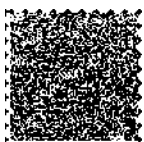
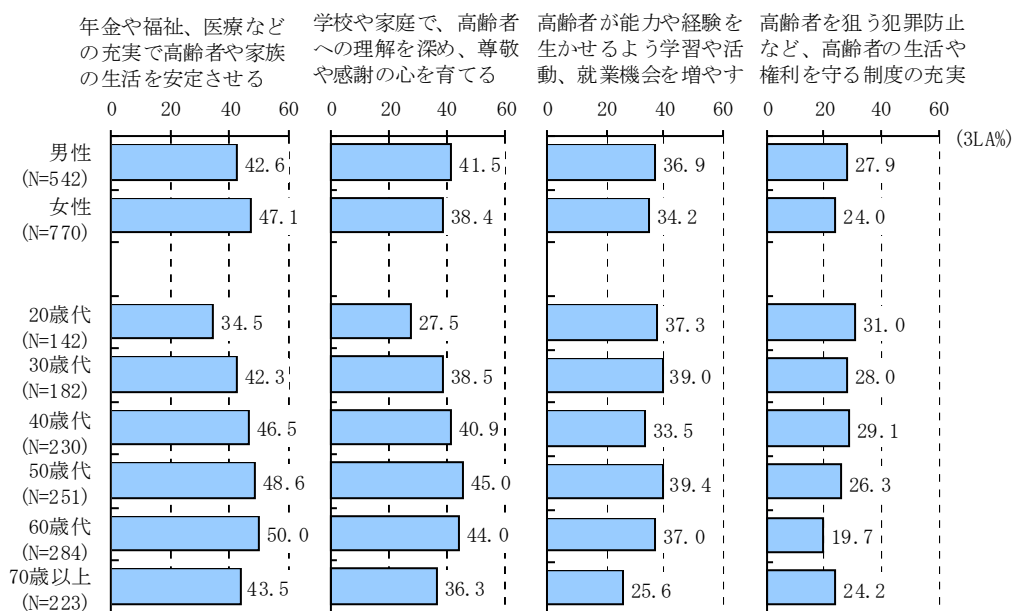
【性別】

性別で見ると、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」と「駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる」は男性より女性のほうが割合が高く、ともに女性が4.5ポイント高くなっている。(図表4-2-1)

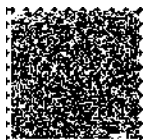
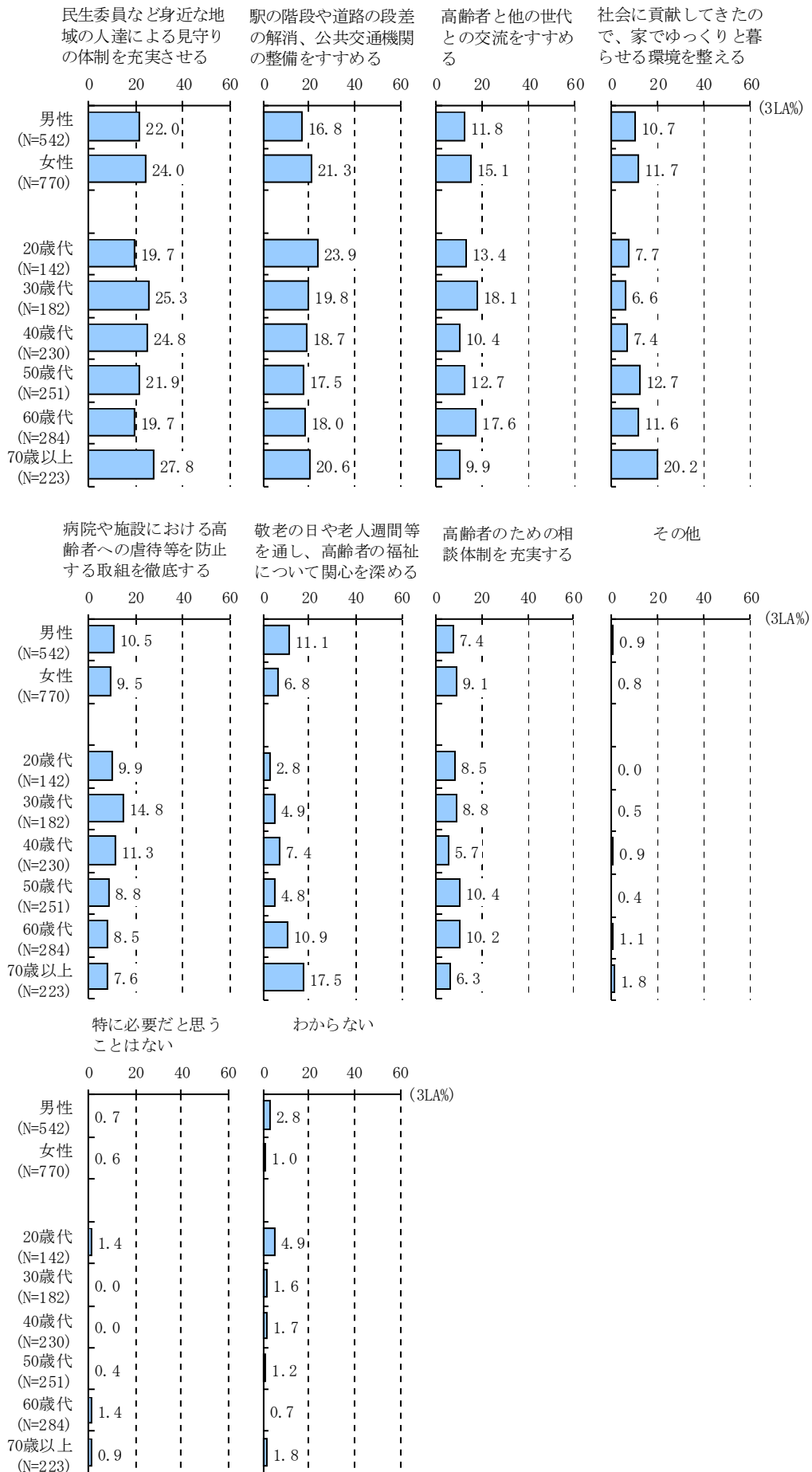
【年齢別】

年齢別で見ると、20歳代は「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」が37.3%で最も割合が高いが、30歳代以上の年代では「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」であり、なかでも60歳代が50.0%と最も割合が高くなっている。(図表4-2-1)

【図表4-2-1 性別・年齢別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



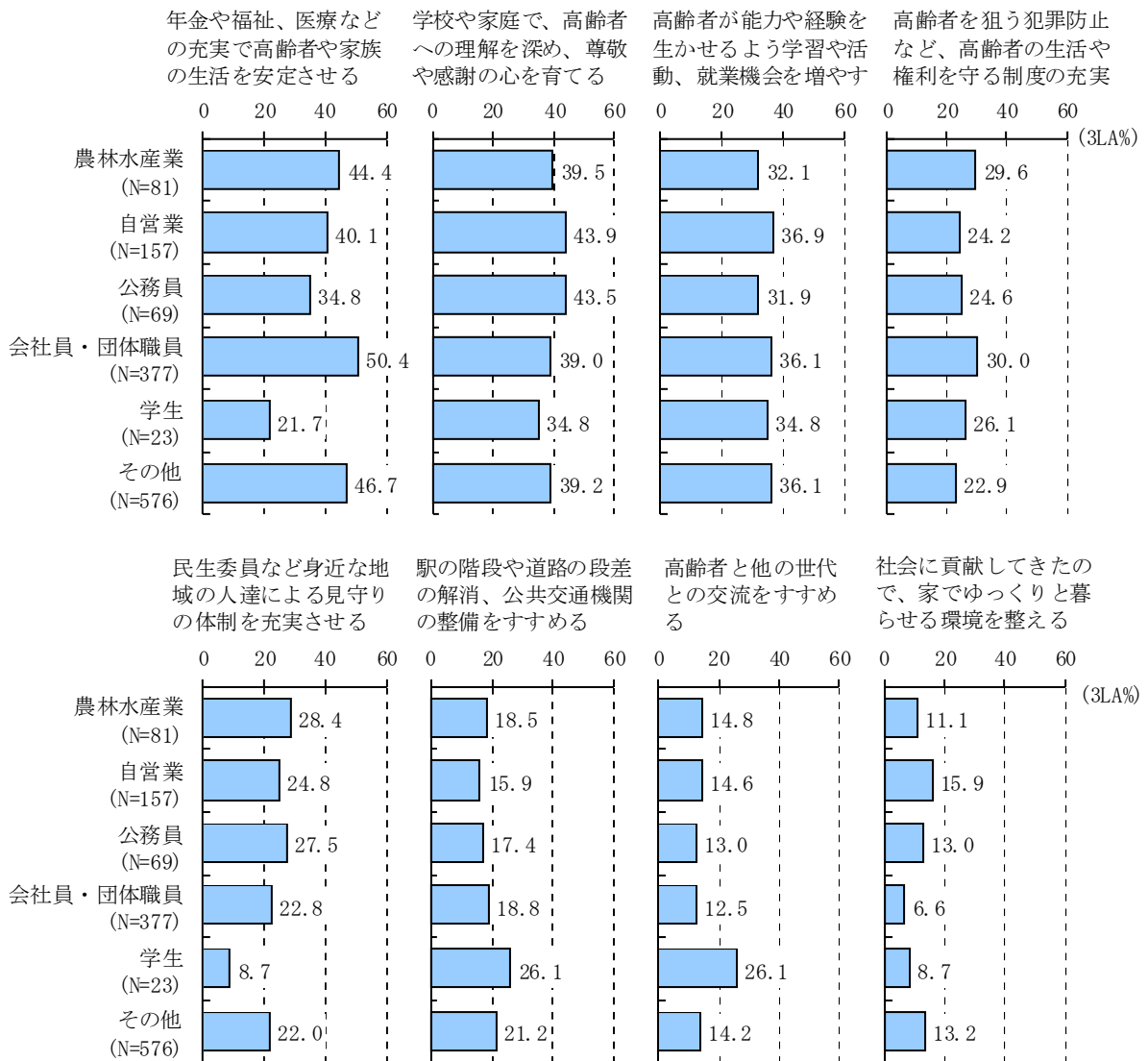
【図表4-2-1 性別・年齢別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



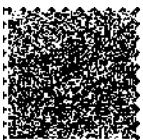
【職業別】

職業別でみると、農林水産業と会社員・団体職員は「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が最も割合が高いが、自営業と公務員は「学校や家庭で、高齢者への理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」が最も割合が高くなっている。学生は「学校や家庭で、高齢者への理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」と「高齢者が能力や経験を生かせるよう学習や活動、就業機会を増やす」がともに34.8%で最も割合が高くなっている。(図表4-2-2)

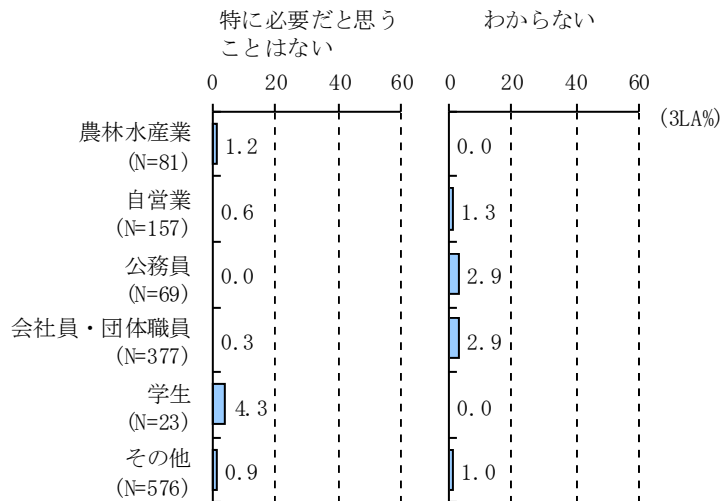
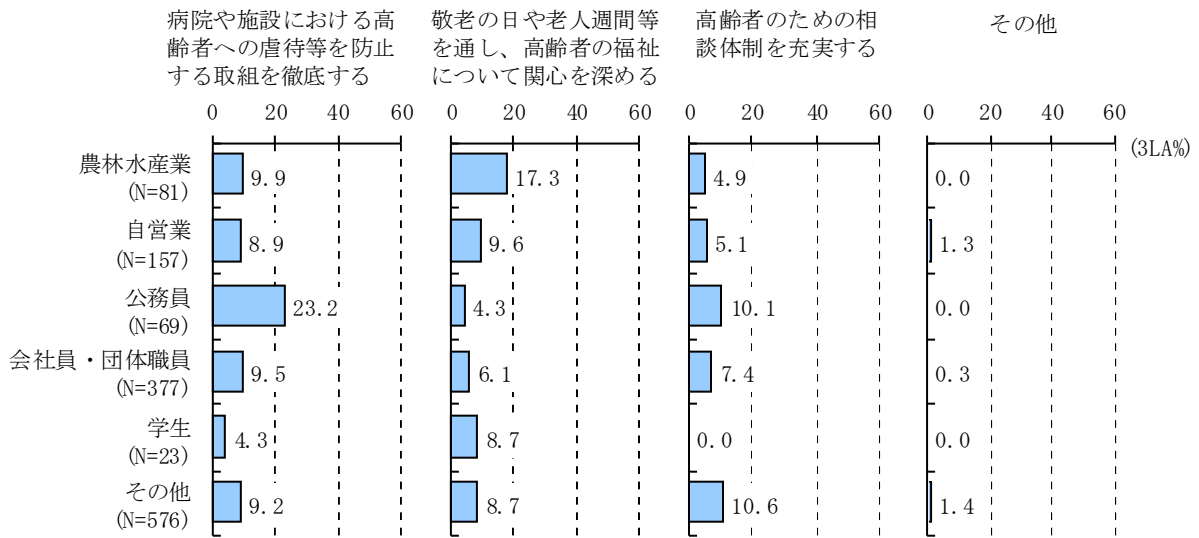
【図表4-2-2 職業別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



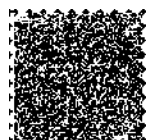
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表 4-2-2 職業別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



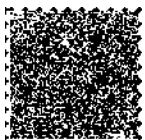
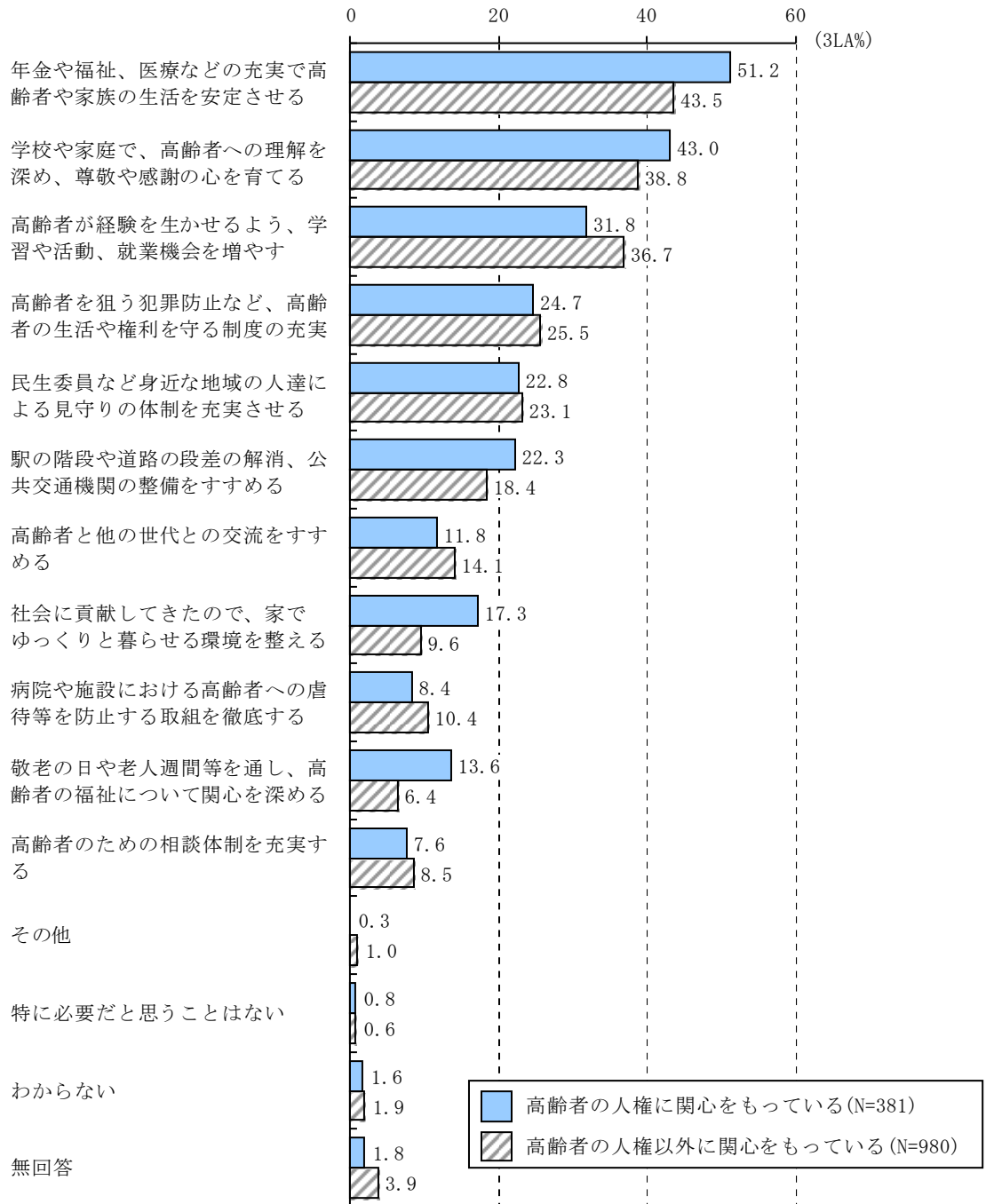
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（高齢者の人権への関心の有無別）でみると、高齢者の人権に関心をもっている人は、「年金や福祉、医療などの充実で高齢者や家族の生活を安定させる」が高齢者の人権以外に関心をもっている人より7.7ポイント高くなっている。（図表4-2-3）

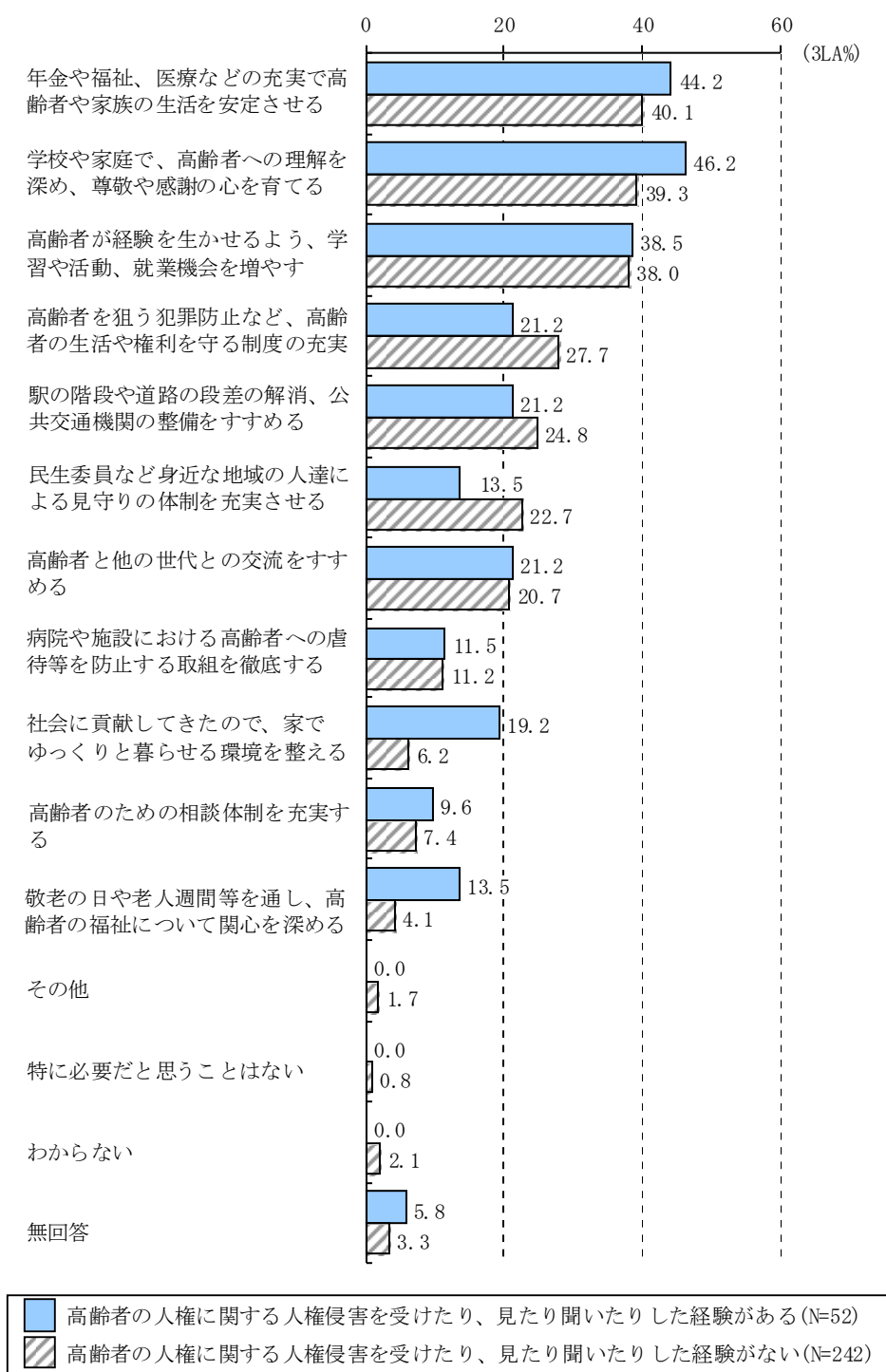
【図表4-2-3 関心のある人権課題別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】



【「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、高齢者の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「社会に貢献してきたので、家でゆっくりと暮らせる環境を整える」が経験のない人より13.0ポイント高く、「敬老の日や老人週間等を通し、高齢者の福祉について関心を深める」も経験のない人より9.4ポイント高くなっている。「民生委員など身近な地域の人達による見守りの体制を充実させる」は経験のない人のほうが9.2ポイント高くなっている。(図表4-2-4)

【図表4-2-4 「高齢者の人権」に関する人権侵害を受けたり見たり、聞いたりした経験の有無別 高齢者の人権を守るために特に必要なこと】

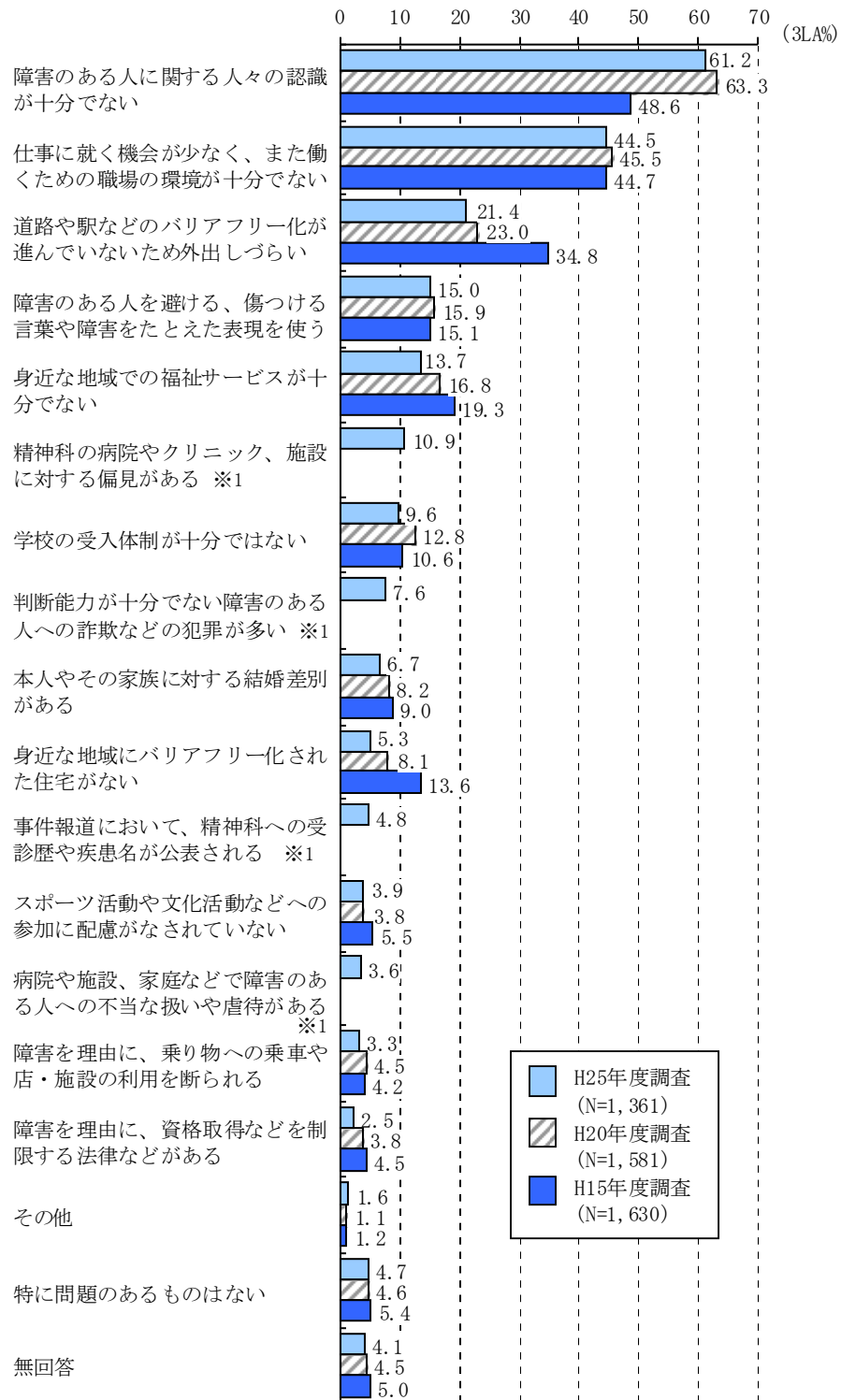


5. 障害のある人の人権について

5-1. 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

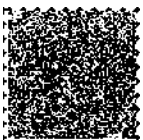
問13 障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）のある人の人権に関する事柄で、特にどのようなことが問題だと思いますか（○は3つまで）。

【図表5-1 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が61.2%で最も割合が高く、次いで「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境が十分でない」が44.5%、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」が21.4%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「学校の受入体制が十分ではない」が3.2ポイント、「身近な地域での福祉サービスが十分でない」が3.1ポイント、「身近な地域にバリアフリー化された住宅がない」が2.8ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」が13.4ポイント、「身近な地域にバリアフリー化された住宅がない」が8.3ポイント、「身近な地域での福祉サービスが十分でない」が5.6ポイント低いが、「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」は12.6ポイント高くなっている。(図表5-1)

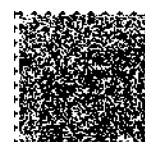
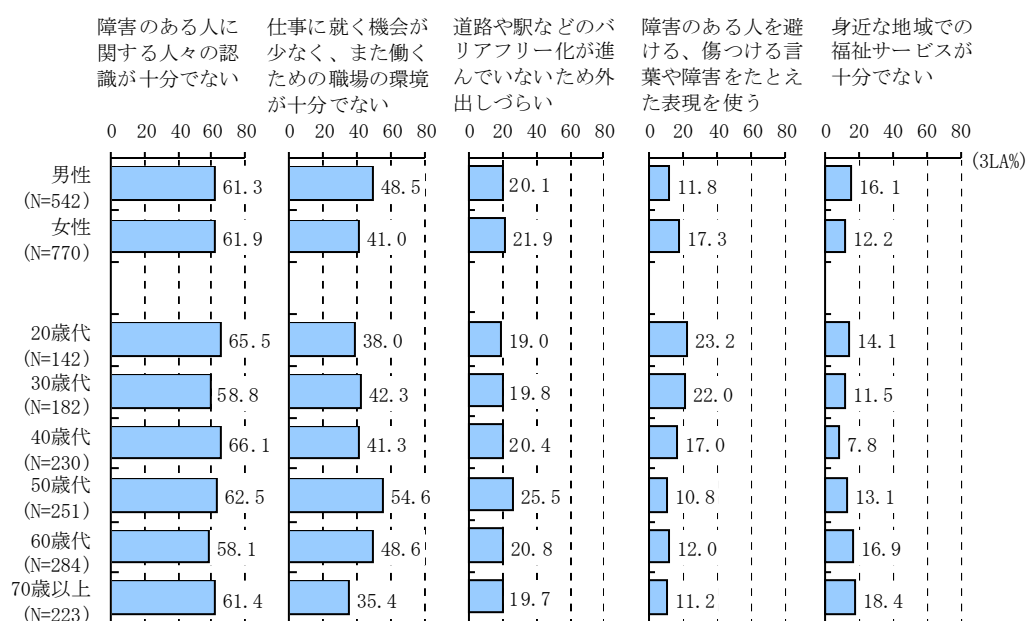
【性別】

性別でみると、「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境が十分でない」は女性の41.0%より男性の48.5%のほうが7.5ポイント高いが、「障害のある人を避ける、傷つける言葉や障害をたとえた表現を使う」は男性の11.8%より女性の17.3%のほうが5.5ポイント高くなっている。(図表5-1-1)

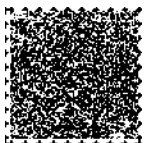
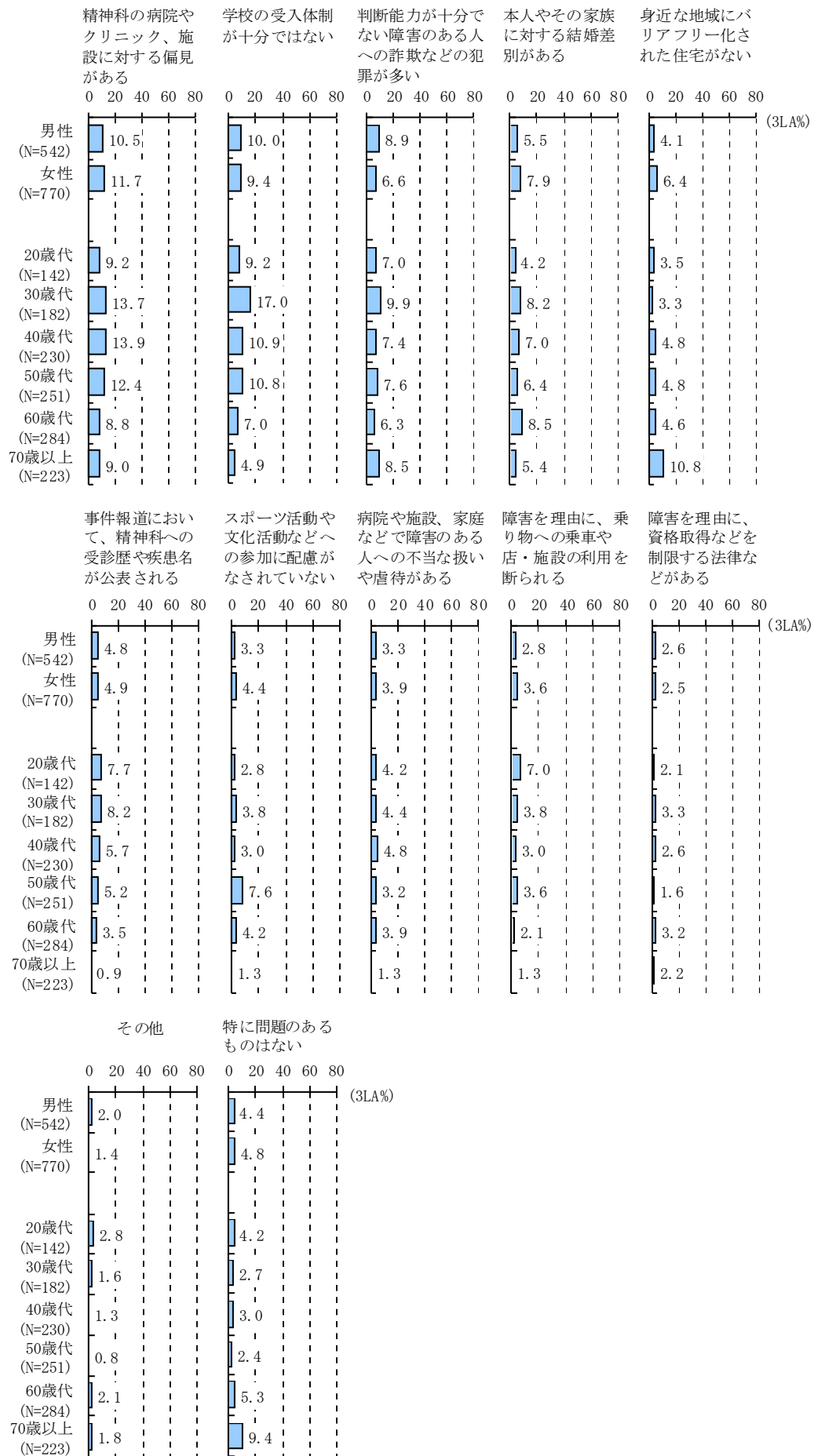
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が最も割合が高くなっている。「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境が十分でない」は50歳代が54.6%で最も割合が高くなっている。(図表5-1-1)

【図表5-1-1 性別・年齢別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



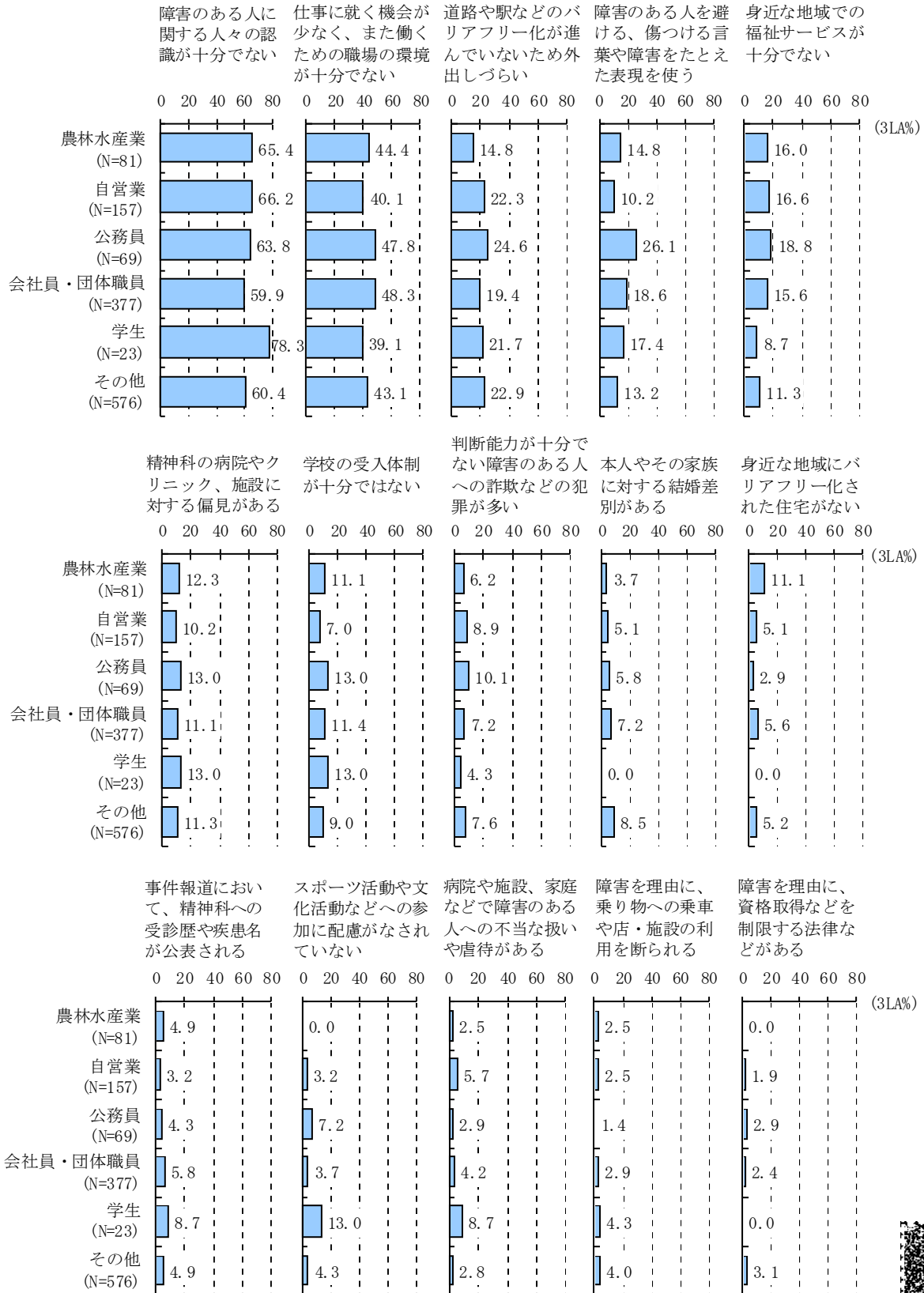
【図表5-1-1 性別・年齢別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



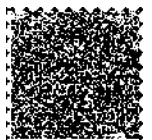
【職業別】

職業別でみると、いずれも「障害のある人に関する人々の認識が十分でない」が最も割合が高く、なかでも学生が78.3%で最も高くなっている。(図表5-1-2)

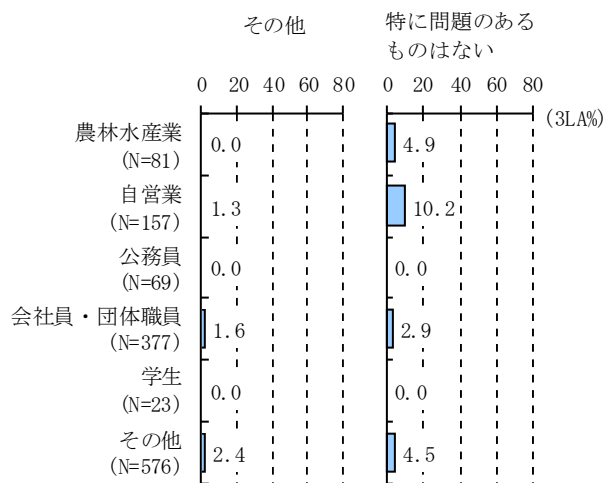
【図表5-1-2 職業別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



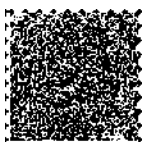
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表5-1-2 職業別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



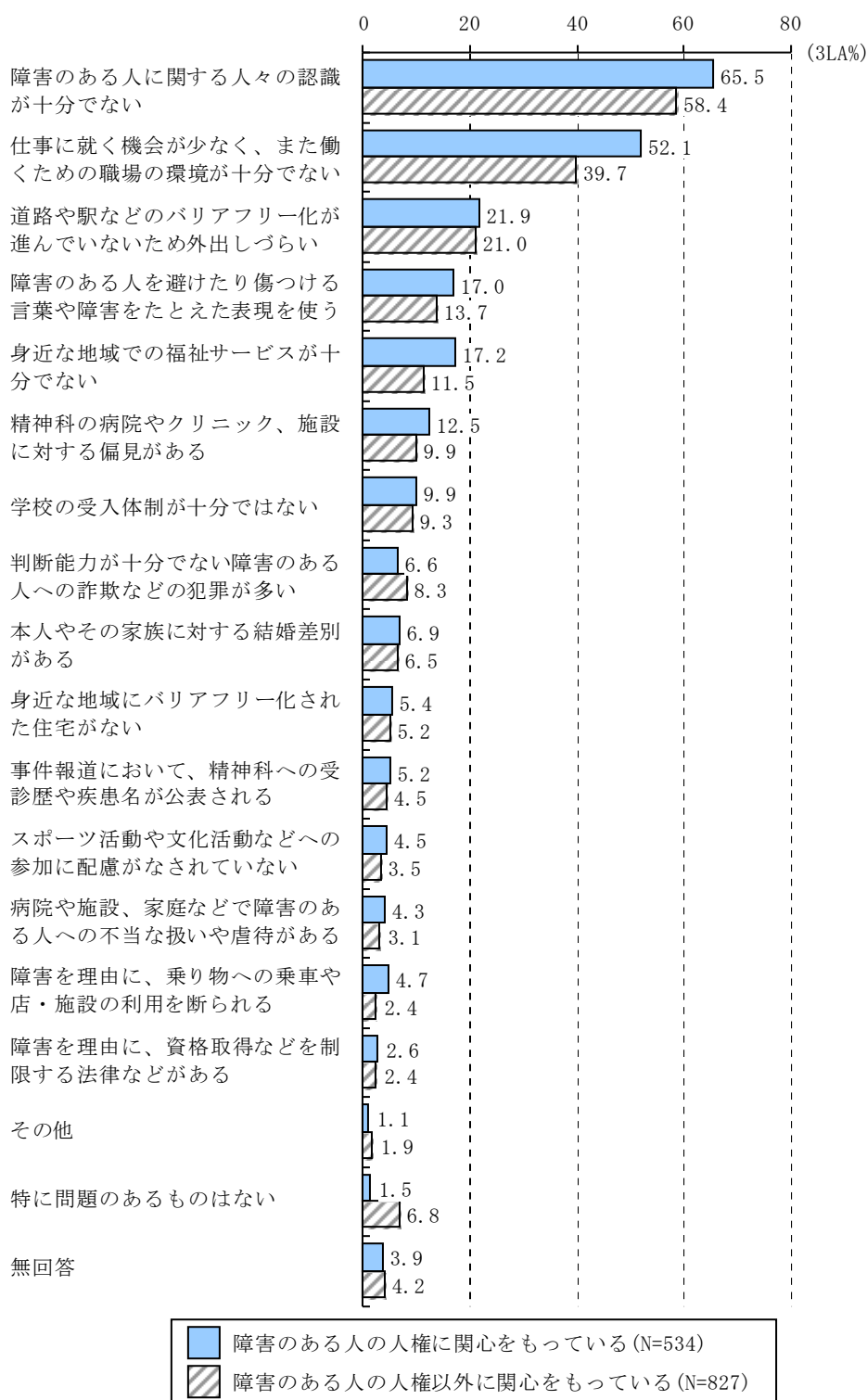
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（障害のある人の人権への関心の有無別）でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人は、「仕事に就く機会が少なく、また働くための職場の環境が十分でない」が52.1%で、障害のある人の人権以外に関心をもっている人より12.4ポイント高くなっている。（図表5-1-3）

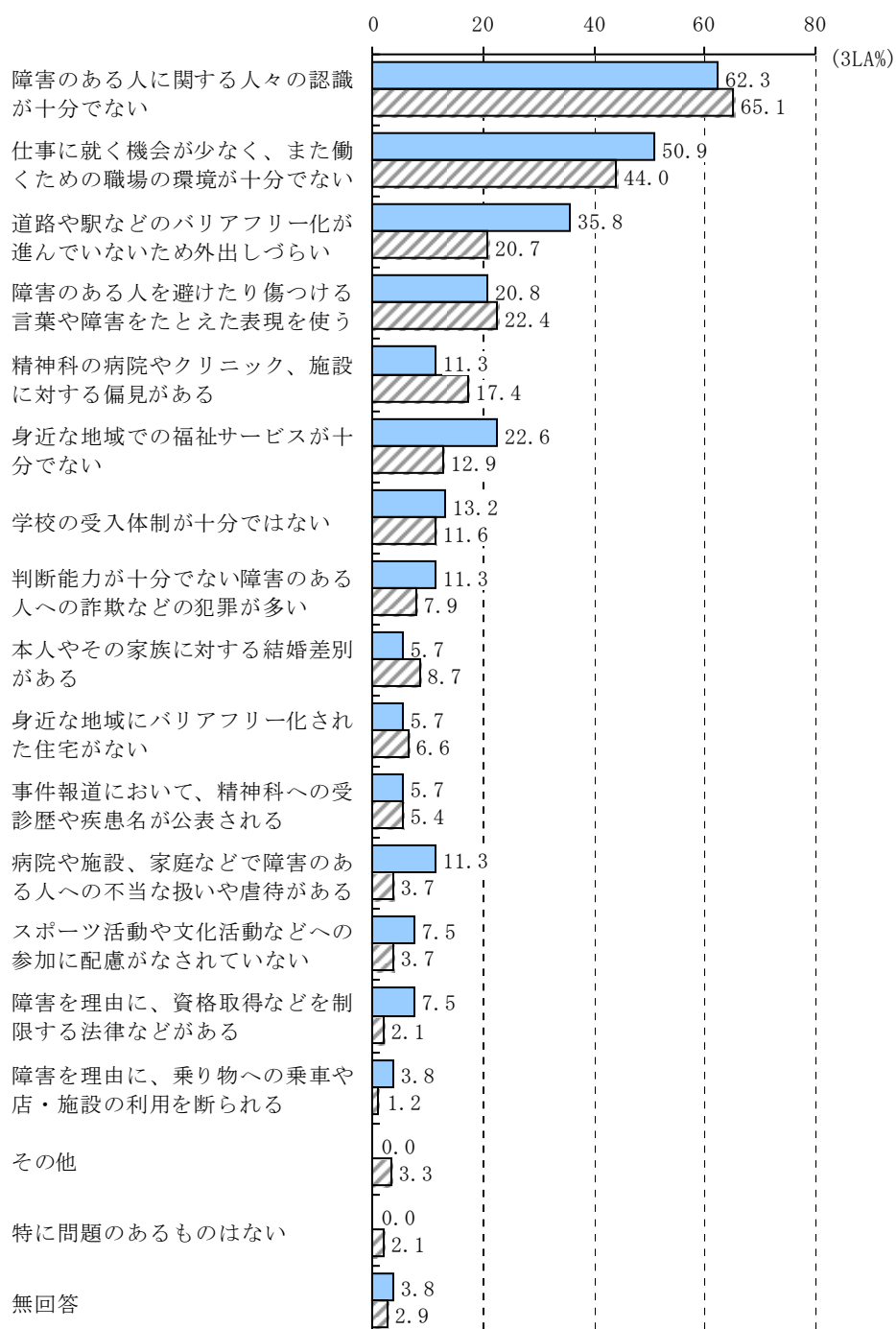
【図表5-1-3 関心のある人権課題別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



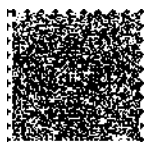
【「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、障害のある人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい」が経験のない人より15.1ポイント高く、「身近な地域での福祉サービスが十分でない」も経験のない人より9.7ポイント高くなっている。(図表5-1-4)

【図表5-1-4 「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別 障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



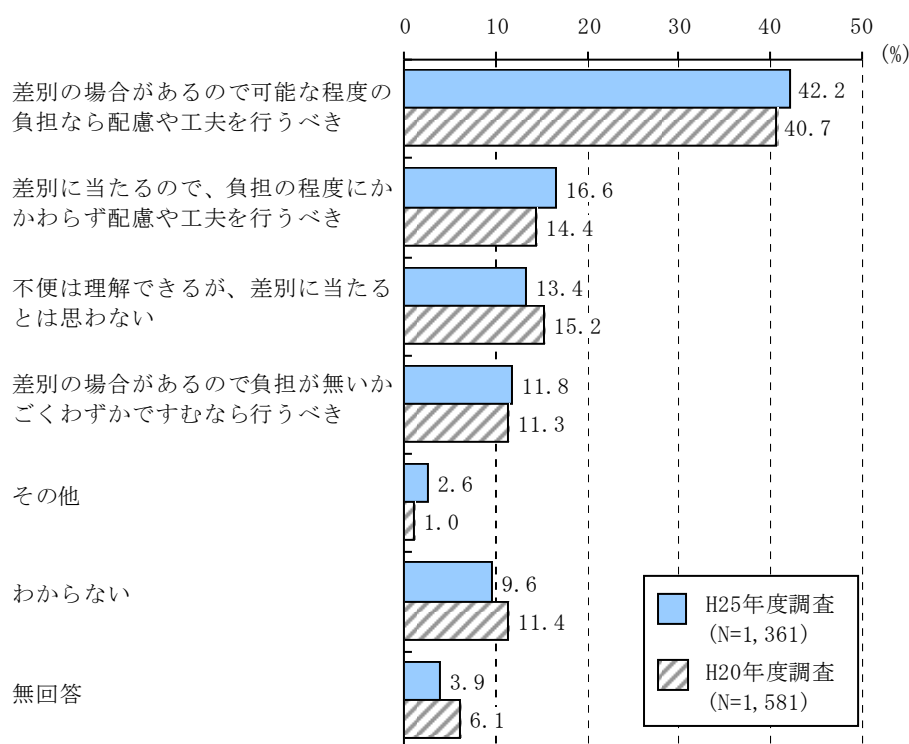
■ 障害のある人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある(N=53)
 ■ 障害のある人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がない(N=241)



5-2. 障害のある人への配慮や工夫についての考え

問14 障害のある人となない人が同じように生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思いますか。また、こうした配慮や工夫を行うには経済的な負担（行政又は事業所等による費用負担）を伴うこともありますが、どうすべきだと思いますか（○は1つだけ）。

【図表5-2 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

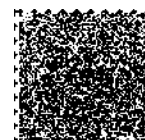


障害のある人への配慮や工夫については、「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が42.2%で最も割合が高く、次いで「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」が16.6%、「不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない」が13.4%となっている。

平成20年度と比較すると、「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」が2.2ポイント高いが、「不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない」が1.8ポイント低くなっている。（図表5-2）

【性別】

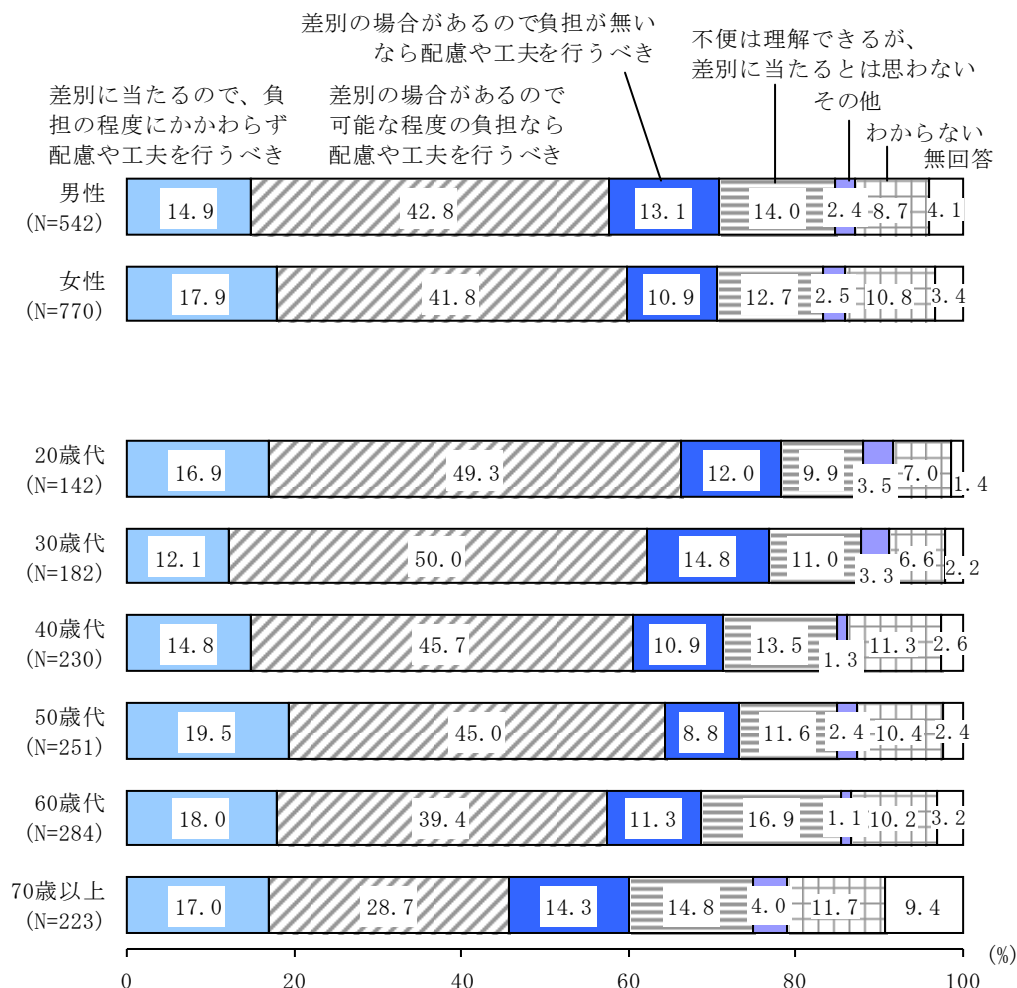
性別でみると、「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」は男性の14.9%より女性の17.9%のほうが3.0ポイント高くなっている。（図表5-2-1）



【年齢別】

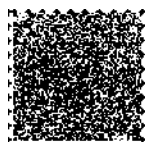
年齢別でみると、「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」は高齢になるほど割合が低くなり、70歳以上が28.7%で最も割合が低くなる傾向となっている。(図表5-2-1)

【図表5-2-1 性別・年齢別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

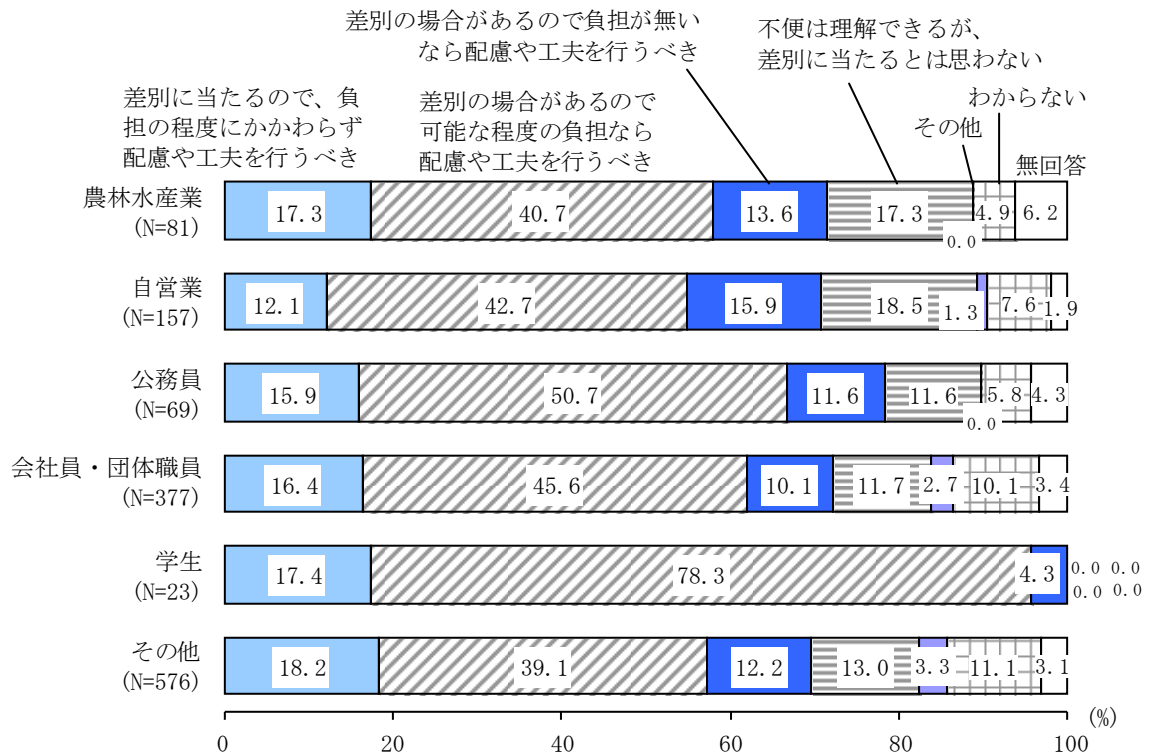


【職業別】

職業別でみると、いずれも「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が最も割合が高く、なかでも学生が78.3%で最も高くなっている。(図表5-2-2)



【図表 5-2-2 職業別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】

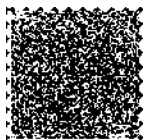
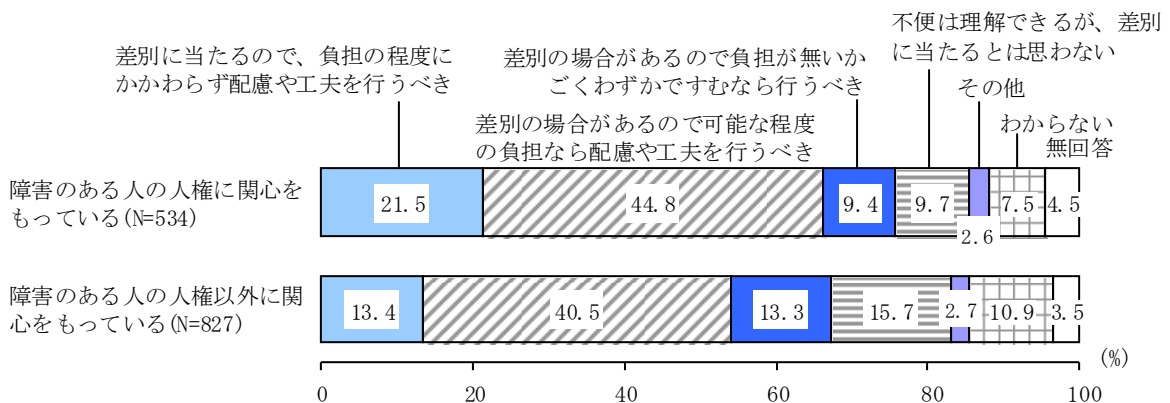


※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（障害のある人の人権への関心の有無別）でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人も障害のある人の人権以外に関心をもっている人も「差別の場合があるので可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべき」が最も高くなっている。「差別に当たるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべき」は障害のある人の人権に関心をもっている人は21.5%で、障害のある人の人権以外に関心をもっている人より8.1ポイント高くなっている。（図表 5-2-3）

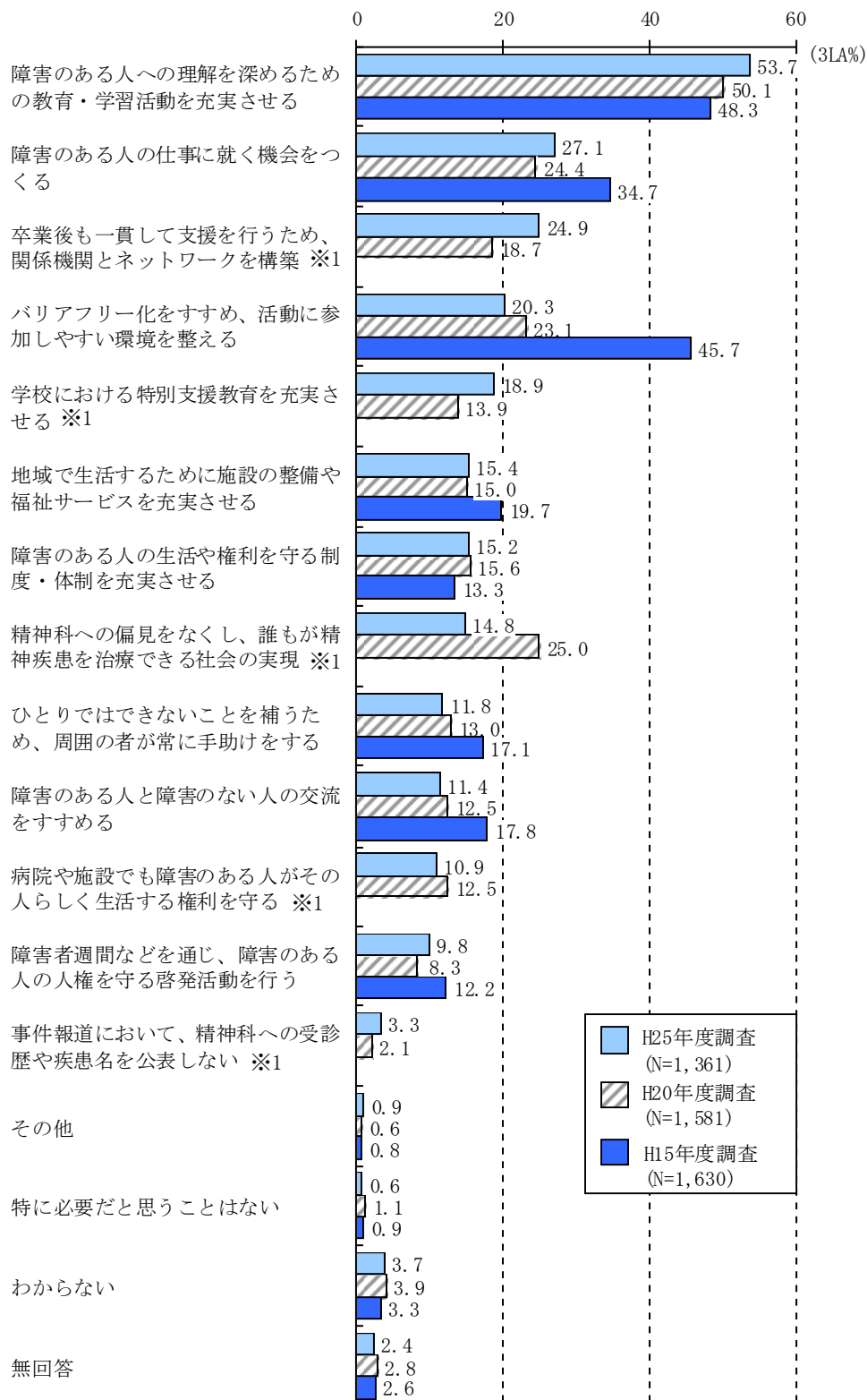
【図表 5-2-3 関心のある人権課題別 障害のある人への配慮や工夫についての考え】



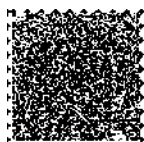
5-3. 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと

問15 障害のある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表5-3 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



※1 H20年度調査で新たに設けた選択肢



障害のある人の人権を守るために特に必要なことについては、「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が53.7%で最も割合が高く、次いで「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が27.1%、「卒業後も一貫して支援を行うため関連機関とのネットワークの構築」が24.9%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「精神科への偏見をなくし誰もが精神疾患の治療できる社会の実現」が10.2ポイント低い、「卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを構築」は6.2ポイント、「学校における特別支援学級を充実させる」は5.0ポイント高い。

平成15年度調査と比較すると、「バリアフリー化をすすめ、活動に参加しやすい環境を整える」が25.4ポイント、「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」が7.6ポイント、「障害のある人と障害のない人の交流をすすめる」が6.4ポイント、「ひとりではできないことを補うため、周囲の者が常に手助けをする」が5.3ポイント低く、「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が5.4ポイント高くなっている。(図表5-3)

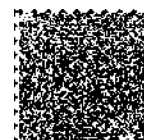
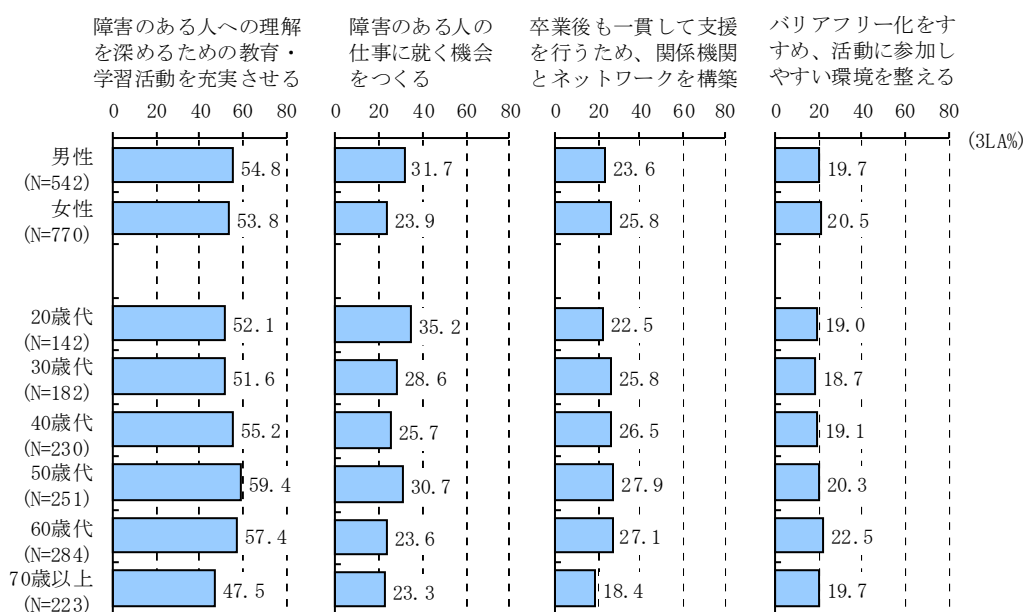
【性別】

性別でみると、男女とも「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が最も割合が高く、男性が54.8%、女性が53.8%となっている。「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」は女性の23.9%より男性の31.7%のほうが7.8ポイント高くなっている。(図表5-3-1)

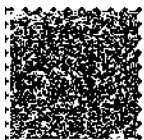
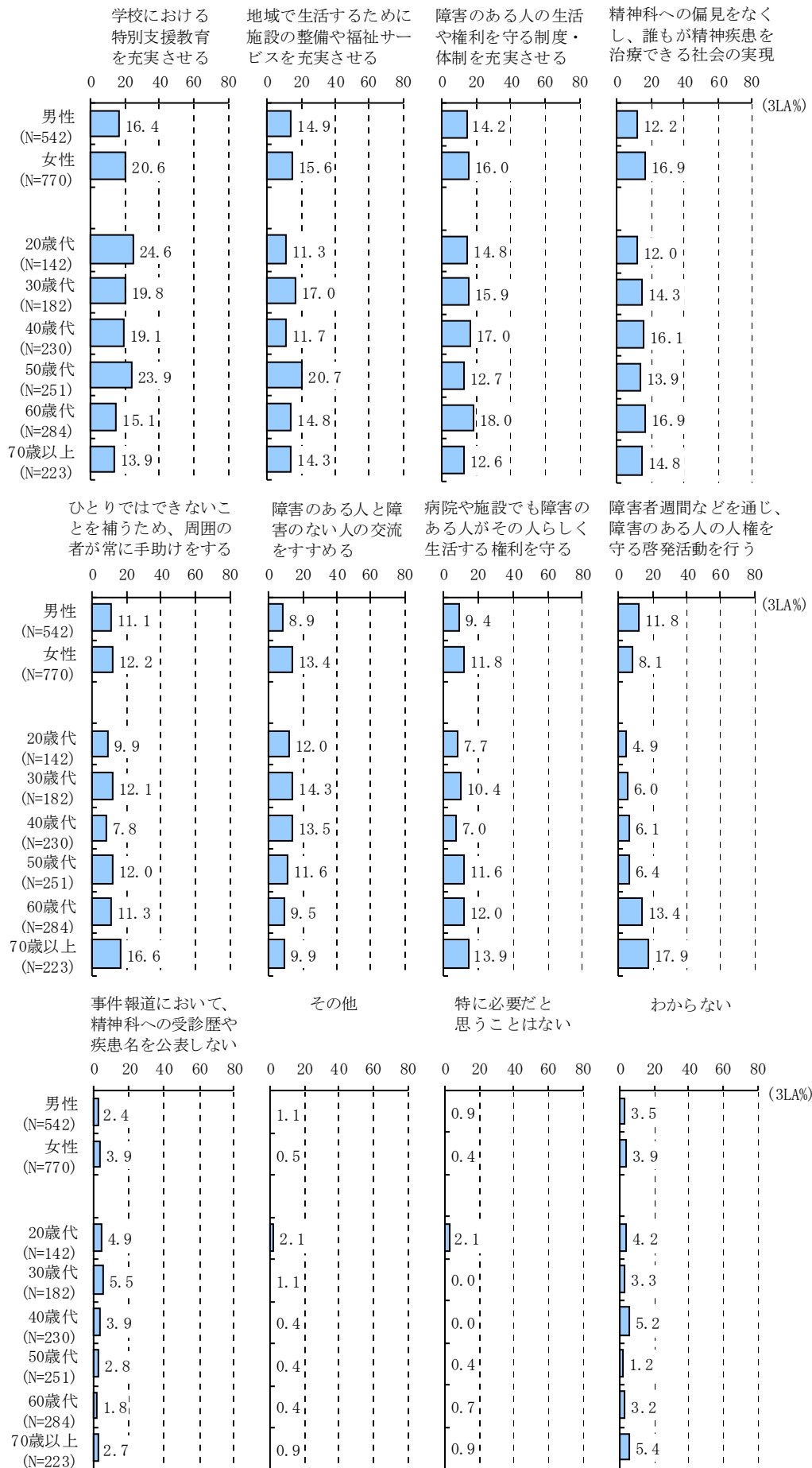
【年齢別】

年齢別でみると、いずれも「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が最も割合が高く、60歳代までは5割台を占めているが、70歳以上が47.5%で最も割合が低くなっている。(図表5-3-1)

【図表5-3-1 性別・年齢別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



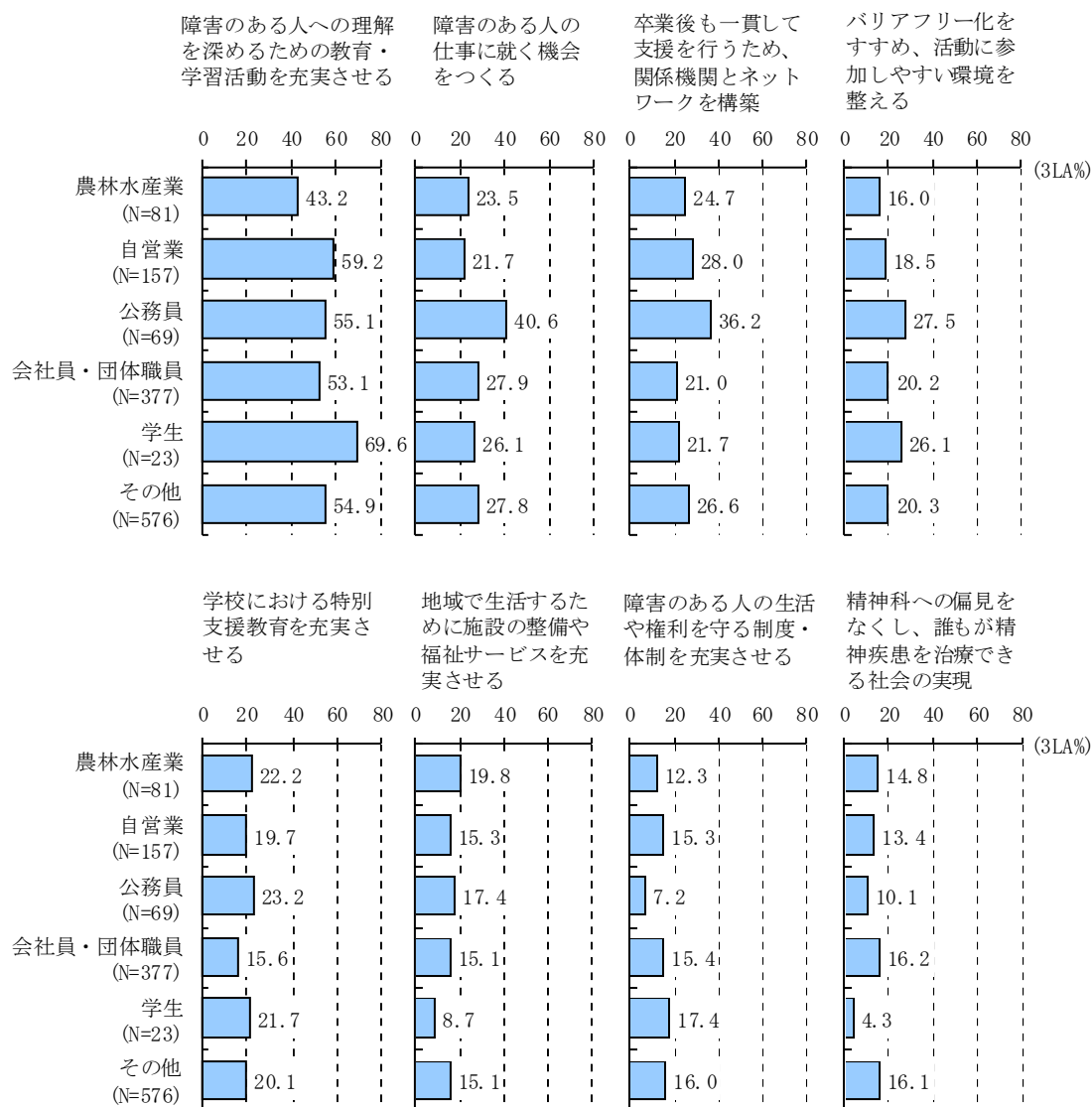
【図表5-3-1 性別・年齢別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



【職業別】

職業別でみると、いずれも「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が最も割合が高くなっている。「障害のある人の仕事に就く機会をつくる」や「卒業後も一貫して支援を行うため、関係機関とネットワークを構築」、「バリアフリー化をすすめる、活動に参加しやすい環境を整える」、「学校における特別支援教育を充実させる」はいずれも公務員で最も割合が高くなっている。(図表5-3-2)

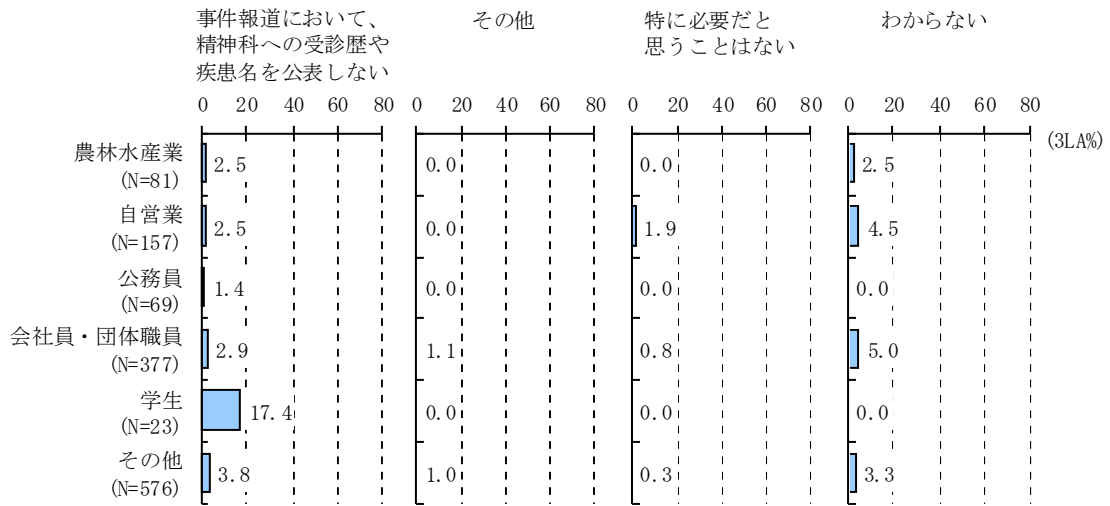
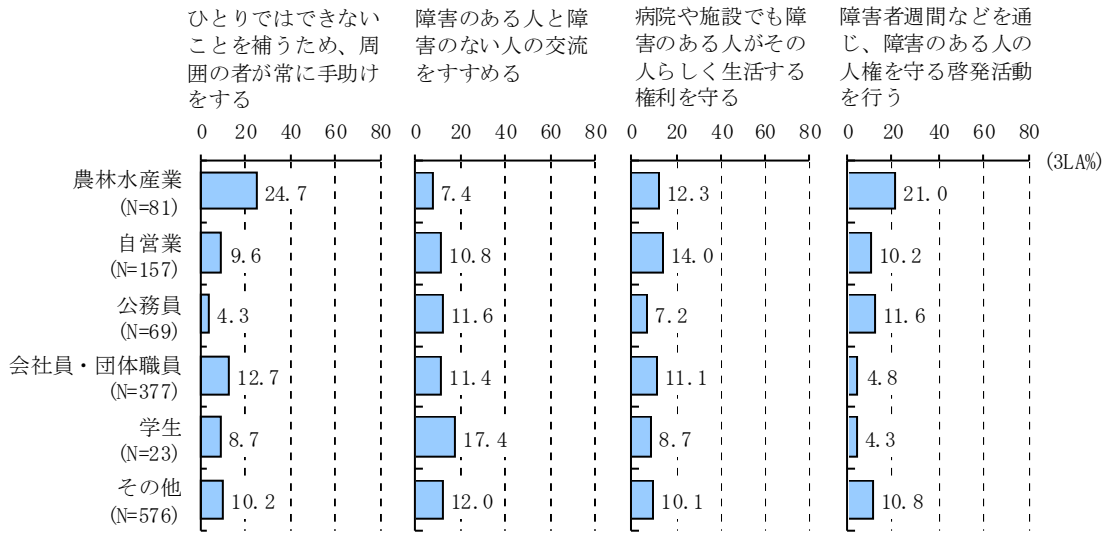
【図表5-3-2 職業別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



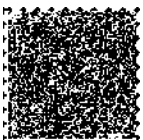
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表5-3-2 職業別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



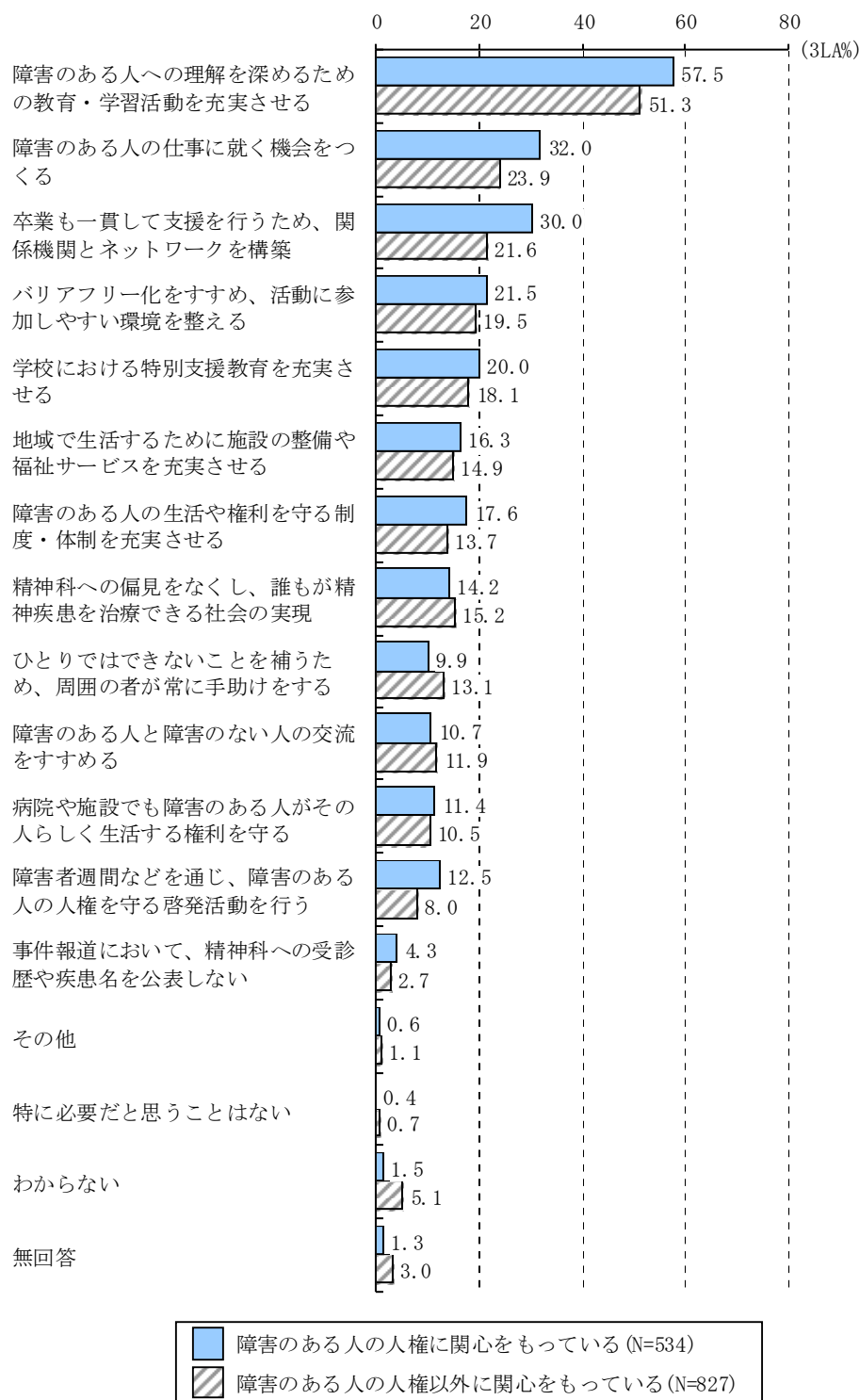
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（障害のある人の人権への関心の有無別）でみると、障害のある人の人権に関心をもっている人も障害のある人の人権以外に関心をもっている人も「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が最も高く、障害のある人の人権に関心をもっている人が57.5%で、障害のある人の人権以外に関心をもっている人より6.2ポイント高くなっている。（図表5-3-3）

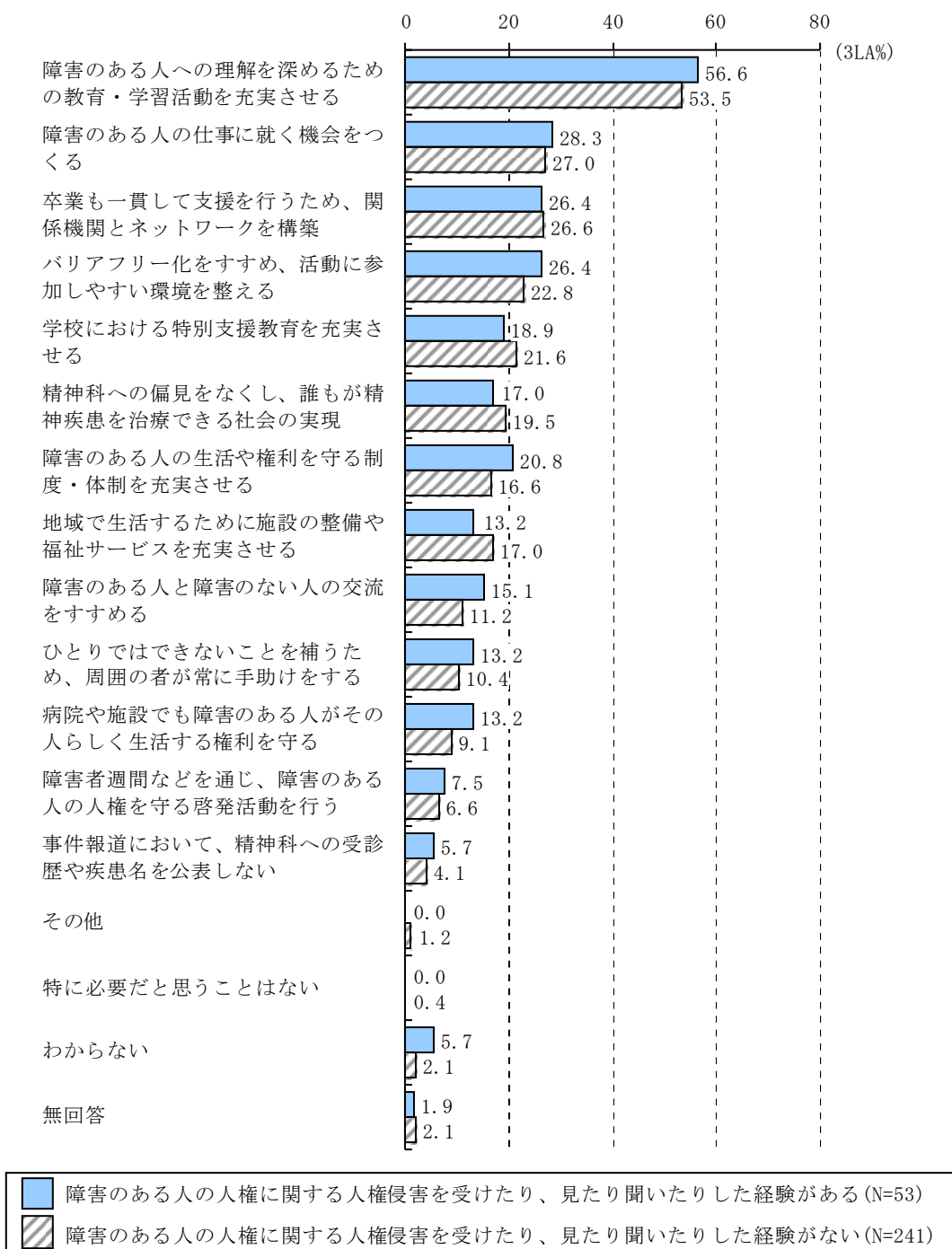
【図表5-3-3 関心のある人権課題別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】



【「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、障害のある人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人もない人も、「障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる」が最も高く、特に大きな差はみられない。(図表5-3-4)

【図表5-3-4 「障害のある人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別 障害のある人の人権を守るために特に必要なこと】

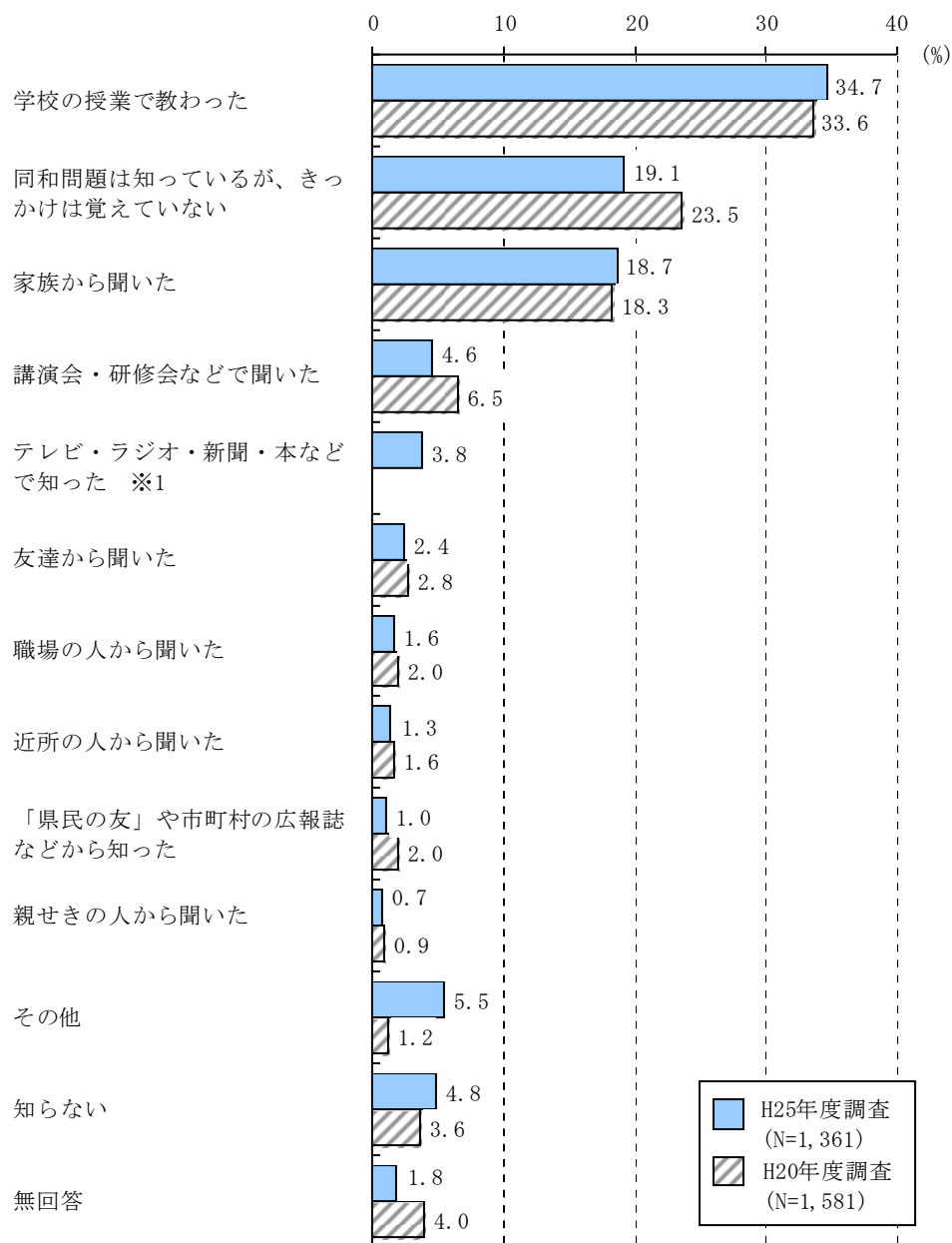


6. 同和問題について

6-1. 同和問題を知ったきっかけ

問16 同和問題について、どういうきっかけで知りましたか（○は1つだけ）。

【図表6-1 同和問題を知ったきっかけ】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

同和問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」が34.7%で最も割合が高く、次いで「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が19.1%、「家族から聞いた」が18.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が4.4ポイント低くなっている。（図表6-1）



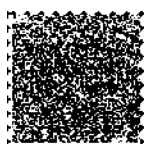
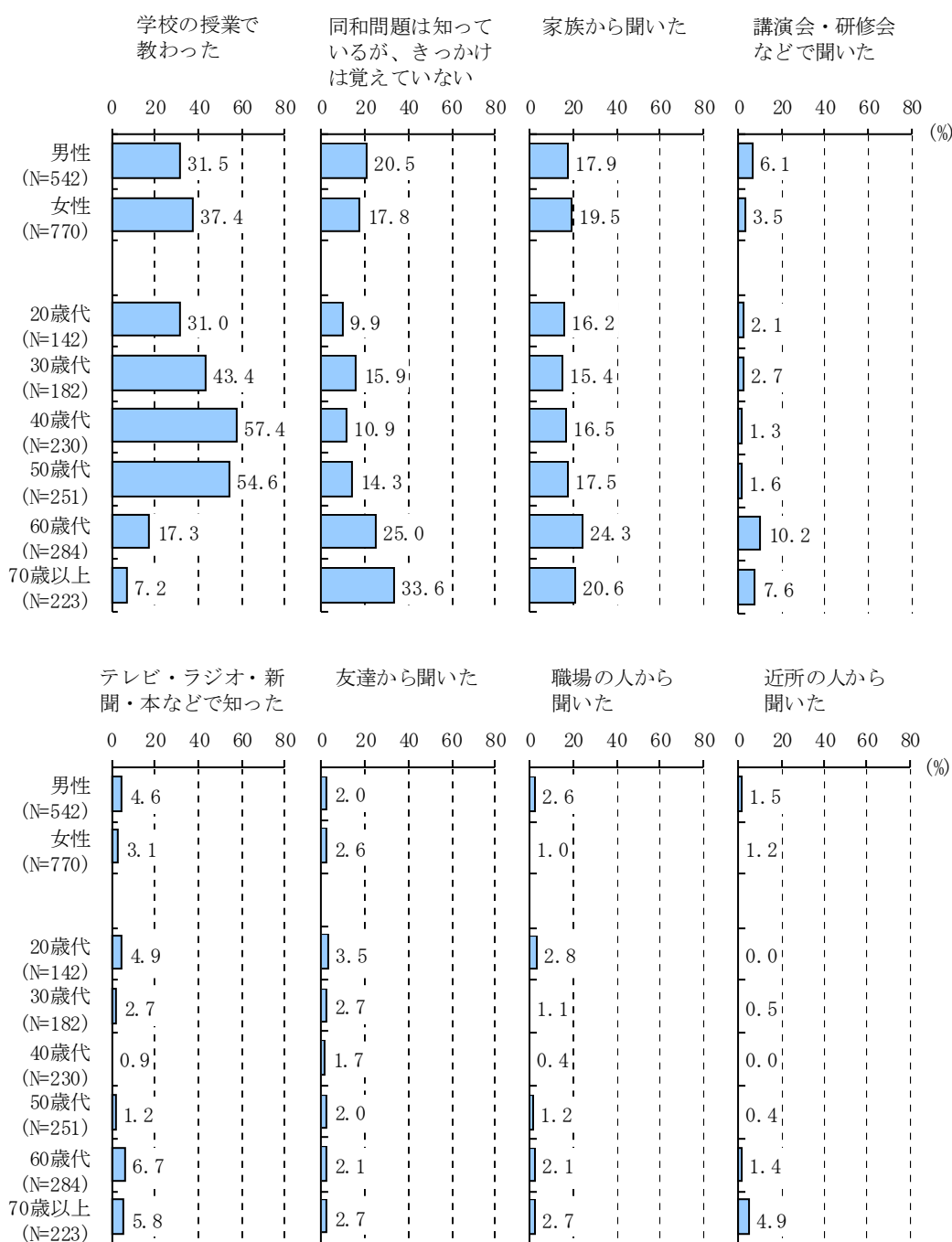
【性別】

性別でみると、「学校の授業で教わった」は男性の31.5%より女性の37.4%のほうが5.9ポイント高くなっている。(図表6-1-1)

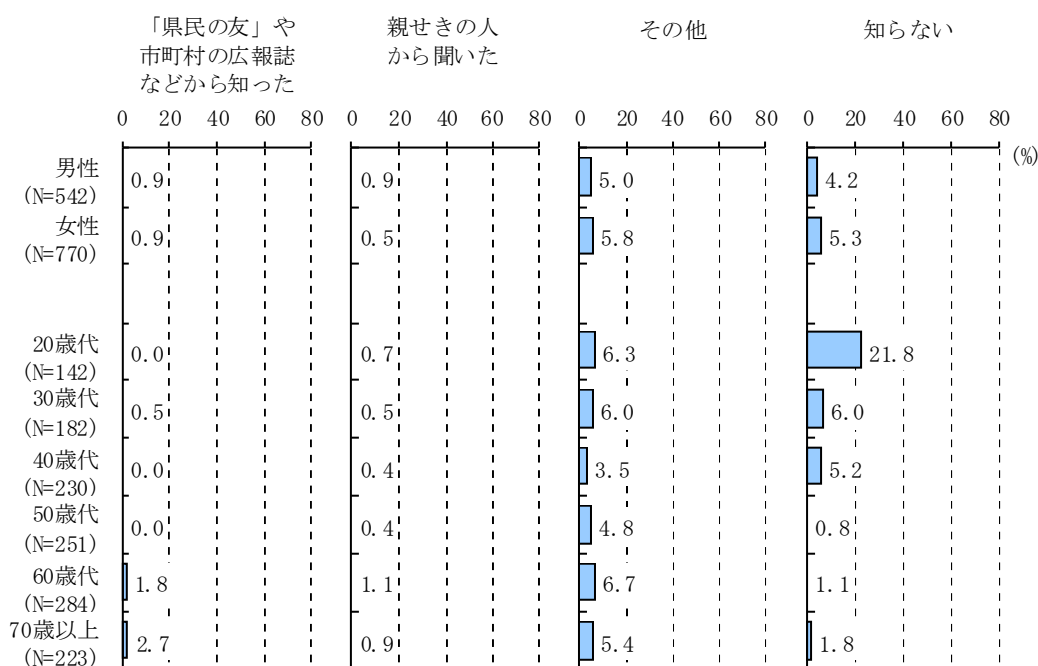
【年齢別】

年齢別でみると、「学校の授業で教わった」は40歳代が57.4%、50歳代が54.6%で割合が高いが60歳以上の年代では2割に満たない。また、「知らない」は20歳代が21.8%で最も割合が高くなっている。(図表6-1-1)

【図表6-1-1 性別・年齢別 同和問題を知ったきっかけ】



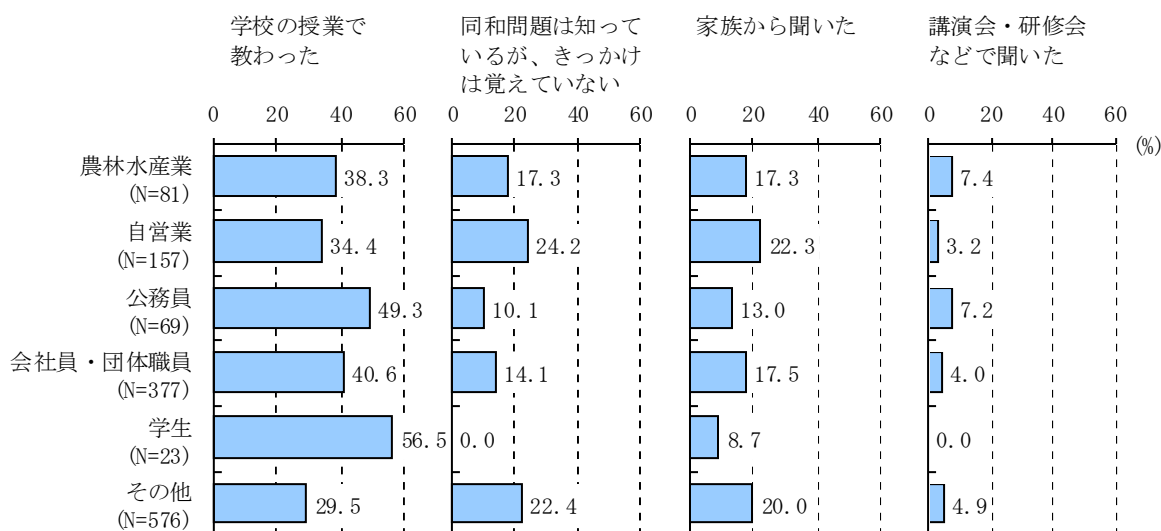
【図表6-1-1 性別・年齢別 同和問題を知ったきっかけ】



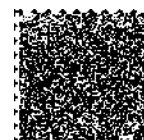
【職業別】

職業別でみると、いずれも「学校の授業で教わった」が最も割合が高く、なかでも学生が56.5%で最も高い。一方、「知らない」も学生が21.7%で最も割合が高くなっている。(図表6-1-2)

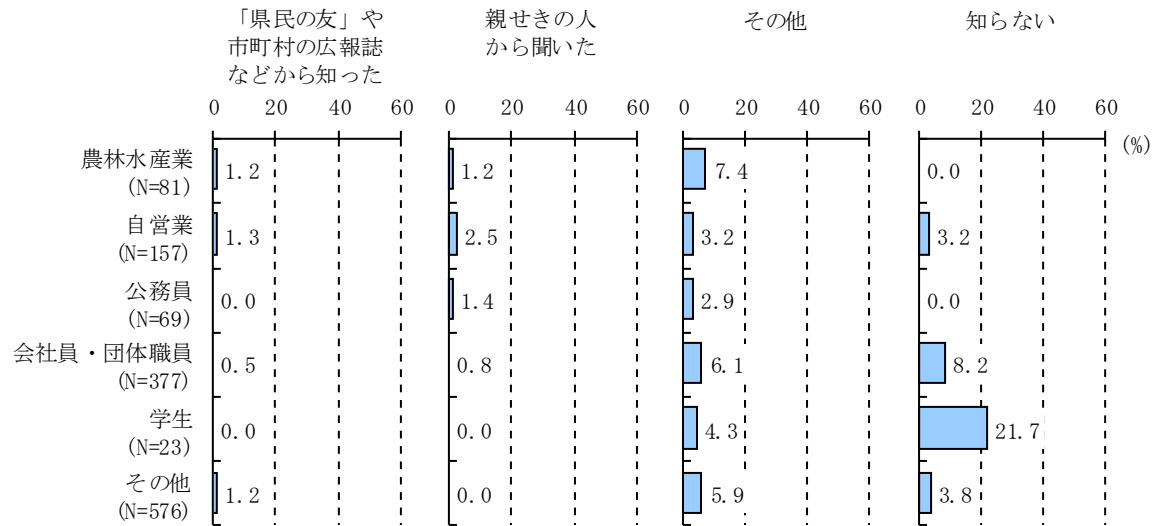
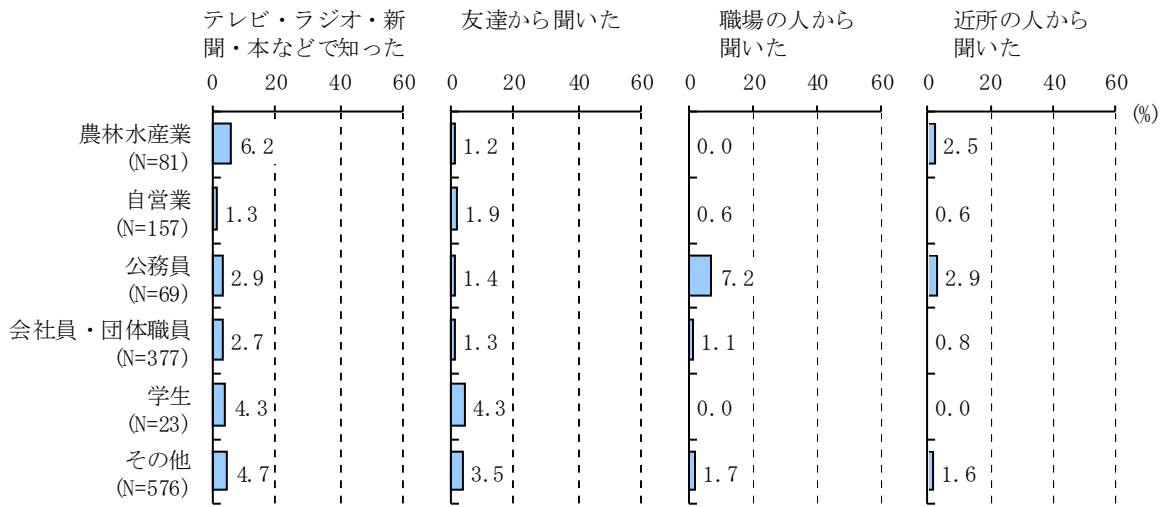
【図表6-1-2 職業別 同和問題を知ったきっかけ】



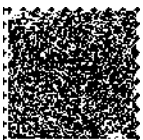
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表6-1-2 職業別 同和問題を知ったきっかけ】



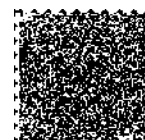
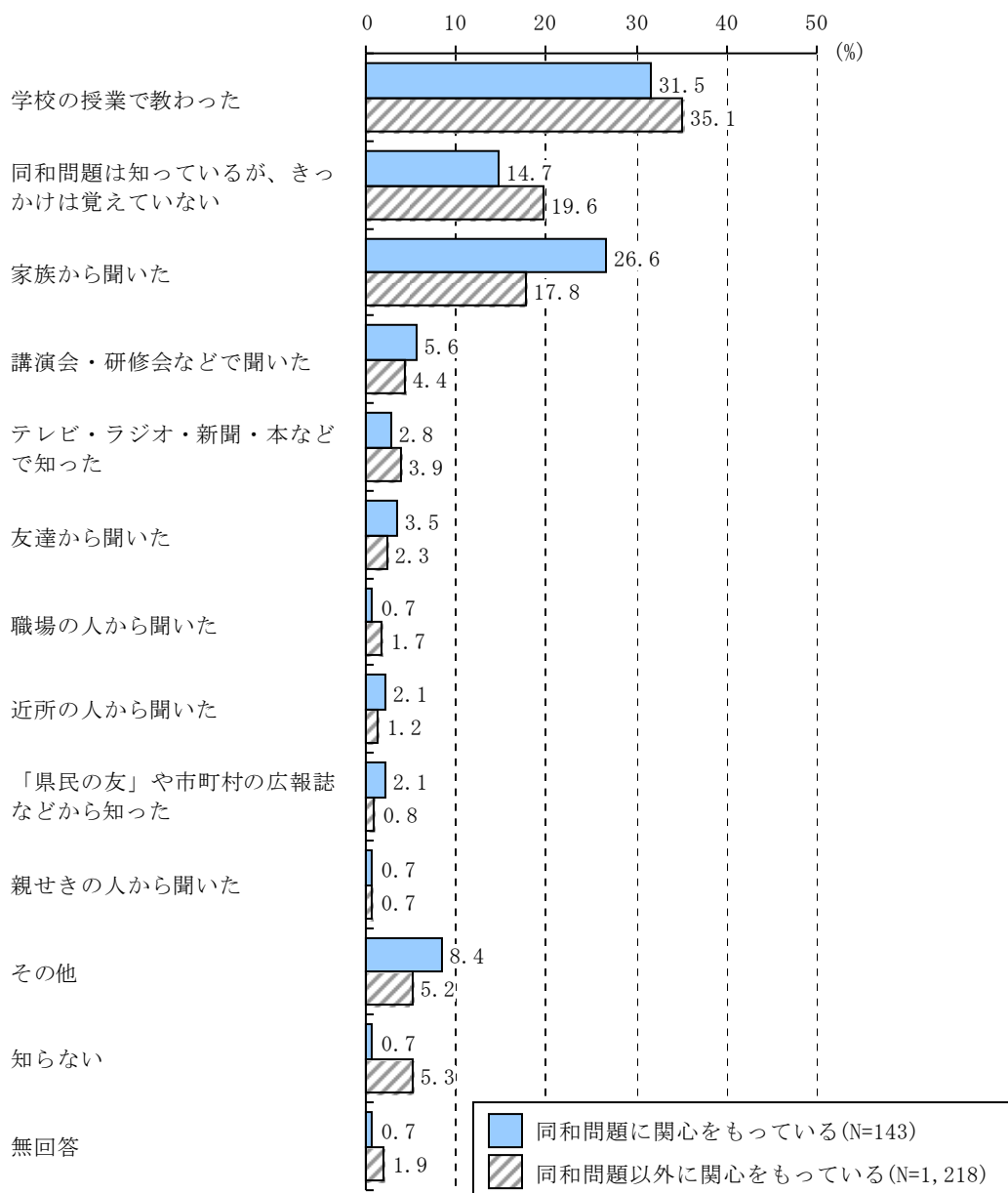
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（同和問題への関心の有無別）でみると、同和問題に関心をもっている人も同和問題以外に関心をもっている人も「学校の授業で教わった」がともに3割台で最も高く、次いで同和問題に関心をもっている人は「家族から聞いた」が26.6%、同和問題以外に関心をもっている人は「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」が19.6%となっている。（図表6-1-3）

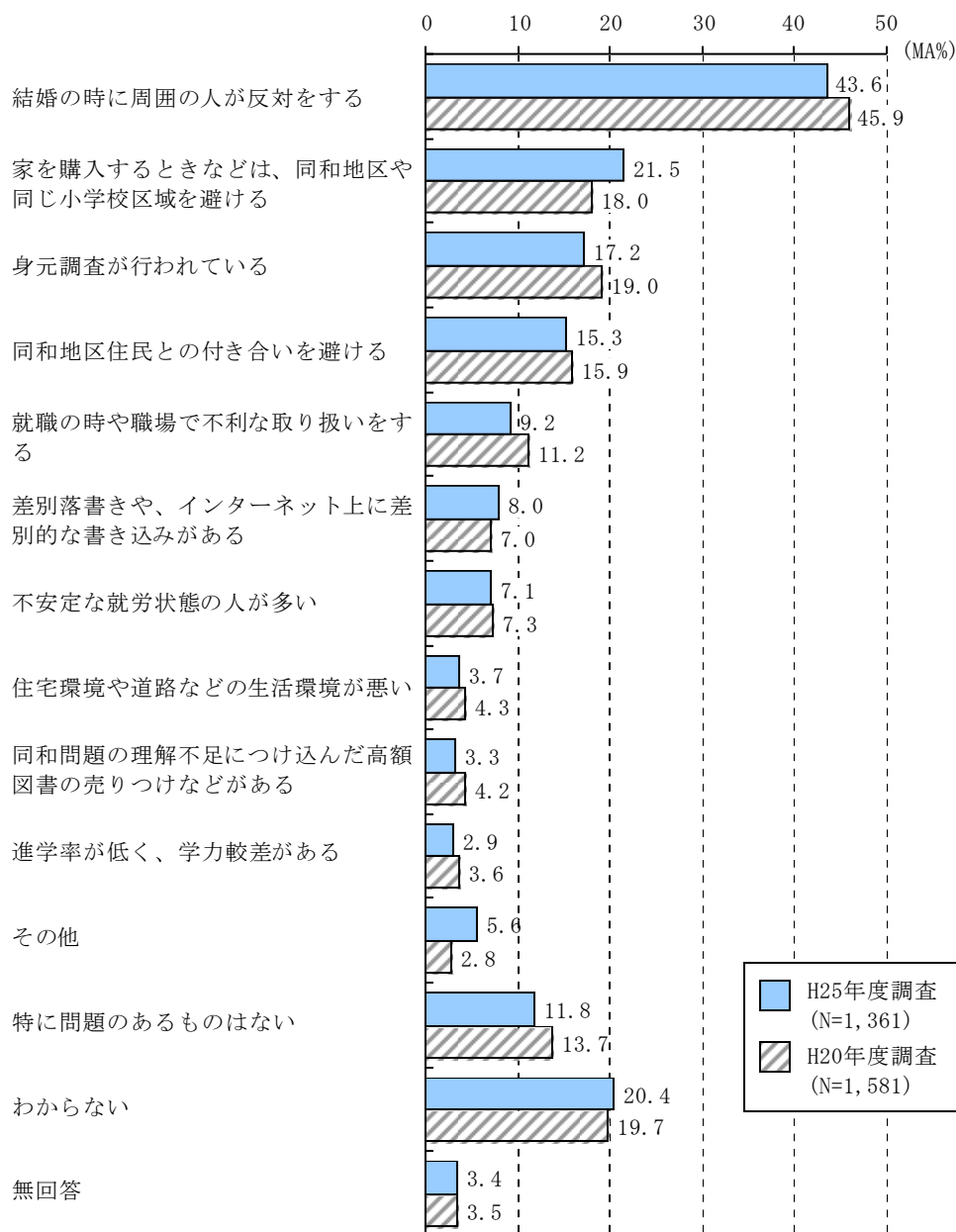
【図表6-1-3 関心のある人権課題別 同和問題を知ったきっかけ】



6-2. 同和問題に関する問題点

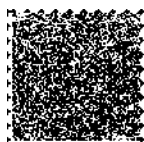
問17 同和問題に関して、現在、どのような問題があると思いますか（〇はいくつでも）。

【図表6-2 同和問題に関する問題点】



同和問題に関する問題点については、「結婚の時に周囲の人が反対する」が43.6%で最も割合が高く、次いで「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が21.5%、「身元調査が行われている」が17.2%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が3.5ポイント高く、「結婚のときに周囲の人が反対する」が2.3ポイント、「身元調査が行われている」が1.8ポイント低くなっている。（図表6-2）



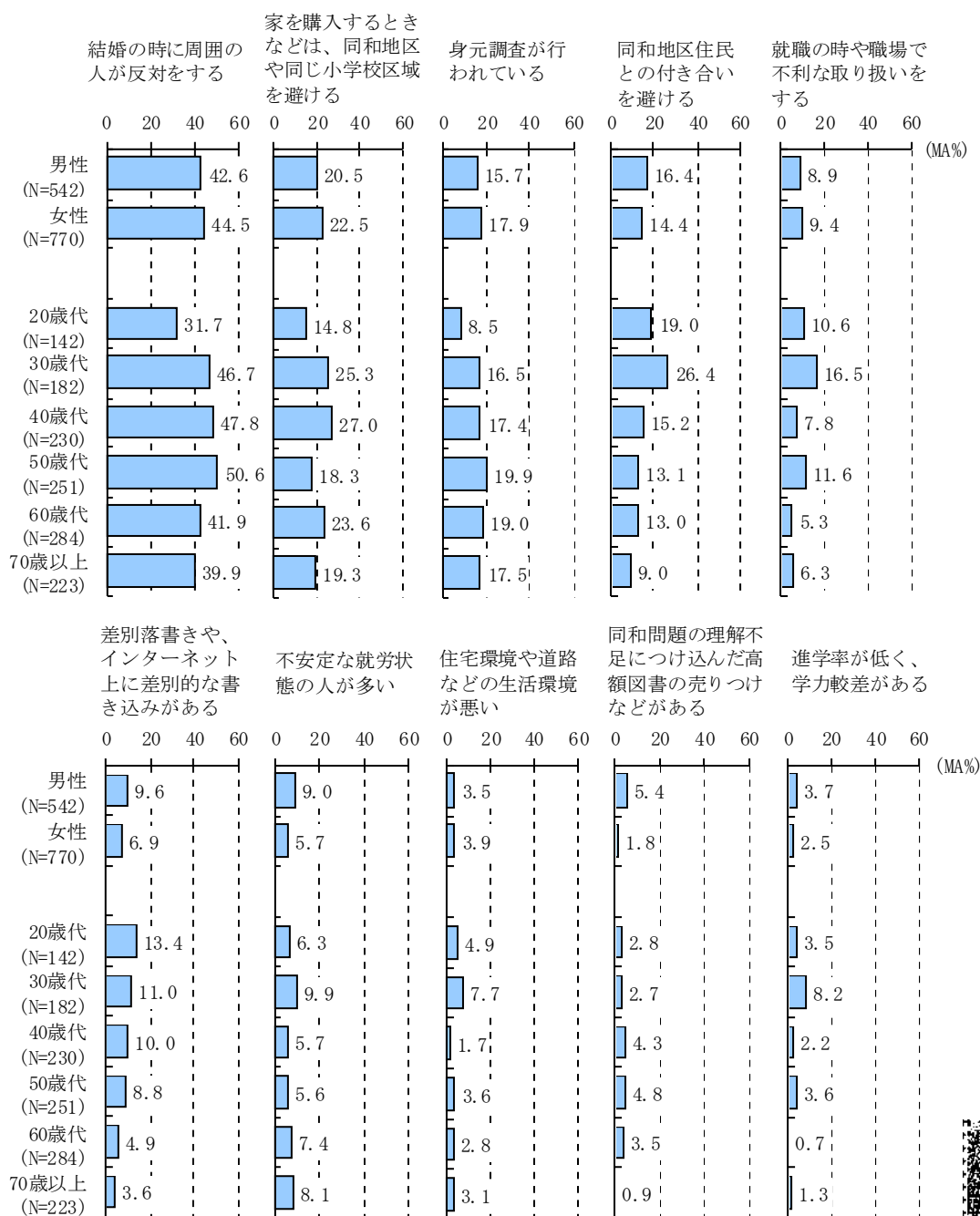
【性別】

性別でみると、男女とも「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も割合が高く、男性が42.6%、女性が44.5%と性別において特に大きな差はみられない。(図表6-2-1)

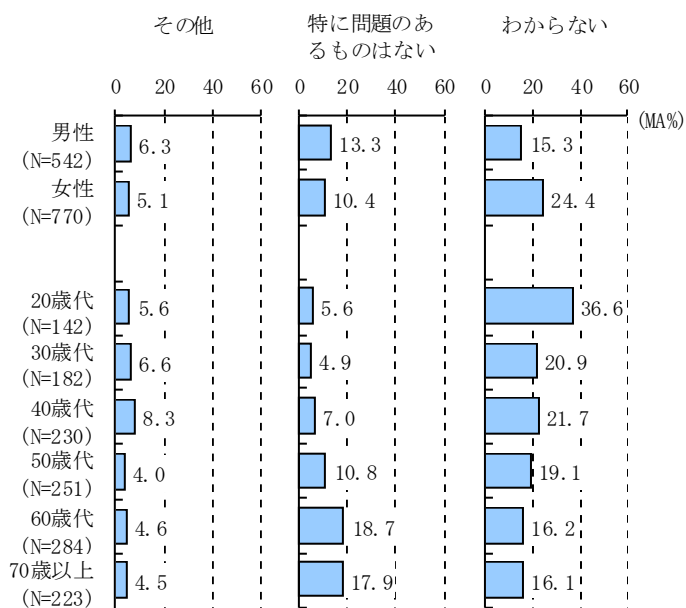
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「結婚の時に周囲の人が反対をする」の割合が最も高く、なかでも50歳代が50.6%で最も割合が高くなっている。次いで20・30歳は「同和地区住民との付き合いを避ける」、40・60歳以上は「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」、50歳代は「身元調査が行われている」となっている。(図表6-2-1)

【図表6-2-1 性別・年齢別 同和問題に関する問題点】



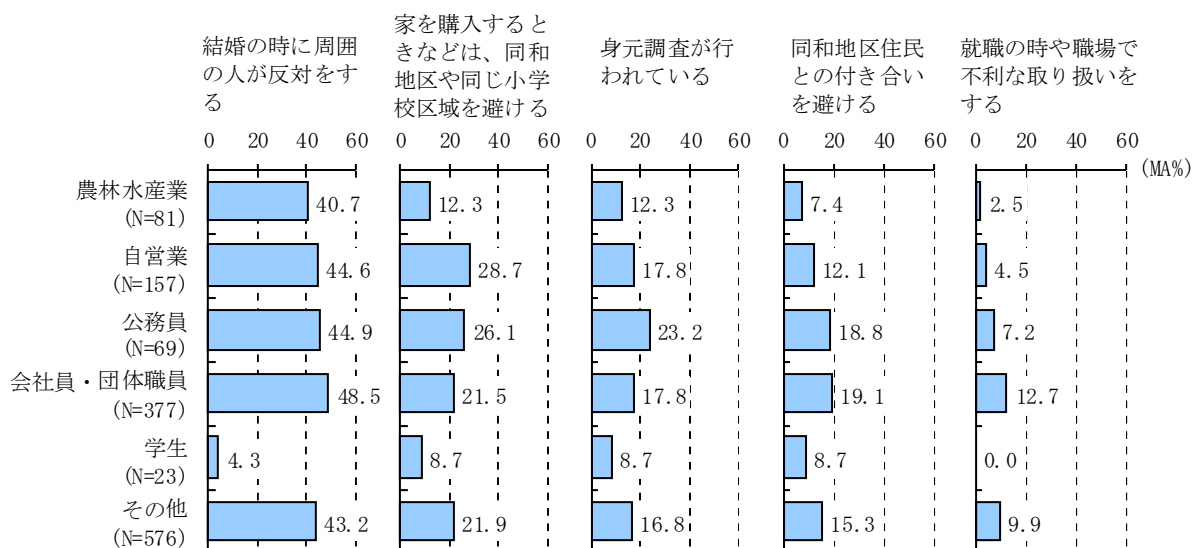
【図表6-2-1 性別・年齢別 同和問題に関する問題点】



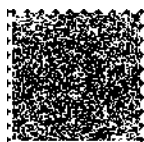
【職業別】

職業別でみると、学生を除き「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も割合が高く、4割台となっている。学生は「差別落書きや、インターネット上に差別的な書き込みがある」が21.7%で最も割合が高いが、「わからない」が47.8%と高くなっている。(図表6-2-2)

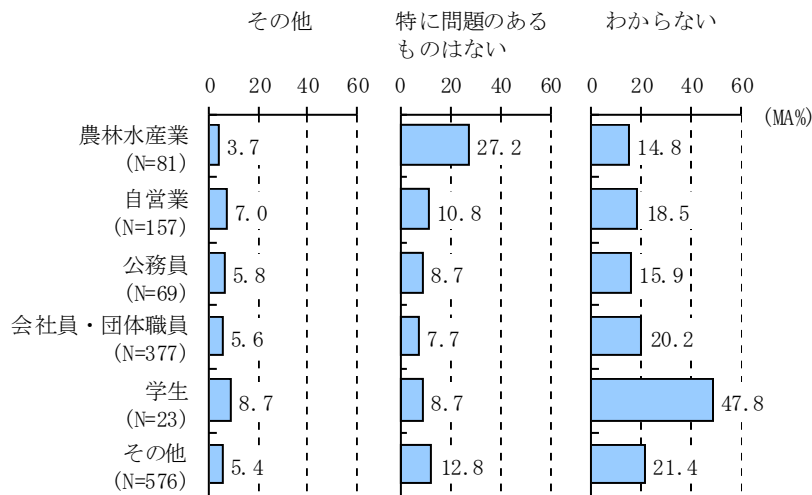
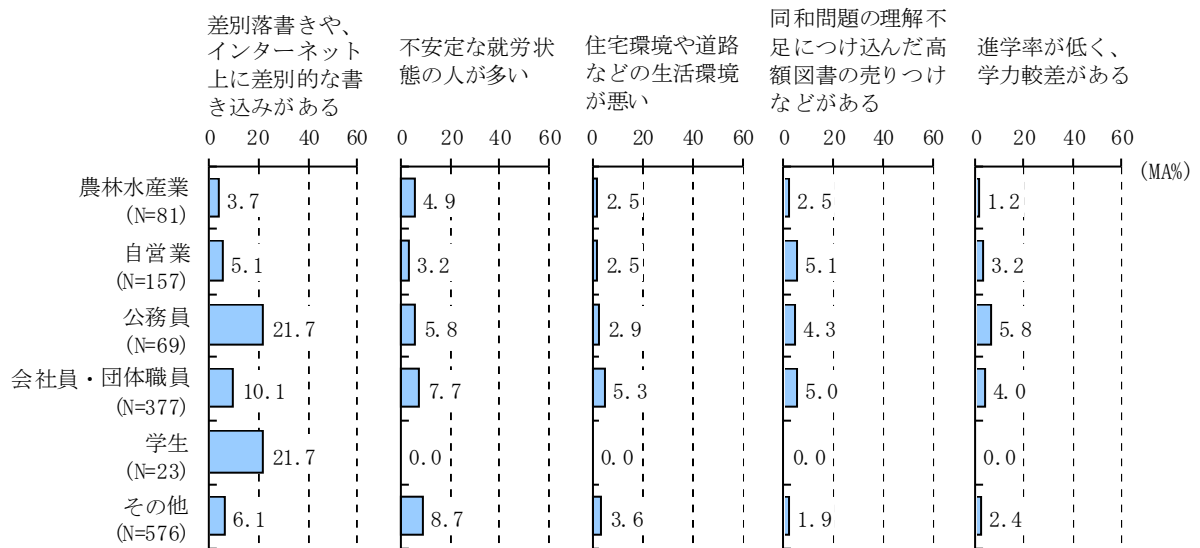
【図表6-2-2 職業別 同和問題に関する問題点】



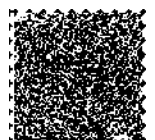
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表6-2-2 職業別 同和問題に関する問題点】



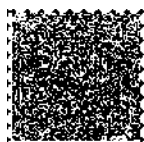
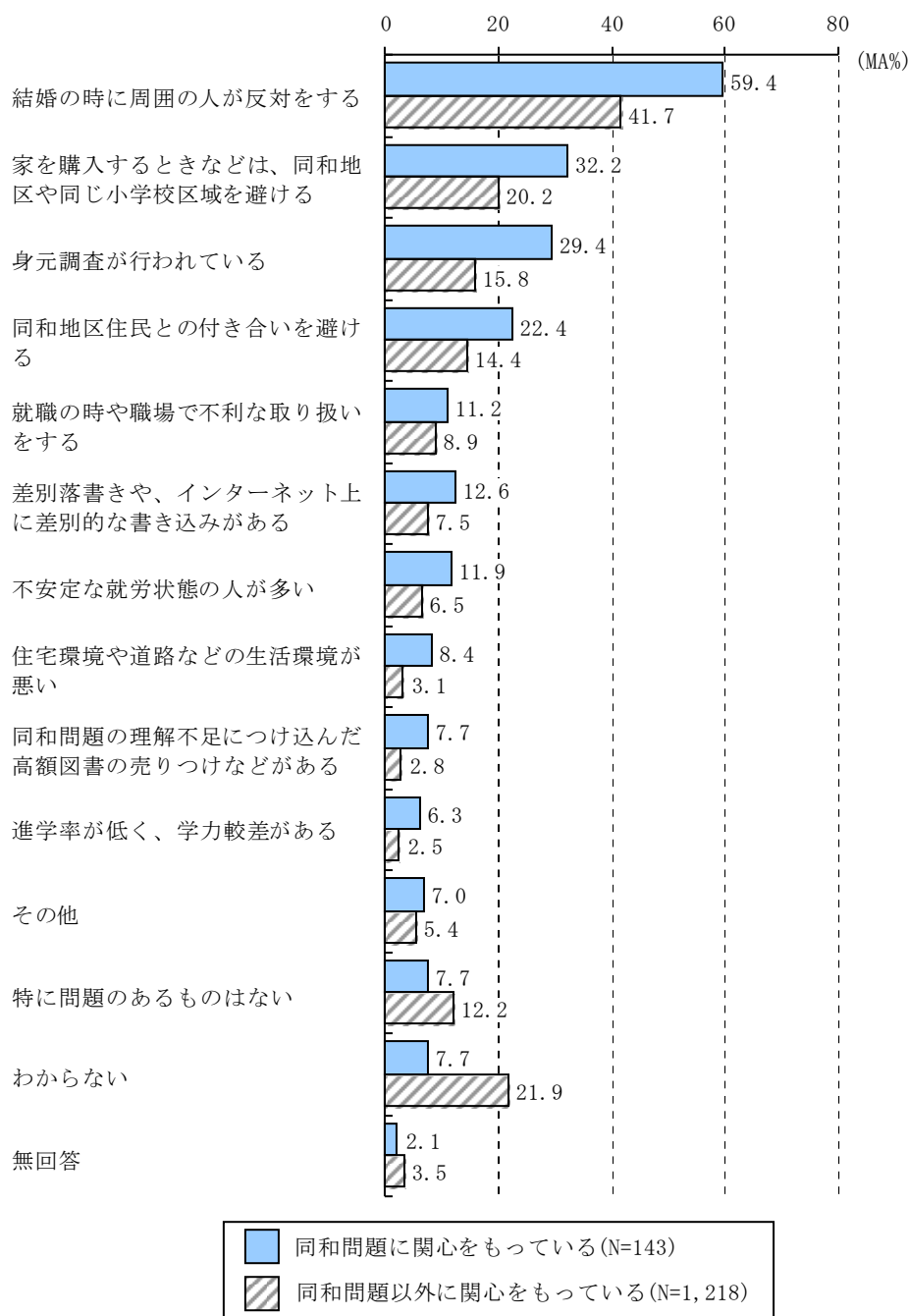
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（同和問題への関心の有無別）でみると、同和問題に関心をもって
いる人も同和問題以外に関心をもっている人も「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も
高く、同和問題に関心をもっている人は59.4%で、同和問題以外に関心をもっている人より
17.7ポイント高くなっている。また、同和問題に関心をもっている人は「家を購入するとき
などは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が同和問題以外に関心をもっている人より
12.0ポイント高く、「身元調査が行われている」も同和問題以外に関心をもっている人より
13.6ポイント高くなっている。（図表6-2-3）

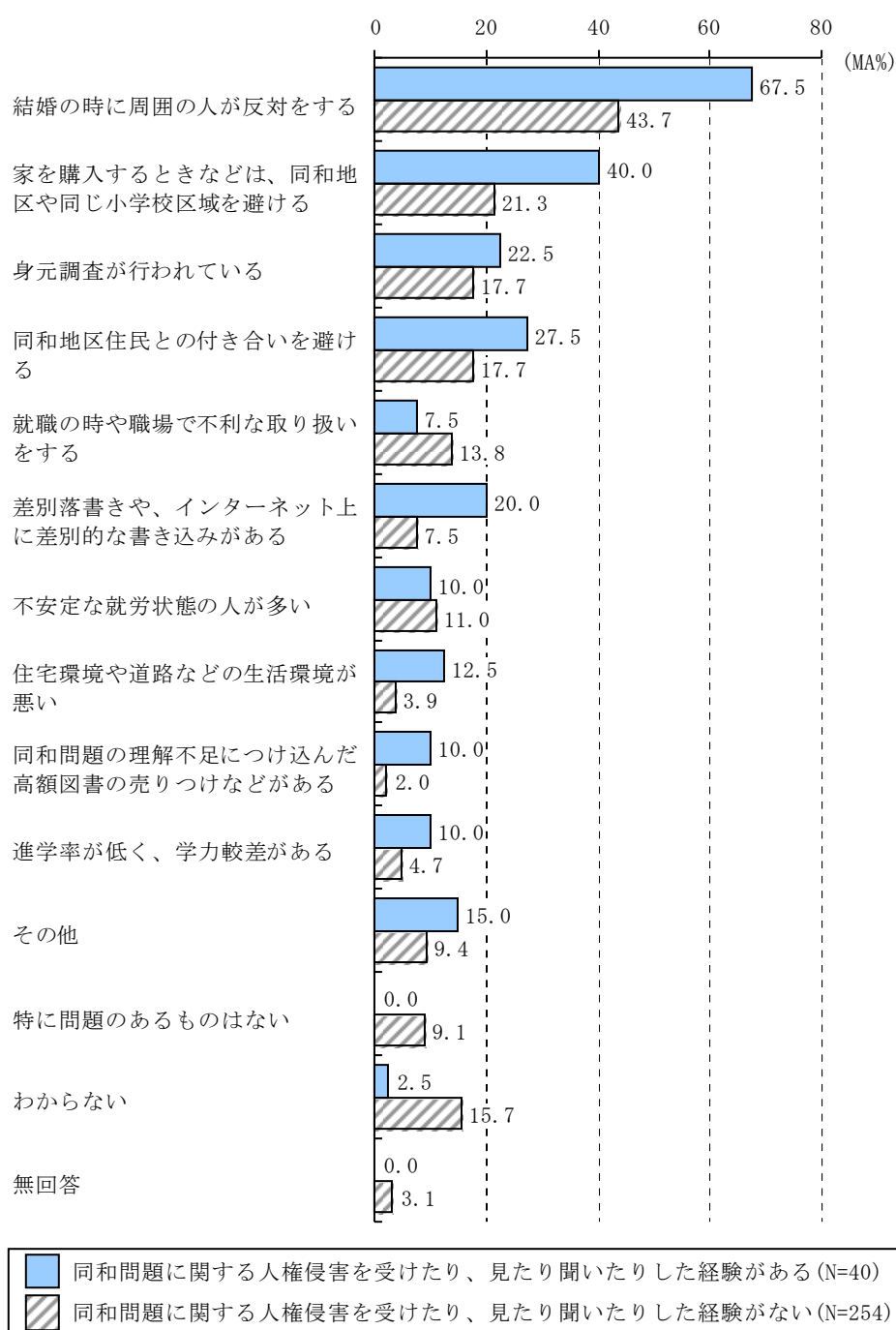
【図表6-2-3 関心のある人権課題別 同和問題に関する問題点】



【「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、同和問題に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験がある人は、「結婚の時に周囲の人が反対をする」が67.5%で経験のない人より23.8ポイント高く、「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」は18.7ポイント、「差別落書きや、インターネット上に差別的な書き込みがある」は12.5ポイント、経験のない人より高くなっている。（図表6-2-4）

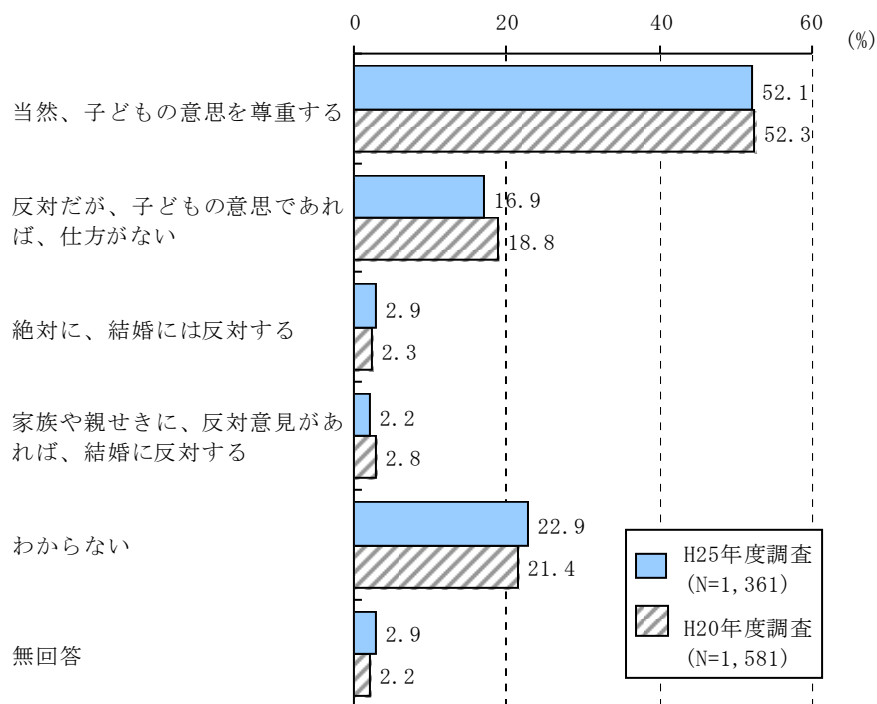
【図表6-2-4 「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別 同和問題に関しての問題点】



6-3. 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応

問18 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であったとわかったとき、あなたはどのようにしますか（○は1つだけ）。

【図表6-3 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応】



仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応については、「当然、子どもの意思を尊重する」が52.1%で最も割合が高く、次いで「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が16.9%、「絶対に、結婚には反対する」が2.9%となっている。「わからない」が22.9%となっている。

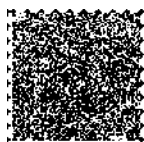
平成20年度調査と比較すると、「反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない」が1.9ポイント、「家族や親せきに、反対意見があれば、結婚に反対する」が0.6ポイント低くなっている。「当然、子どもの意思を尊重する」が、平成25年度と同様に52.3%で過半数を占めている。（図表6-3）

【性別】

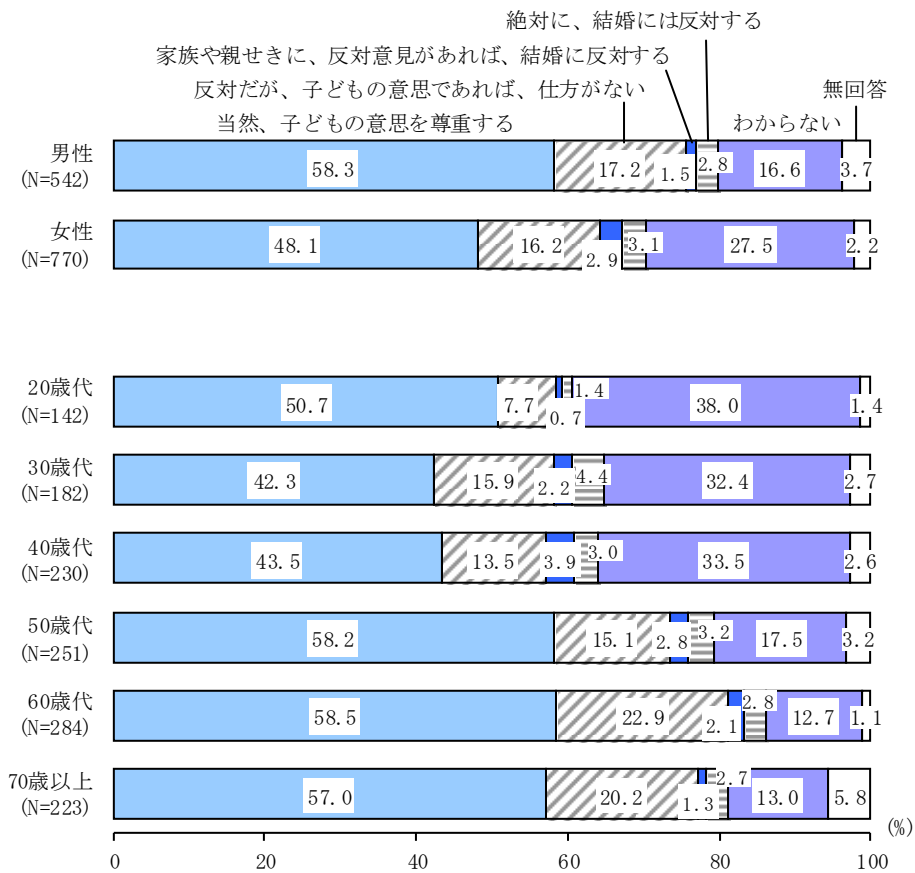
性別でみると、「当然、子どもの意思を尊重する」は女性の48.1%より男性の58.3%のほうが10.2ポイント高くなっている。（図表6-3-1）

【年齢別】

年齢別でみると、「当然、子どもの意思を尊重する」は50歳代以上の年代で過半数を占めており、20～40歳代では「わからない」の割合が3割台と高い。（図表6-3-1）



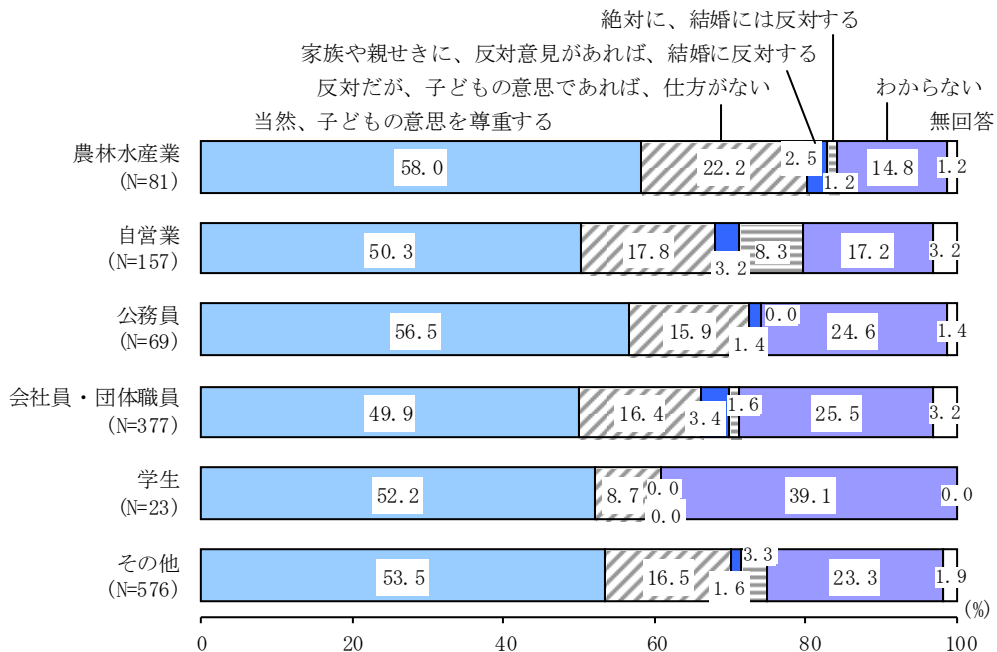
【図表 6-3-1 性別・年齢別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応】



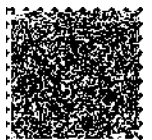
【職業別】

職業別でみると、いずれも「当然、子どもの意思を尊重する」が最も割合が高く、農林水産業が58.0%で最も割合が高くなっている。一方、「絶対に結婚には反対する」は自営業が8.3%で最も割合が高くなっている。(図表 6-3-2)

【図表 6-3-2 職業別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応】



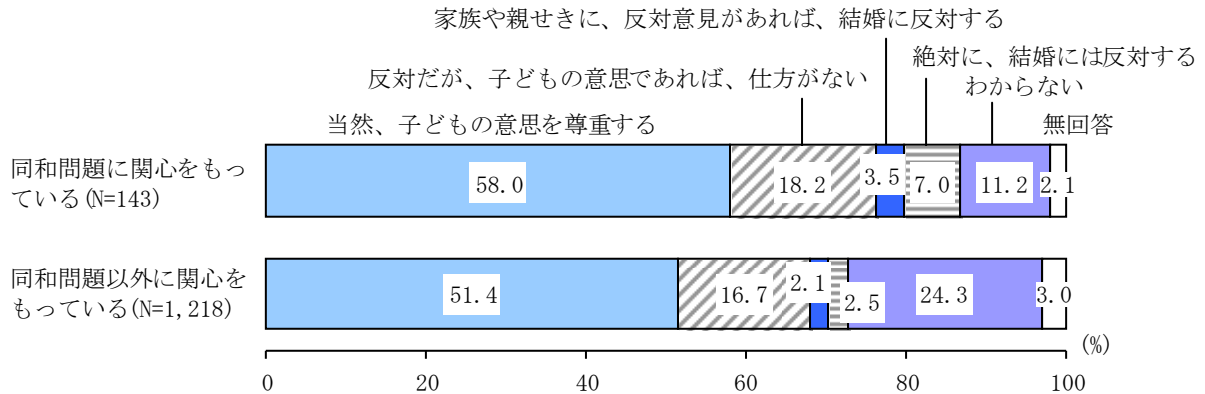
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（同和問題への関心の有無別）でみると、同和問題に関心をもって
いる人も同和問題以外に関心をもっている人も「当然、子どもの意思を尊重する」が最も高
く、同和問題に関心をもっている人は58.0%で、同和問題以外に関心をもっている人より6.6
ポイント高くなっている。（図表6-3-3）

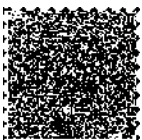
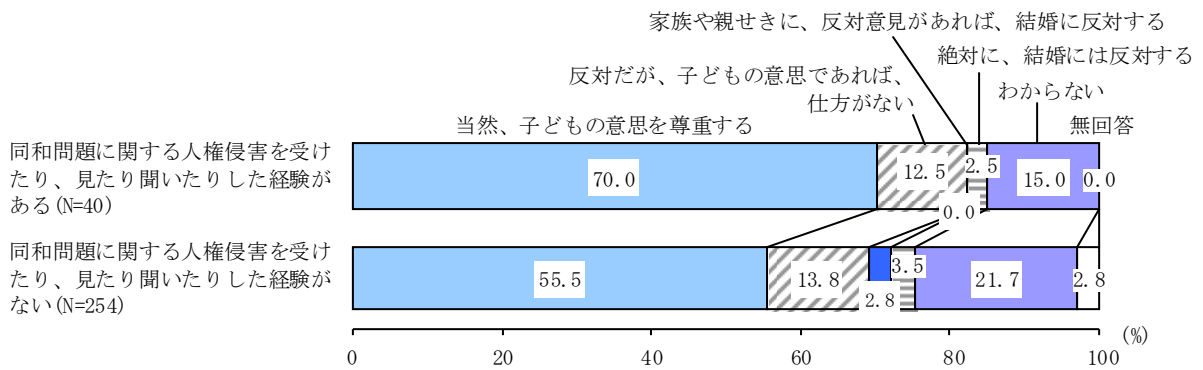
【図表6-3-3 関心のある人権課題別 仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であると
わかったときの対応】



【「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、
同和問題に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験のある人もない人も「当然、
子どもの意思を尊重する」が最も高く、経験のある人は70.0%で、経験のない人より14.5ポ
イント高くなっている。（図表6-3-4）

【図表6-3-4 「同和問題」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
仮に子どもの結婚相手が同和地区出身であるとわかったときの対応】

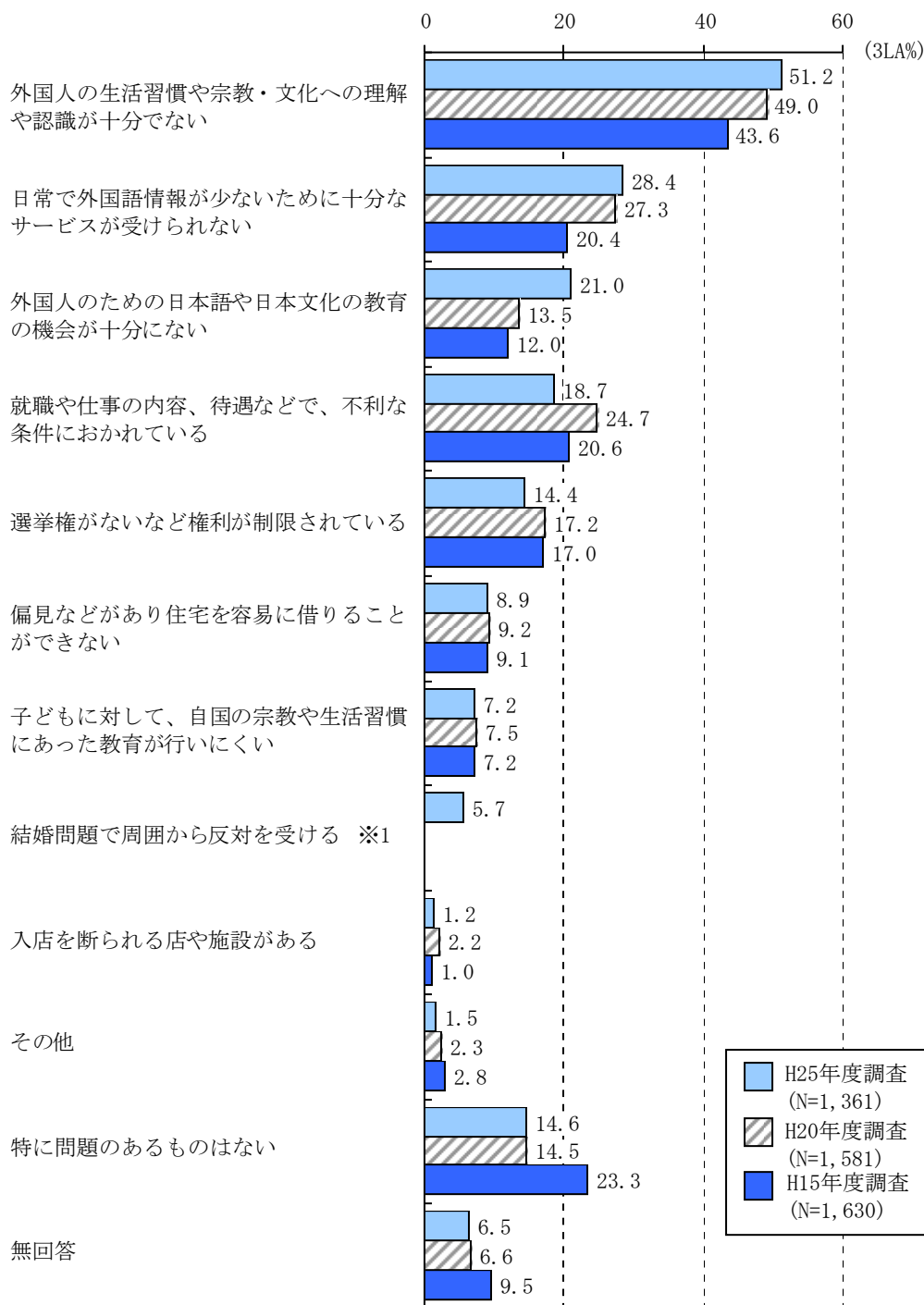


7. 外国人の人権について

7-1. 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問19 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表7-1 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が51.2%で最も割合が高く、次いで「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が28.4%、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が21.0%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が7.5ポイント高いが、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」は6.0ポイント低い。

平成15年度調査と比較すると、「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」が9.0ポイント、「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」が8.0ポイント、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が7.6ポイント高い。(図表7-1)

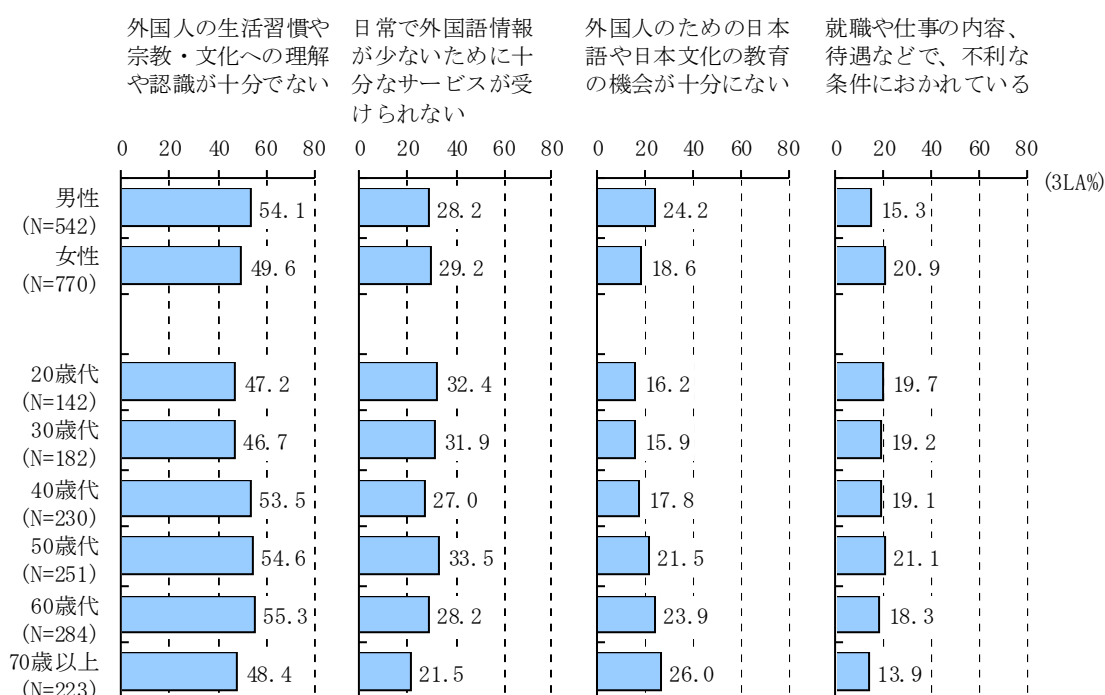
【性別】

性別でみると、男女とも「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、男性が54.1%、女性が49.6%となっている。「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」は女性の18.6%より男性の24.2%のほうが5.6ポイント高く、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれている」は男性の15.3%より女性の20.9%のほうが5.6ポイント高くなっている。(図表7-1-1)

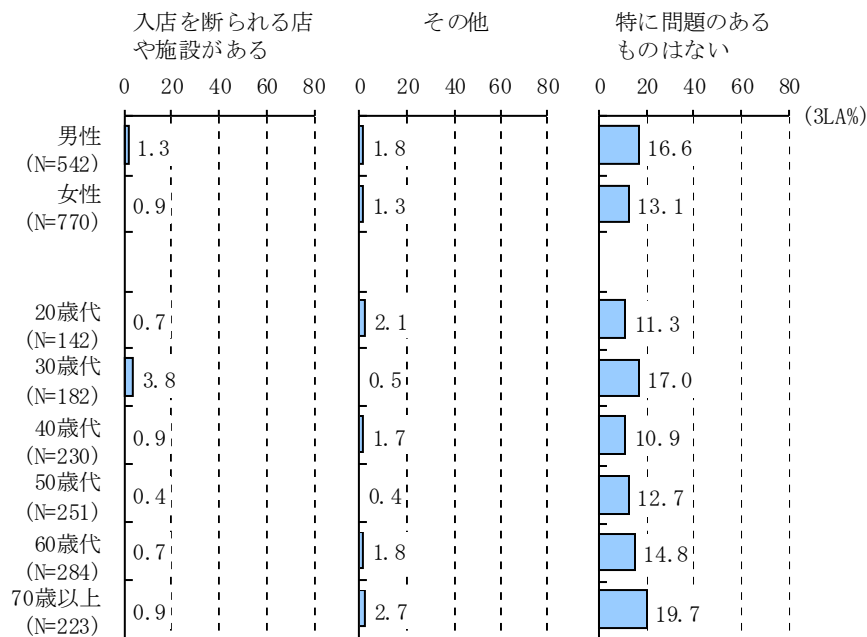
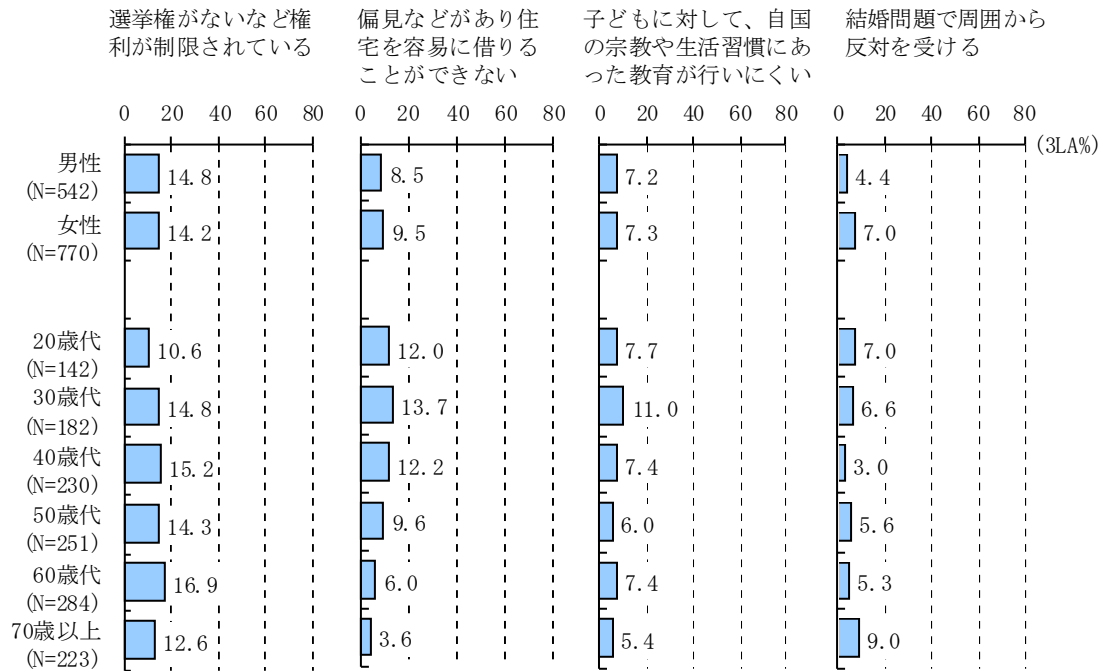
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が最も割合が高い。「外国人のための日本語や日本文化の教育の機会が十分でない」は高齢になるほど割合が高く、70歳以上が26.0%で最も割合が高くなっている。(図表7-1-1)

【図表7-1-1 性別・年齢別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

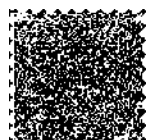


【図表7-1-1 性別・年齢別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

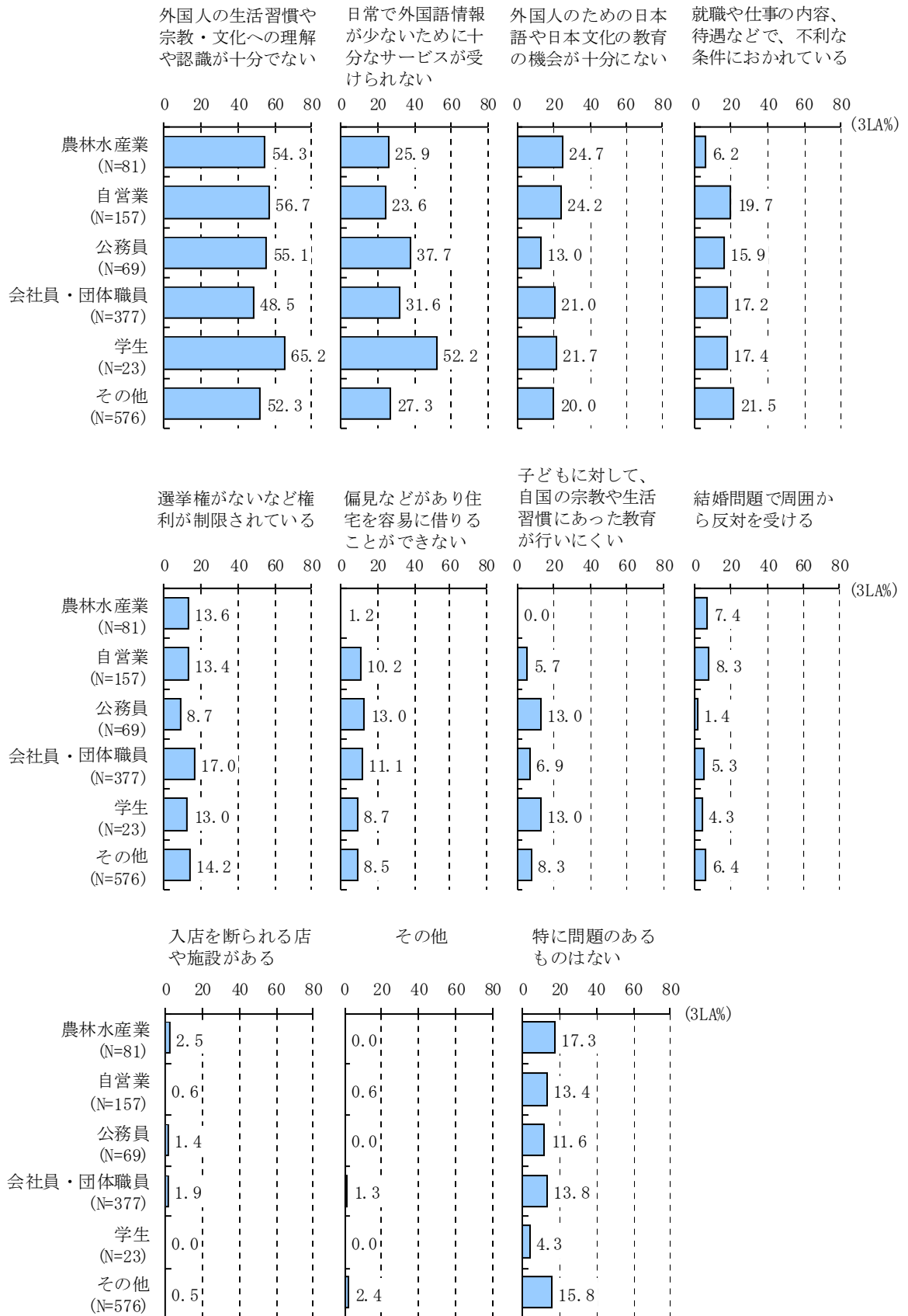


【職業別】

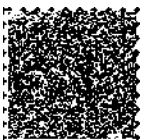
職業別でみると、いずれも「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が最も割合が高く、なかでも学生が65.2%で最も高い。「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスが受けられない」も学生が52.2%で最も割合が高くなっている。(図表7-1-2)



【図表7-1-2 職業別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



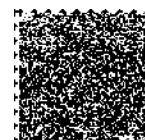
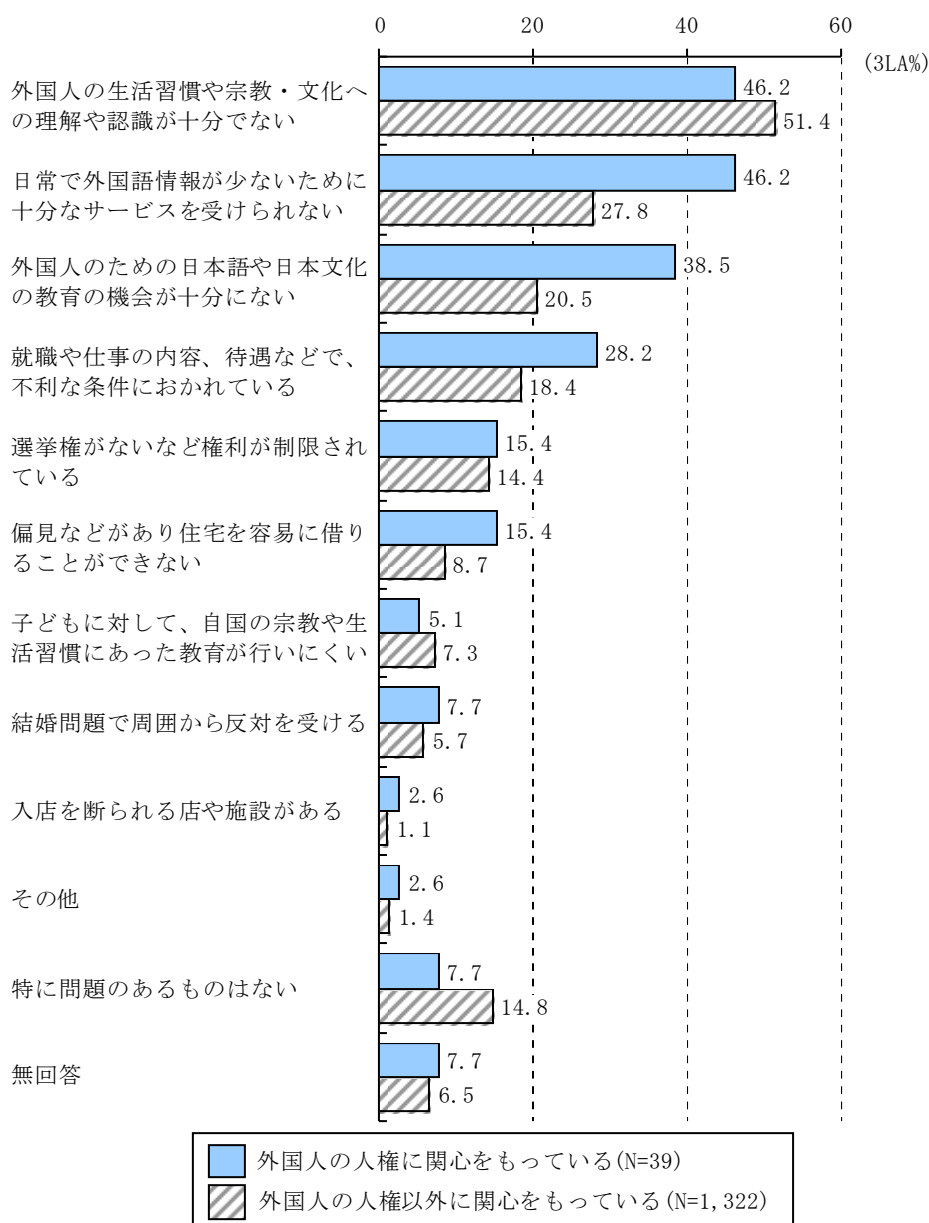
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（外国人の人権への関心の有無別）でみると、外国人の人権に関心をもっている人は「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」と「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスを受けられない」がともに46.2%で最も高く、「日常で外国語情報が少ないために十分なサービスを受けられない」は外国人の人権以外に関心をもっている人より18.4ポイント高くなっている。外国人の人権以外に関心をもっている人は、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない」が51.4%で最も高くなっている。（図表7-1-3）

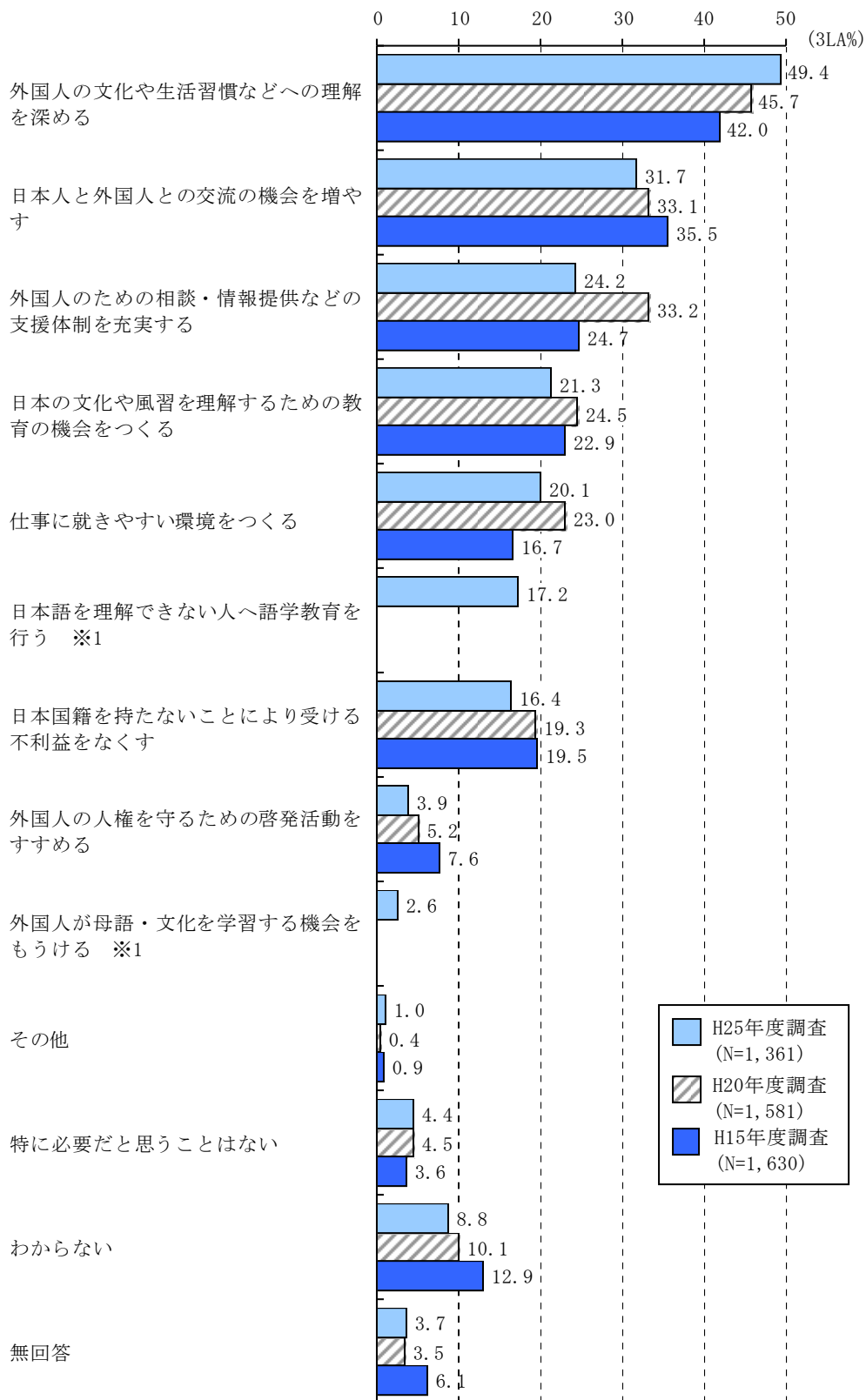
【図表7-1-3 関心のある人権課題別 外国人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



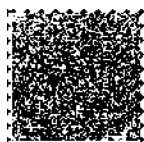
7-2. 外国人の人権を守るために特に必要なこと

問20 日本に居住する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表7-2 外国人の人権を守るために特に必要なこと】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢



外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が49.4%で最も割合が高く、次いで「日本人と外国人の交流の機会を増やす」が31.7%、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が24.2%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」が9.0ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が7.4ポイント高くなっている。(図表7-2)

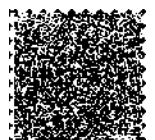
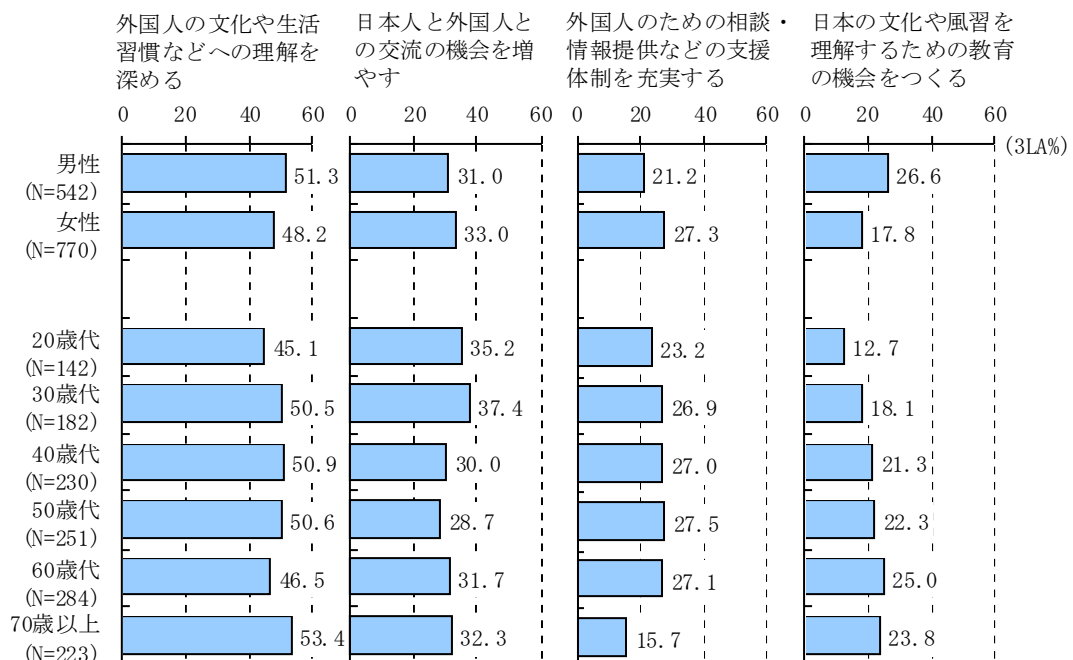
【性別】

性別で見ると、男女とも「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も割合が高く、女性の48.2%より男性の51.3%のほうが3.1ポイント高くなっている。「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」は男性の21.2%より女性の27.3%のほうが6.1ポイント高いが、「日本の文化や風習を理解するための教育の機会をつくる」は女性の17.8%より男性の26.6%のほうが8.8ポイント高くなっている。(図表7-2-1)

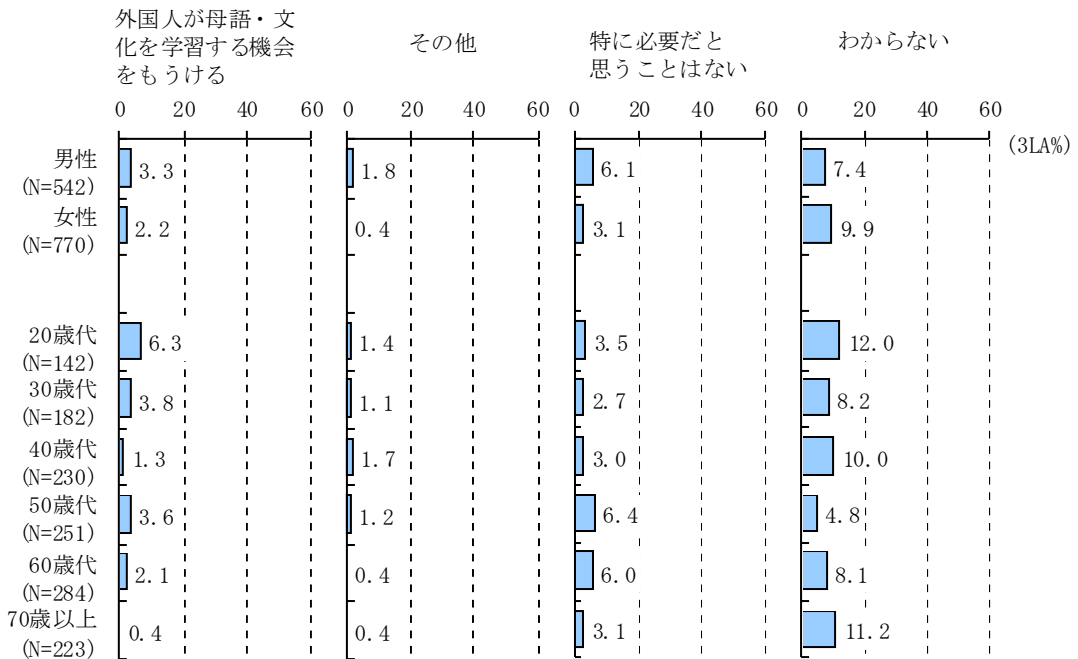
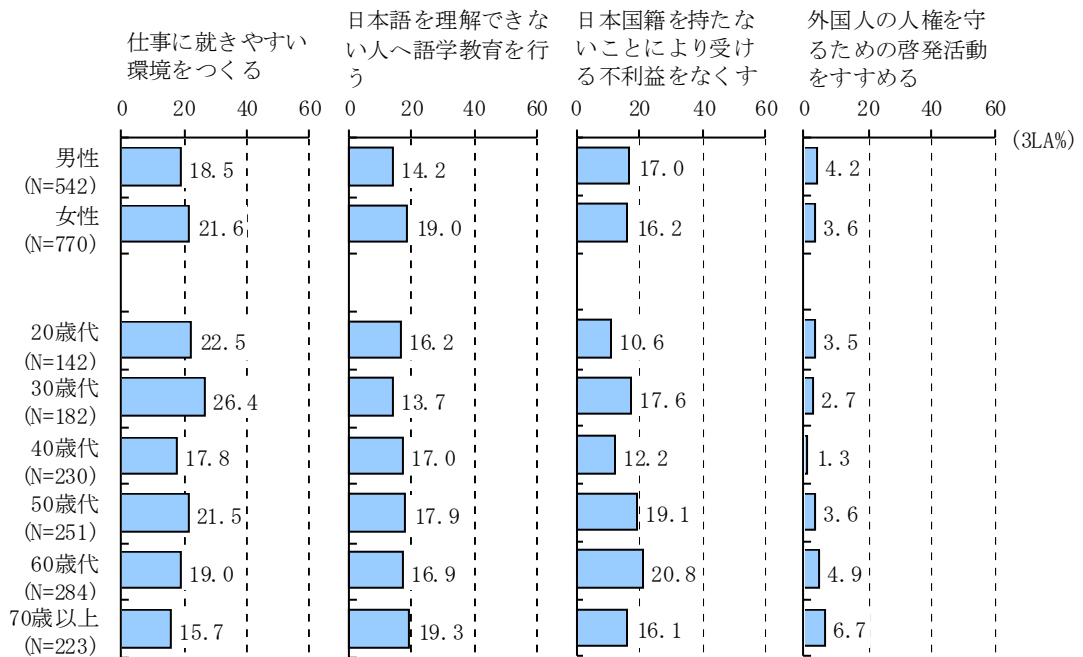
【年齢別】

年齢別で見ると、いずれも「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も割合が高く、なかでも70歳以上が53.4%で最も高い。(図表7-2-1)

【図表7-2-1 性別・年齢別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】

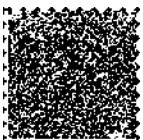


【図表 7-2-1 性別・年齢別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】

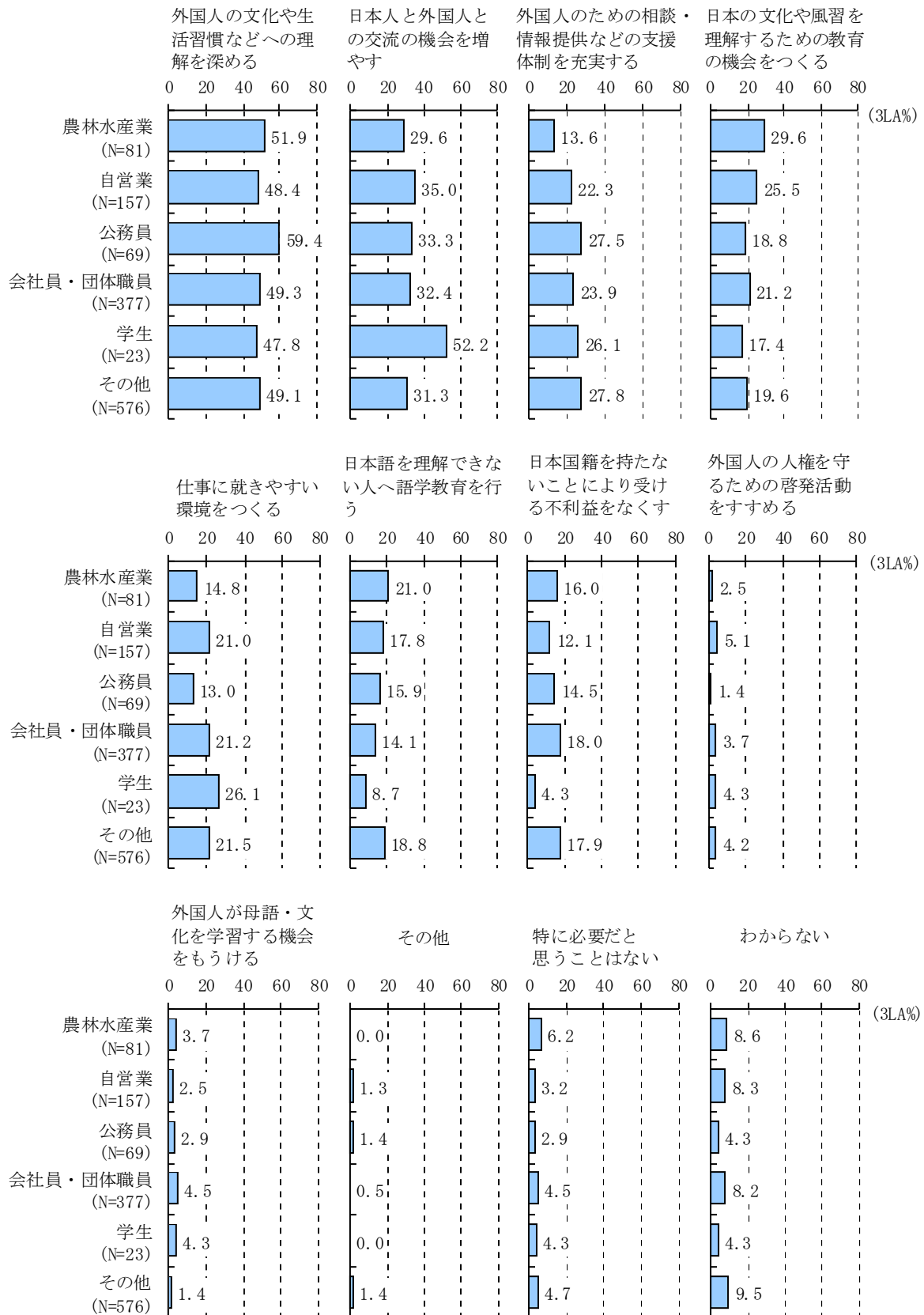


【職業別】

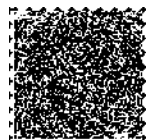
職業別でみると、学生は「日本人と外国人との交流の機会を増やす」が52.2%で最も割合が高く、それ以外の職業は「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も割合が高くなっている。(図表 7-2-2)



【図表 7-2-2 職業別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】



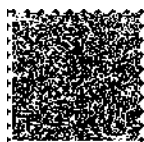
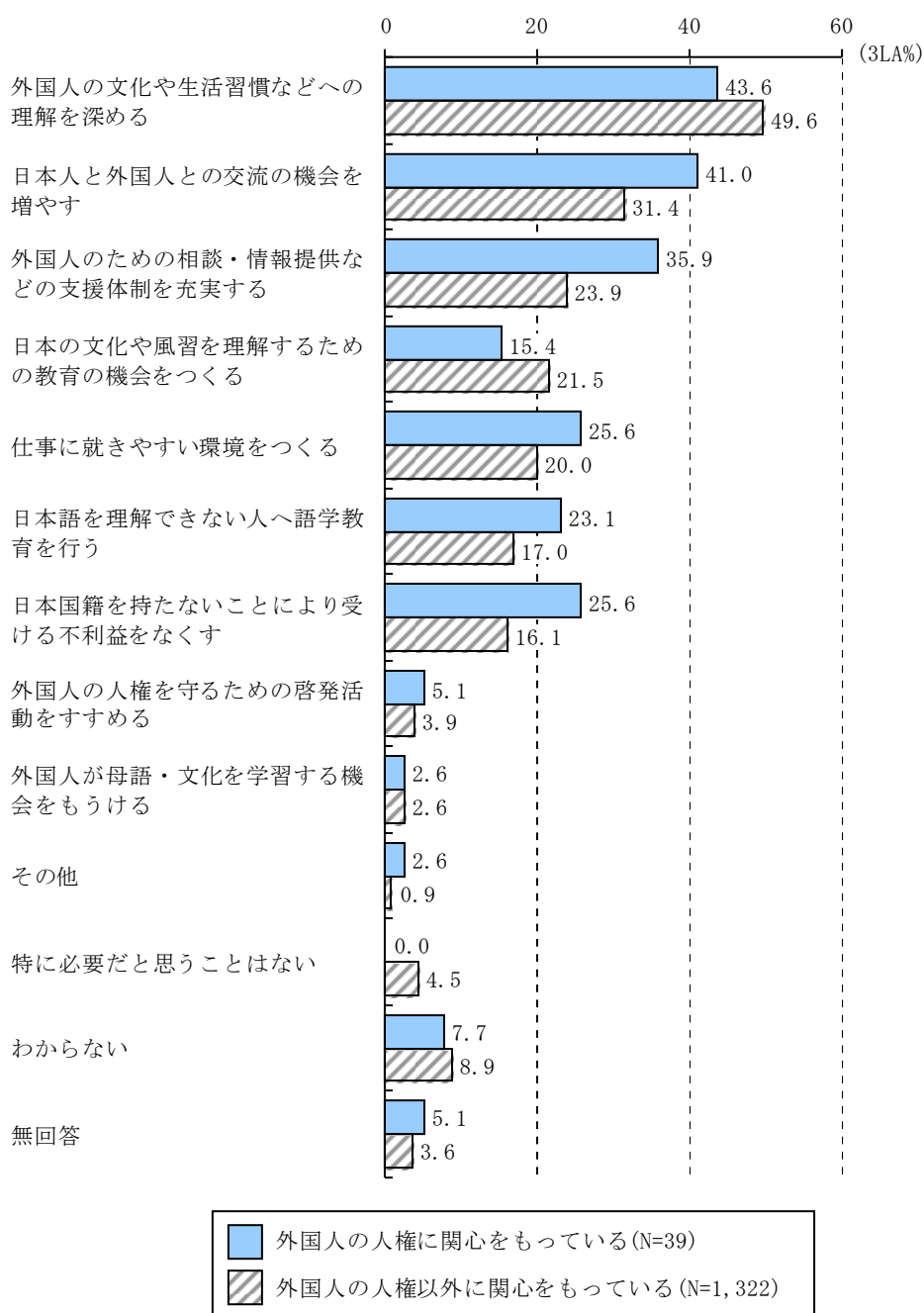
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（外国人の人権への関心の有無別）でみると、外国人の人権に関心をもっている人も外国人の人権以外に関心をもっている人も「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が最も高く、外国人の人権以外に関心をもっている人のほうが6.0ポイント高くなっている。外国人の人権に関心をもっている人は、外国人の人権以外に関心をもっている人より「日本人と外国人との交流の機会を増やす」で9.6ポイント、「外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する」で12.0ポイント高くなっている。（図表7-2-3）

【図表7-2-3 関心のある人権課題別 外国人の人権を守るために特に必要なこと】

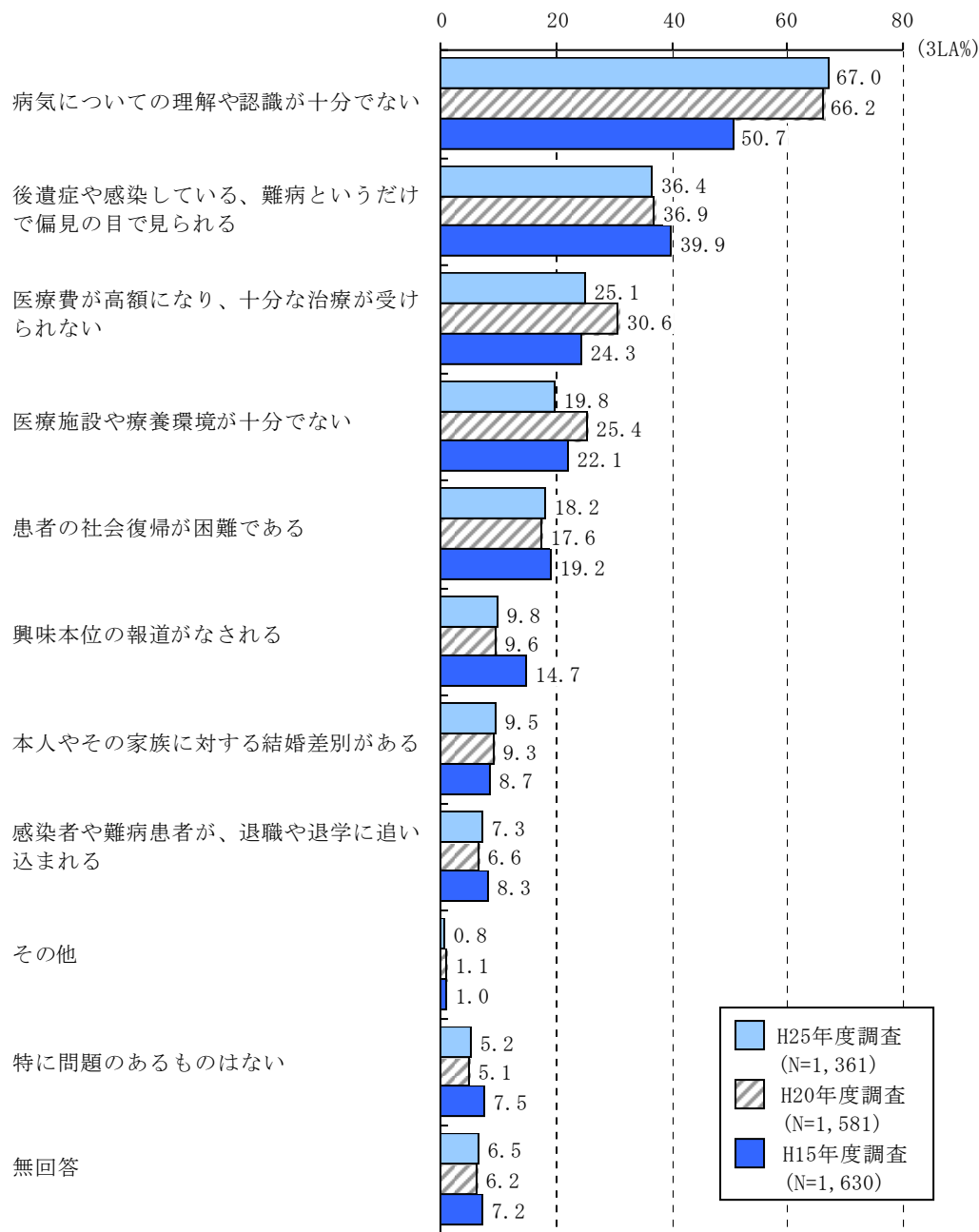


8. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について

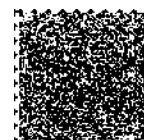
8-1. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問21 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（○は3つまで）。

【図表 8-1 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「病気についての理解や認識が十分でない」が67.0%で最も割合が高く、次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が36.4%、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が25.1%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療施設や療養環境が十分でない」が5.6ポイント、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」が5.5ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「病気についての理解や認識が十分でない」は16.3ポイント高くなっているが、「興味本位の報道がなされる」が4.9ポイント、「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が3.5ポイント低くなっている。(図表8-1)

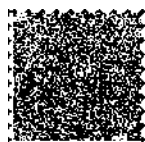
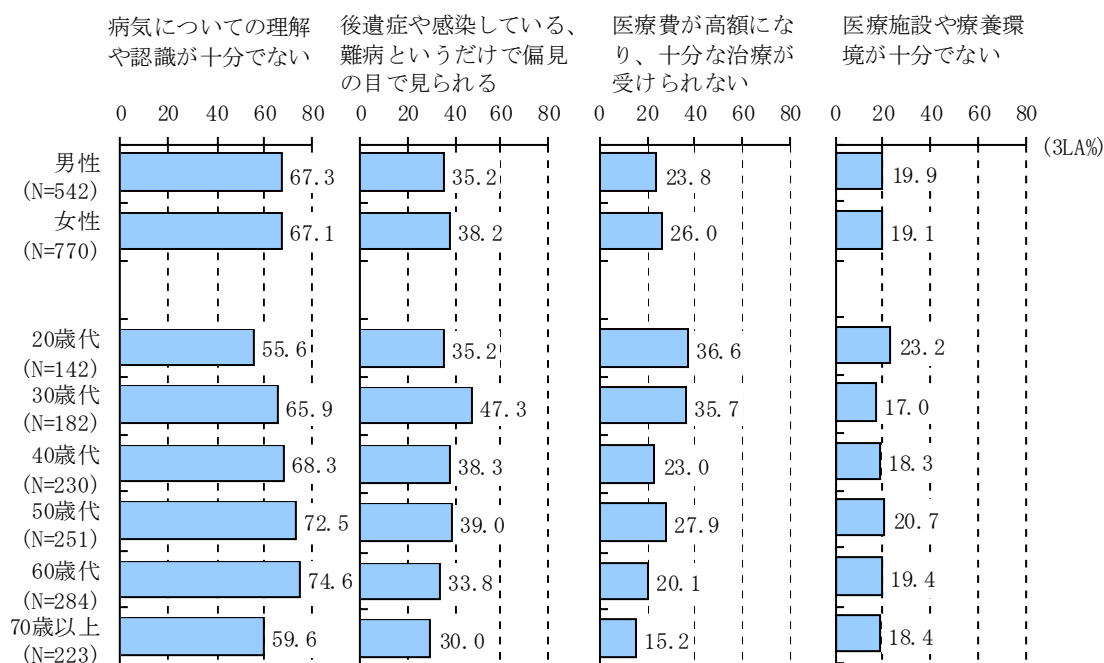
【性別】

性別でみると、男女とも「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、男性が67.3%、女性が67.1%となっており、いずれの項目においても大きな差はみられない。(図表8-1-1)

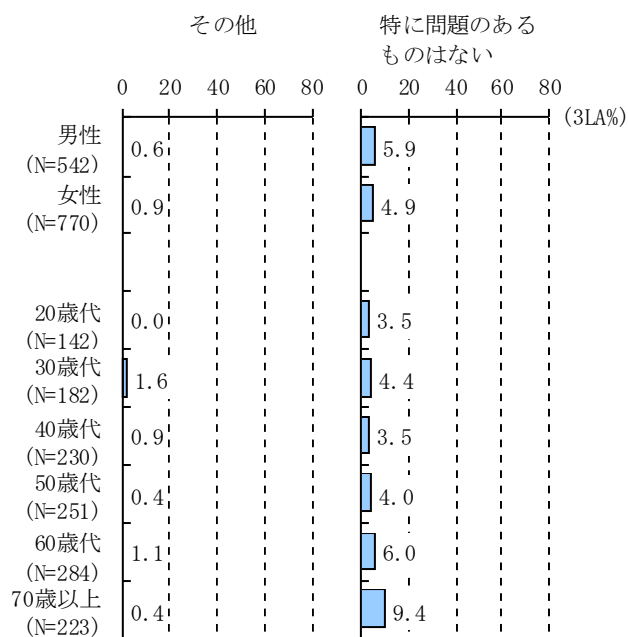
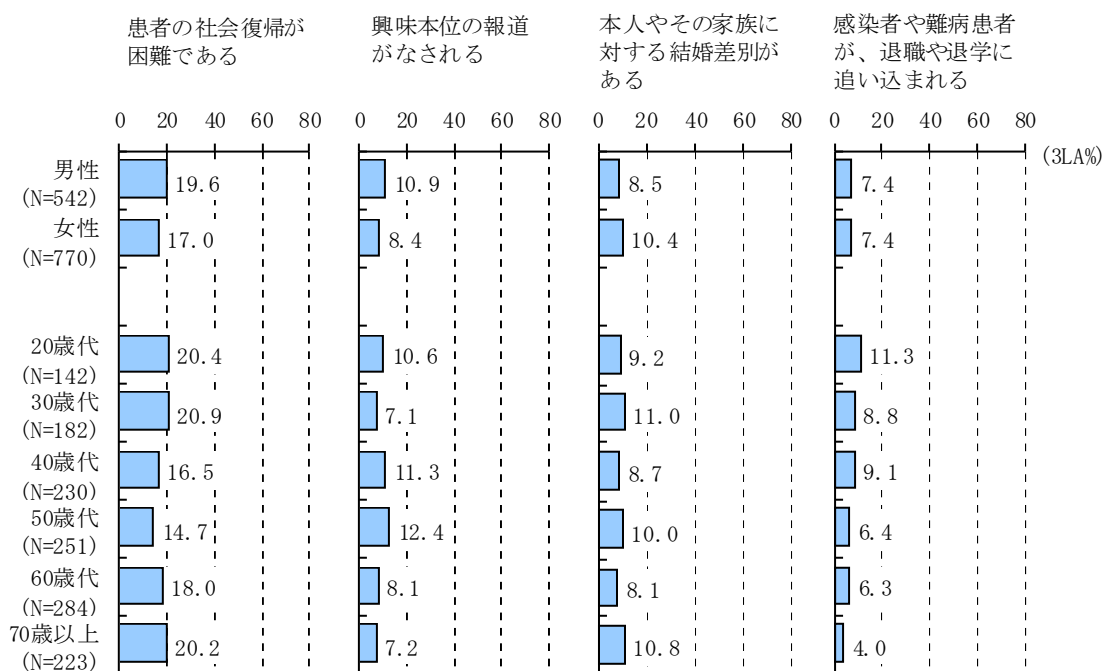
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、50・60歳代が7割台と高くなっている。(図表8-1-1)

【図表8-1-1 性別・年齢別 H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【図表 8-1-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

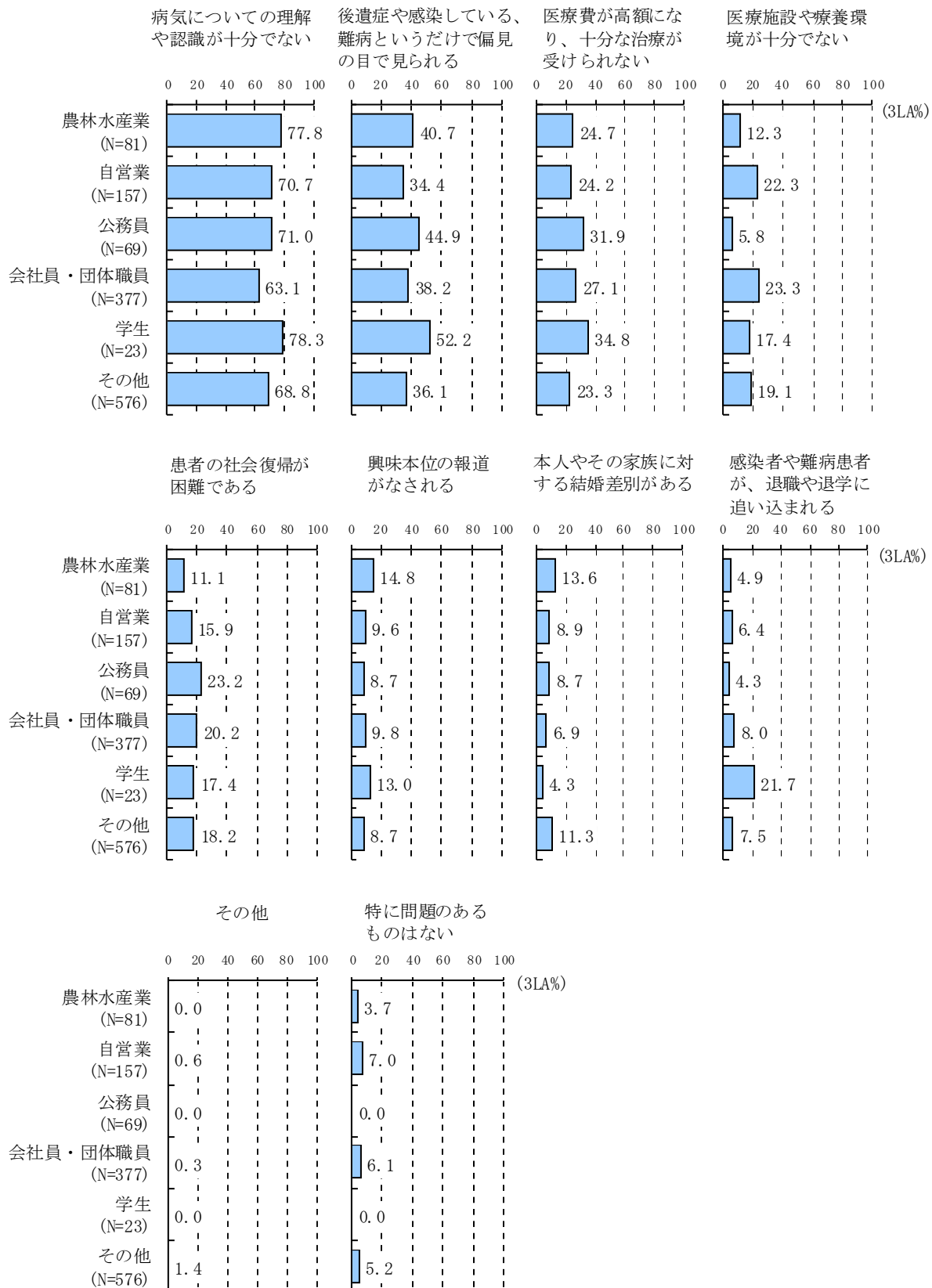


【職業別】

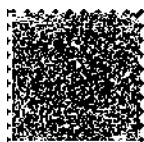
職業別でみると、いずれも「病気についての理解や認識が十分でない」の割合が最も高く、次いで「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」が続いており、ともに学生の割合が最も高くなっている。(図表 8-1-2)



【図表8-1-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



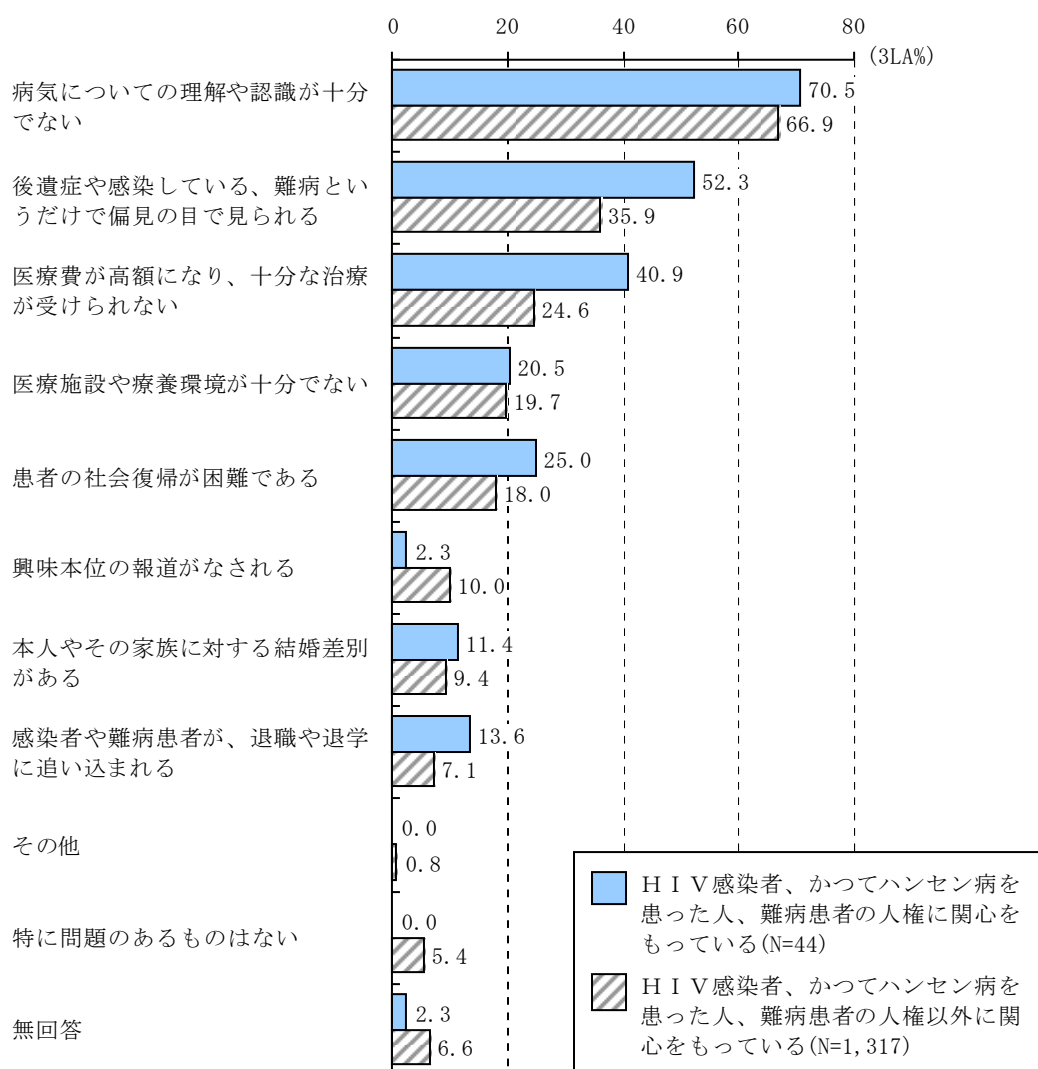
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権への関心の有無別）でみると、H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権に関心をもっている人もH I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者以外に関心をもっている人も「病気についての理解や認識が十分でない」が7割前後を占め最も高くなっている。H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権に関心をもっている人は、H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権以外に関心をもっている人より「後遺症や感染している、難病というだけで偏見の目で見られる」で16.4ポイント、「医療費が高額になり、十分な治療が受けられない」で16.3ポイント、高くなっている。（図表8－1－3）

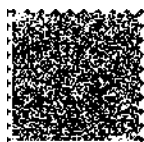
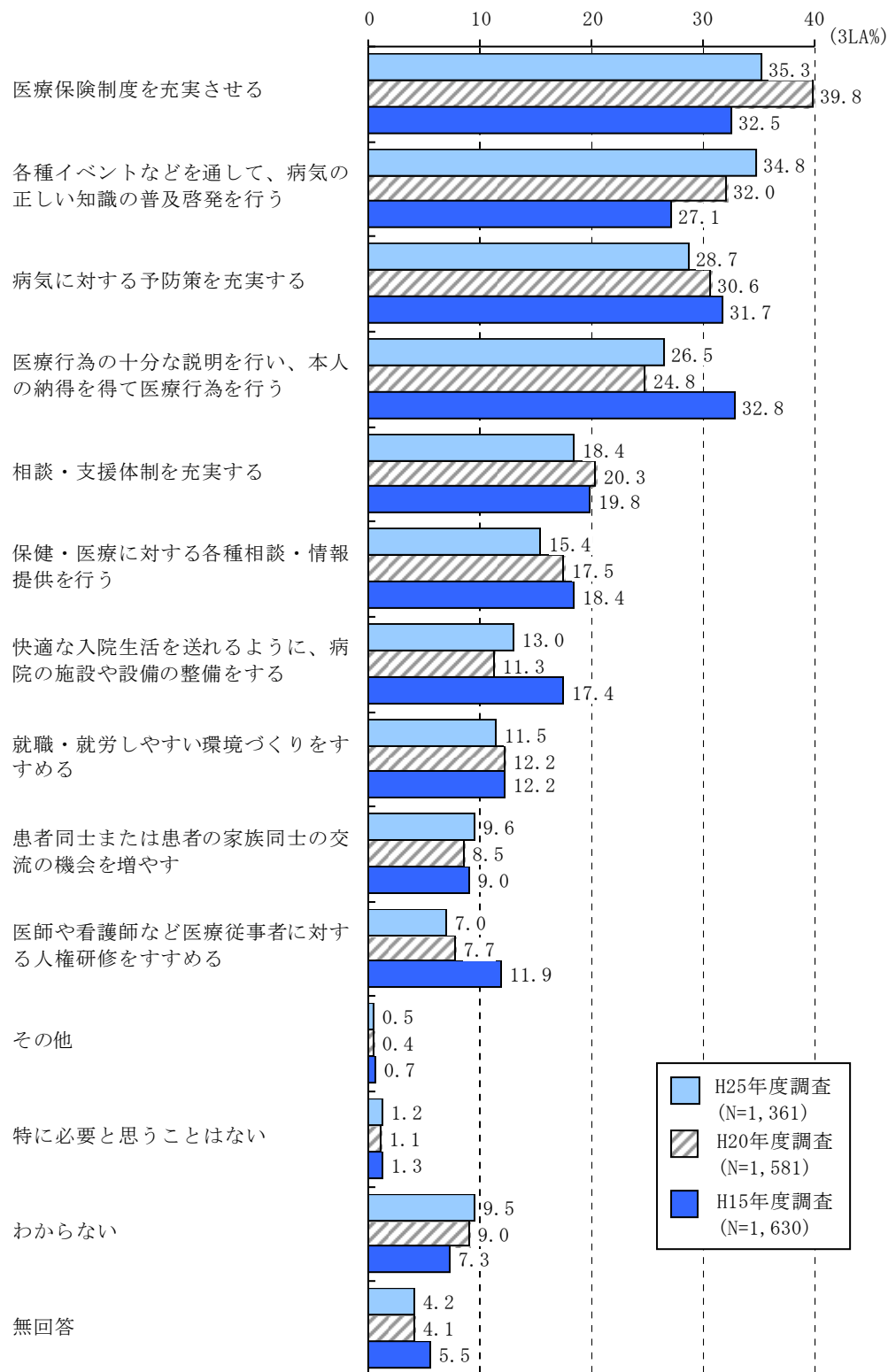
【図表8－1－3 関心のある人権課題別 H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



8-2. HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと

問22 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るためには、特
にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表8-2 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】



H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るために特に必要なことについて、「医療保険制度を充実させる」が35.3%で割合が最も高く、次いで「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が34.8%、「病気に対する予防策を充実する」が28.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療保険制度を充実させる」が4.5ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が7.7ポイント高いが、「医療行為の十分な説明を行い、本人の納得を得て医療行為を行う」は6.3ポイント低くなっている。(図表8-2)

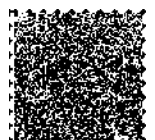
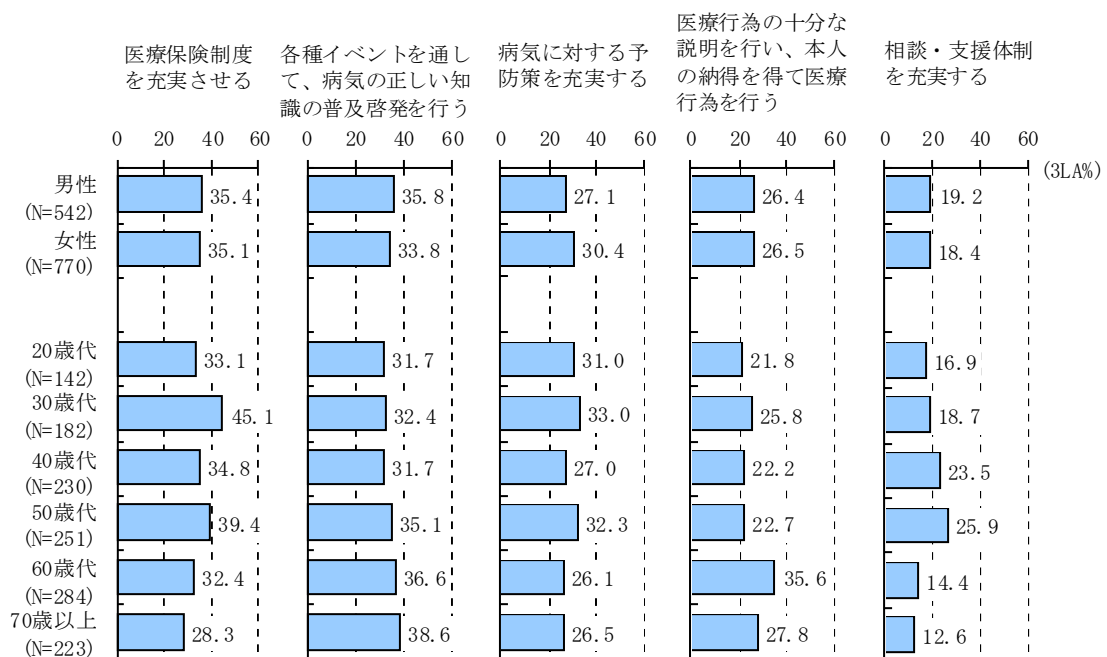
【性別】

性別でみると、男性は「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が35.8%で、女性は「医療保険制度を充実させる」が35.1%で最も割合が高くなっている。(図表8-2-1)

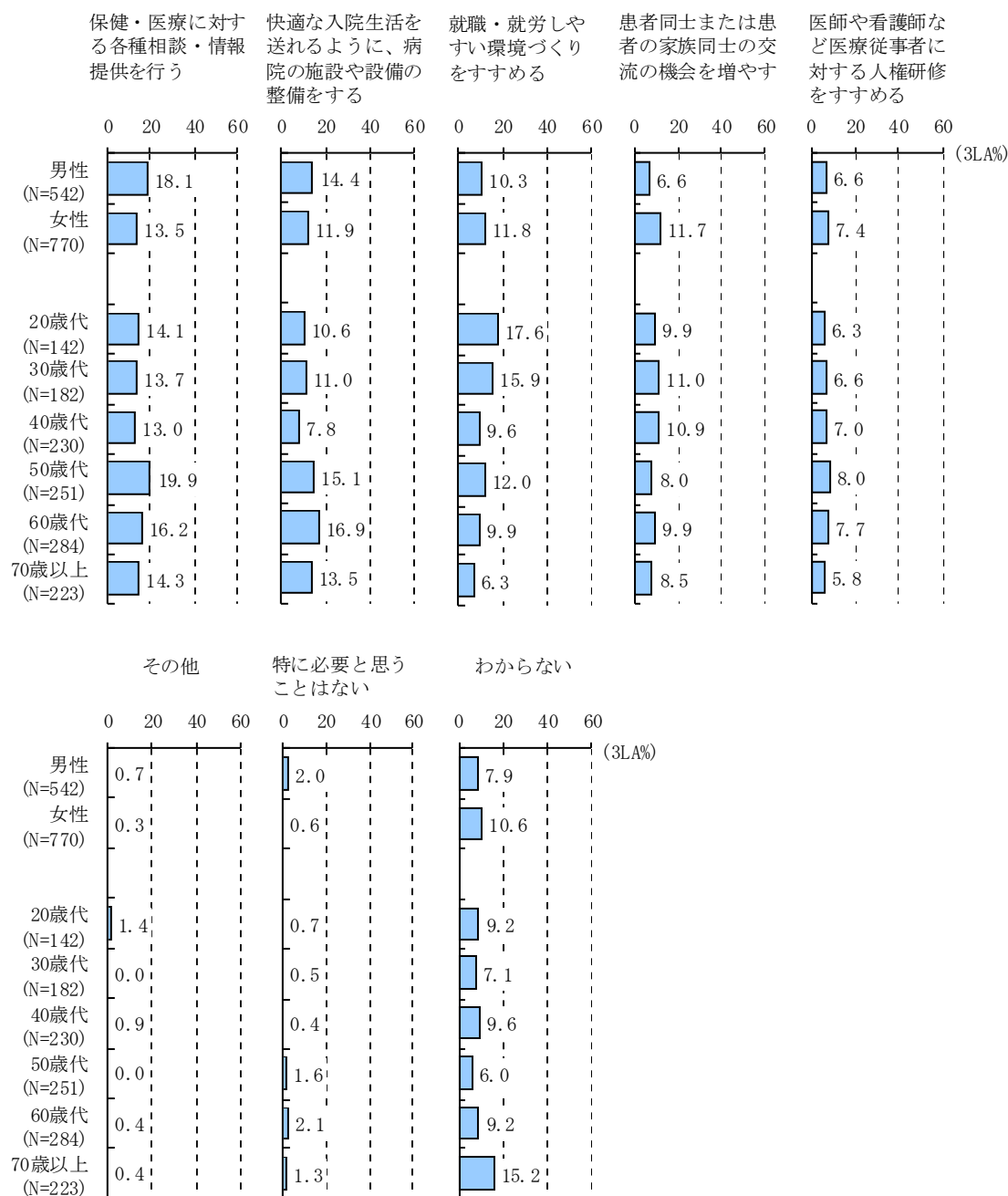
【年齢別】

年齢別でみると、50歳代までは「医療保険制度を充実させる」の割合が最も高いが、60歳以上は「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が最も割合が高くなっている。(図表8-2-1)

【図表8-2-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】

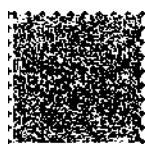


【図表8-2-1 性別・年齢別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】

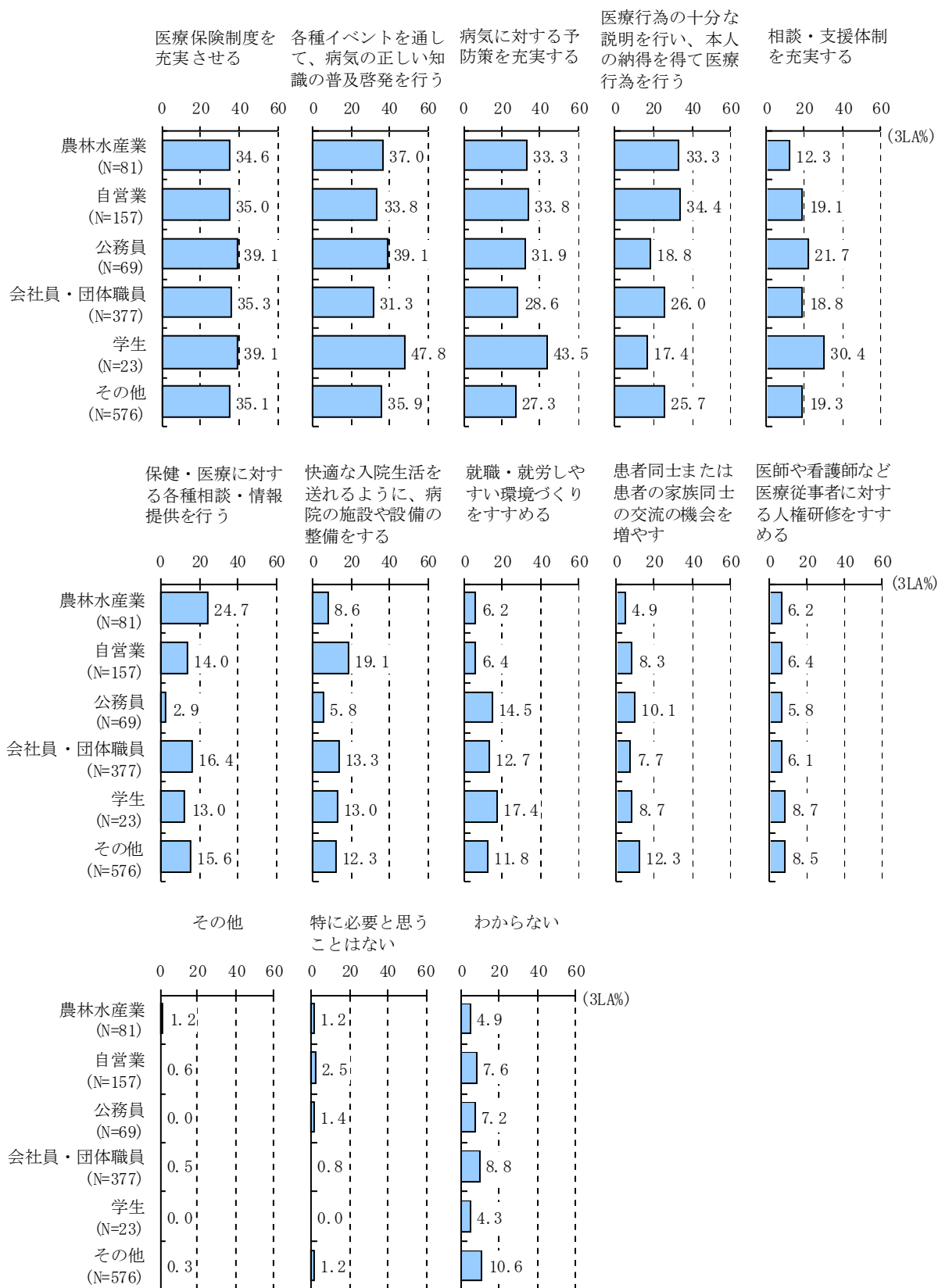


【職業別】

職業別でみると、自営業、会社員・団体職員は「医療保険制度を充実させる」の割合が最も高いが、農林水産業、学生は「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」が最も割合が高くなっている。公務員は「医療保険制度を充実させる」と「各種イベントなどを通して、病気の正しい知識の普及啓発を行う」がともに39.1%で最も割合が高くなっている。(図表8-2-2)



【図表8-2-2 職業別 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】



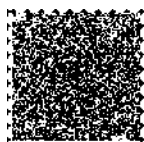
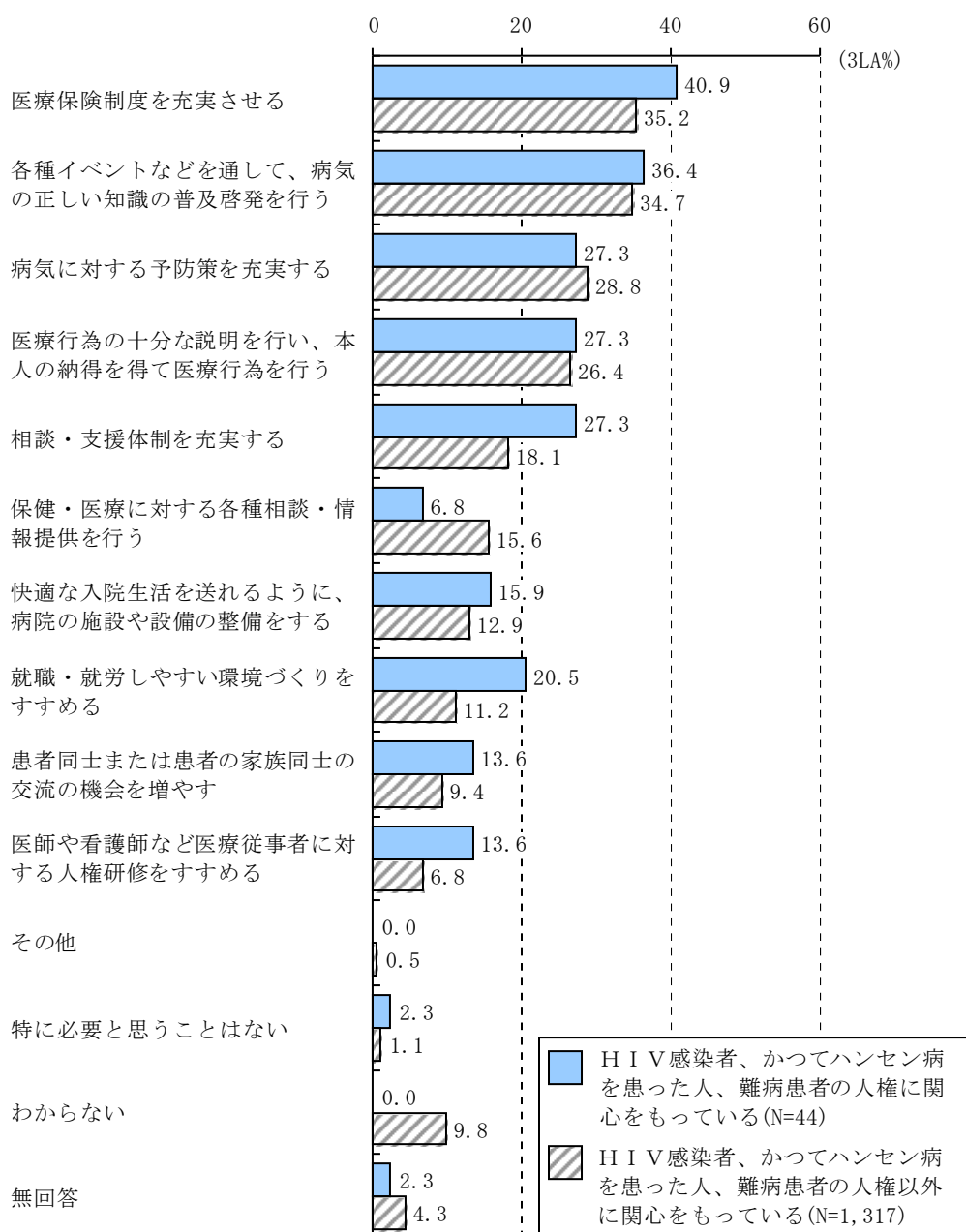
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権への関心の有無別）でみると、H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権に関心をもっている人もH I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者以外に関心をもっている人も「医療保険制度を充実させる」が最も高く、H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権に関心をもっている人のほうが5.7ポイント高くなっている。（図表8－2－3）

【図表8－2－3 関心のある人権課題別 H I V感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する人権を守るために特に必要なこと】

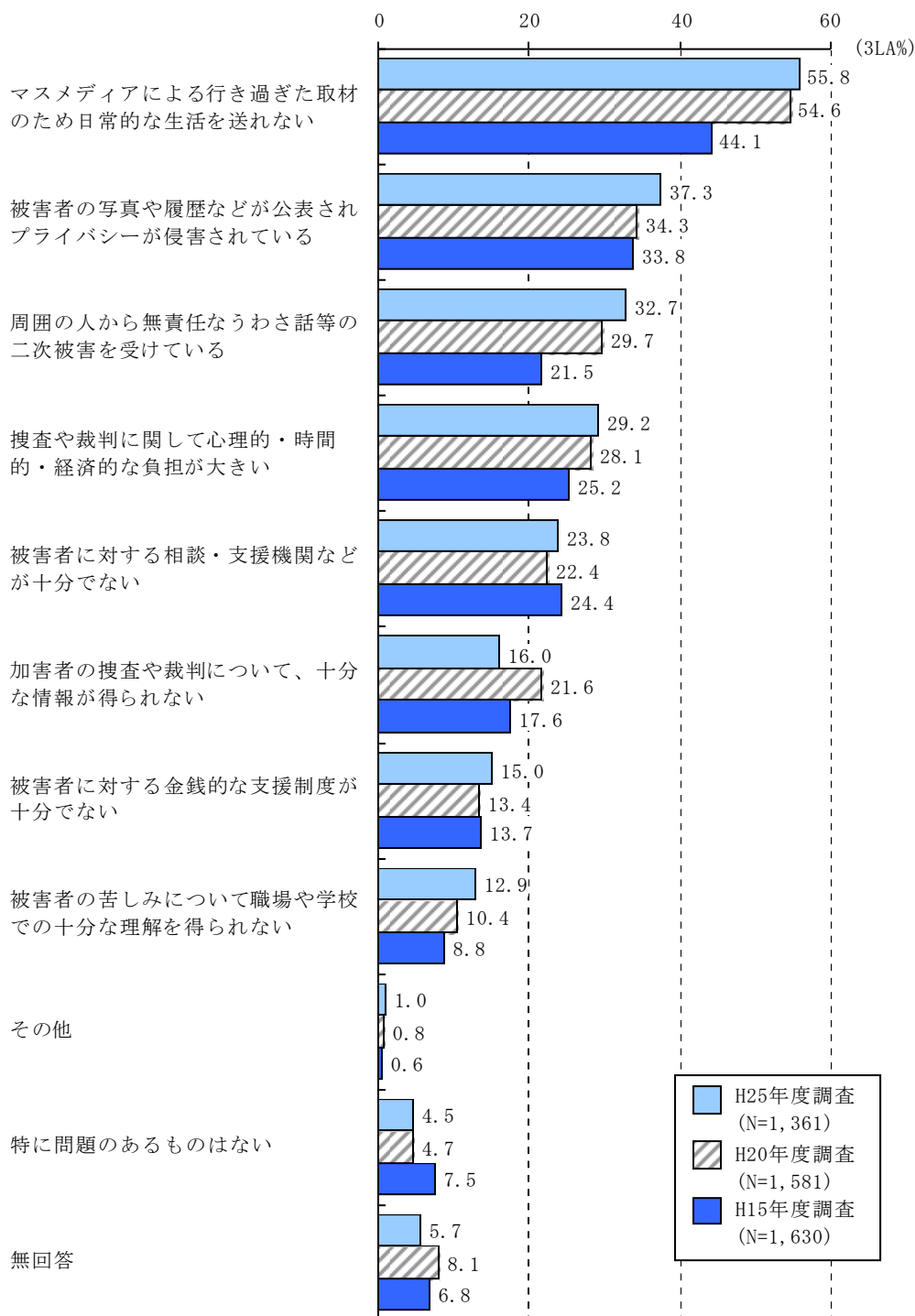


9. 犯罪被害者とその家族の人権について

9-1. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問23 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（○は3つまで）。

【図表9-1 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



※H15年度調査では、「関心のあること」を問う設問



犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が55.8%で最も割合が高く、次いで「被害者の写真や履歴などが公表されプライバシーが侵害されている」が37.3%、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が32.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない」が5.6ポイント低くなっている。

平成15年度調査と比較すると、「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が11.7ポイント、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」が11.2ポイント高い。(図表9-1)

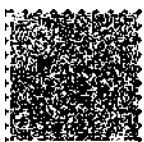
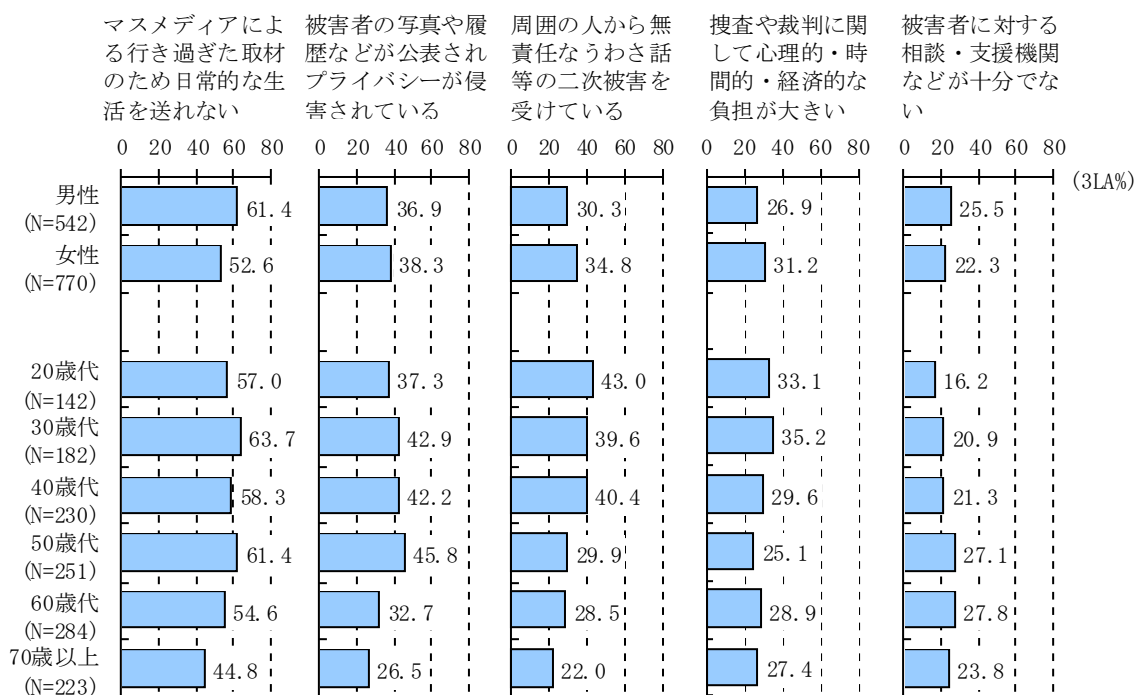
【性別】

性別でみると、男女とも「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が最も割合が高く、女性の52.6%より男性の61.4%のほうが8.8ポイント高くなっている。(図表9-1-1)

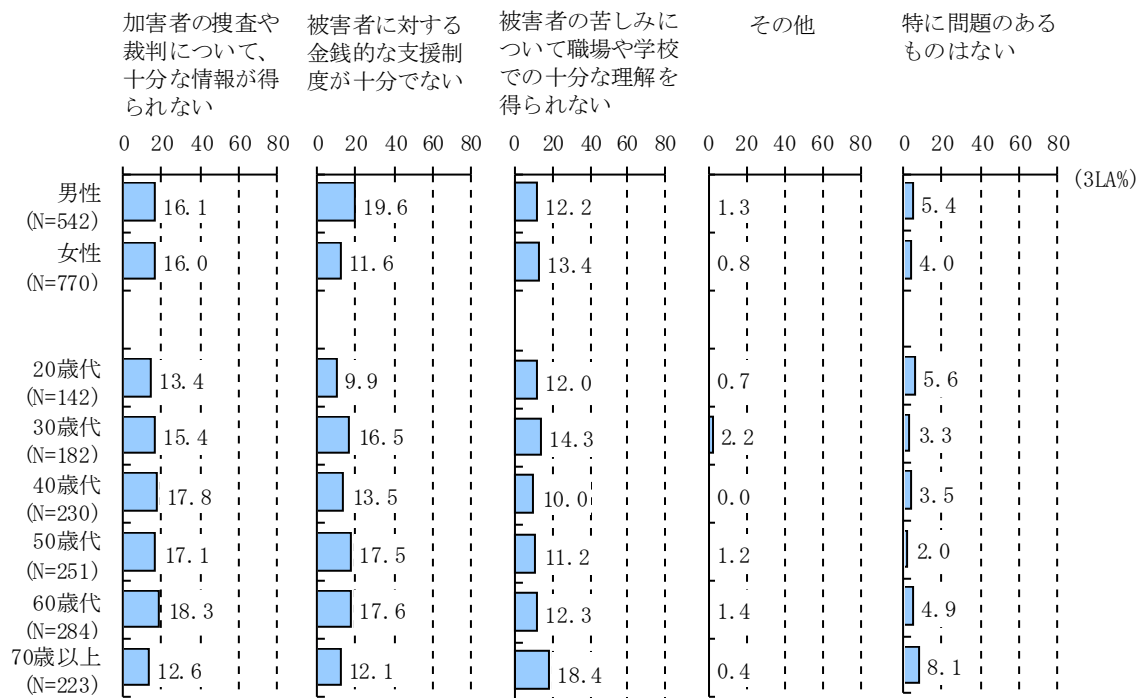
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が最も割合が高く、なかでも50歳代が61.4%で最も高くなっている。「被害者の写真や履歴などが公表されプライバシーが侵害されている」も50歳代が45.8%で最も割合が高く、30~50歳代は4割台と高い。(図表9-1-1)

【図表9-1-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

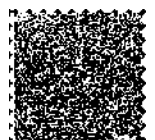


【図表9-1-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】

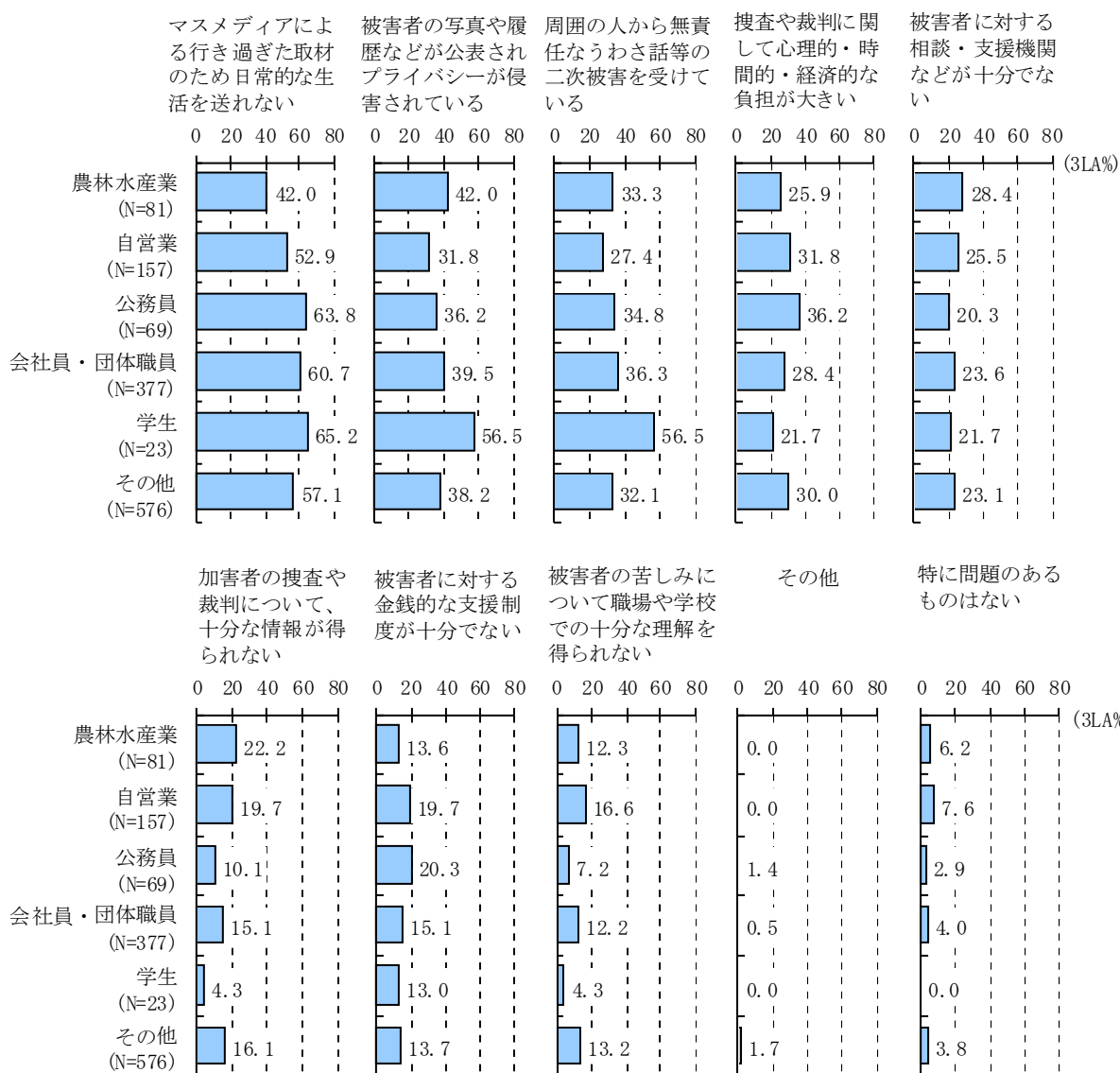


【職業別】

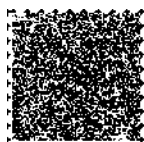
職業別でみると、農林水産業は「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常生活を送れない」と「被害者の写真や履歴などが公表されプライバシーが侵害されている」がともに42.0%で最も高く、それ以外の職業は「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常生活を送れない」が最も割合が高くなっている。また、「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常生活を送れない」と「被害者の写真や履歴などが公表されプライバシーが侵害されている」、「周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている」は学生で最も割合が高くなっている。(図表9-1-2)



【図表9-1-2 職業別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



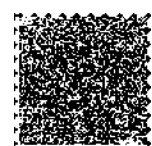
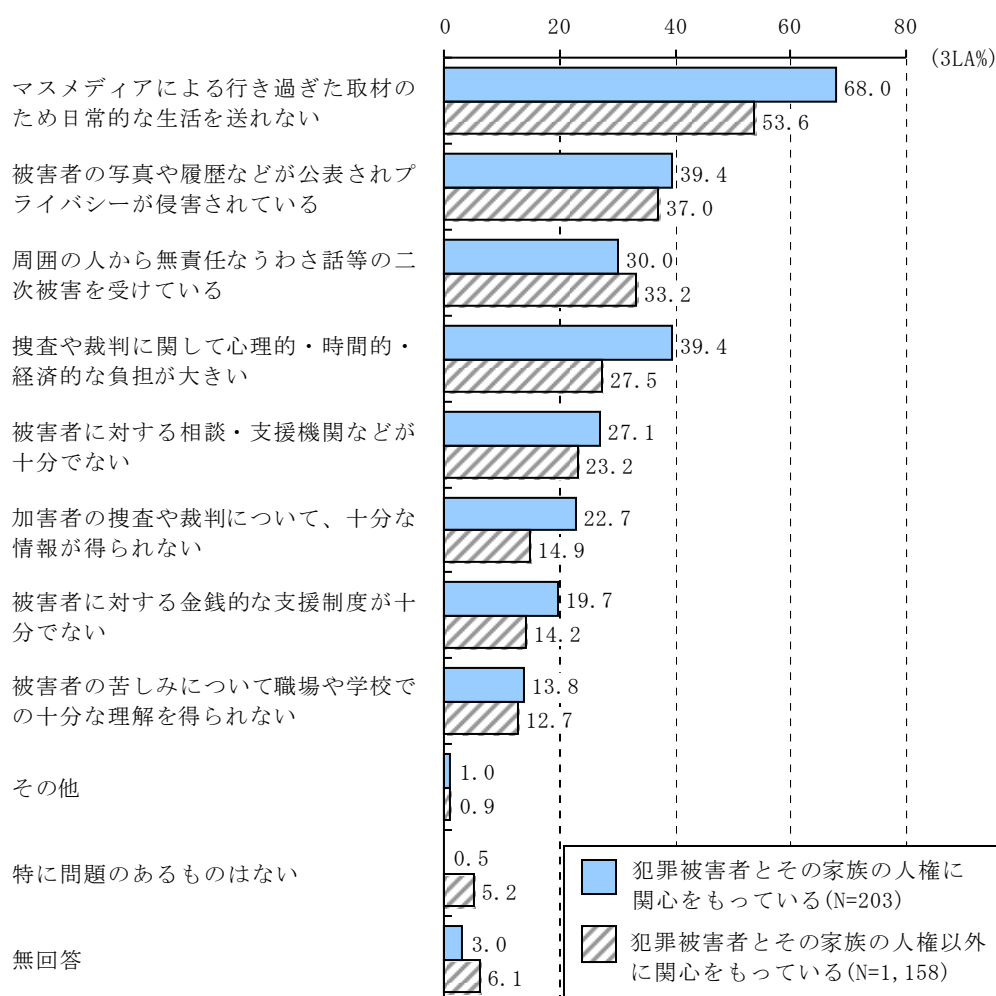
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（犯罪被害者とその家族の人権の人権への関心の有無別）でみると、犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人は「マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送れない」が14.4ポイント、「捜査や裁判に関して心理的・時間的・経済的な負担が大きい」が11.9ポイント、犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人より割合が高くなっている。（図表9-1-3）

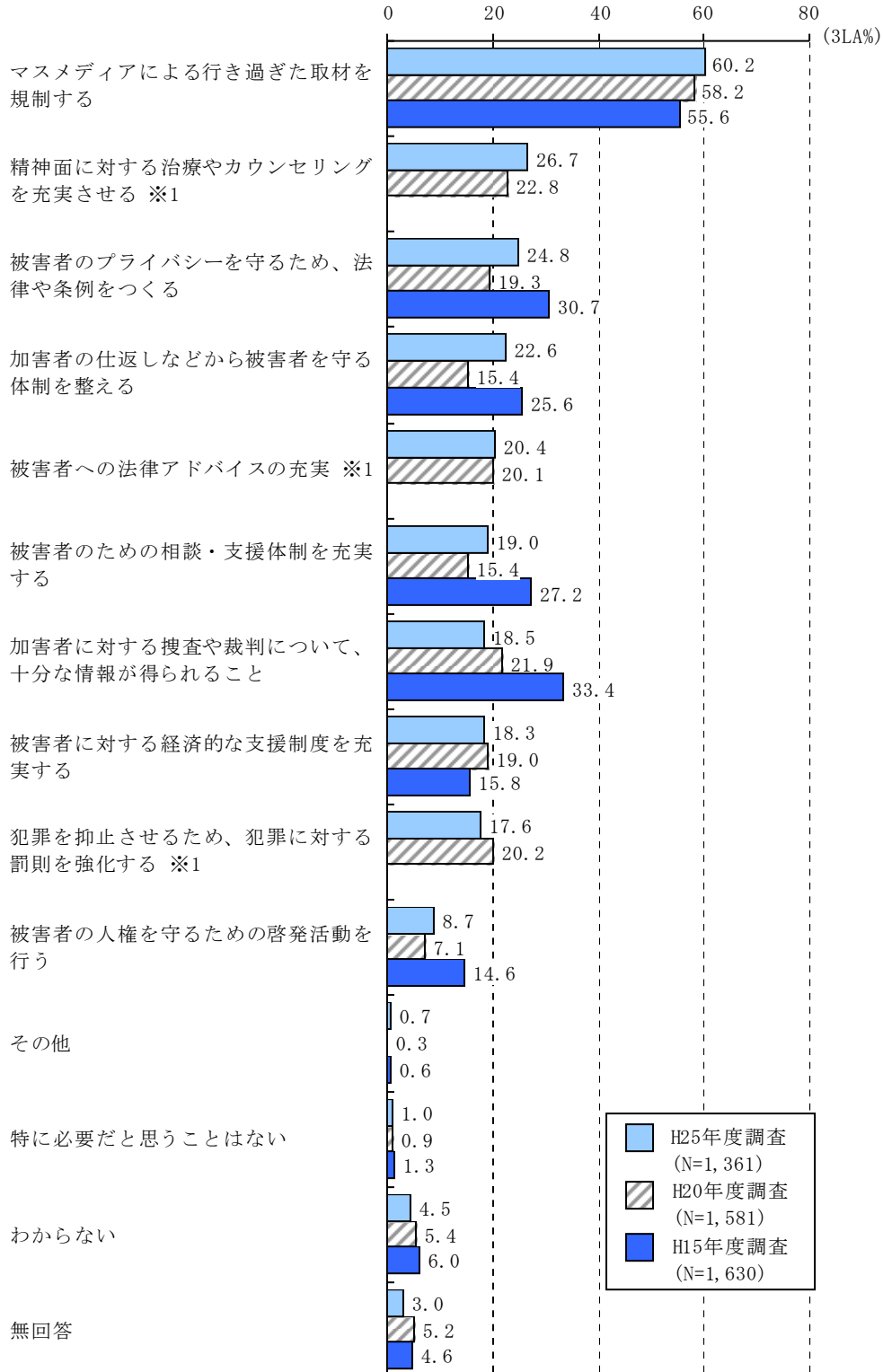
【図表9-1-3 関心のある人権課題別 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



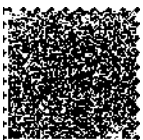
9-2. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと

問24 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）。

【図表9-2 犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なこと】



※1 H20年度調査で新たに設けた選択肢



犯罪被害者とその家族の人権を守るために特に必要なことについては、「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が60.2%で半数以上を占めている、次いで「精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる」が26.7%、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が24.8%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える」が7.2ポイント、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が5.5ポイント高い。

平成15年度調査と比較すると、「加害者に対する捜査や裁判について、十分な情報が得られること」が14.9ポイント、「被害者のための相談・支援体制を充実する」が8.2ポイント、「被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる」が5.9ポイント、「被害者の人権を守るための啓発活動を行う」が5.9ポイント低くなっている。(図表9-2)

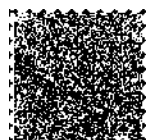
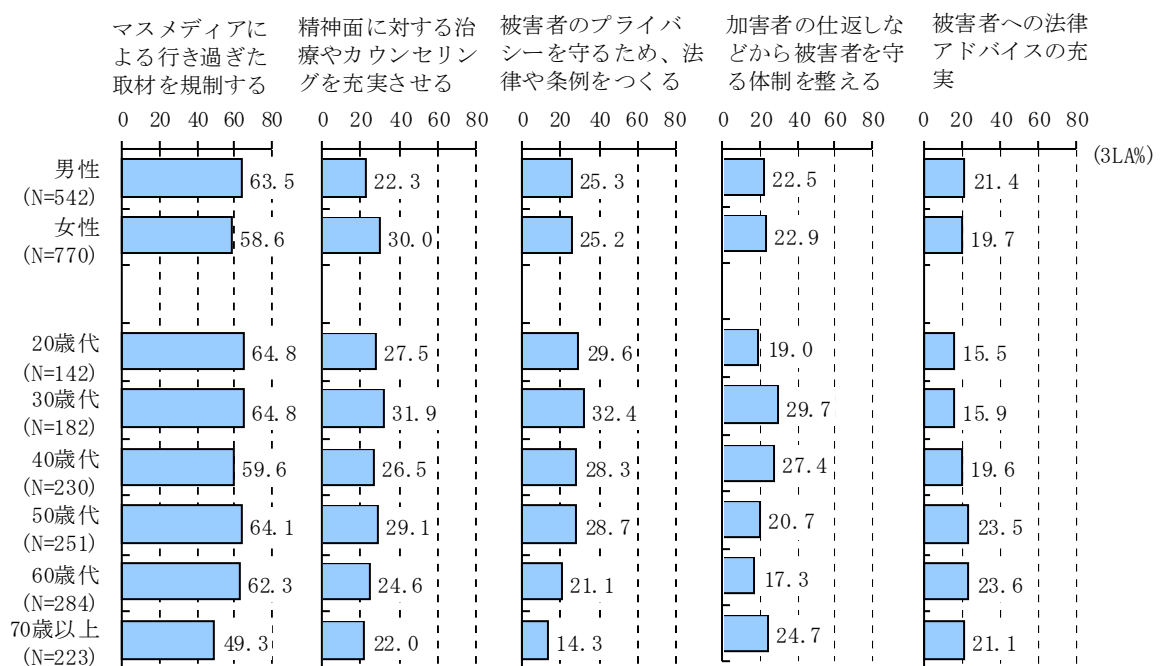
【性別】

性別でみると、男女とも「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も割合が高く、女性の58.6%より男性の63.5%のほうが4.9ポイント高くなっている。(図表9-2-1)

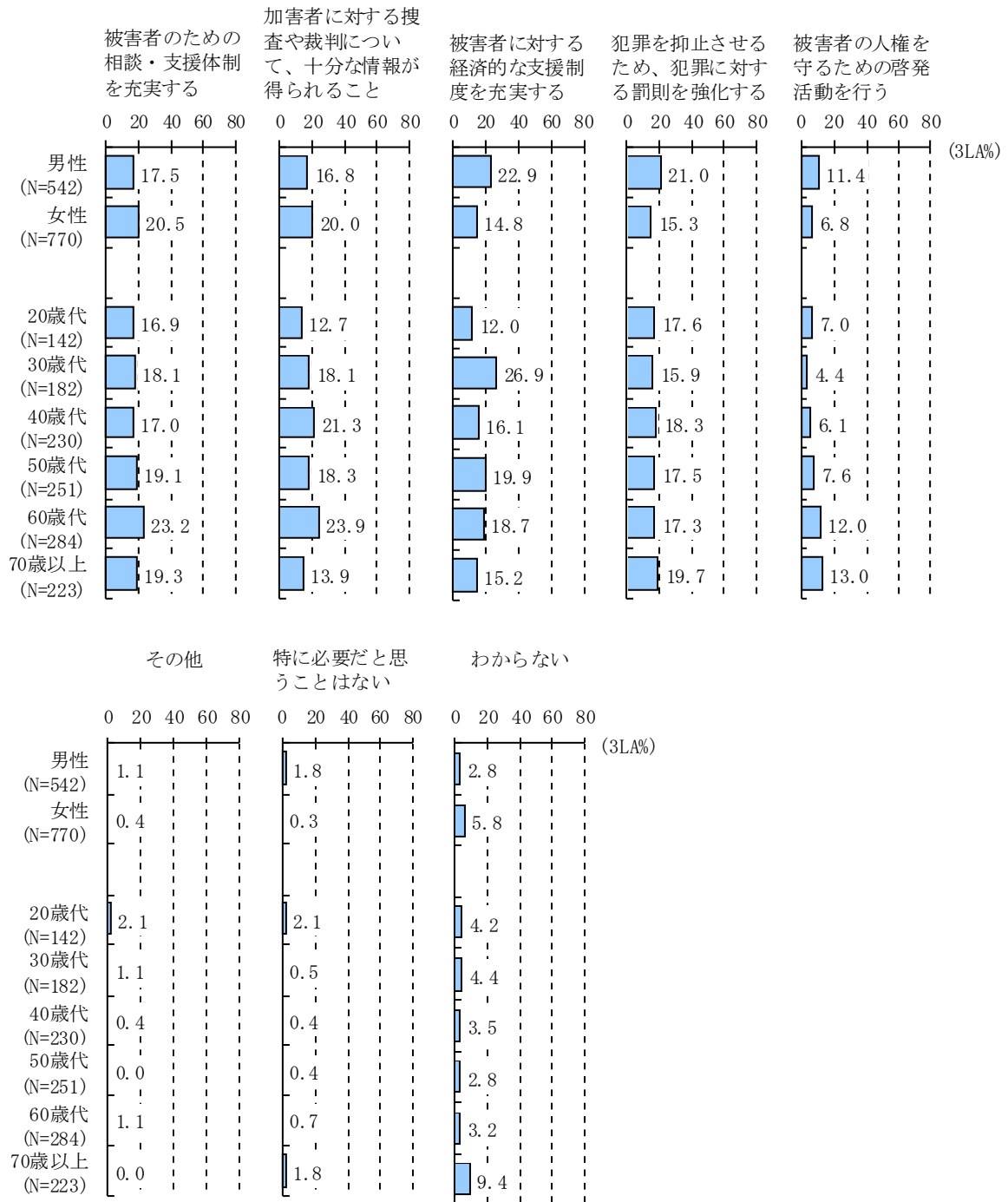
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も割合が高いが、70歳以上は49.3%で他の年代に比べて割合が低くなっている。(図表9-2-1)

【図表9-2-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族を守るために特に必要なこと】

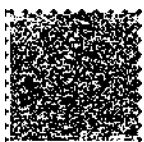


【図表9-2-1 性別・年齢別 犯罪被害者とその家族を守るために特に必要なこと】

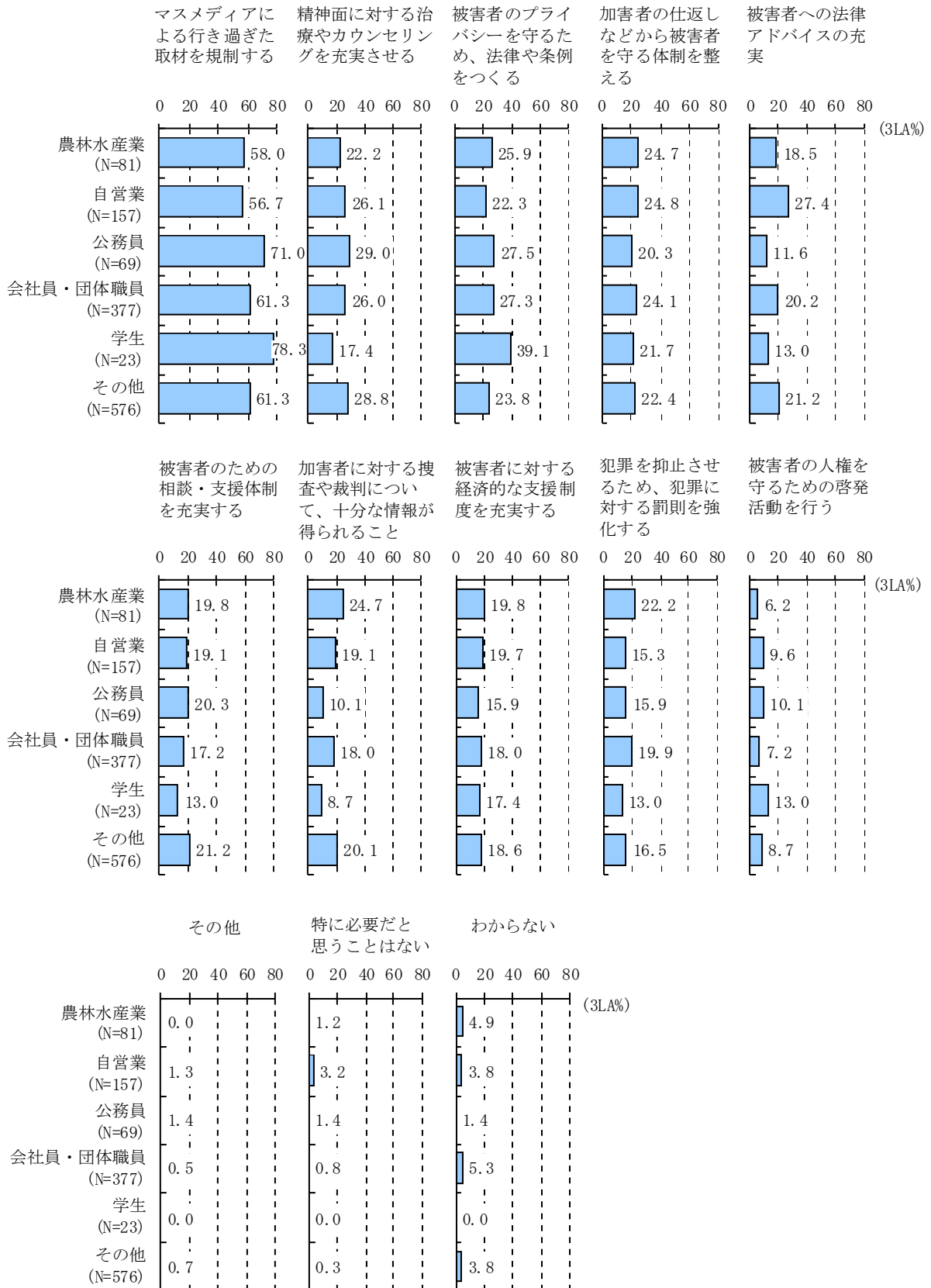


【職業別】

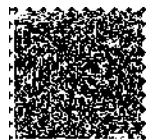
職業別でみると、いずれの職業も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も割合が高く、なかでも公務員と学生で7割台と高くなっている。(図表9-2-2)



【図表9-2-2 職業別 犯罪被害者とその家族を守るために特に必要なこと】



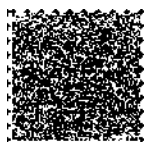
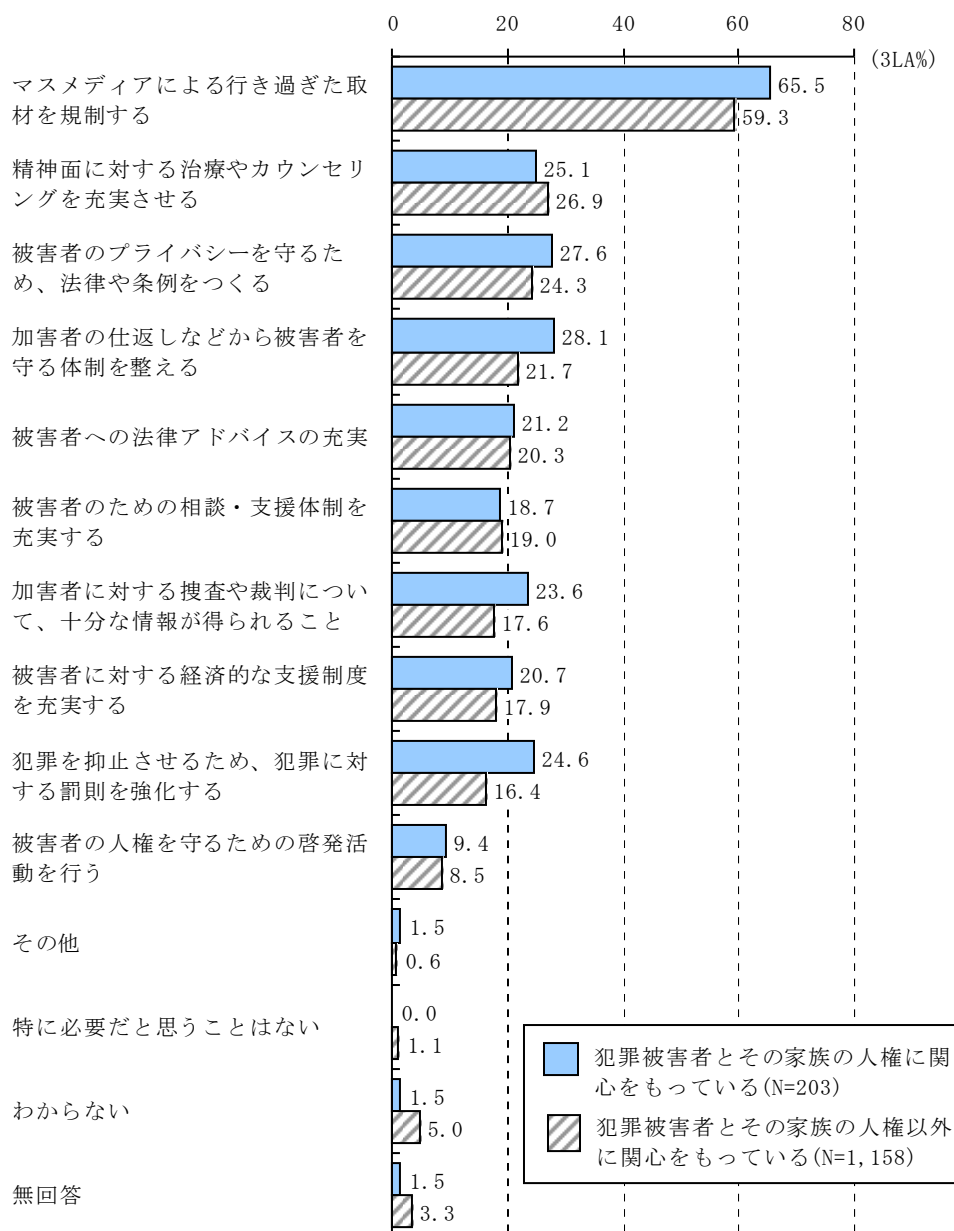
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（犯罪被害者とその家族の人権への関心の有無別）でみると、犯罪被害者とその家族の人権に関心をもっている人も犯罪被害者とその家族の人権以外に関心をもっている人も「マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する」が最も高く、6割前後を占めている。（図表9-2-3）

【図表9-2-3 関心のある人権課題別 犯罪被害者とその家族を守るために特に必要なこと】

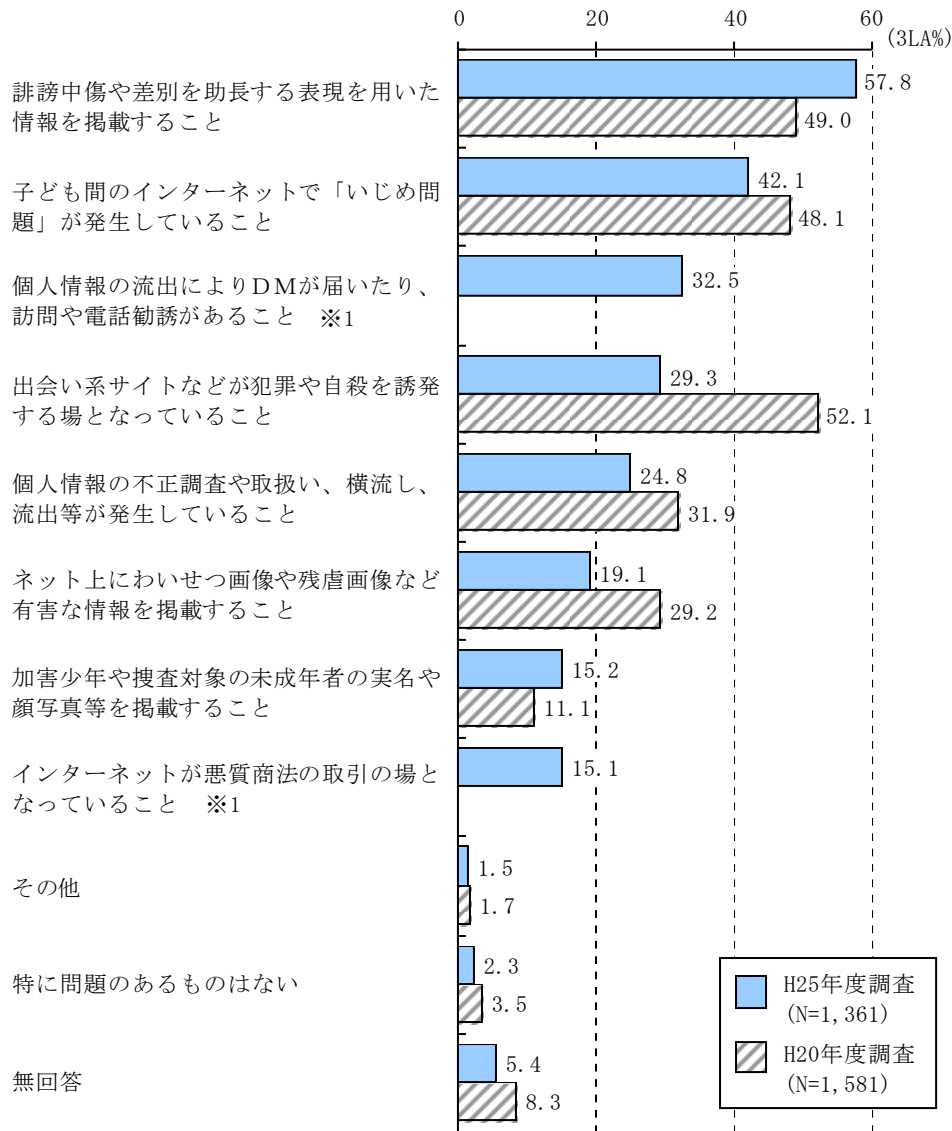


10. 情報化社会における人権侵害について

10-1. インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること

問25 インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか（〇は3つまで）。

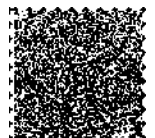
【図表10-1 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあることについては、「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が57.8%で最も割合が高く、次いで「子ども間のインターネットで「いじめ問題」が発生していること」が42.1%、平成25年度調査からの項目「個人情報の流出によりDMが届いたり、訪問や電話勧誘があること」が32.5%となっている。

平成20年度調査と比較すると、平成20年度で過半数を占めていた「出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること」が22.8ポイント、



「ネット上にいせつ画像や残虐画像など有害な情報を掲載すること」が10.1ポイント、「個人情報不正調査や取扱い、横流し、流出等が発生していること」が7.1ポイント、「子ども間のインターネットで「いじめ問題」が発生していること」が6.0ポイント低くなっている。一方、「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」は8.8ポイント高くなっている。(図表10-1)

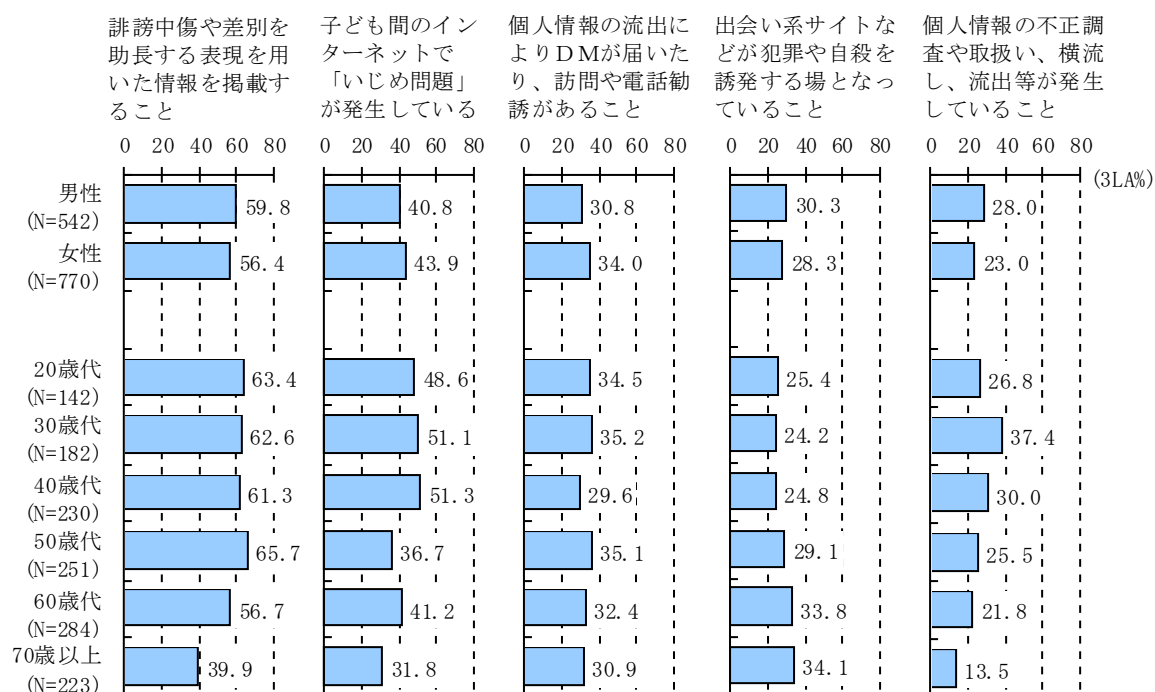
【性別】

性別でみると、男女とも「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が最も割合が高く、大きな差はみられない。(図表10-1-1)

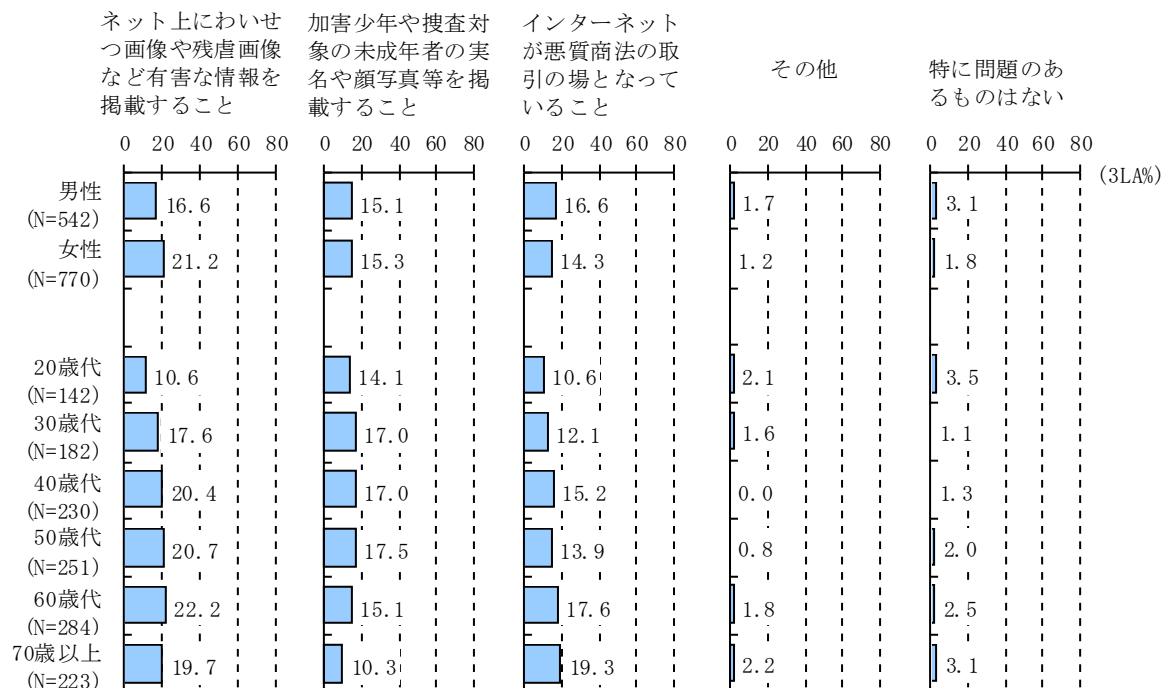
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が最も割合が高いが、70歳以上は39.9%で他の年代に比べて低い割合となっている。「出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること」と「インターネットが悪質商法の取引の場となっていること」は高齢になるほど割合が高くなる傾向があり、70歳以上で最も割合が高くなっている。(図表10-1-1)

【図表10-1-1 性別・年齢別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



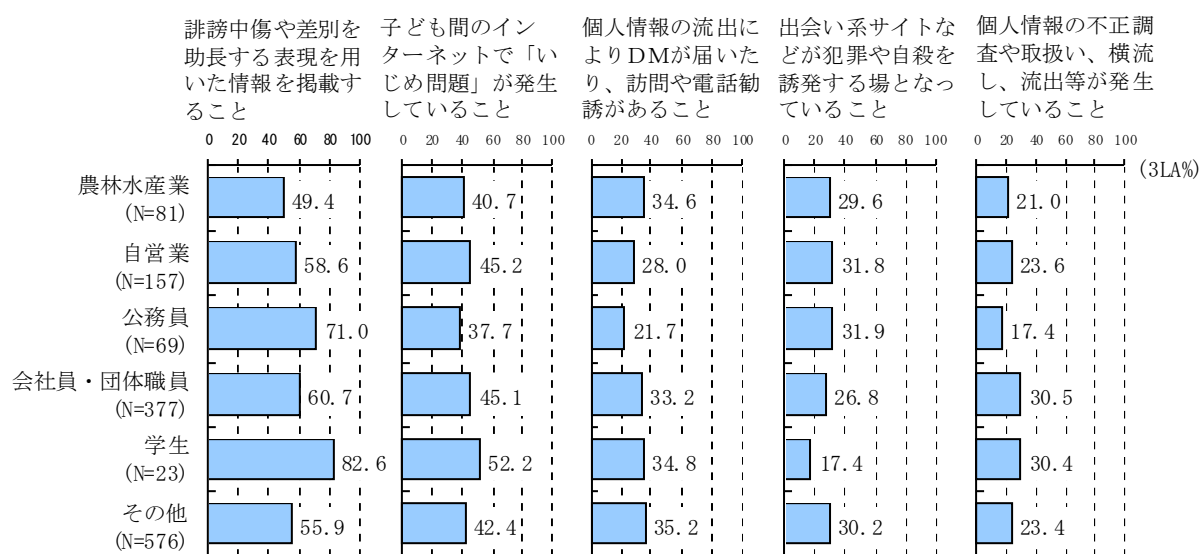
【図表10-1-1 性別・年齢別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



【職業別】

職業別でみると、いずれも「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が最も割合が高く、なかでも学生が82.6%、公務員が71.0%と高い割合となっている。(図表10-1-2)

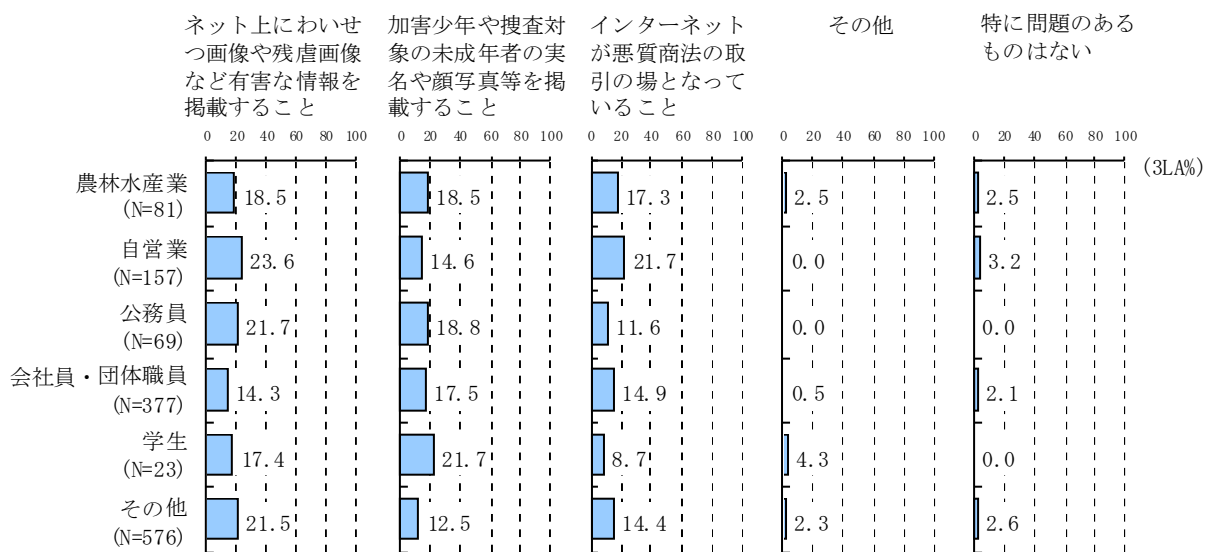
【図表10-1-2 職業別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



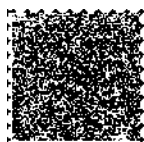
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【図表10-1-2 職業別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



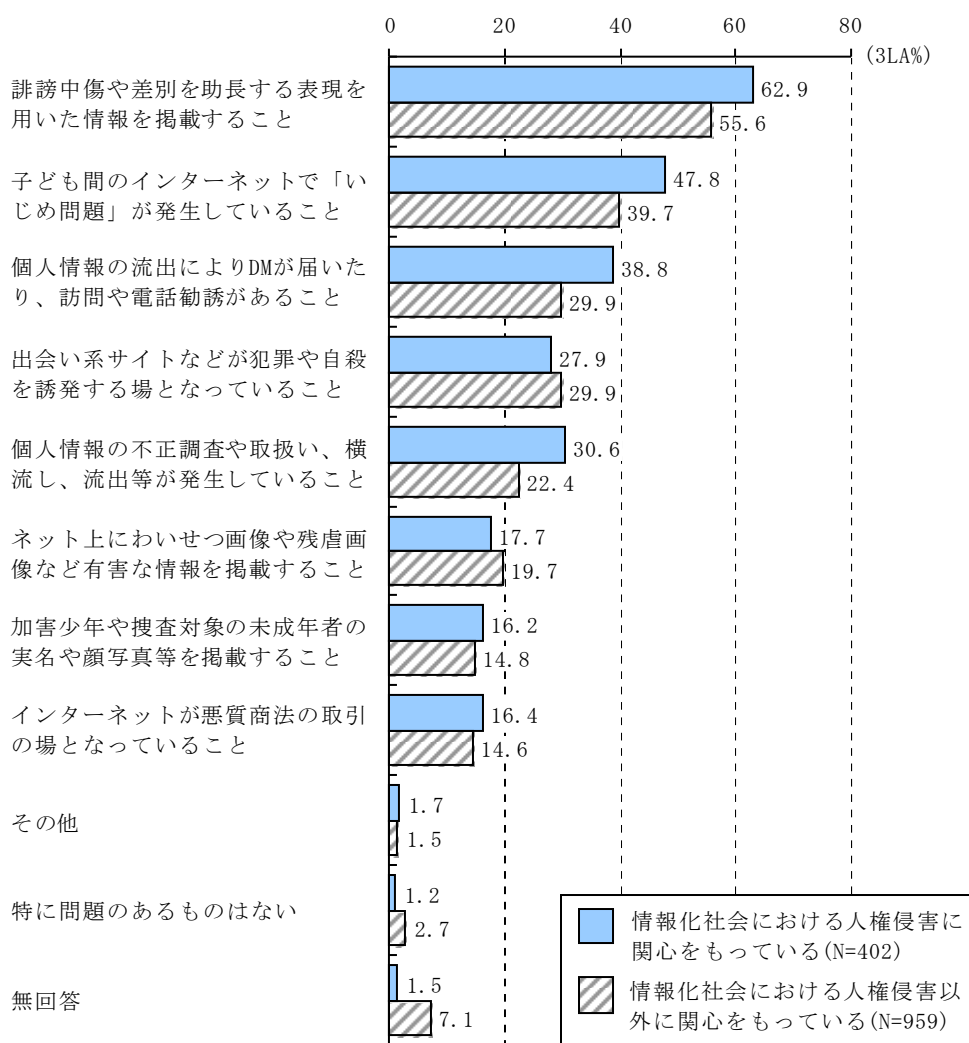
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（情報化社会における人権侵害への関心の有無別）でみると、情報化社会における人権侵害に関心をもっている人も情報化社会における人権侵害以外に関心をもっている人も「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が最も高く、情報化社会における人権侵害に関心をもっている人が62.9%で、情報化社会における人権侵害以外に関心をもっている人より7.3ポイント高くなっている。（図表10-1-3）

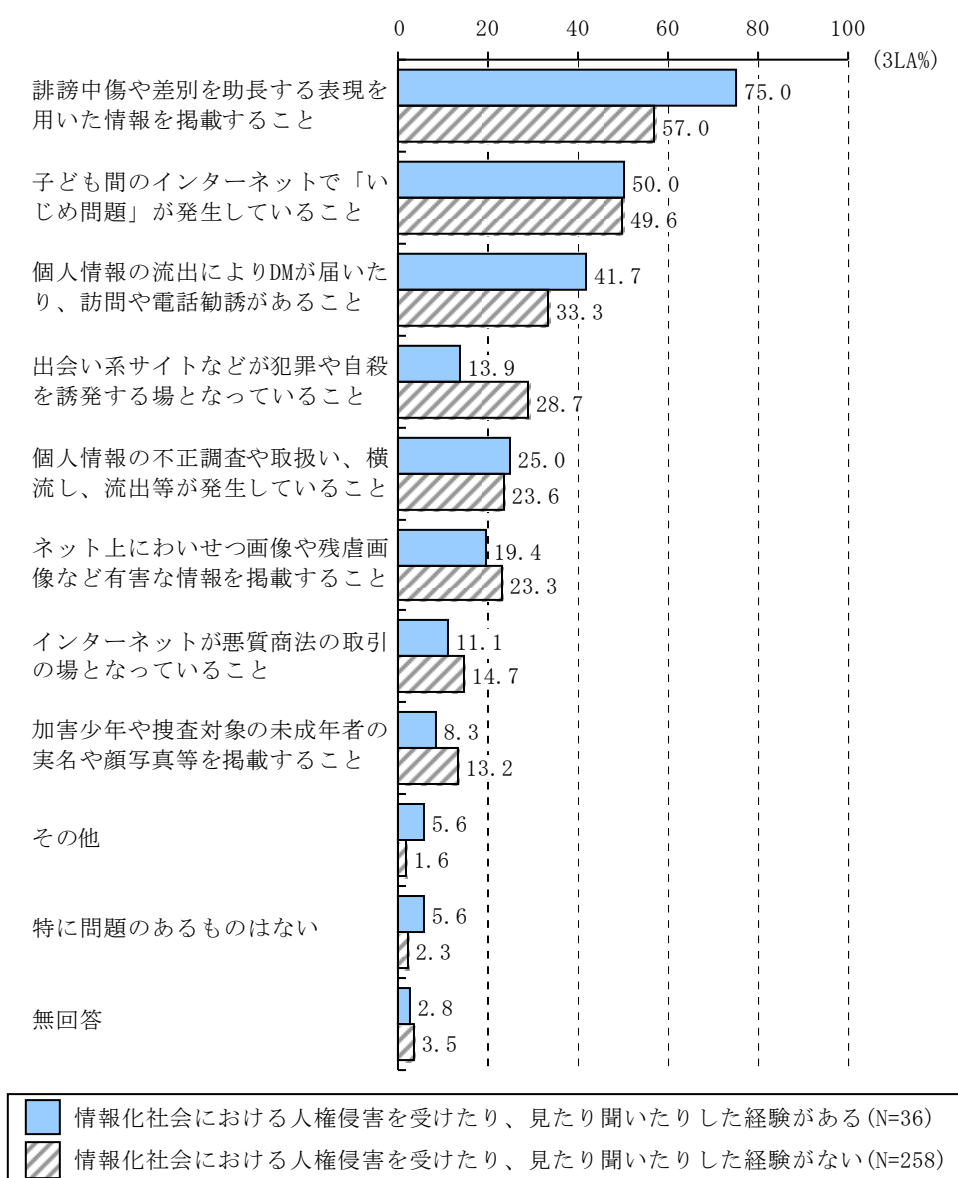
【図表10-1-3 関心のある人権課題別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



【「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、情報化社会に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験のある人は、「誹謗中傷や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること」が75.0%で、経験のない人より18.0ポイント高くなっている。一方、「出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること」は、経験のある人では13.9%で、経験のない人のほうが14.8ポイント高くなっている。（図表10-1-4）

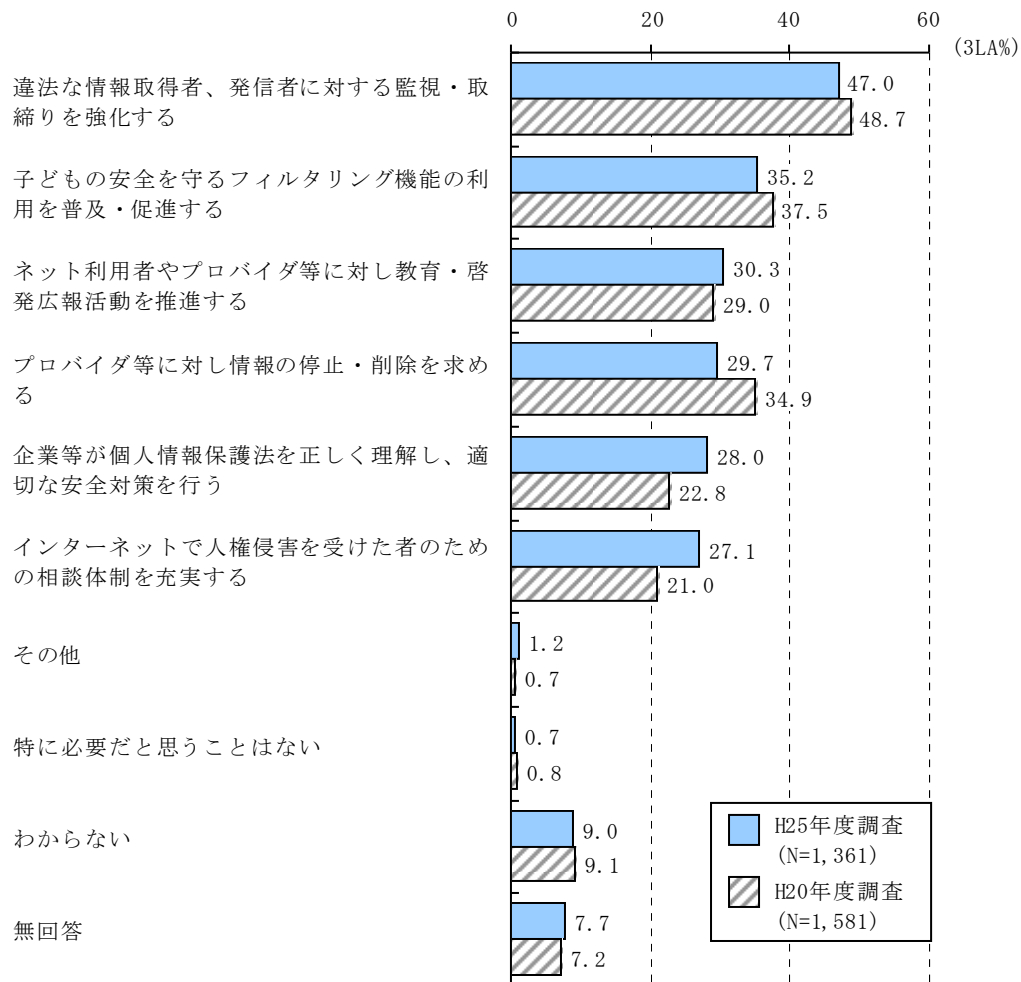
【図表10-1-4 「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
インターネットやプライバシーに係る人権侵害で、特に問題のあること】



10-2. インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと

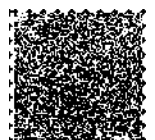
問26 インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表10-2 インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと】



インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なことについては、「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が47.0%で最も割合が高く、次いで「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」が35.2%、「ネット利用者やプロバイダ等に対し教育・啓発広報活動を推進する」が30.3%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「インターネットで人権侵害を受けた者のための相談体制を充実する」が6.1ポイント、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」が5.2ポイント高いが、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が5.2ポイント低くなっている。(図表10-2)



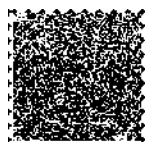
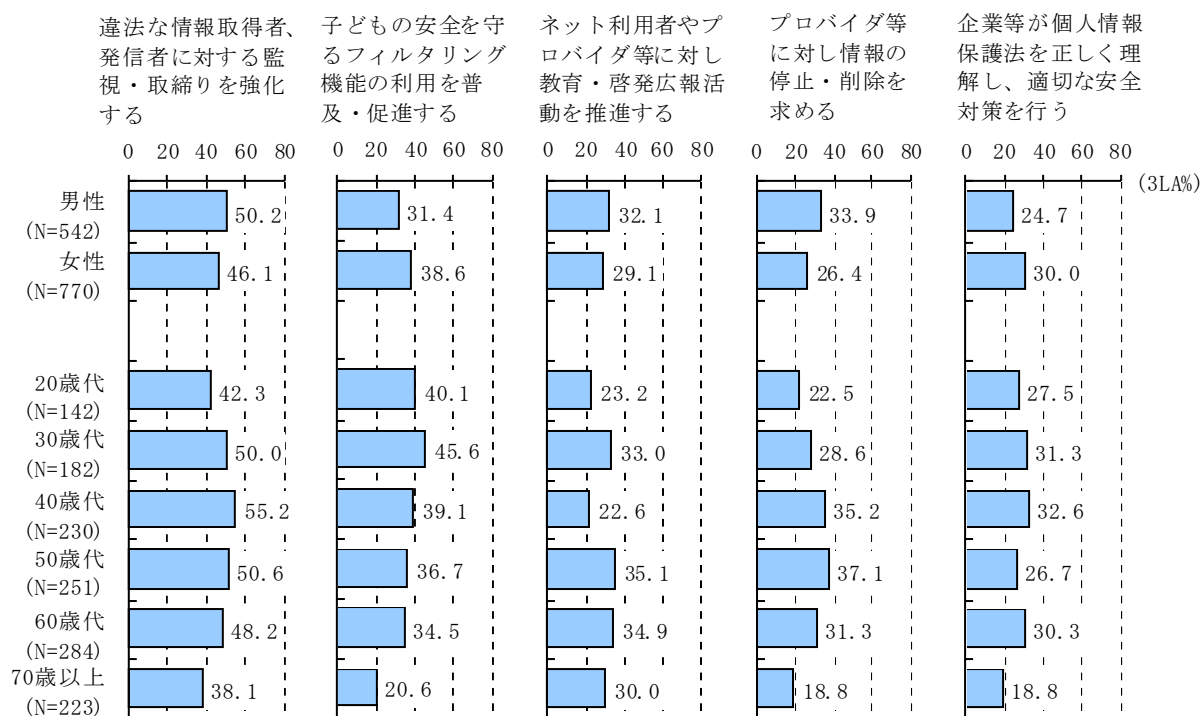
【性別】

性別でみると、男女とも「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も割合が高くなっている。「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」は女性の26.4%より男性の33.9%のほうが7.5ポイント高いが、「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」は男性の31.4%より女性の38.6%のほうが7.2ポイント高くなっている。(図表10-2-1)

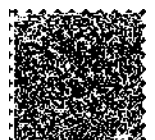
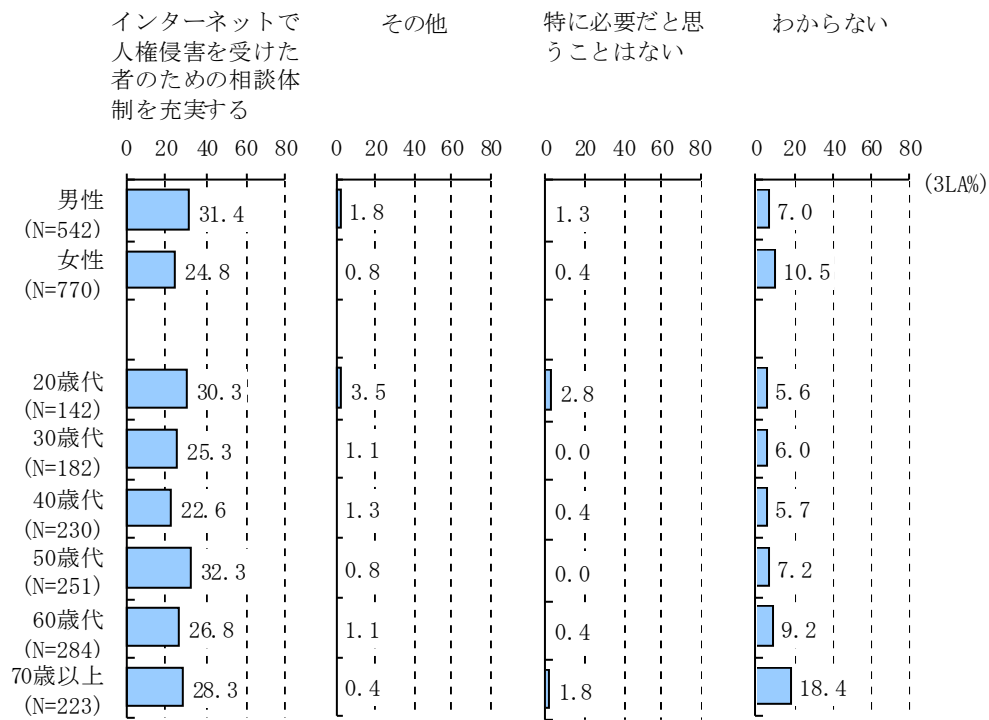
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も割合が高く、30～50歳代で5割台と高くなっている。「子どもの安全を守るフィルタリング機能の利用を普及・促進する」は20・30歳代で4割台と高い割合となっている。(図表10-2-1)

【図表10-2-1 性別・年齢別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと】



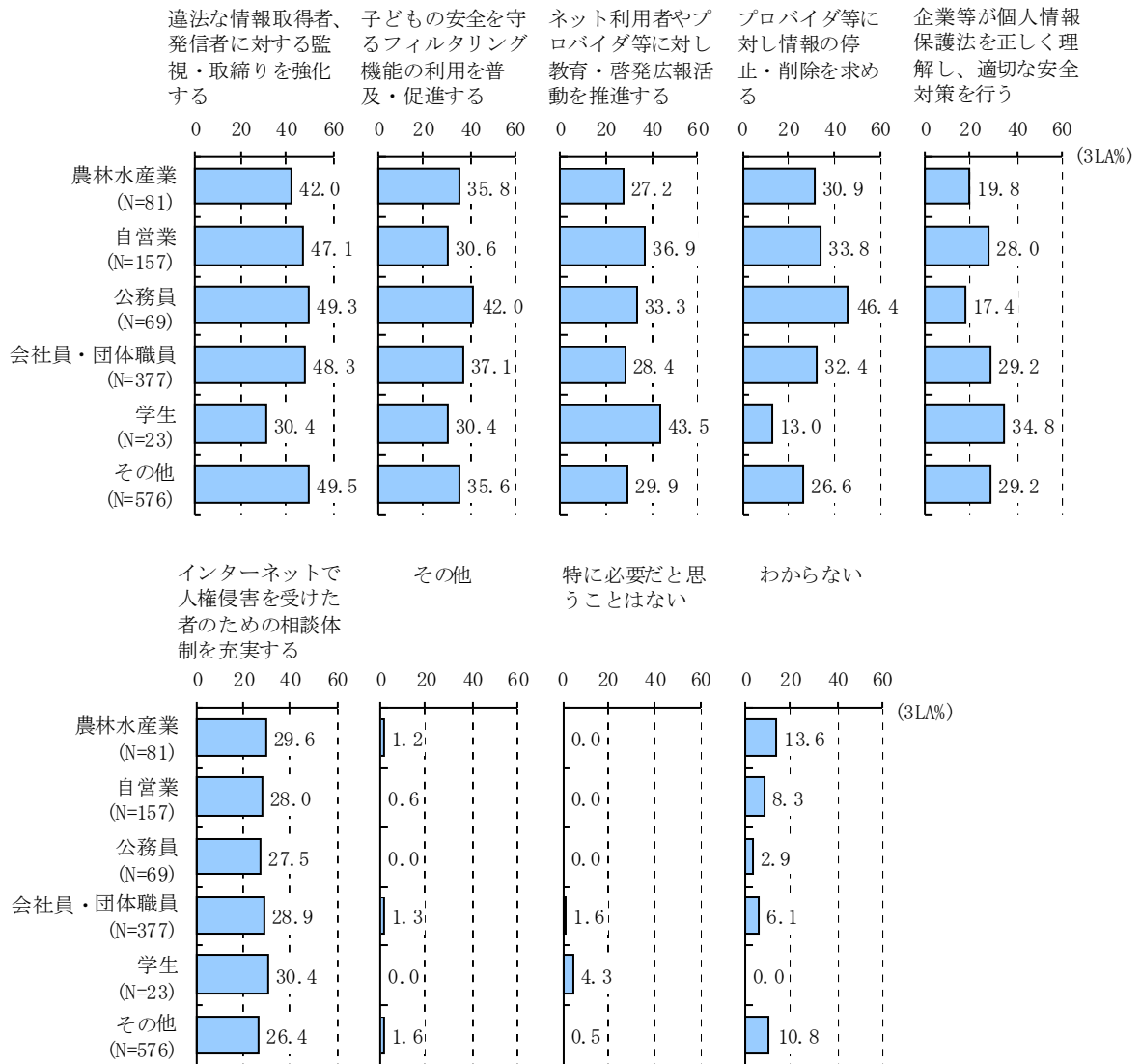
【図表10-2-1 性別・年齢別 インターネットやプライバシーに係る
人権侵害を解決するために特に必要なこと】



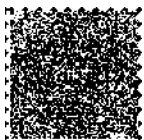
【職業別】

職業別でみると、学生は「ネット利用者やプロバイダ等に対し教育・啓発広報活動を推進する」が43.5%で最も割合が高いが、それ以外の職業では「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も高くなっている。また、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」は公務員が46.4%で最も割合が高くなっている。(図表10-2-2)

【図表10-2-2 職業別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと】



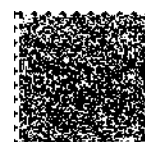
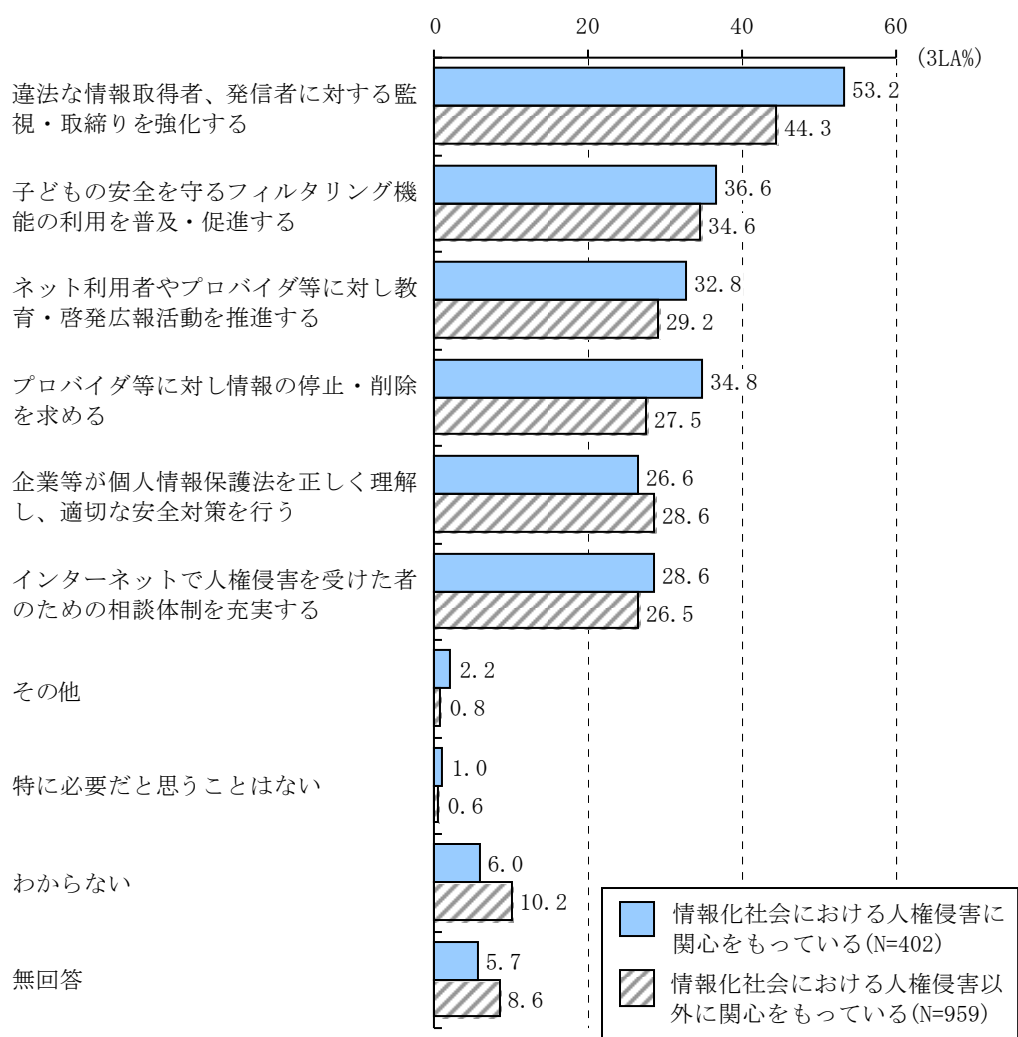
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（情報化社会における人権侵害への関心の有無別）でみると、情報化社会における人権侵害に関心をもっている人も情報化社会における人権侵害以外に関心をもっている人も「違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する」が最も高く、情報化社会における人権侵害に関心をもっている人が53.2%で、情報化社会における人権侵害以外に関心をもっている人より8.9ポイント高くなっている。（図表10-2-3）

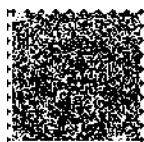
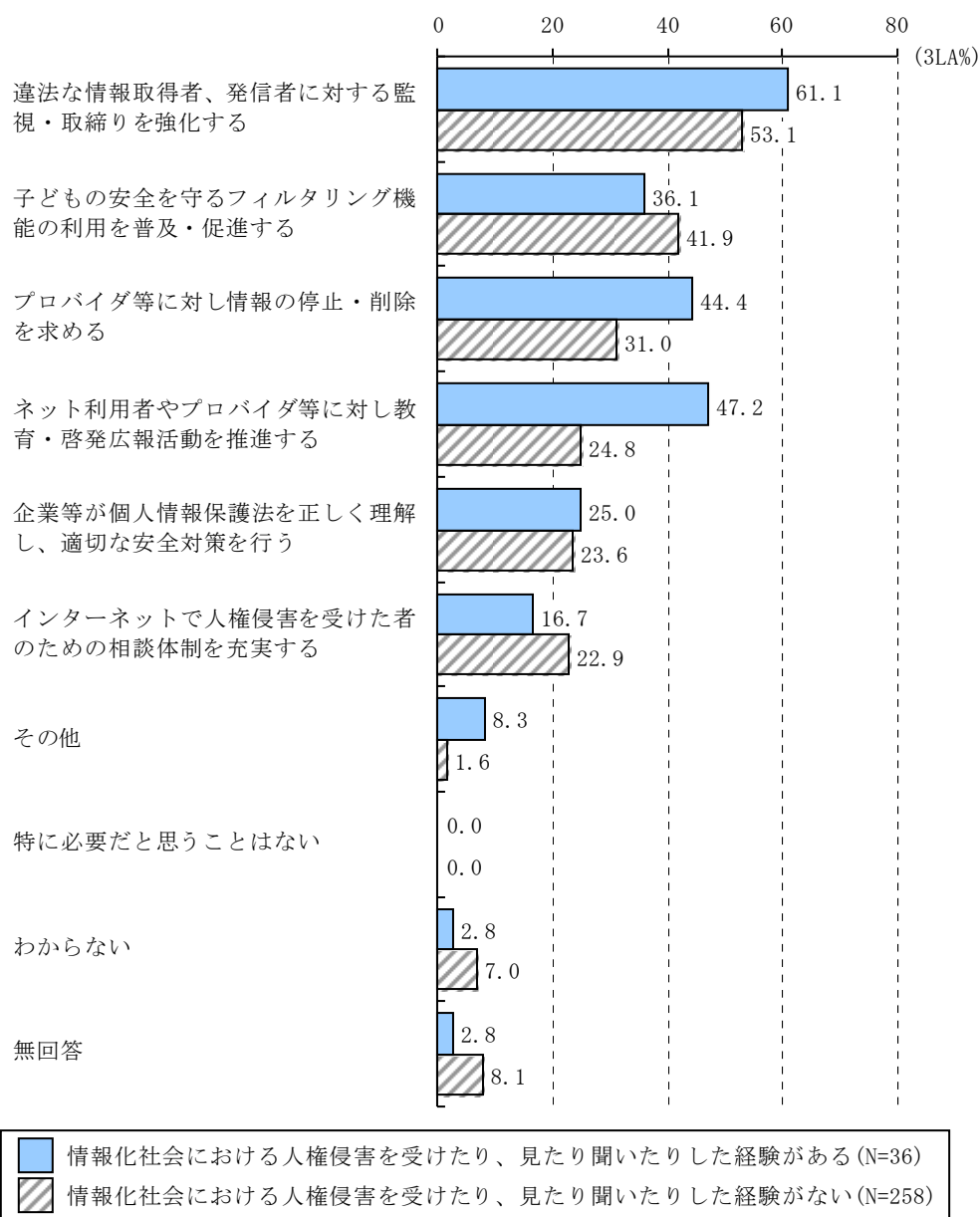
【図表10-2-3 関心のある人権課題別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと】



【「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、情報化社会に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験のある人は、「ネット利用者やプロバイダ等に対し教育・啓発広報活動を推進する」が47.2%で、経験のない人より22.4ポイント高く、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」は経験のある人では44.4%で、経験のない人よりも13.4ポイント高くなっている。(図表10-2-4)

【図表10-2-4 「情報化社会」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別 インターネットやプライバシーに係る人権侵害を解決するために特に必要なこと】

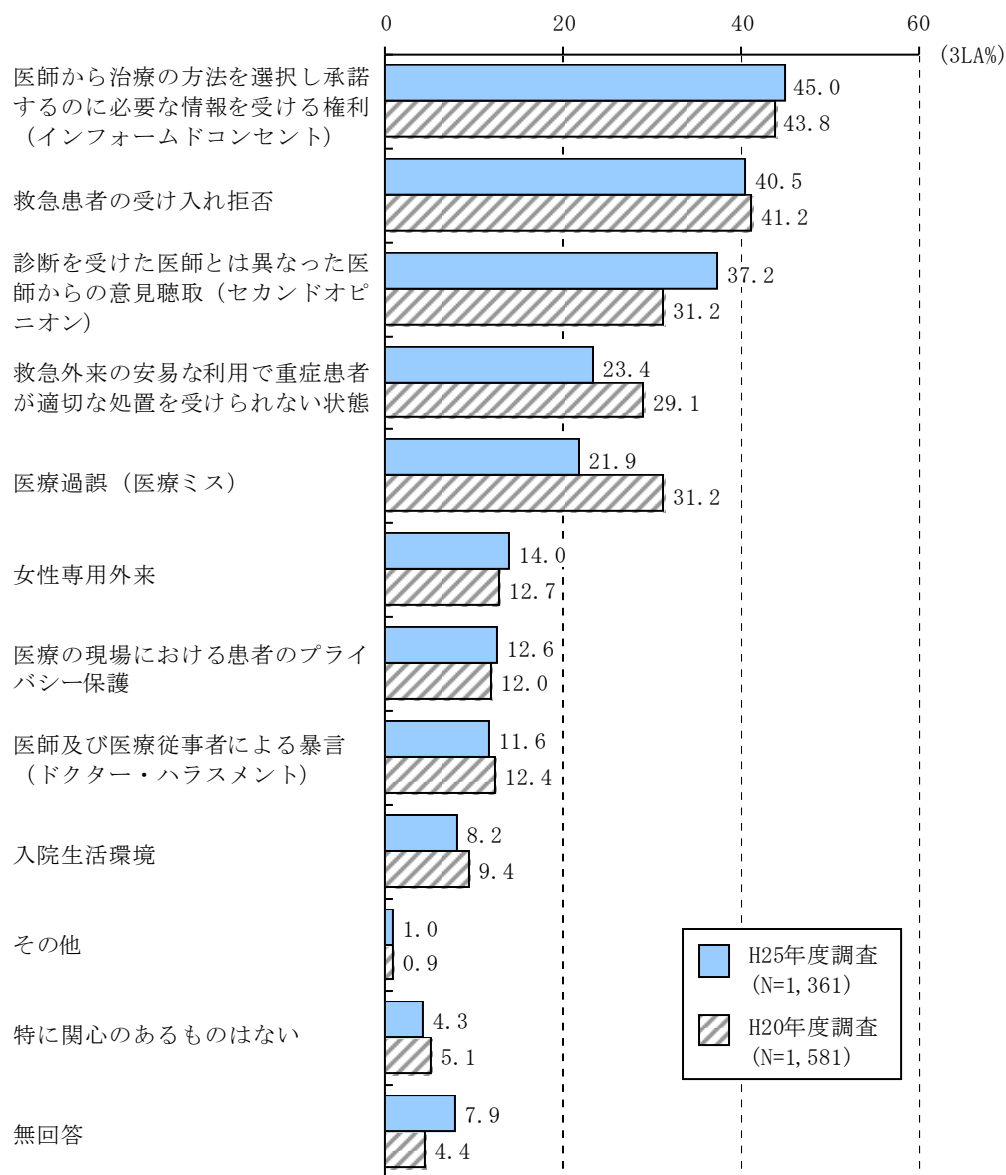


11. 医療の現場における患者の人権について

11-1. 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること

問27 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心があるのはどのようなことですか（〇は3つまで）。

【図表11-1 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること】



医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあることについては、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利 (インフォームドコンセント)」が45.0%で最も割合が高く、次いで「救急患者の受け入れ拒否」が40.5%、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取 (セカンドオピニオン)」が37.2%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医療過誤 (医療ミス)」が9.3ポイント、



「救急外来の安易な利用で重症患者が適切な処置を受けられない状態」が5.7ポイント低い
 が、「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）」は6.0ポ
 イント高くなっている。（図表11-1）

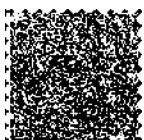
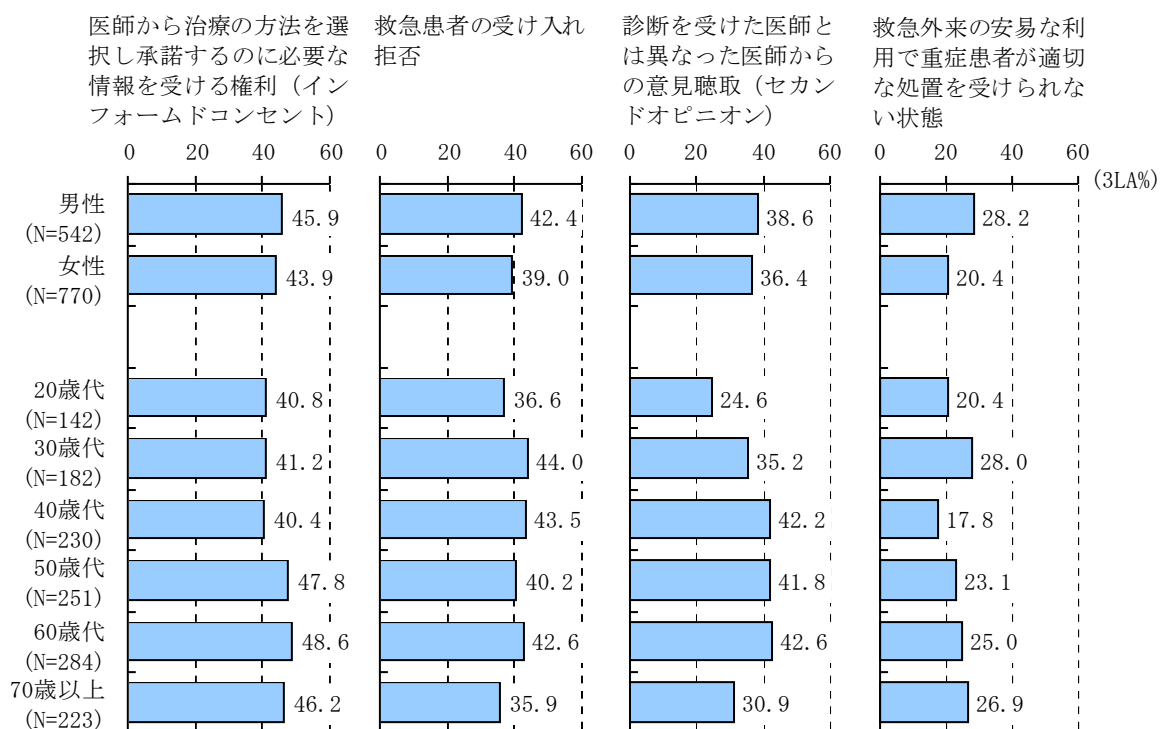
【性別】

性別でみると、男女とも「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける
 権利（インフォームドコンセント）」が最も割合が高くなっている。「女性専用外来」が男性
 の6.8%より女性の19.5%のほうが12.7ポイント高いが、「救急外来の安易な利用で重症患者
 が適切な処置を受けられない状態」は女性の20.4%より男性の28.2%のほうが7.8ポイント
 高くなっている。（図表11-1-1）

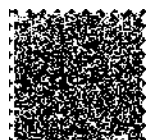
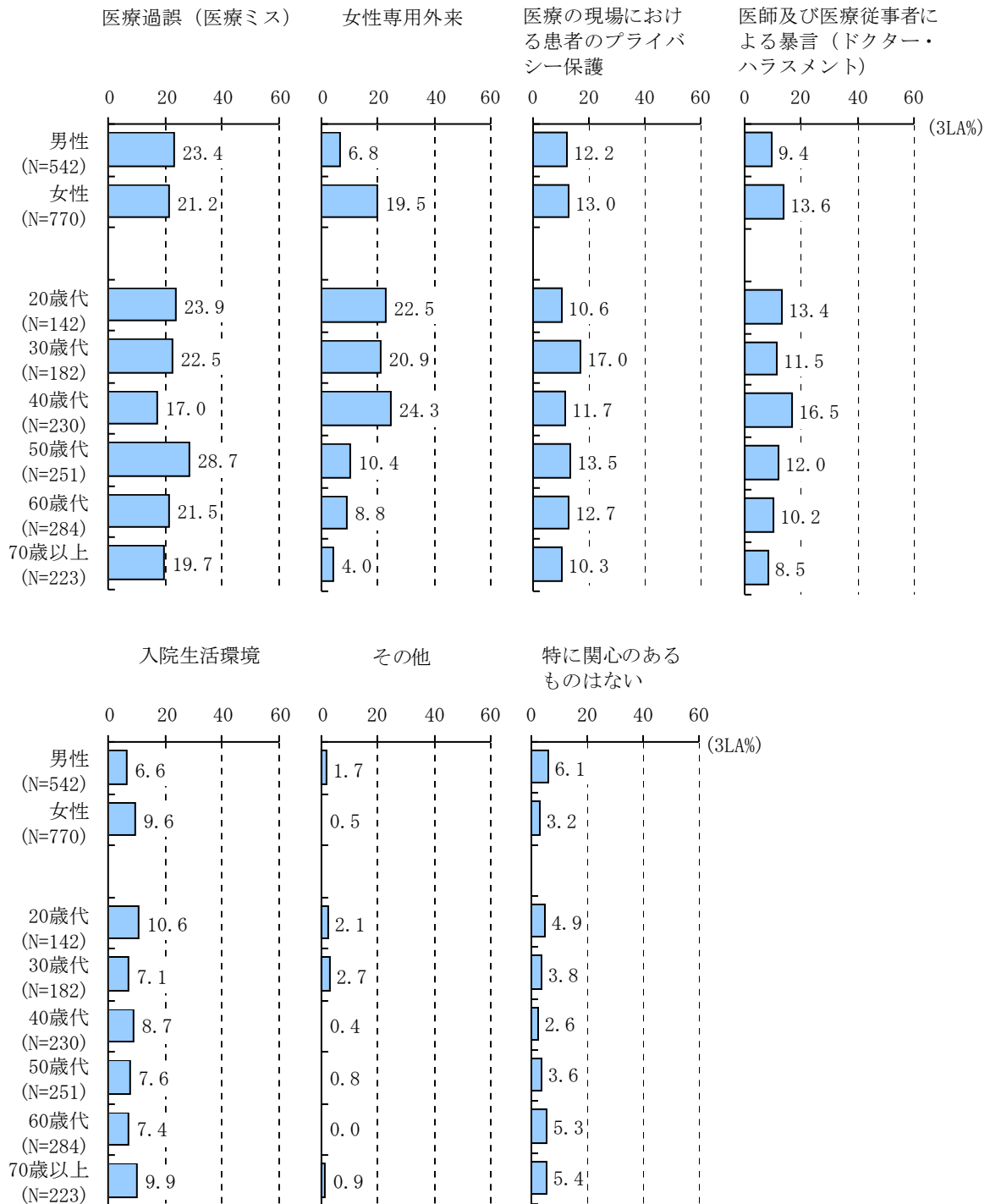
【年齢別】

年齢別でみると、30・40歳代は「救急患者の受け入れ拒否」が最も割合が高いが、それ以
 外の年代は、「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（イン
 フォームドコンセント）」が最も割合が高くなっている。（図表11-1-1）

【図表11-1-1 性別・年齢別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心
 のあること】



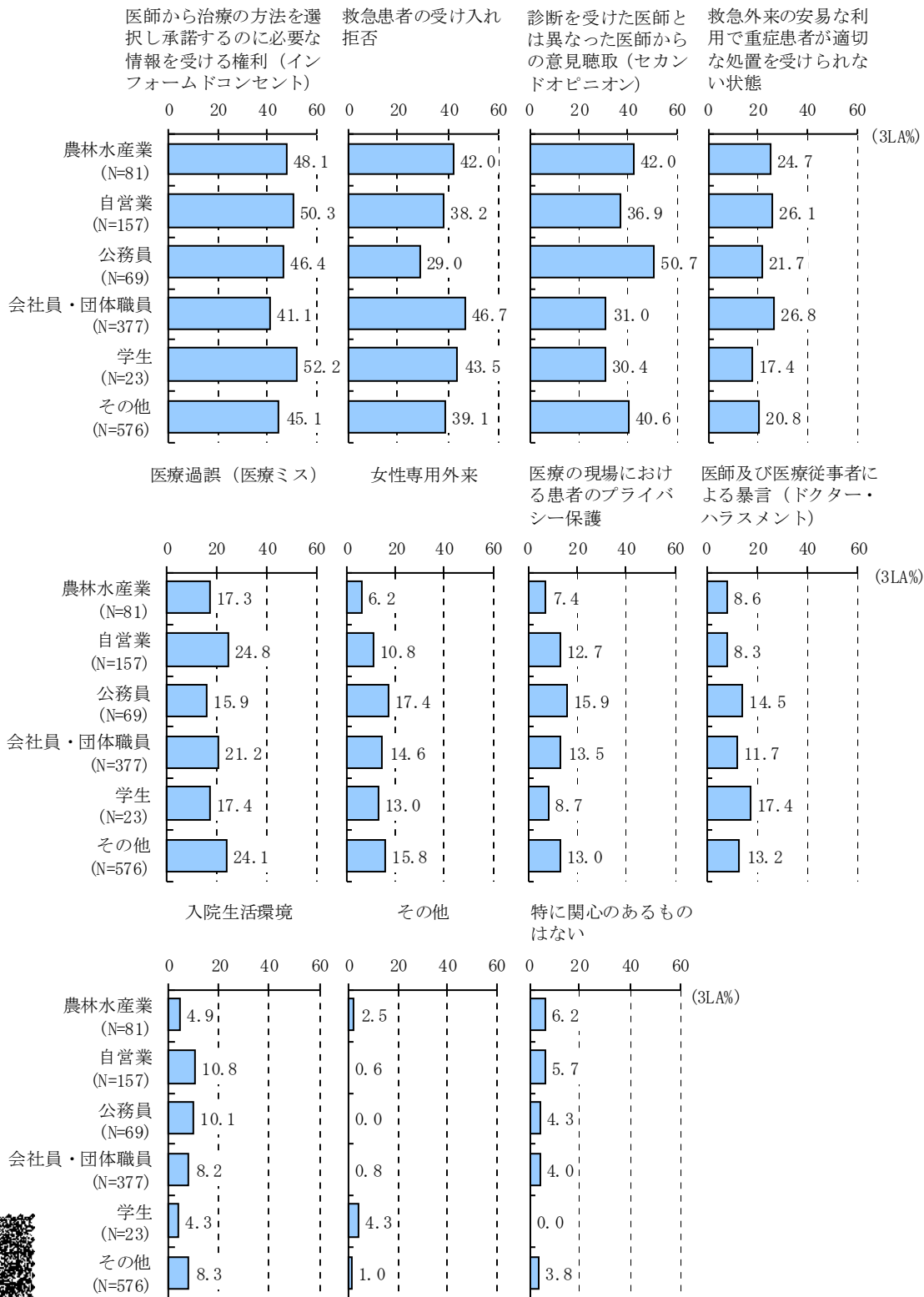
【図表11-1-1 性別・年齢別 医療の現場における患者に関する事柄で、
人権上、特に関心のあること】



【職業別】

職業別でみると、農林水産業、自営業、学生は「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームドコンセント）」が最も割合が高く、公務員は「診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）」が、会社員・団体職員は「救急患者の受け入れ拒否」が最も割合が高くなっている。（図表11-1-2）

【図表11-1-2 職業別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること】

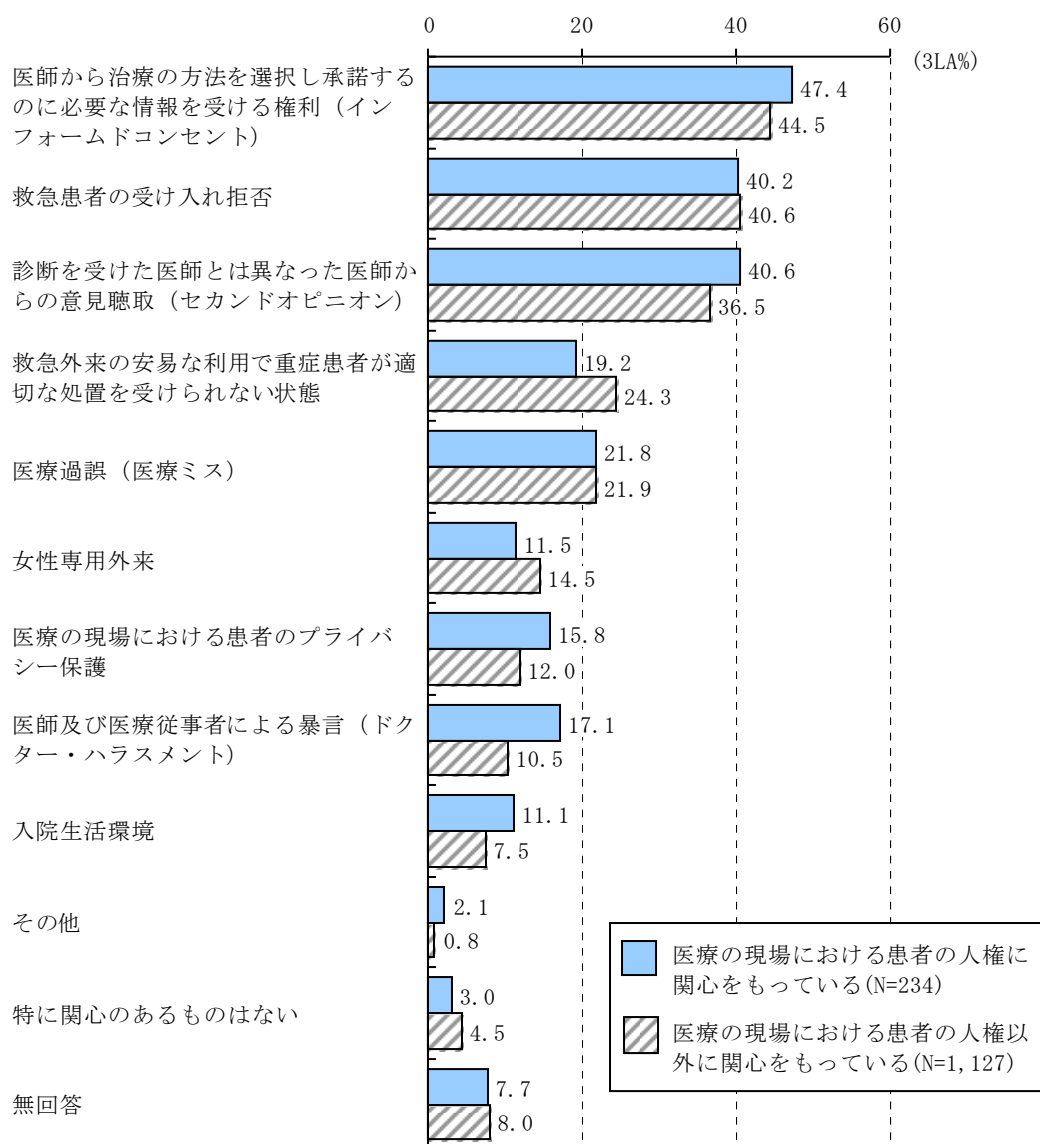


※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要

【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（医療の現場における患者の人権への関心の有無別）でみると、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人も医療の現場における患者の人権以外に関心をもっている人も「医師から治療の方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームドコンセント）」が最も高く、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人のほうがやや高い割合となっている。（図表11-1-3）

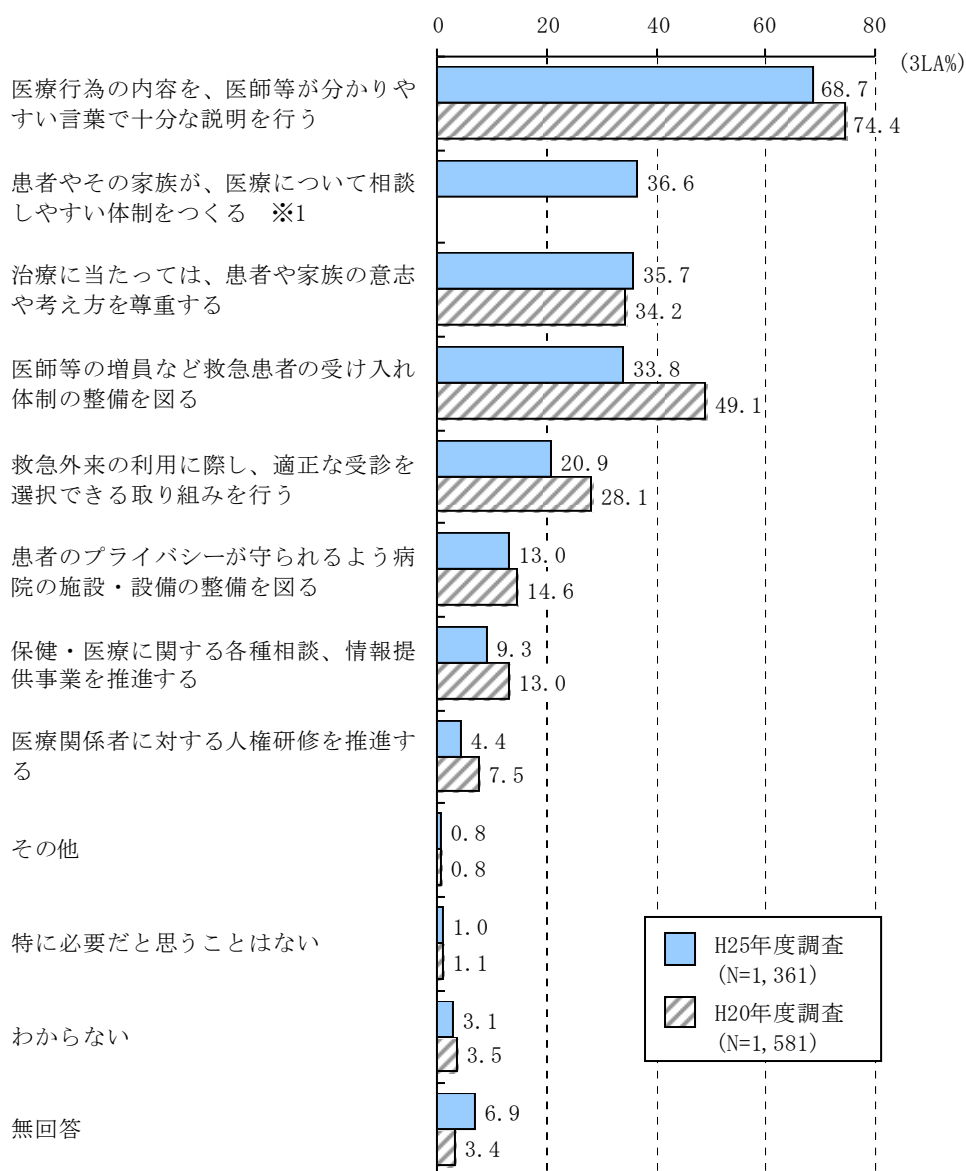
【図表11-1-3 関心のある人権課題別 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心のあること】



11-2. 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと

問28 医療の現場における患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）。

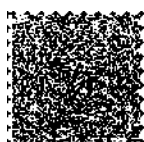
【図表11-2 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】



※1 H25年度調査で新たに設けた選択肢

医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なことについては、「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が68.7%で最も割合が高く、次いで「患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる」が36.6%、「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」が35.7%となっている。

平成20年度調査と比較すると、「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」が15.3ポイント、「救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できる取り組みを行う」が7.2ポイント、「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が5.7ポイント低くなっている。（図表11-2）



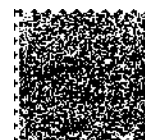
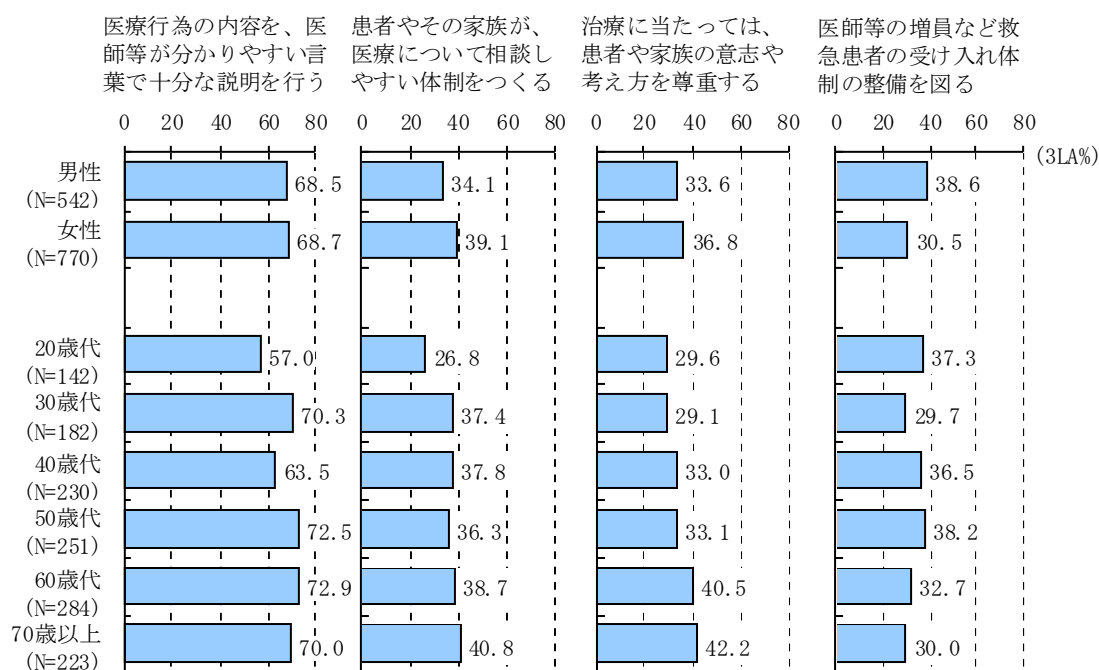
【性別】

性別でみると、男女とも「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が最も割合が高く、次いで男性は「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」、女性は「患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる」となっている。(図表11-2-1)

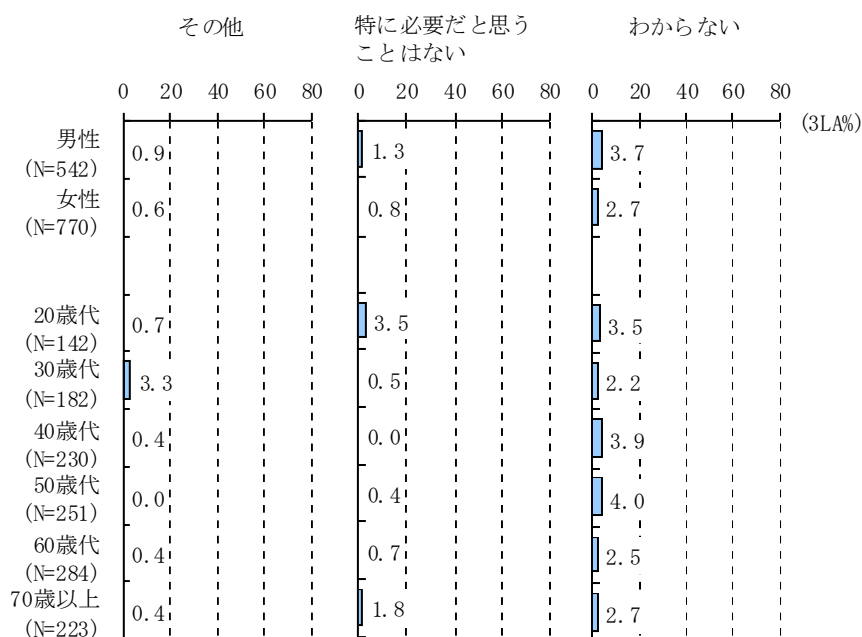
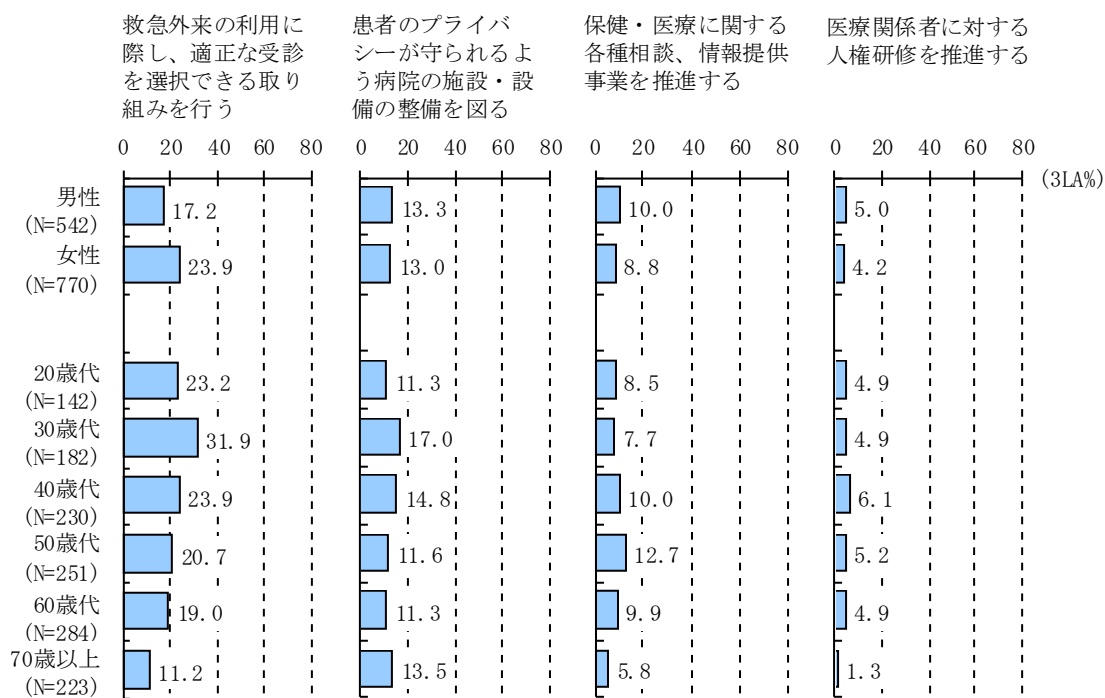
【年齢別】

年齢別でみると、いずれの年代も「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が最も割合が高いが、20歳代は57.0%で最も低くなっている。「患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる」や「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」は高齢になるほど割合が高くなる傾向にあり、70歳以上で最も高い割合となっている。(図表11-2-1)

【図表11-2-1 性別・年齢別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】

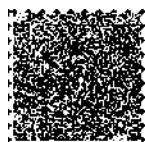


【図表11-2-1 性別・年齢別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】

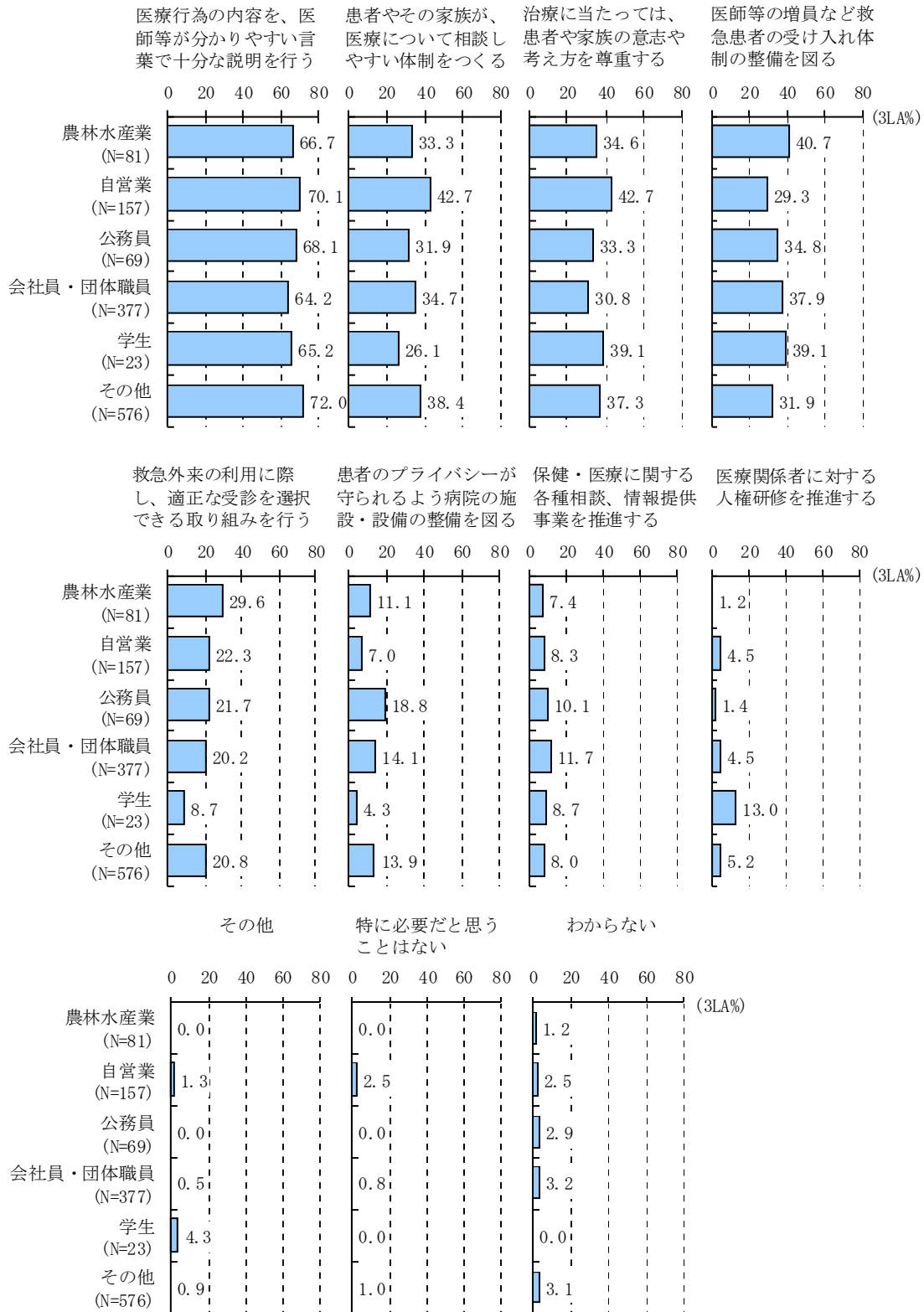


【職業別】

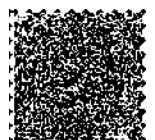
職業別でみると、いずれも「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が最も割合が高い。「患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる」や「治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する」は自営業で最も割合が高く、「医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る」は農林水産業で最も高くなっている。(図表11-2-2)



【図表11-2-2 職業別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】



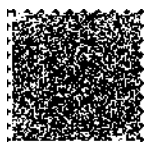
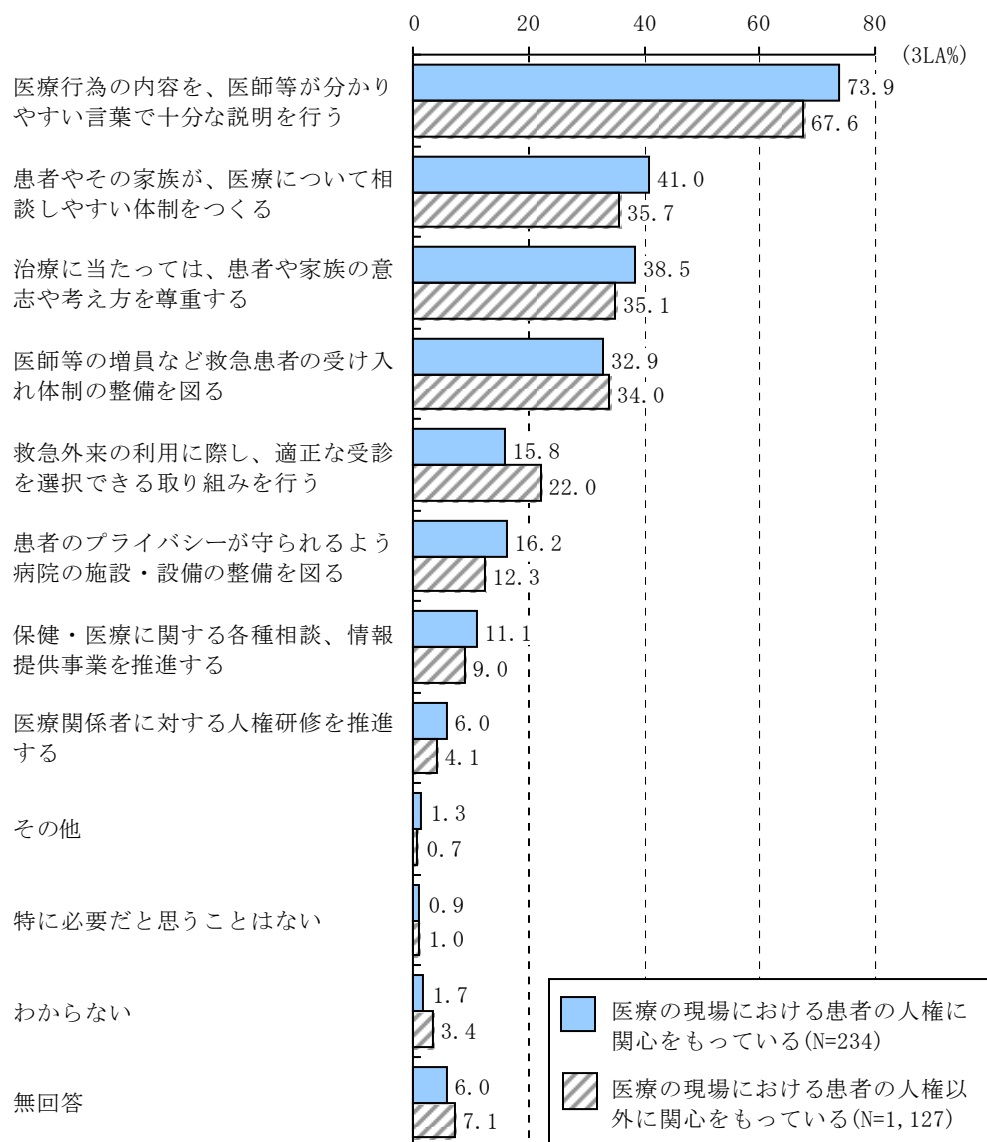
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（医療の現場における患者の人権への関心の有無別）でみると、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人も医療の現場における患者の人権以外に関心をもっている人も「医療行為の内容を、医師等が分かりやすい言葉で十分な説明を行う」が最も高く、医療の現場における患者の人権に関心をもっている人のほうが6.3ポイント高くなっている。（図表11-2-3）

【図表11-2-3 関心のある人権課題別 医療の現場における患者の人権を守るために特に必要なこと】

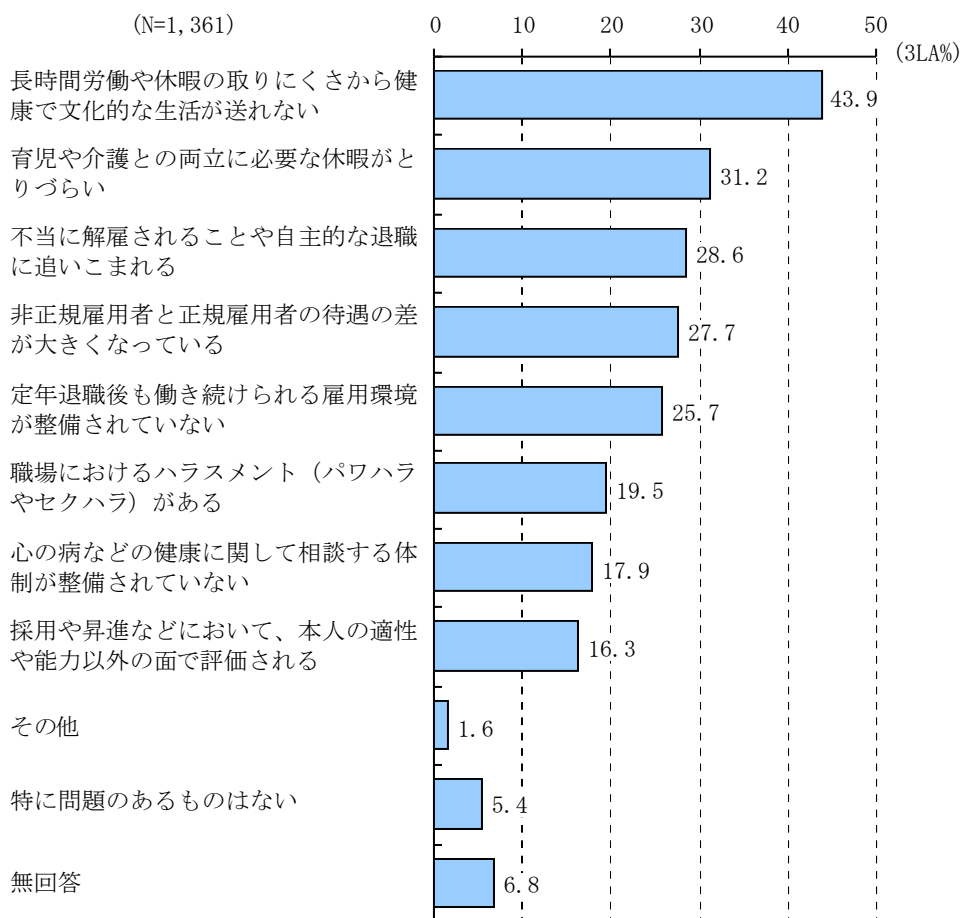


12. 働く人の人権について

12-1. 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること

問29 働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。

【図表 12-1 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについては、「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」が43.9%で最も割合が高く、次いで「育児や介護との両立に必要な休暇がとりづらい」が31.2%、「不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる」が28.6%となっている。（図表12-1）

【性別】

性別でみると、男女とも「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」の割合が最も高くなっている。「育児や介護との両立に必要な休暇がとりづらい」は男性の20.8%より女性の40.3%のほうが19.5ポイント高く、差が大きくなっている。

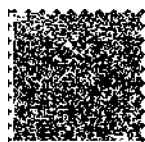
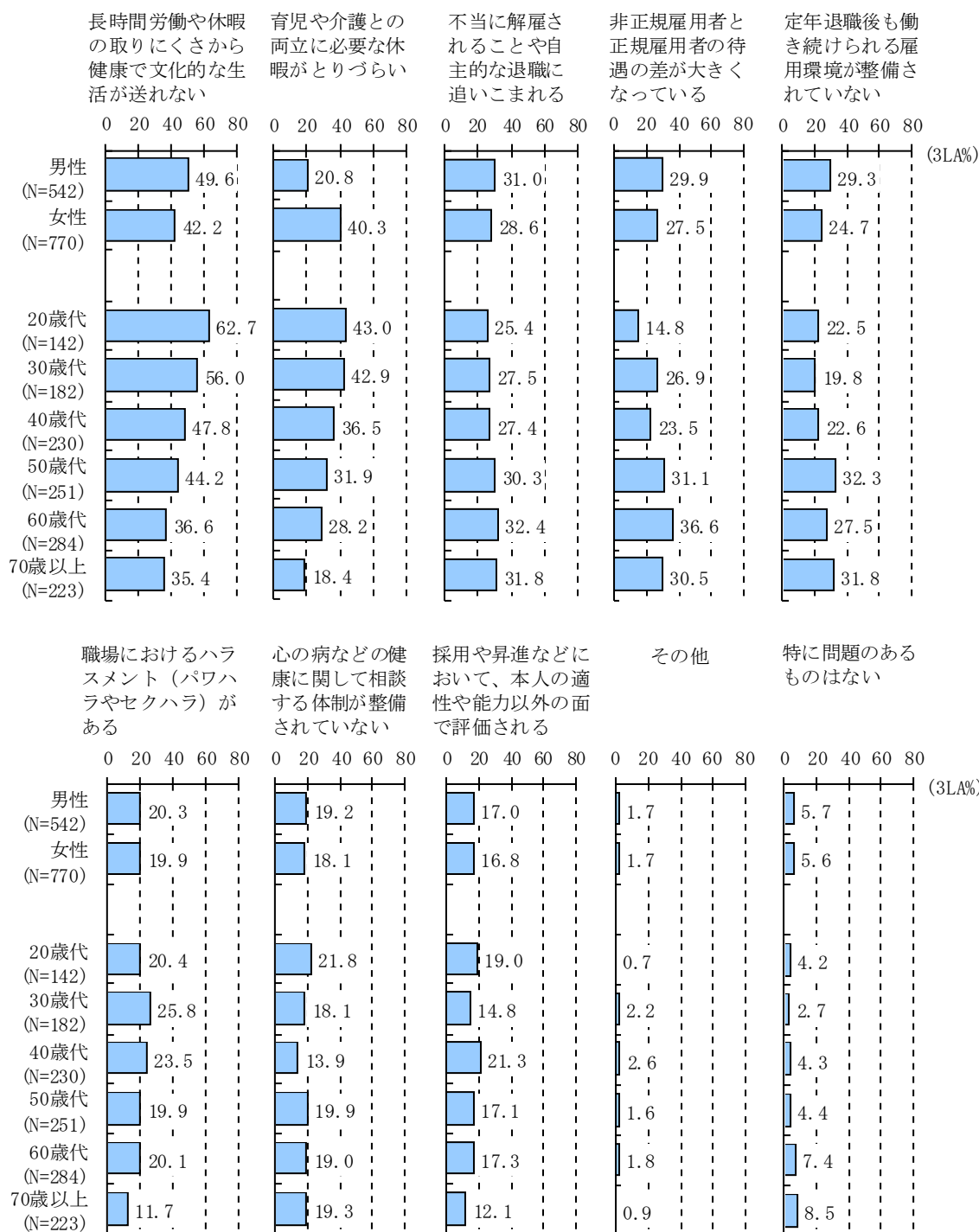
（図表12-1-1）



【年齢別】

年齢別でみると、「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」や「育児や介護との両立に必要な休暇がとりづらい」は20歳代で最も割合が高く高齢になるほど低くなっている。(図表12-1-1)

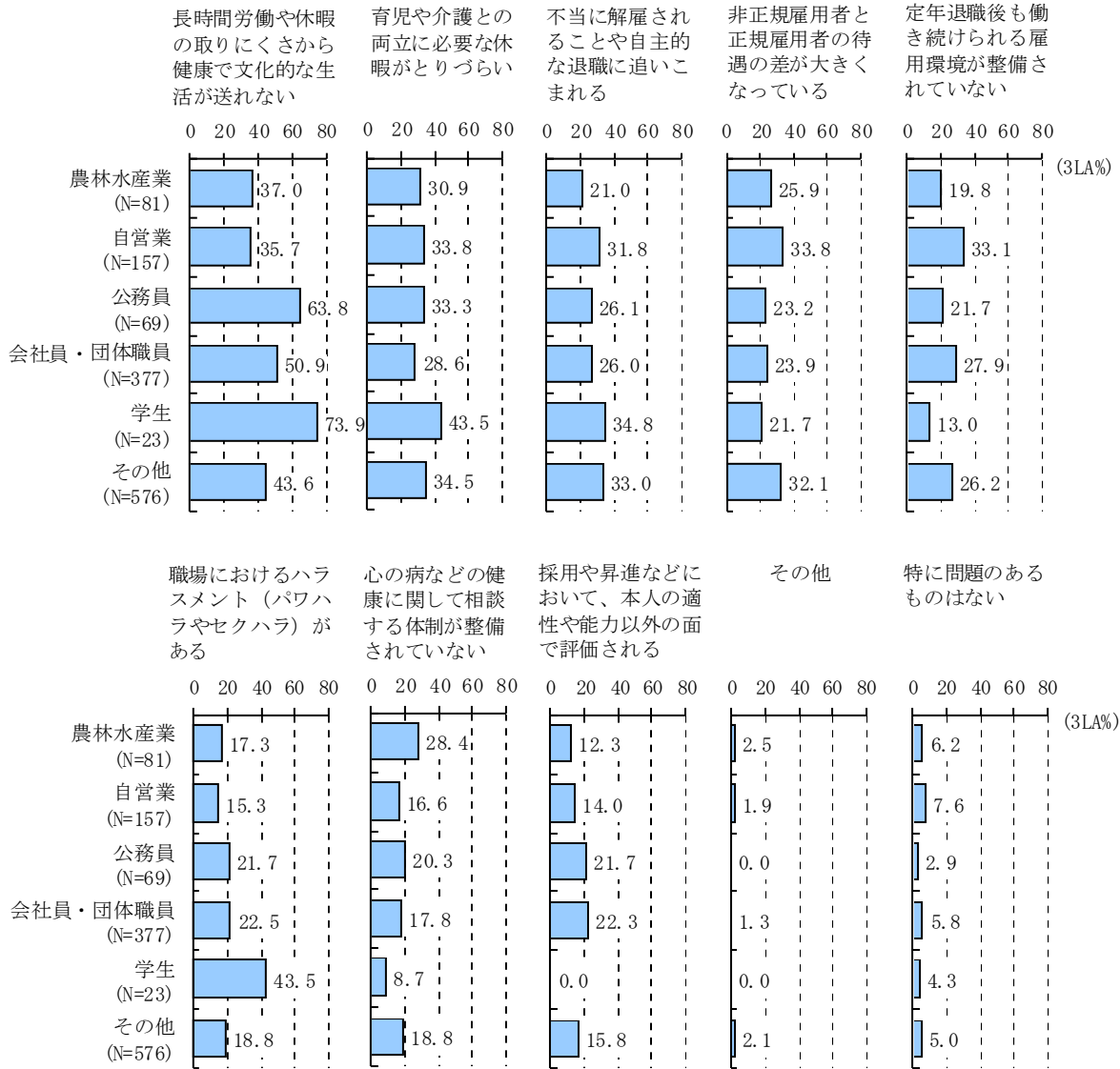
【図表12-1-1 性別 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



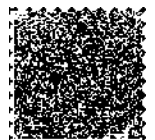
【職業別】

職業別でみると、いずれも「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」が最も割合が高く、なかでも学生が73.9%で最も高く、次いで公務員が63.8%となっている。(図表12-1-2)

【図表12-1-2 職業別 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



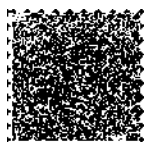
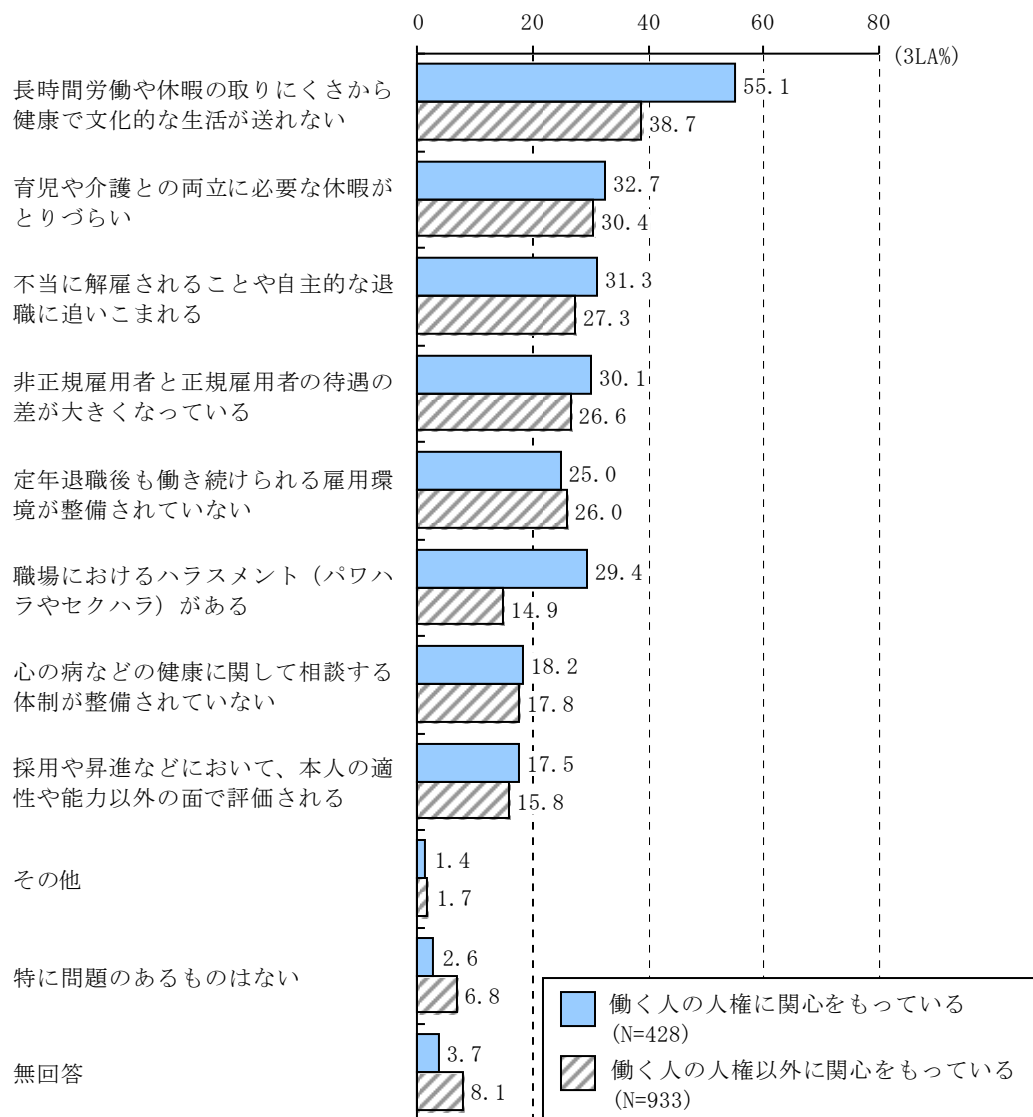
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（働く人の人権への関心の有無別）でみると、働く人の人権に関心をもっている人は「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」が55.1%で最も高く、働く人の人権以外に関心をもっている人より16.4ポイント高くなっている。「職場におけるハラスメント（パワハラやセクハラ）がある」も働く人の人権に関心をもっている人のほうが14.5ポイント高く、差が大きくなっている。（図表12-1-3）

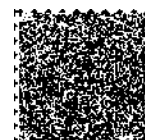
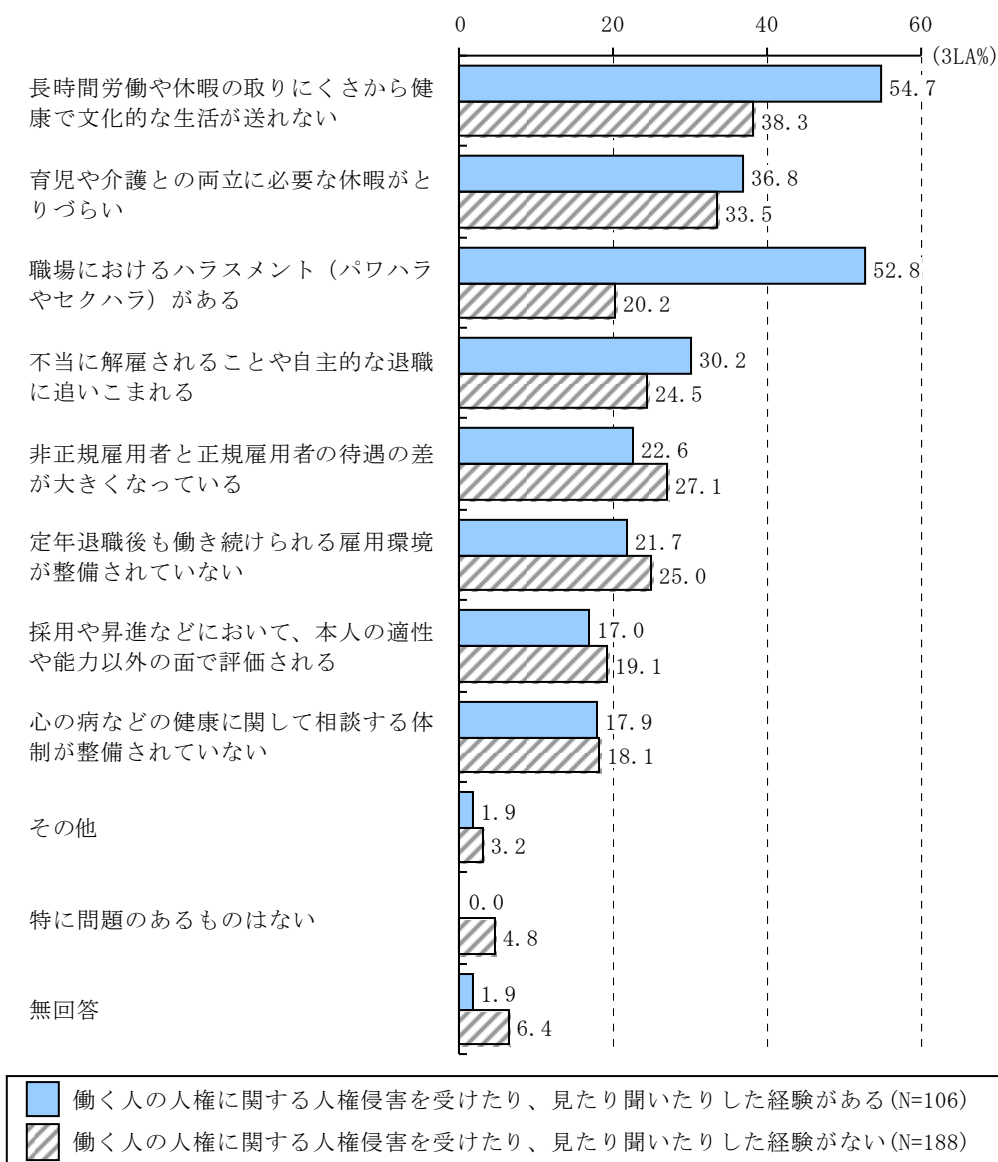
【図表12-1-3 関心のある人権課題別 働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



【「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、働く人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験のある人は、「長時間労働や休暇の取りにくさから健康で文化的な生活が送れない」が54.7%で、経験のない人より16.4ポイント高く、「職場におけるハラスメント（パワハラやセクハラ）がある」は52.8%で、経験のない人より32.6ポイント高くなっている。（図表12-1-4）

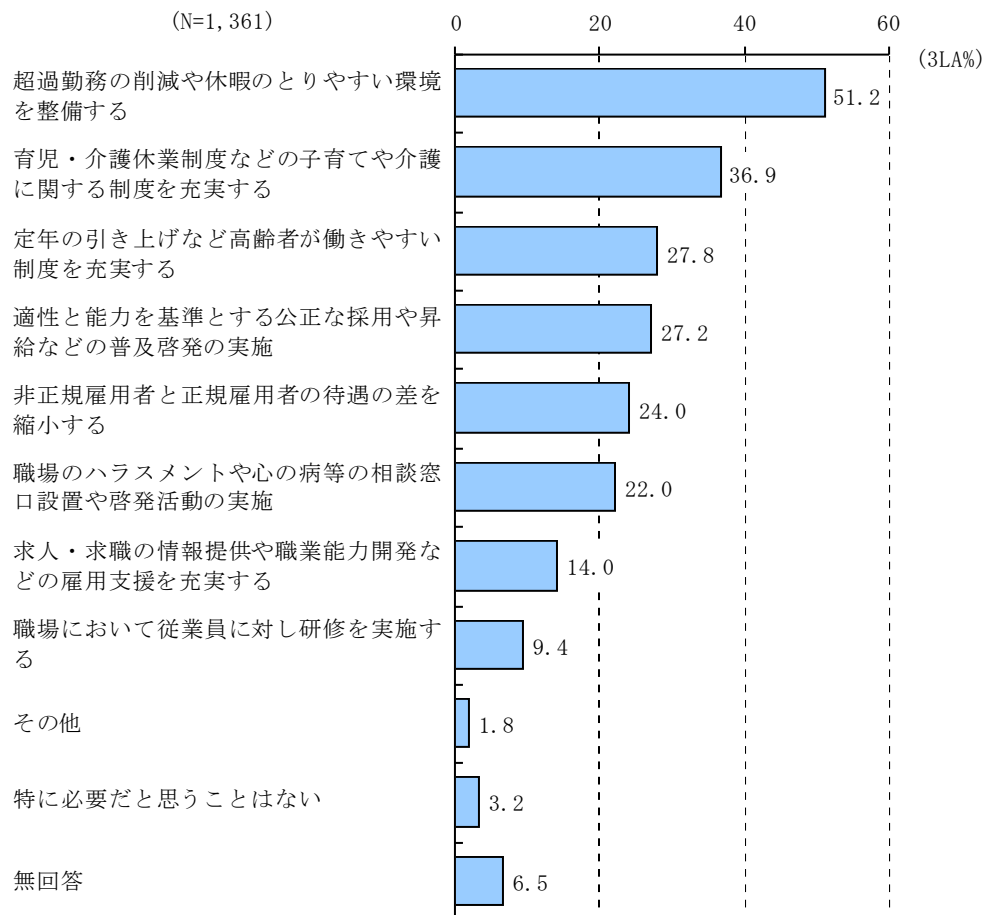
【図表12-1-4 「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
働く人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること】



12-2. 働く人の人権を守るために特に必要なこと

問30 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。

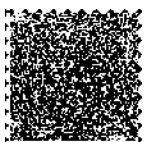
【図表 12-2 働く人の人権を守るために特に必要なこと】



働く人の人権を守るために特に必要なことについて、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が51.2%で最も割合が高く、次いで「育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する」が36.9%、「定年の引き上げなど高齢者が働きやすい制度を充実する」が27.8%となっている。（図表12-2）

【性別】

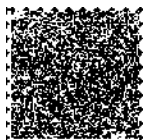
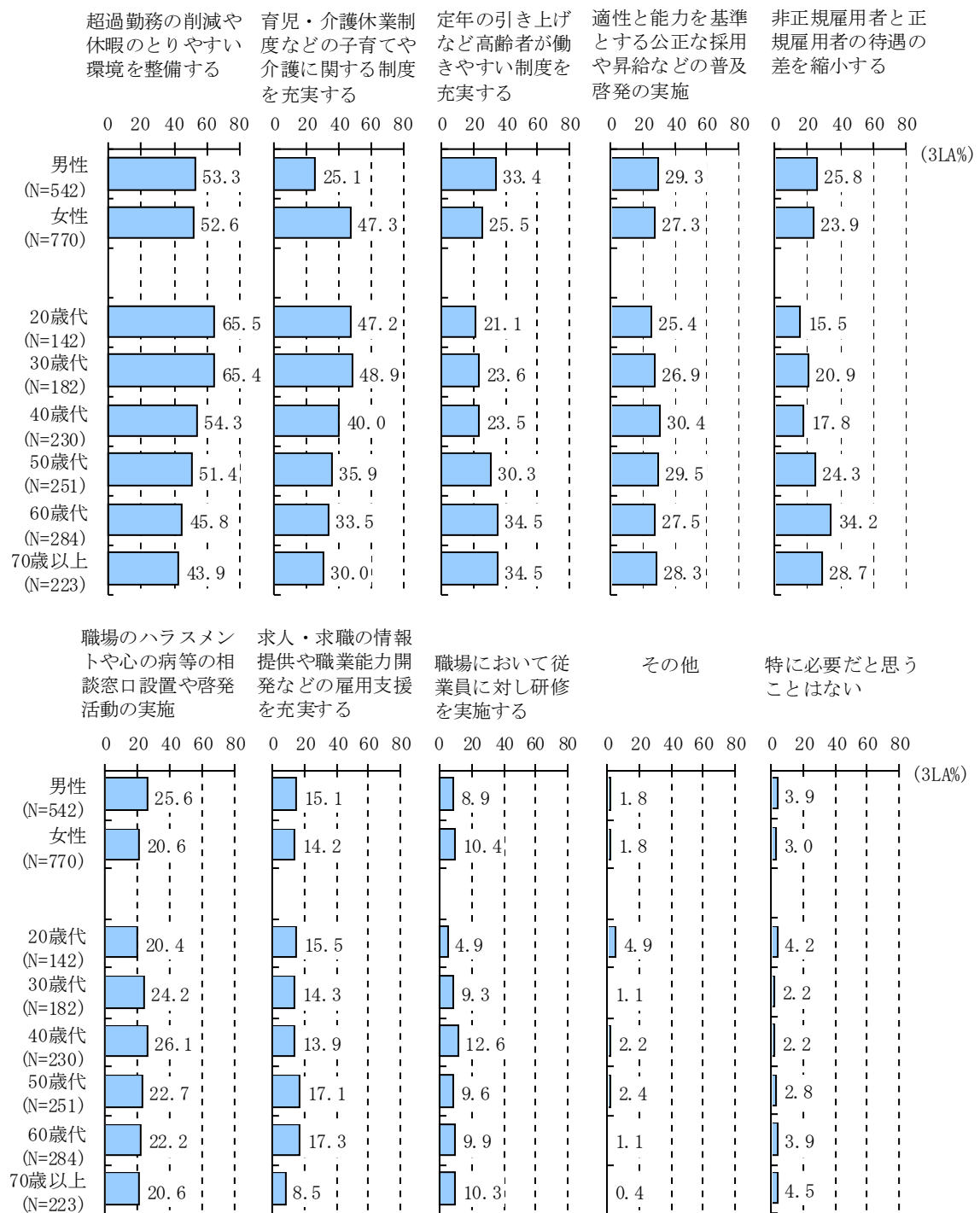
性別でみると、男女とも「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」の割合が最も高くなっており、男性が53.3%、女性が52.6%となっている。「育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する」は男性の25.1%より女性の47.3%のほうが22.2ポイント高いが、「定年の引き上げなど高齢者が働きやすい制度を充実する」は女性の25.5%より男性の33.4%のほうが7.9ポイント高くなっている。（図表12-2-1）



【年齢別】

年齢別でみると、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」や「育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する」は若い年代ほど割合が高く、「定年の引き上げなど高齢者が働きやすい制度を充実する」は高齢になるほど高くなる傾向となっている。(図表12-2-1)

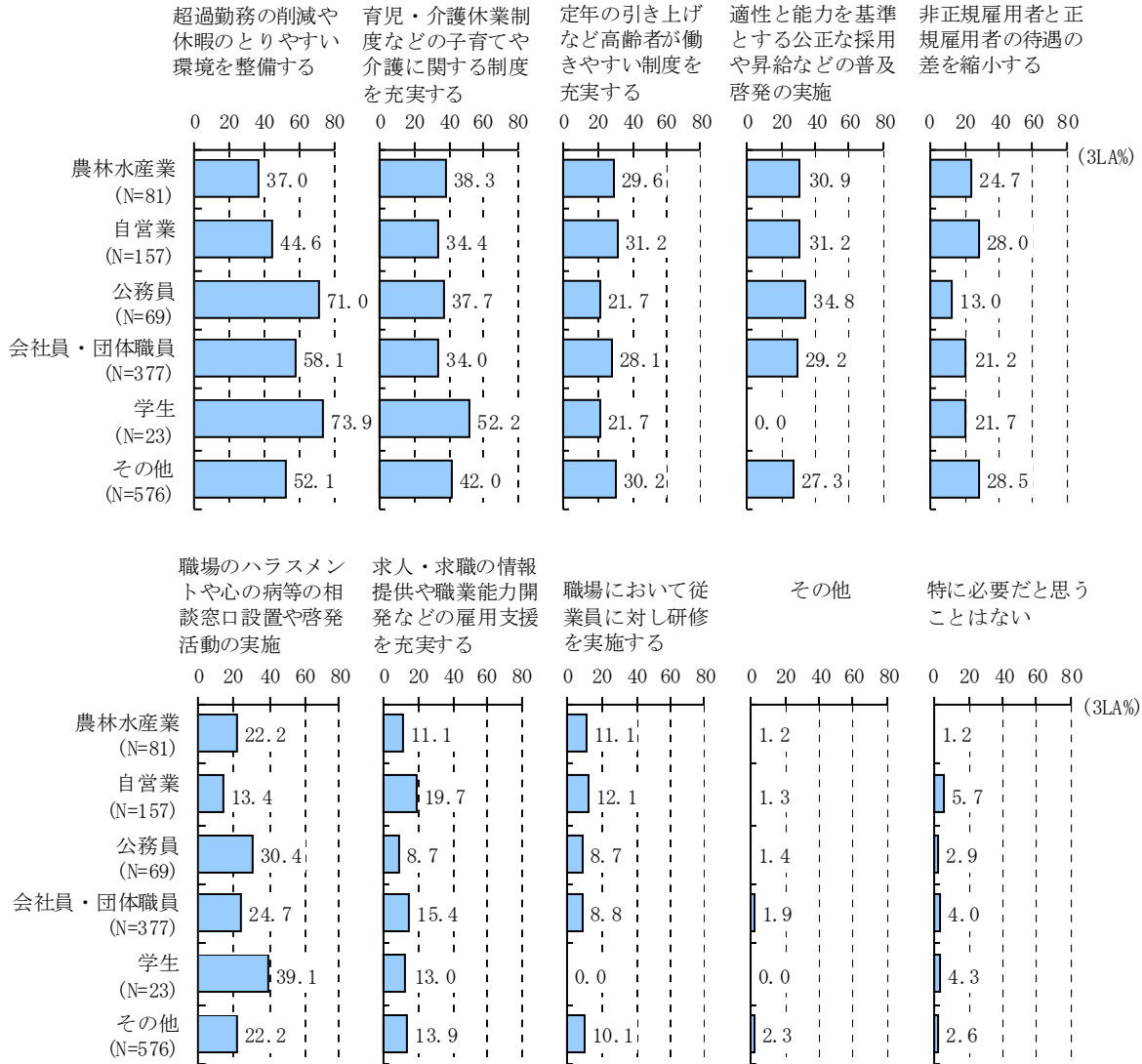
【図表12-2-1 性別・年齢別 働く人の人権を守るために特に必要なこと】



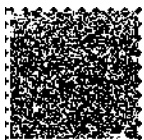
【職業別】

職業別でみると、農林水産業は「育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する」が38.3%で最も割合が高いが、それ以外の職業では「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が最も高くなっている。(図表12-2-2)

【図表12-2-2 職業別 働く人の人権を守るために特に必要なこと】



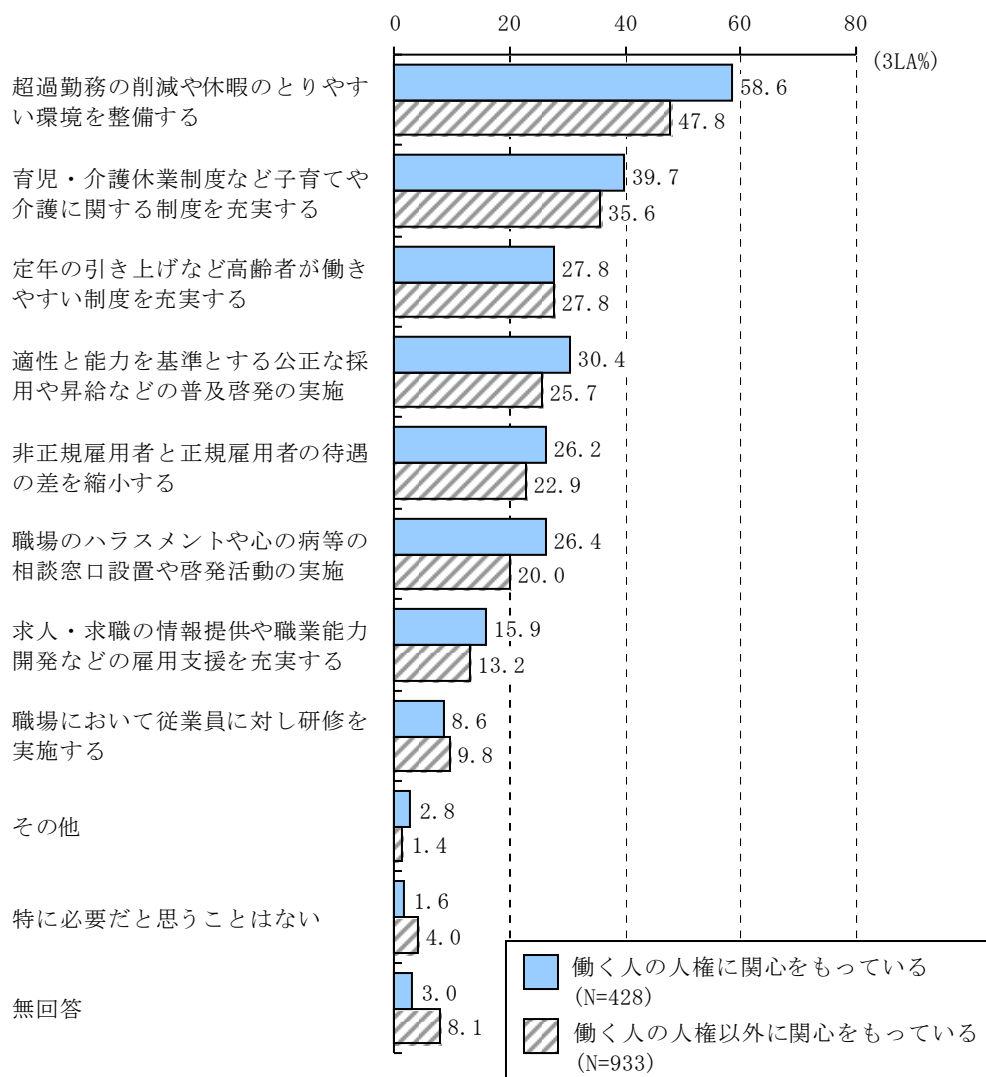
※サンプル数が少ないため解釈には注意が必要



【関心のある人権課題別】

関心のある人権課題別（働く人の人権への関心の有無別）でみると、働く人の人権に関心をもっている人は「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が58.6%で最も高く、働く人の人権以外に関心をもっている人より10.8ポイント高くなっている。一方、「職場において従業員に対し研修を実施する」は、働く人の人権以外に関心をもっている人のほうがやや高くなっている。（図表12-2-3）

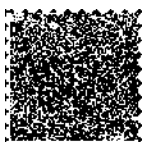
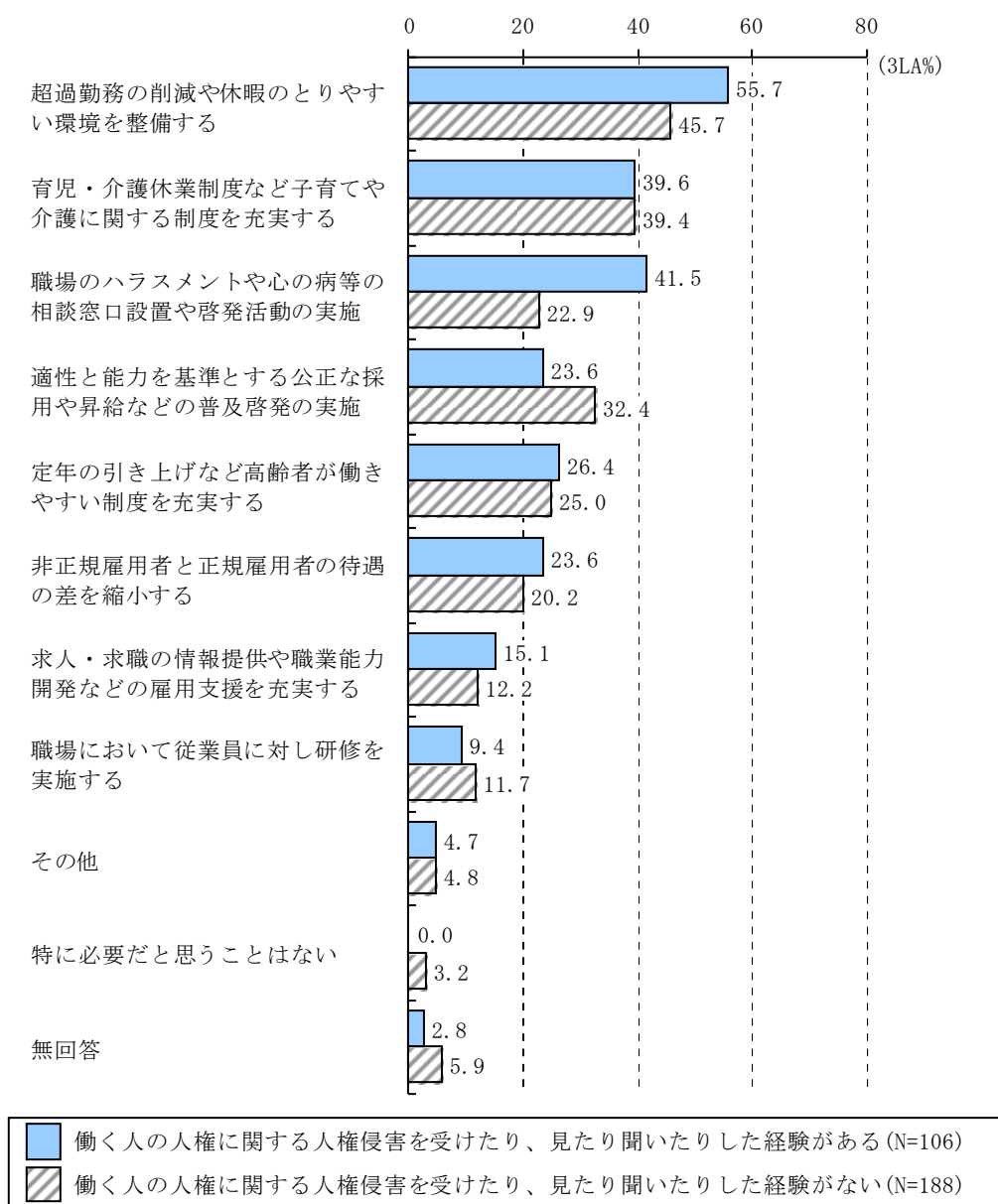
【図表12-2-3 関心のある人権課題別 働く人の人権を守るために特に必要なこと】



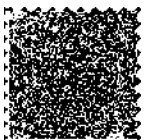
【「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別】

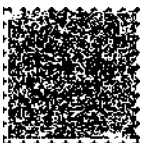
「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別でみると、働く人の人権に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験のある人は、「職場のハラスメントや心の病等の相談窓口設置や啓発活動の実施」が41.5%で、経験のない人より18.6ポイント高くなっている。「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」も経験のある人のほうが経験のない人より10.0ポイント高くなっている。一方、「適性と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発の実施」は経験のある人より経験のない人のほうが8.8ポイント高くなっている。(図表12-2-4)

【図表12-2-4 「働く人の人権」に関する人権侵害を受けたり、見たり聞いたりした経験の有無別
働く人の人権を守るために特に必要なこと】



II-4 自由意見



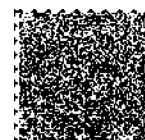


Ⅱ－４ 自由意見

人権問題に関する意見を自由に記入してもらったところ、有効回収数の内203人から延べ230件の意見が寄せられた。

○ 人権全般について

記入内容	件数
教育の場等で子どもの頃から人権教育を学ぶことが大事である。	14
行政の積極的な啓発や特色ある啓発が必要。	12
普段意識していなかったが、アンケートにより意識を持つことができた。	11
過剰な人権意識、逆差別をなくして欲しい。過度な保護に疑問を感じる。	8
他人に対する思いやりが大切である。	7
権利を主張するには義務を果たす必要がある。	7
個性を認め、互いが尊重し合うことが大切である。	5
行政関係者に対する研修・教育が必要。	4
人権問題はなくなる。	4
差別、犯罪のない平和な世の中になることを望む。	4
周囲に人権問題はない、聞かない。	3
公共の相談窓口を充実させて欲しい。	3
人権啓発イベントを増やして欲しい。	3
人権は一人ひとりの意識改善が最も大切である。	3
障害のある人や高齢者等のための施策を充実させて欲しい。	3
広報を積極的に活用してほしい。	3
父子家庭、男性の施策を充実させて欲しい。	2
何も考えていない。諦めている。	2
道徳観が欠けてきている。	2
周りがどうサポートするかを考えるべきである。	1
人権の一番の基本は生存権である。	1
正しい一定基準の知識が持てる社会体制が整うことを望む。	1
女性・子ども・高齢者が被害者になる犯罪の取り締まりを強化して欲しい。	1
計	104



○ 女性の人権について

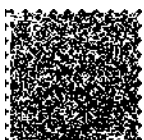
記入内容	件数
保育環境、育児・出産休暇を充実させ、女性が働きやすい環境をつくって欲しい。	3
相談しやすい環境を作ってほしい。	1
仕事をしている、していないに関わらず同じように見てほしい。	1
夫婦別姓や自由な結婚の形が認められていないのは、女性への人権侵害である。	1
社会での女性の立場を守って欲しい。	1
男女平等というが、性差はある。	1
計	8

○ 子どもの人権について

記入内容	件数
教育現場がいじめに積極的に向き合って欲しい。	4
子どもの人権侵害（虐待・暴力・いじめ等）について、行政はハード及びソフト面において効果的な施策を講じて欲しい。	3
虐待は、社会が一体となって守るべきである。	1
子どもの人権について、大人達がしっかり考えるべきである。	1
両親への教育を充実させて欲しい。	1
親が子どものためにするのは体罰ではない。	1
子どものいじめは、親が子どもをどうしつけるかだと思う。全てを学校に押しつける親にも問題がある。	1
児童売春等は、児童自身も場合によっては罰せられるべきである。	1
計	13

○ 高齢者の人権について

記入内容	件数
高齢者が安心して暮らせる環境を整備して欲しい。	4
尊厳のある死を迎えたい。	1
計	5



○ 障害のある人の人権について

記入内容	件数
障害のある人の仕事(働ける場所)・就職をもっと充実させて欲しい。	4
障害のある人の居場所づくりを充実させて欲しい。	2
障害の認定に疑問がある。	2
バリアフリー等の地域の環境整備を充実させて欲しい。	1
児童発達支援センターを増やして欲しい。	1
障害のある人の差別は許されない。	1
障害のある人への配慮が必要である。	1
全てバリアフリーにするのは難しい。	1
計	13

○ 同和問題について

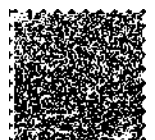
記入内容	件数
同和問題について、学校等で教えないほうがいい。	7
同和地区だけが優遇されているのではないか。	4
同和問題解決のためには、正しく教育すべきである。	4
同和問題はもう終わった問題であると思う。	3
同和問題はなくなりつつある。	1
親の世代より年齢が上の世代の差別が厳しい。	1
同和問題は、他の人権侵害とは別に議論する必要がある。	1
同和問題という言葉が使われる限り、この問題は続くのではないか。	1
計	22

○ 外国人の人権について

記入内容	件数
英語教育を充実させるべきである。	1
外国人への生活保護支給はやめるべきである。	1
外国人も日本で就職できるような環境整備が必要である。	1
フィリピンの国際免許証が使えないのは不公平である。	1
計	4

○ HIV感染者やかかってハンセン病を患った人、難病患者に関する人権について

記入内容	件数
発病理由に差があるので、HIVとハンセン病をひとくりにするのはおかしい。 HIVに感染しない教育が必要である。	2
計	2



○ 犯罪被害者とその家族の人権について

記入内容	件数
被害者より加害者の人権が守られているのはおかしい。	2
計	2

○ 情報化社会における人権侵害について

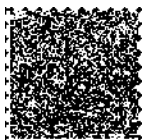
記入内容	件数
ネット上のいじめや人権侵害について、もっと取り締まって欲しい。	2
計	2

○ 医療の現場における患者の人権について

記入内容	件数
医師不足の改善を望む。	1
地域住民以外が入院した場合の入院費が高いのは差別ではないか。	1
小児科救急を近くにつくって欲しい。	1
医療従事者の人権が守られていないので、看護師不足に陥っている。	1
計	4

○ 働く人の人権について

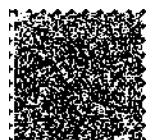
記入内容	件数
法整備等で職場環境（長時間労働、健康管理等）を改善して欲しい。	3
和歌山県の最低賃金が低いのは、地域格差である。	1
日給等が上がらず物価だけが高くなり、貧富の差が激しくなっていくと思う。	1
計	5

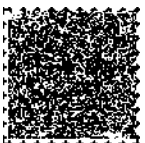


○ その他

主な記入内容	件数
安心して住みやすく、より良い和歌山になることを望む。	6
自殺者を減らして欲しい。	1
北朝鮮にいる拉致被害者を奪還して欲しい。	1
冤罪を被った者の名誉回復はどうなっているのか気になる。	1
受刑者などの人権が無視されている。	1
その他の意見	36
計	46

総合計	230
-----	-----

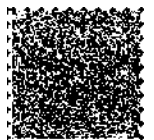




資料 人権に関する県民意識調査票

※このページ以降も音声コードが入っていることを示す切り込みは入っていますが、音声コードはここまでとなります。調査票に関するお問い合わせは、次に示す連絡先まで直接お問い合わせください。

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課
TEL：073-441-2566（直通）
FAX：073-433-4540



人権に関する県民意識調査

～ 人権が尊重される社会づくりのために ～

平成 25 年 6 月
和 歌 山 県

ご記入にあたってのお願い

- ① 調査の結果は、すべて統計的に処理し、あなた自身のことやご回答の内容が、外部に公表されることや、調査目的以外に使用されることは絶対にありませんので、日頃お考えになっていることや感じていることを、ありのままご回答ください。
- ② 回答は、あて名のご本人がお答えくださるようお願いいたします（記入後、名前を書く必要はありません）。
ご本人での回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。
- ③ 回答は各質問の指示にしたがい、番号を○で囲んでください。
また、「その他」にあてはまる場合は、（ ）内にその内容を具体的にご記入ください。
- ④ 質問は番号順にご回答ください。質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、質問文の指示にしたがってご回答ください。

※ ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません）に入れ、

6月21日（金）までにご返送ください。

【調査に関するお問い合わせ先】

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課 電話 073-441-2566（直通）

～人権とは～

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

「人権」についてのお考えをおききします。

問1 あなたは、人権についてどのようにお考えですか（〇は1つだけ）。（N=1,361）

1. 一人ひとりの人権は何よりも尊重されなければならない（38.4%）
2. 一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない（42.2%）
3. 人権という名のもとに、権利の乱用がみられることがあるので、むしろ制限されるべきである（6.3%）
4. わからない（3.7%）

<無回答>（9.4%）

問2 「人権」に関する次のAからCの各設問について、あなたはどのようにお考えですか（〇はそれぞれ1つずつ）。（N=1,361）

	そう思う	まあ そう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	そうは 思わない
(例) 和歌山県は自然が豊かだと思いますか。	①	2	3	4	5
A 今の和歌山県では人権は、十分守られていると思いますか。 <無回答>（4.1%）	1 (7.3%)	2 (40.6%)	3 (35.7%)	4 (9.8%)	5 (2.5%)
B 今の和歌山県では人権を守る教育・啓発活動が十分行われていると思いますか。 <無回答>（4.2%）	1 (5.7%)	2 (27.9%)	3 (42.0%)	4 (16.1%)	5 (4.1%)
C 5年前に比べて県民の人権意識は高くなってきていると思いますか。 <無回答>（4.6%）	1 (7.1%)	2 (20.4%)	3 (46.3%)	4 (16.5%)	5 (5.0%)

問3 次にあげる人権課題の中で、あなたが特に関心をもっているものは何ですか（〇は3つまで）。
（N=1,361）

1. 女性の人権（25.2%）
2. 子どもの人権（27.7%）
3. 高齢者の人権（28.0%）
4. 障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害*・高次脳機能障害等**）
（39.2%）
5. 同和問題（10.5%）
6. 外国人の人権（2.9%）
7. HIV（エイズウイルス）感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権（3.2%）
8. 犯罪被害者とその家族の人権（14.9%）
9. 刑を終えて出所した人の人権（3.5%）
10. 性同一性障害（身体的性別と精神的性別が一致しないこと）のある人の人権（3.9%）
11. ホームレスの人権（2.3%）
12. 医療の現場における患者の人権（17.2%）
13. 公権力（国や地方公共団体）による人権侵害（10.3%）
14. 環境問題（14.5%）
15. 情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、プライバシーに係る人権侵害）
（29.5%）
16. 働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働など）（31.4%）
17. その他（具体的に）（1.8%）
18. 関心がない（1.3%）

<無回答>（2.4%）

発達障害*：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害

高次脳機能障害**：脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害

問4 あなたは、過去5年間に、人権侵害（差別・虐待など）を受けたことや身の回りで見たり聞いたりしたことがありますか（○は1つだけ）。

※「1 受けたことがある」、「2 身の回りで見たり聞いたりしたことがある」と回答された方は次のA～Cについてもご回答ください。（N=1,361）

1. 受けたことがある（5.4%）

2. 身の回りで見たり聞いたりしたことがある（16.2%）

→ 次のページにおすすみください

3. ない（64.4%）

4. わからない（10.3%）

→ 問5におすすみください

<無回答>（3.7%）

問4で、「1 受けたことがある」、「2 身の回りで見たり聞いたりしたことがある」と回答された方におききします。

A：どのような人権課題に関わる内容ですか（〇は3つまで）。（N=294）

- < 回答欄 >
- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 女性の人権（19.7%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 2. 子どもの人権（24.8%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 3. 高齢者の人権（17.7%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 4. 障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）(18.0%)---- | { | } | { | } | { | } |
| 5. 同和問題（13.6%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 6. 外国人の人権（4.4%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 7. HIV（エイズウイルス）感染者、かつてハンセン病を患った人、
難病患者の人権（1.4%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 8. 犯罪被害者とその家族の人権（1.0%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権（0.7%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 10. 性同一性障害（身体的性別と精神的性別が一致しないこと）のある人の人権（0.7%）--- | { | } | { | } | { | } |
| 11. ホームレスの人権（1.7%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 12. 医療の現場における患者の人権（8.2%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 13. 公権力（国や地方公共団体）による人権侵害（5.4%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 14. 環境問題（5.4%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 15. 情報化社会における人権侵害（インターネット上での人権侵害、
プライバシーに係る人権侵害）（12.2%）----- | { | } | { | } | { | } |
| 16. 働く人の人権（職場におけるハラスメントの問題や長時間労働など）(36.1%) ---- | { | } | { | } | { | } |
| 17. その他（具体的に）(8.8%)----- | { | } | { | } | { | } |
- <無回答>（1.7%）

B：Aで回答した人権侵害は、具体的にどのような内容のものでしたか。下記の1～14から選んで番号を上回答欄にご記入下さい。回答は、Aで選んだ回答に対応するように、下記の番号をそれぞれ3つまで記入して下さい。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 育児や介護・世話の放棄、放任 | 8. 出生地・居住地による差別 |
| 2. 暴力行為 | 9. 結婚時における差別 |
| 3. 暴言や脅し、無視などによる精神的な苦痛 | 10. 学校や地域におけるいじめ |
| 4. 勝手に財産や金銭を使用されたり、生活に必要な金銭を使わせないこと | 11. 職場におけるハラスメント（仕事上の立場を利用した「いじめ」や「性的嫌がらせ」） |
| 5. 性的行為の強要や不快な性的言動 | 12. あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口 |
| 6. 職業、学歴、収入による差別 | 13. 不当な調査・捜査 |
| 7. 就職採用又は昇進時における差別 | 14. プライバシーの侵害 |

(%)

	N	養育 児や介 護・世 話の放 任	暴力 行為	暴言や 脅し、 無視な どに よる精 神的な 苦痛	金銭を 使わせ ないに 必要な 使用	勝手に 財産や 金銭を 使用	性的言 動の強 要や不 快な	差別 職業・ 学歴、 収入に よる	就職採 用又は 昇進時 にお ける差 別	出生地 ・居住 地によ る差 別	結婚時 におけ る差 別	学校や 地域に おける いじ め	職場に おける ハラセ メン	の悪口 、かげ り	他人か ら	不当な 調査・ 捜査	プライバ シーの 侵害	無回 答
①女性の人権	58	5.2	24.1	25.9	5.2	25.9	10.3	10.3	3.4	13.8	1.7	13.8	6.9	-	15.5	10.3		
②子どもの人権	73	39.7	32.9	26.0	1.4	2.7	-	-	1.4	-	31.5	-	12.3	-	5.5	11.0		
③高齢者の人権	52	30.8	21.2	28.8	25.0	-	5.8	1.9	-	1.9	3.8	-	11.5	1.9	11.5	19.2		
④障害のある人の人権	53	7.5	11.3	5.7	13.2	-	-	9.4	1.9	1.9	13.2	1.9	18.9	-	9.4	35.8		
⑤同和問題	40	-	2.5	2.5	-	-	-	2.5	45.0	35.0	5.0	-	7.5	2.5	-	35.0		
⑥外国人の人権	13	-	7.7	23.1	-	-	7.7	15.4	23.1	-	15.4	-	23.1	7.7	7.7	15.4		
⑦H I V感染者、かつてハンセン病を患った人、難病患者の人権	4	25.0	-	-	-	-	-	-	25.0	-	-	-	-	25.0	25.0	25.0		
⑧犯罪被害者とその家族の人権	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	33.3	33.3	66.7	33.3		
⑨刑を終えて出所した人の人権	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-		
⑩性同一性障害のある人の人権	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-		
⑪ホームレスの人権	5	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	-	-	-	60.0		
⑫医療の現場における患者の人権	24	12.5	-	33.3	-	-	4.2	-	-	-	4.2	-	8.3	4.2	20.8	37.5		
⑬公権力（国や地方公共団体）による人権侵害	16	-	-	6.3	-	-	18.8	31.3	6.3	-	6.3	-	6.3	12.5	6.3	43.8		
⑭環境問題	16	-	-	18.8	-	-	-	-	6.3	-	12.5	-	25.0	-	18.8	43.8		
⑮情報化社会における人権侵害	36	-	8.3	5.6	-	-	5.6	-	8.3	-	5.6	-	50.0	11.1	47.2	19.4		
⑯働く人の人権	106	0.9	1.9	30.2	-	3.8	10.4	9.4	-	0.9	-	70.8	32.1	3.8	5.7	13.2		
⑰その他	26	3.8	15.4	46.2	-	-	7.7	3.8	3.8	-	11.5	11.5	26.9	11.5	19.2	15.4		

C：あなたは、人権侵害（差別・虐待^{ぎゃくたい}など）を受けたときや身の回りで見たり聞いたりしたときにどうしましたか（〇はいくつでも）。（N=294）

1. 相手に直接抗議した（16.3%）
 2. 家族や親せきに相談した（22.4%）
 3. 友人や先輩に相談した（21.1%）
 4. 弁護士に相談した（3.4%）
 5. 法務局や人権擁護委員^{ようご}に相談した（2.4%）
 6. （公財）和歌山県人権啓発センターや県の機関（子ども・女性・障害者相談センターなど）に相談した（3.7%）
 7. 市町村に相談した（6.8%）
 8. 自治会役員、民生委員などに相談した（3.4%）
 9. 警察に相談した（5.1%）
 10. 学校（先生）に相談した（3.4%）
 11. NPO*等、民間の人権団体に相談した（0.3%）
 12. その他（具体的に）（13.6%）
 13. 黙って我慢をした（13.6%）
 14. 何もしなかった（17.7%）
- ＜無回答＞（6.8%）

NPO*：不特定多数の方の利益を推進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている団体

【ここからは再び全員の方におききします。】

問5 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人等への虐待^{ぎゃくたい}や暴力が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、あなたならどのように対応すると思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 虐待^{ぎゃくたい}や暴力を受けている本人に事情を聞く（32.7%）
2. 問題が起きている家族やその親せきに事情を聞く（19.0%）
3. 近所の人、近くに住んでいる友達に相談する（29.0%）
4. 県、市町村、法務局、人権擁護^{ようご}委員に相談する（36.7%）
5. 児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、警察などへ通報する（55.3%）
6. 弁護士に相談する（3.2%）
7. NPOやボランティア団体などの支援団体に相談する（5.8%）
8. 子どもの通っている保育所、学校などに相談する（22.7%）
9. どこ（誰）に知らせたらいいのかわからない（5.8%）
10. その他（具体的に）（2.3%）
11. 何もしない（1.0%）

<無回答>（1.5%）

問6 すべての人の人権が尊重される社会の実現のため、和歌山県や（公財）和歌山県人権啓発センターでは次のような取組を行っていますが、その中で関心があるのはどの取組ですか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 人権侵害を受けた人への相談や支援を行う（62.2%）
2. 人権に関する啓発冊子を作成する（8.4%）
3. ラジオやテレビ、ホームページなどのメディアを使った啓発活動を行う（31.2%）
4. 人権啓発イベント（ふれあい人権フェスタなど）を開催する（16.8%）
5. 人権に関する講演会を開催する（15.4%）
6. ワークショップ*のような少人数を対象とした研修会を開催する（12.6%）
7. NPOなどと連携を深め、その自主的・主体的な人権尊重の活動を支援していく（15.2%）
8. 人権に関する図書や啓発ビデオなどの資料の収集・貸し出しを行う（5.0%）
9. 広く県民から人権に関する詩やポスターなどの募集を行う（8.4%）
10. その他（具体的に）（2.3%）
11. 特に関心のあるものはない（11.1%）

<無回答>（2.6%）

ワークショップ*：人権問題について意見を出し合うことで、学んだり、気づいたりする参加体験型学習

「女性の人権」についてのお考えをおききします。

問7 女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割分担意識がある（33.4%）
2. 職場において、採用あるいは昇進などで男女のあつかに違いがある（26.6%）
3. 地域において、女性の伝統行事への参加を制限する慣習やしきたりが残っている（7.4%）
4. 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない（46.6%）
5. 商品の広告などで、内容に関係なく女性の水着姿・裸体などを使用している（4.1%）
6. 議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない（12.3%）
7. 夫や恋人などから暴力・暴言、危害の恐怖を感じる脅迫や行動制限をうける（ドメスティック・バイオレンス）（19.0%）
8. 「婦人」「未亡人」など女性だけに用いられる言葉が使われている（2.4%）
9. 職場においてセクハラ（性的嫌がらせ）がある（7.3%）
10. レイプ（強姦）などの女性への性暴力が発生している（15.3%）
11. 妊娠や出産など母性健康管理について、十分に保障されていない（12.0%）
12. 医療の現場において、女性が気軽に安心して受診できる体制が整っていない（10.7%）
13. 特定の人にしつこくつきまとわれる（ストーカー）（8.1%）
14. 売春、買春、援助交際が行われている（6.7%）
15. その他（具体的に）（1.1%）
16. 特に問題のあるものはない（5.9%）

<無回答>（5.0%）

問8 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 男女共同参画週間（6月23日からの1週間）など各種イベントを通して男女平等の視点に立った啓発活動を行う（9.3%）
2. 採用や昇進時などにおいて男女のあつかを平等にすることを、企業などに働きかける（25.8%）
3. 学校教育や社会教育において男女平等をすすめるための教育・学習活動を充実させる（24.0%）
4. 仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える（48.6%）
5. 公的機関、企業などの政策や方針の決定に、より多くの女性が参画できるような環境を整える（14.8%）
6. 男女平等の視点に立って、地域における慣習やしきたりの見直しを行う（12.3%）
7. 女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する（22.3%）
8. 捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届けやすいようにする（14.8%）
9. ドメスティック・バイオレンス（DV：夫や恋人などからの暴力）への対応を強化する（13.2%）
10. テレビ、映画、新聞、雑誌などのメディアの倫理規定を強化する（6.3%）
11. 生涯を通じた女性の健康保持のための啓発・支援を行う（7.4%）
12. 女性のための相談体制を充実させる（17.5%）
13. その他（具体的に）（1.3%）
14. 特に必要だと思うことはない（1.8%）
15. わからない（4.8%）

<無回答>（4.2%）

「子どもの人権」についてのお考えをおまします。

問9 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 「仲間はずれ」や「無視」、身体への暴力や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行う（67.7%）
2. 親（保護者）が子どもに暴力をふるったり育児を放棄するなどの虐待をする（51.0%）
3. 学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける（13.2%）
4. 子どものしつけのためには親（保護者）による体罰もやむを得ないという考えがある（8.7%）
5. 子どもの指導のためには教師による体罰もやむを得ないという考えがある（9.2%）
6. 児童福祉施設などにおいて処遇に不十分な面がある（4.6%）
7. 校則で髪型や服装が細かく決められている（3.5%）
8. 子どもを成績や学歴だけで判断する（27.6%）
9. 賞春、援助交際が行われている（4.6%）
10. 親（保護者）が子どもの部屋に勝手に入ったり、メールを見たりする（2.4%）
11. 暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある（18.7%）
12. 携帯電話などによるインターネットの書き込みなどで特定の子どもの攻撃される（23.4%）
13. 登下校時の安全が十分確保されていない（7.0%）
14. その他（具体的に）（1.3%）
15. 特に問題のあるものはない（2.0%） <無回答>（4.3%）

問10 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 児童福祉週間（5月5日からの1週間）など各種イベントを通して、子どもの人権を守るための啓発活動を行う（6.5%）
2. 子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくりあげる（32.0%）
3. 家庭での親（保護者）の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる（33.7%）
4. 家庭・学校・地域の結びつきを強め、地域の人々が子どもに積極的に関わり、地域で子どもを育てる（45.0%）
5. 教師の人権意識、指導力を高める（23.4%）
6. 子どもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える（51.4%）
7. 個性を認めあうことのできる教育を充実させる（14.3%）
8. 社会性や生きる力をつけるために、子ども会活動などを充実する（6.2%）
9. 虐待や性犯罪など子どもが被害者になる犯罪の取締りを強める（14.5%）
10. 規則などを強化し、子どもにとって有害な情報提供などを禁止できるようにする（6.6%）
11. 親（保護者）の育児不安などに対応する、相談・支援体制を充実する（14.0%）
12. 通学路の整備や地域の見守りなど登下校時の安全を確保する（8.0%）
13. その他（具体的に）（1.4%）
14. 特に必要だと思うことはない（0.1%）
15. わからない（1.8%） <無回答>（3.7%）

「高齢者の人権」についてのお考えをおききします。

問 11 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか(○は3つまで)。
(N=1,361)

1. 仕事に就く機会が少ないために経済的な自立が難しい (35.9%)
 2. 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない (21.7%)
 3. 悪質商法などの消費者被害が多い (40.5%)
 4. 病院や施設等・家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある (14.3%)
 5. 特別養護老人ホームや在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない (28.1%)
 6. 高齢者を子どもあつかいや邪魔者あつかいし、意見や行動を十分に尊重しない (18.0%)
 7. 判断能力が十分でない高齢者に、財産管理など経済生活をめぐる権利侵害がある (13.5%)
 8. スポーツや文化活動などへの参加に配慮されていない (4.3%)
 9. 道路や駅などのバリアフリー化*が進んでいないため外出しづらい (21.7%)
 10. さまざまな建物や製品が、高齢者の利用しやすいようにつくられていない (14.5%)
 11. その他 (具体的に) (2.1%)
 12. 特に問題のあるものはない (4.5%)
- <無回答> (4.0%)

バリアフリー化*：段差の解消、スロープやエレベーターの設置などにより、障害のある人や高齢者の生活や活動を妨げるものを取り除くなど、利便性を向上させること

問12 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか(〇は3つまで)。
(N=1,361)

1. 「敬老の日(9月第3月曜日)」や「老人の日(9月15日)」「老人週間(9月15日からの1週間)」など各種イベントを通し、高齢者の福祉について関心を深める(8.4%)
2. 学校や家庭、地域で、高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる(40.0%)
3. 民生委員などを含めた身近な地域の人達による見守りの体制を充実させる(23.0%)
4. 高齢者がその能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす(35.3%)
5. 年金や住宅、福祉、医療、介護サービスなどの充実で高齢者やその家族の生活を安定させる(45.6%)
6. 病院や施設における高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する(9.8%)
7. 高齢者は十分に社会に貢献してきたのだから、家でゆっくりと暮らせるような環境を整える(11.8%)
8. 高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる(25.3%)
9. 自由に行動したり買い物に出かけられるよう、駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる(19.5%)
10. 高齢者と他の世代との交流をすすめる(13.4%)
11. 高齢者のための相談体制を充実する(8.2%)
12. その他(具体的に)(0.8%)
13. 特に必要だと思うことはない(0.7%)
14. わからない(1.8%)

<無回答>(3.3%)

「障害のある人の人権」についてのお考えをおききします。

問 13 障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等）のある人の人権に関する事柄で、特にどのようなことが問題だと思えますか（〇は3つまで）。
(N=1,361)

1. 障害のある人に関する人々の認識が十分でない（61.2%）
2. 道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため外出しづらい（21.4%）
3. スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がなされていない（3.9%）
4. 仕事に就く機会が少なく、また障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でない（44.5%）
5. 身近な地域にバリアフリー化された住宅がない（5.3%）
6. 身近な地域での福祉サービスが十分でない（13.7%）
7. 学校の受入体制が十分ではない（9.6%）
8. 障害があることを理由に、乗り物への乗車や店・施設の利用を断られる（3.3%）
9. 障害があることを理由に、資格取得などを制限する法律などがある（2.5%）
10. 障害のある人を避ける、あるいは傷つける言葉や障害をたとえた表現を使う（15.0%）
11. 本人やその家族に対する結婚差別がある（6.7%）
12. 精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある（10.9%）
13. 事件報道において因果関係が明確でないにもかかわらず、精神科への受診歴や疾患名が公表される（4.8%）
14. 病院や施設、家庭などにおいて、障害のある人に対する不当な扱いや虐待がある（3.6%）
15. 判断能力が十分でない障害のある人に対する詐欺などの犯罪が多い（7.6%）
16. その他（具体的に）（1.6%）
17. 特に問題のあるものはない（4.7%）

<無回答>（4.1%）

問 14 障害のある人となない人が同じように生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思いますか。また、こうした配慮や工夫を行うには経済的な負担（行政又は事業所等による費用負担）を伴うこともあります。どうすべきだと思いますか（○は1つだけ）。（N=1,361）

（配慮や工夫の例）

商店やレストランに障害者用トイレやスロープを整備

地域集会や会社の会議での点字資料や手話通訳を用意する等

1. 差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきだ（16.6%）
2. 差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきだ（42.2%）
3. 差別にあたる場合があるので、負担が無いかごくわずかですむなら配慮や工夫を行うべきだ（11.8%）
4. 不便は理解できるが、差別にあたるとは思わない（13.4%）
5. その他（具体的に）（2.6%）
6. わからない（9.6%）

<無回答>（3.9%）

問 15 障害のある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか
(〇は3つまで)。(N=1,361)

1. 障害者週間（12月3日～9日）や障害者雇用促進月間（9月）などの各種イベントを通じて、障害のある人の人権を守るための啓発活動を行う（9.8%）
2. 学校教育や社会教育において、障害のある人への理解を深めるための教育・学習活動を充実させる（53.7%）
3. 学校における特別支援教育*を充実させる（18.9%）
4. 学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどネットワークを構築する（24.9%）
5. 安心して外出できるようバリアフリー化をすすめるとともに、スポーツ活動や文化活動に参加しやすい環境（手話通訳、点字資料の設置等）を整える（20.3%）
6. 病院や施設においても障害のある人がその人らしく生活する権利を守ることを徹底する（10.9%）
7. 事件報道において因果関係が明確でない場合、精神科への受診歴や疾患名を公表しない（3.3%）
8. 精神科の病院やクリニックへの偏見をなくし、誰もが必要に応じ精神疾患の治療を受けられる社会の実現をめざす（14.8%）
9. 障害のある人の仕事に就く機会をつくる（27.1%）
10. 障害のある人がひとりではできないことを補うため、周囲の者が常に手助けをする（11.8%）
11. 障害のある人と障害のない人の交流をすすめる（11.4%）
12. 地域で生活するために施設の整備や福祉サービスを充実させる（15.4%）
13. 障害のある人の生活や権利を守る制度・体制（相談・情報提供等）を充実させる（15.2%）
14. その他（具体的に）（0.9%）
15. 特に必要だと思うことはない（0.6%）
16. わからない（3.7%）

<無回答>（2.4%）

特別支援教育*：障害のある幼児・児童・生徒が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服^{こくふく}するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと

ご協力ありがとうございます。
引き続き最後までよろしく申し上げます。

「同和問題」についてのお考えをおききします。

問 16 同和問題について、どういうきっかけで知りましたか（〇は1つだけ）。（N=1,361）

1. 家族から聞いた（18.7%）
 2. 親せきの人から聞いた（0.7%）
 3. 近所の人から聞いた（1.3%）
 4. 友達から聞いた（2.4%）
 5. 学校の授業で教わった（34.7%）
 6. 職場の人から聞いた（1.6%）
 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った（3.8%）
 8. 講演会・研修会などで聞いた（4.6%）
 9. 「県民の友」や市町村の広報誌などから知った（1.0%）
 10. 同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない（19.1%）
 11. その他（具体的に）（5.5%）
 12. 知らない（4.8%）
- 〈無回答〉（1.8%）

問 17 同和問題に関して、現在、どのような問題があると思いますか（〇はいくつでも）。（N=1,361）

1. 結婚の時に周囲の人が反対をする（43.6%）
 2. 就職の時や職場で不利な取り扱いをする（9.2%）
 3. 差別落書きや、インターネット上に差別的な書き込みがある（8.0%）
 4. 身元調査が行われている（17.2%）
 5. 同和問題の理解不足につけ込んだ高額図書の売りつけなどがある（3.3%）
 6. 同和地区住民との付き合いを避ける（15.3%）
 7. 住宅環境や道路などの生活環境が悪い（3.7%）
 8. 進学率が低く、学力較差がある（2.9%）
 9. 不安定な就労状態の人が多（7.1%）
 10. 家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける（21.5%）
 11. その他（具体的に）（5.6%）
 12. 特に問題のあるものはない（11.8%）
 13. わからない（20.4%）
- 〈無回答〉（3.4%）

問 18 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか（〇は1つだけ）。（N=1,361）

1. 当然、子どもの意思を尊重する（52.1%）
 2. 反対だが、子どもの意思であれば、仕方がない（16.9%）
 3. 家族や親せきに、反対意見があれば、結婚に反対する（2.2%）
 4. 絶対に、結婚には反対する（2.9%）
 5. わからない（22.9%）
- 〈無回答〉（2.9%）

「外国人の人権」についてのお考えをおききします。

問19 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（○は3つまで）。（N=1,361）

1. 外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でない（51.2%）
2. 偏見^{へんけん}などがあり住宅を容易に借りることができない（8.9%）
3. 就職や仕事の内容、待遇^{たいぐう}などで、不利な条件におかれている（18.7%）
4. 日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない（28.4%）
5. 選挙権がないなど権利が制限されている（14.4%）
6. 子どもに対して、自国の宗教や生活習慣にあった教育が行いにくい（7.2%）
7. 入店を断られる店や施設がある（1.2%）
8. 結婚問題で周囲から反対を受ける（5.7%）
9. 外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない（21.0%）
10. その他（具体的に）（1.5%）
11. 特に問題のあるものはない（14.6%）

<無回答>（6.5%）

問20 日本に居住する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）。（N=1,361）

1. 外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める（49.4%）
2. 外国人の人権を守るための啓発活動をすすめる（3.9%）
3. 日本国籍を持たないことにより受ける不利益をなくす（16.4%）
4. 仕事に就きやすい環境をつくる（20.1%）
5. 日本人と外国人との交流の機会を増やす（31.7%）
6. 日本の文化や風習を理解するための教育の機会をつくる（21.3%）
7. 外国人のための相談・情報提供などの支援体制を充実する（24.2%）
8. 日本語を理解できない人へ語学教育を行う（17.2%）
9. 外国人が母語・文化を学習する機会をもうける（2.6%）
10. その他（具体的に）（1.0%）
11. 特に必要だと思うことはない（4.4%）
12. わからない（8.8%）

<無回答>（3.7%）

「HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権」についてのお考えをおききします。

問 21 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。(N=1,361)

1. 医療施設や療養環境が十分でない（19.8%）
2. 病気についての理解や認識が十分でない（67.0%）
3. 患者の社会復帰が困難である（18.2%）
4. 医療保険の対象とならない治療方法があるなどの理由で、医療費が高額になり、十分な治療が受けられない（25.1%）
5. 感染者や難病患者が、退職や退学に追い込まれる（7.3%）
6. 病気の後遺症が残っている、感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から好奇または偏見の目で見られる（36.4%）
7. 本人やその家族に対する結婚差別がある（9.5%）
8. 興味本位の報道がなされる（9.8%）
9. その他（具体的に）（0.8%）
10. 特に問題のあるものはない（5.2%）

<無回答>（6.5%）

問 22 HIV感染者やかつてハンセン病を患った人、難病患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。(N=1,361)

1. 「世界エイズデー（12月1日）」や「ハンセン病を正しく理解する週間（6月25日を含む週）」など各種イベントを通して、病気について正しい知識・科学的な知識の普及啓発を行う（34.8%）
2. 医療行為について十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う（26.5%）
3. 医療保険制度を充実させる（35.3%）
4. 保健・医療に対する各種相談・情報提供を行う（15.4%）
5. 快適な入院生活を送れるように、病院の施設や設備の整備をする（13.0%）
6. 医師や看護師など医療従事者に対する人権研修をすすめる（7.0%）
7. 患者同士または患者の家族同士の交流の機会を増やす（9.6%）
8. 病気に対する予防策を充実する（28.7%）
9. 就職・就労しやすい環境づくりをすすめる（11.5%）
10. 相談・支援体制を充実する（18.4%）
11. その他（具体的に）（0.5%）
12. 特に必要と思うことはない（1.2%）
13. わからない（9.5%）

<無回答>（4.2%）

「犯罪被害者とその家族の人権」についてのお考えをおききします。

問 23 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. マスメディアによる行き過ぎた取材のため日常的な生活を送ることができない（55.8%）
2. 被害者の写真や履歴^{りれき}などが公表され、プライバシーが侵害されている（37.3%）
3. 被害者に対する相談・支援機関などが十分でない（23.8%）
4. 被害者に対する金銭的な支援制度が十分でない（15.0%）
5. 捜査や裁判に関して心理的・時間的・経済的な負担が大きい（29.2%）
6. 被害や被害者自身について周囲の人から無責任なうわさ話等の二次被害を受けている（32.7%）
7. 被害者の苦しみについて職場や学校での十分な理解を得られない（12.9%）
8. 加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない（16.0%）
9. その他（具体的に）（1.0%）
10. 特に問題のあるものはない（4.5%）

<無回答>（5.7%）

問 24 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. マスメディアによる行き過ぎた取材を規制する（60.2%）
2. 被害者への法律アドバイスの充実（被害者に理解のある弁護士の確保）（20.4%）
3. 被害者の人権を守るための啓発活動を行う（8.7%）
4. 被害者に対する経済的な支援制度を充実する（18.3%）
5. 精神面に対する治療やカウンセリングを充実させる（26.7%）
6. 被害者のプライバシーを守るため、法律や条例をつくる（24.8%）
7. 加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える（22.6%）
8. 犯罪を抑止^{よくし}させるため、犯罪に対する罰則^{ばつそく}を強化する（17.6%）
9. 加害者に対する捜査や裁判について、被害者が十分な情報が得られること（18.5%）
10. 被害者のための相談・支援体制を充実する（19.0%）
11. その他（具体的に）（0.7%）
12. 特に必要だと思うことはない（1.0%）
13. わからない（4.5%）

<無回答>（3.0%）

「情報化社会における人権侵害」についてのお考えをおききします。

問 25 インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. インターネット上に他人を誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載すること（57.8%）
2. 出会い系サイトなどが犯罪や自殺を誘発する場となっていること（29.3%）
3. インターネット上に加害少年や捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真等を掲載すること（15.2%）
4. 子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること（42.1%）
5. インターネット上にわいせつ画像や残酷^{ざんぎやく}な画像など、有害な情報を掲載すること（19.1%）
6. 個人情報の不正な調査や取扱い、横流し、流出等が発生していること（24.8%）
7. 個人情報の流出により知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘をうけること（32.5%）
8. インターネットが悪質商法の取引の場となっていること（15.1%）
9. その他（具体的に）（1.5%）
10. 特に問題のあるものはない（2.3%）

<無回答>（5.4%）

問 26 インターネットを利用した人権侵害やプライバシーに係る人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. インターネットを利用した人権侵害を受けた者のための相談体制を充実する（27.1%）
2. インターネット利用者やプロバイダ*等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する（30.3%）
3. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う（28.0%）
4. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める（29.7%）
5. 子どもの安全を守るため「フィルタリング機能**」の利用を普及・促進する（35.2%）
6. 違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締りを強化する（47.0%）
7. その他（具体的に）（1.2%）
8. 特に必要だと思わない（0.7%）
9. わからない（9.0%）

<無回答>（7.7%）

プロバイダ*：インターネットへの接続サービスを提供する事業者

フィルタリング機能**：ブラックリスト方式：インターネット上のサイトを一定基準で評価判別し、違法・有害サイトなどを選択的に排除する機能

ホワイトリスト方式：子どもにとって安全で有益と思われるホームページのリストを作り、これらのホームページ以外のページを見せないようにする機能

「医療の現場における患者の人権」についてのお考えをおききします。

問 27 医療の現場における患者に関する事柄で、人権上、特に関心があるのはどのようなことですか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 医師から治療について、その方法を選択し承諾するのに必要な情報を受ける権利（インフォームドコンセント）（45.0%）
2. 診断を受けた医師とは異なった医師からの意見聴取（セカンドオピニオン）（37.2%）
3. 救急患者の受け入れ拒否（40.5%）
4. 救急外来の安易な利用によって、重症患者が適切な処置を受けられない状態（23.4%）
5. 医療の現場における患者のプライバシー保護（12.6%）
6. 医療過誤（医療ミス）（21.9%）
7. 入院生活環境（8.2%）
8. 医師及び医療従事者による暴言（ドクター・ハラスメント）（11.6%）
9. 女性専用外来*（14.0%）
10. その他（具体的に）（1.0%）
11. 特に関心のあるものはない（4.3%）

<無回答>（7.9%）

女性専用外来*：「女性特有の症状に苦しんでいる」「男性医師に相談しにくい」と悩んでいる女性を対象に、窓口を設けて女性医師が診察に当たること

問 28 医療の現場における患者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 治療に当たっては、患者や家族の意志や考え方を尊重する（35.7%）
2. 医療行為の内容について、医師等が患者本人または家族に対し分かりやすい言葉で十分な説明を行う（68.7%）
3. 医師等の増員など救急患者の受け入れ体制の整備を図る（33.8%）
4. 小児救急電話相談*など、救急外来の利用に際し、適正な受診を選択できるような取り組みを行う（20.9%）
5. 保健、医療に関する各種相談、情報提供事業を推進する（9.3%）
6. 患者のプライバシーが守られるよう病院の施設・設備の整備を図る（13.0%）
7. 医療関係者に対する人権研修を推進する（4.4%）
8. 患者やその家族が、医療について相談しやすい体制をつくる（36.6%）
9. その他（具体的に）（0.8%）
10. 特に必要だと思うことはない（1.0%）
11. わからない（3.1%）

<無回答>（6.9%）

小児救急電話相談*：休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けた方がよいかなど迷ったときに、小児科医師・看護師へ電話による相談ができるもの

「働く人の人権」についてのお考えをおききします。

問 29 働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 長時間労働や休暇の取りにくさなどから健康で文化的な生活がおくれない（43.9%）
2. 不当に解雇されることや自主的な退職に追いこまれる（28.6%）
3. 職場におけるハラスメント*（パワハラやセクハラ）がある（19.5%）
4. 採用や昇進などにおいて、本人の適性や能力以外の面で評価される（16.3%）
5. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている（27.7%）
6. 定年退職後も働き続けられる雇用環境が整備されていない（25.7%）
7. 育児や介護との両立に必要な休暇がとりづらい（31.2%）
8. 心の病などの健康に関して相談する体制が整備されていない（17.9%）
9. その他（具体的に）（1.6%）
10. 特に問題のあるものはない（5.4%）

<無回答>（6.8%）

職場におけるハラスメント*：仕事上の立場を利用した「いじめ」や「性的嫌がらせ」のこと

問 30 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思えますか（〇は3つまで）。（N=1,361）

1. 超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する（51.2%）
2. 職場におけるハラスメント（パワハラやセクハラ）や心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する（22.0%）
3. 本人の適性と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発を実施する（27.2%）
4. 定年の引き上げや定年の定め廃止、継続雇用制度の導入など高齢者が働きやすい制度を充実する（27.8%）
5. 育児・介護休業制度などの子育てや介護に関する制度を充実する（36.9%）
6. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を縮小する（24.0%）
7. 求人・求職の情報提供や職業能力開発などの雇用支援を充実する（14.0%）
8. 職場において従業員に対し研修を実施する（9.4%）
9. その他（具体的に）（1.8%）
10. 特に必要だと思わない（3.2%）

<無回答>（6.5%）

あなたご自身のことについておききします。統計的に集計・分析するために必要ですので、できるだけご回答をお願いします。

問 31 あなたの性別は。(N=1,361)

1. 男性 (39.8%)
 2. 女性 (56.6%)
- <無回答> (3.6%)

問 32 あなたの年齢は。(N=1,361)

1. 20 歳代 (10.4%)
 2. 30 歳代 (13.4%)
 3. 40 歳代 (16.9%)
 4. 50 歳代 (18.4%)
 5. 60 歳代 (20.9%)
 6. 70 歳以上 (16.4%)
- <無回答> (3.6%)

問 33 あなたの職業をおきかせください (主なもの 1 つだけに○)。(N=1,361)

1. 農林水産業 (農林水産業の事業主とその家族従業者) (6.0%)
 2. 自営業 (農林水産業をのぞく商工サービス業、自由業などの事業主とその家族従業員) (11.5%)
 3. 公務員 (5.1%)
 4. 会社員・団体職員 (27.7%)
 5. 学生 (1.7%)
 6. その他 (具体的に) (42.3%)
- <無回答> (5.7%)

問 34 あなたがお住まいの市町村が含まれている地域の番号に○をつけてください。(N=1,361)

1. 和歌山市 (34.5%)
2. 海南市・海草郡 (5.8%)
3. 紀の川市・岩出市 (12.0%)
4. 橋本市・伊都郡 (9.5%)
5. 有田市・有田郡 (8.8%)
6. 御坊市・日高郡 (8.0%)
7. 田辺市・西牟婁郡 (11.1%)
8. 新宮市・東牟婁郡 (6.7%)

<無回答> (3.6%)

**和歌山県人権に関する県民意識調査
報 告 書**

平成 2 5 年 1 月

発 行 和歌山県企画部人権局人権施策推進課
〒640-8385 和歌山市小松原通 1 - 1
電話 (073)441-2566 FAX (073)433-4540